

**Journal
of
Shariah Studies**

**No.9
2012**

Contents

<Thesis>

- Independent structure of the Islam faith Junya Shinohe
Inspection of the ijma Nobuo Mori

<The Islam world circumstances>

- Islam of Yunnan of China Shigeru Hasebe

<Translation>

- Al-Saiid Sabiq's " Fiqf al-Sunnah " : An Abridged Translation Yoshihide Kashihara

<Reviews>

- Lecture in Sptember,2011 "Transmission and development to China of the Islam"
Report of "Tafshir(exegesis)Quran" study
1. Report of "TafshirQuran" study : Surah 7. 1~32..... Nobuo Mori
2. Report of "TafshirQuran" study : Surah 7. 33~56 Junya Shinohe
3. Report of "TafshirQuran" study : Surah 7. 57~87..... Toshio Endo
4. Report of "TafshirQuran" study : Surah 7. 88~129 Jiro Arimi
5. Report of "TafshirQuran" study : Surah 7. 130~154 KImiaki Tokumasu
6. Report of "TafshirQuran" study : Surah 7. 155~179 Hideomi Muto
7. Report of "TafshirQuran" study : Surah 7. 180~206 Yoshihide Kashihara



Shariah Research Institute
Takushoku University
Tokyo.Japan

シャリーア研究

第九号

2
0
1
2



シャリーア研究

第九号
2012

拓殖大学
イスラーム研究所

慈悲あまねく慈悲深きアッラーの御名において

—目 次—

〈論考〉

イスラーム信仰の主体的構造

…………… 四 戸 潤 弥 1

イジュマーの検証

…………… 森 伸 生 21

〈イスラーム世界事情〉

中国雲南にイスラームを訪ねて

…………… 長 谷 部 茂 59

〈翻訳〉

フィクフススナ（スンナの法学）より

…………… 柏 原 良 英 77

〈記録〉

平成 23 年度 第 2 回イスラーム講演会記録

イスラームの中国への伝来と発展

…………… スレイマーン 張 89

第1回タフスィール研究会報告クルアーン第7章高壁章 第1節～32節	
..... 森 伸 生	119
第2回タフスィール研究会報告クルアーン第7章高壁章 第33節～56節	
..... 四 戸 潤 弥	139
第3回タフスィール研究会報告クルアーン第7章高壁章 第57節～87節	
..... 遠 藤 利 夫	159
第4回タフスィール研究会報告クルアーン第7章高壁章 第88節～129節	
..... 有 見 次 郎	181
第5回タフスィール研究会報告クルアーン第7章高壁章 第130節～154節	
..... 徳 増 公 明	197
第6回タフスィール研究会報告クルアーン第7章高壁章 第155節～179節	
..... 武 藤 英 臣	221
第7回タフスィール研究会報告クルアーン第7章高壁章 第180節～206節	
..... 柏 原 良 英	239

執筆者紹介

有見 次郎	拓殖大学イスラーム研究所客員教授
遠藤 利夫	拓殖大学イスラーム研究所客員教授
柏原 良英	拓殖大学イスラーム研究所主任研究員
四戸 潤弥	同志社大学神学部教授
徳増 公明	拓殖大学イスラーム研究所客員教授
長谷部 茂	拓殖大学日本文化研究所主任研究員
武藤 英臣	拓殖大学イスラーム研究所客員教授
森 伸生	拓殖大学イスラーム研究所所長・教授

(五十音順)

イスラーム信仰の主体的構造

四 戸 潤 弥

目次

1. はじめに
2. 宗教間における主体性概念の共有の必要性
3. イスラームの主体性の出発点 ―ムカッラフ概念―
4. ムカッラフ概念から明らかになるイスラームの理性信仰
5. イスラームの理性信仰と宗教的戒律
6. 宗教的戒律の実践は理性信仰によってはじめて意味を持つ理由
7. ハディース「信仰の甘美さ」
8. 主体性と結びついて初めて意味を持つ「信仰の甘美さ」
9. おわりに

1. はじめに

日本においてイスラームを説明する際に、困難さを感じさせることの一つは、信仰における主体性¹をめぐる問題である。イスラームを信仰する人々が頗る個人主義的であることは良く聞かれることであるが、それと強い関連性を持つとされる人間の主体性となるとあまり強い関心を持たれない。だが信教の自由を前提とした日本の宗教観において主体性は極めて重要な概念であり、イスラーム教義の伝達も人間の主体的信仰への関わりを明確にしなければ、多くのイスラーム信徒が語る護教的運命論の中でイスラーム信仰と、イスラーム教義理解は受動的な色彩を帯びていく。イスラーム信徒の個人主義的傾向の実際を見れば彼らに主体性があることは明らかである。イスラームは積極的主体性を始まりとした宗教であるが他の宗教と比較してその主体性を、ムカッラフ(能力者)概念と、『ハディース』信仰の書「信仰の甘美さ」の調和的検討を通じて明らかにしようとするのが本稿のテーマである。

2. 宗教間における主体性概念の共有の必要性

信徒、非信徒を問わず人間が主体となり、動態的に特定宗教との関係を問うという枠の中でイスラームが説明されることが必要であることは、ここまで述べてきたことから、漠然とであっても感じられるだろう。

唯一神教の系譜であるイスラームの場合、創造主、全能者である唯一神アッラーの慈悲に感謝し、最後の審判の裁きの日に、現世でのアッラーへの信仰と、その信仰が命じた義務と禁止に関わる教義の実践が問われ、天国、あるいは業火の運命の裁きを受けるとされる人間が、結局のところアッラーの慈悲と許しに縛る他に術がない状況を伝える聖典『クルアーン』、かつ運命は生まれる時にすでに定まって（書かれて）いるとされる預言者のハディースを根拠とした教義において、先に述べた死生観の軸となる人間の主体性を見出すことは頗る難しい。² ゆえに同じ唯一神教であるユダヤ教がユダヤの民の過酷な民族の運命の歴史的現実を契機として信徒の規律を重視する教義と実践と、またキリスト教が主イエスの十字架を通じて、神とのかかわりを主体的に意識する教義と実践との比較においてイスラームには信徒の主体的宗教への働きかけが、殊更、意識されないようにも見えるのは、アッラーにすべてを委ねる（タワックル）の概念が、主体性を喪失したような「アッラーに絶対服従」と表現されてきたこともその原因であるようにも思える。しかしながら、「信仰の甘美さ」を論じたハディースに出会う時、人はイスラーム信仰において、個としての人間の全能のアッラーに対する主体的働きかけをはっきりと見出すことができるのである。「信仰の甘美さ」とは簡単に言えば、本能に従い自由奔放に生きる人間にとって、その統御が必要とされる戒律を伴う信仰に生きるかを問いかけられた時。そこに拒否か、信仰かの二者択一の主体的選択があることが自覚され、拒否も可能だったにも関わらず信仰を選択した行為は、理性（アクル）の行為の選択であり、そしてその知性の働きは、日常の社会生活において行為の責任を問われる法的「能力者」であってはじめて行えるものであるということである。それはまた、イスラームという宗教の義務と禁止の戒律の実践の行為責任を最後の審判の日に問われることも意味している。イスラームは日常行為

と、宗教的実践行為を区別することなく、共にムカッラフ（能力者）概念に基づく行為責任者の信仰としてイスラーム信仰を位置付ける。一日5回の義務の礼拝において、「信仰告白（唯一神アッラー以外に神はなし、ムハンマドは神の使徒である）」を9回唱え、この信仰告白を教義としては六信の第一項として、実践としては五行の第一項として位置付けるイスラーム信仰におけるムカッラフ（能力者）概念は、イスラームが拒否も可能であった選択肢の中から信仰を選択する知性の働きであり、本能を統御する信仰実践をムカッラフ（能力者）概念を基礎として自覚する。本能であれば習わずにすむことを、本能の統御を根拠とした故に、信仰を聖典『クルアーン』と預言者の言行『ハディース』を、アッラーの「導き（フダー）」を拠り所として実践し、現世の幸福と、来世における業火の懲罰を逃れることを目指すイスラーム信徒の姿が見えてくる。本能を抑えて、信仰を選択したムカッラフ（能力者）がその知性の働きを通じて日常生活と信仰生活とにおいてアッラーの導きを根拠に主体的に選び取った信仰実践の結果を、信仰実践を木に実る甘き果実であるとして、「信仰の甘美さ」と呼ぶのである。イスラームにおける死生観は、ムカッラフ概念を基礎として、生においては現世の幸福を、死においては来世での業火の懲罰を逃れることであり、そのための日常生活と信仰生活の実践が行われるのである。ムカッラフ概念はそうした意味からイスラーム信徒の主体的死生観を理解する契機であると言えるのではないだろうか。³

3. イスラームの主体性の出発点 ―ムカッラフ概念―

イスラームは聖俗を区別しない宗教であると言われるが、それをヨーロッパの聖俗分離、あるいは政教分離⁴と重ね合わせると間違った理解へと向かう。聖俗を分離しないというのは、『ハディース』⁵で伝えられた天使と預言者ムハンマドとの対話におけるイスラームの宗教観を根拠とする。そこには、イフサーンが宗教概念に含められている。六信仰とは「アッラー、諸天使、〔啓典の〕書、使徒たち、審判の日、宿命を信ずること」、五行（イスラーム）とは、「唯一信仰告白表明、礼拝、喜捨、断食、巡礼」、そしてイフサーンとは「俗の

中での善行」である。この最後のイフサーンが宗教と見なされたことが、イスラームの宗教概念に俗が含まれるようになった発端である。⁶

ではこのような宗教の信徒たちとは誰かという問題が出てくる。世事の中に宗教戒律を見出す宗教であれば、社会的責任能力を持つ人間が想定されることは必然である。信徒の基本型を世間一般の大人に求める時、俗を絶ち、悟りを目指す宗教とは袂を分かち、同時に世間一般人たちがつくる社会（パブリック）が社会の基本型であれば、国家宗教とも袂を分かち。もちろん社会（パブリック）は必ずしも現代的意味での市民社会でない。

そこで出てくるのが、ムカッラフ概念である。「アッラーは信徒たちの義務と禁止の命令を行い、その命令を「理解」し、理解したことを実行、あるいは実行しないことができる人間」をムカッラフと呼ぶ。ムカッラフの基準はきわめて一般的である。

辞義は、「身体的に成人に達し、シャリーアや法（世俗法）を理解できる人」で、イスラーム法の意味は前記の通り、「アッラーの命を理解し実行できる人」である。

4. ムカッラフ概念から明らかになるイスラームの理性信仰

ムカッラフ概念を検討する。ムカッラフは「世間の大人」であるが、「大人」とは何か。「大人」とは善も悪も行う可能性がある人間であり、同時に欲望も備えている。イスラームの人間観は、私たちが現実社会に見出す様々な人間の総体を基本型としている。そうした人間がイスラームのような、他の宗教であれば、聖職者に求めるような宗教戒律（一日5回の礼拝、断食、巡礼）と、あるいは権力のある人にしか求めない財の供出（ザカート）の善行も戒律とする宗教を選択することは本能や気分からは本来有りえないと想定するのである。イスラームが聖俗を分離しないという印象は、厳しい宗教的戒律があることを知っている人の印象であるから、厳しい宗教的戒律というのはイスラーム信徒も、非イスラーム信徒も共に共有する認識である。

つまりイスラームは普通人（大人）を信徒の基本型としている。入信前と入

信後ではこうした基本型に変更はない。そこで、「アッラーの義務と禁止の命令（アワーミル）」、「アッラーの導き（ヒダヤーヤトッラー）」の用語がそうした基本型概念と結びつき、イスラームの信仰構造が構築されていく

5. イスラームの理性信仰と宗教的戒律

イスラーム信徒の基本型がムカッラフ概念を基礎としていることについての検証は前記の通りである。次に検討すべきは、アッラーの命と、それを実践するムカッラフとの関係性である。『クルアーン』によれば、アッラーの命は身体が正常で社会的分別を持つ人間が実行できるものである。

「アッラーは誰にも、その能力以上のものを負わせられない。」（2章 286 節）
また、現世における物質的豊かさをそのままある姿を前提として、実行できる者のみを対象としたアッラーの命もあることが示されている。

「裕福な者には、その裕福さに応じて支払わせなさい。また資力の乏しい者には、アッラーがかれに与えたものの中から支払わせなさい。アッラーは、誰にもかれが与えられた以上のものを課されない。アッラーは、困難の後に安易を授けられる。」（65 章 7 節）

法学的観点に立てば、ムカッラフはアッラーの命を実行する「行為の主体」で、その実行は本稿で説明した聖俗一体の意味において、つまりイスラームが世事における正しい行為規範の実践もまた宗教として扱うという意味において、宗教儀礼と共に、日常生活での交際、政治・社会・経済生活、個人の身分に関するアッラーの命の実行も求めている。⁷

繰り返しになるが、こうしたムカッラフは聖人君子でない。社会生活において、あるいは人間の一生において、道徳になる場合もあれば、極めて利己主義的、欲望的になる場合もある。イスラームは信徒の基本型をそうした人間一般の姿として設定しているのである。

であるからこそ、非イスラーム信徒からも、そしてイスラーム信徒からも同様に、さらにアッラーからも、宗教的戒律の実践に向かうのは、人が持つ本来の性からでもなく、また感動的気分、または宗教的情熱からでもなく、理性か

ら始まるとしているのである。ここにおいて、純粹な心の存在を認識しながらも、それを具現化している姿を赤子どものような純心に求めないという点は強調されるべきであると考ええる。本能や気分で入信することもあるだろうが、理性でイスラームを選択することが入信の基本型であり、その実践の完璧さの程度、徹底さの程度を保障するのは、アッラーの導きに従おうとする理性の選択の強さである。同時に選択ができるのは、正しい理性が働くからであることも言外に示唆されていると考えても間違いではないだろう。

当然、イスラームにおける神を希求する心に位置づけが非イスラーム信徒から問いかけられるだろうが、神を希求してやまない心は、実践の中で、アッラーの導きに従うという実践のなかで陶冶されるという答に留めておきたい。それは本稿がこの後で、『ハディース』の信仰の果実を扱うなかで、自ずと理解されると考えるからである。

6. 宗教的戒律の実践は理性信仰によってはじめて意味を持つ理由

理性の判断によってイスラーム信仰を選択したとしても、入信の動機は様々である。『ハディース』はイスラームへ向かう動機⁸を1) アッラーを心から信じる故に、2) 個人的利益追求の故と解説している。イスラームは動機の違いを重視するが、そうである事実を非難しない。入信だけでは信仰は完成しないからだ。理性、本能、気分を内包する人間がイスラーム信仰を全うするには、選択した理性が本能や気分を統御することが必要になってくる。従って、そこに選択の責任が問われてくるのである。選択は主体的選択である。通常は聖職者に求めるような厳しい戒律を世俗的な信徒に求めるイスラーム信仰は、普通の人間にとっては極めて困難な宗教となる。それにもかからず、本能や気分を制して理性による選択をするという、この点において、本稿のテーマである「宗教における主体性」が発見されるのである。前記した拒否も選択できる中であって、戒律の厳しいイスラーム信仰を選択した。入信の強制を否定する教義⁹の中にあって、イスラーム信仰を選択した。選択の自由と厳しい戒律を前提としたイスラーム信仰選択は、極めて主体的であると言えると考ええる。

そしてこのイスラームの選択における主体性は、次の検討する『ハディース』の「信仰の果実」を通じた教えを宗教的護教論や、宗教的形式主義を排除する形で作用するのではないかという立場に向かわせるのである。

7. ハディース「信仰の甘美さ」

イスラーム信仰選択は能力者であるムカッラフを前提としている。ムカッラフ概念が重視されるのは啓示宗教であるという意味で、「アッラーの啓示」が知られるという点に求めることができるが、さらに預言者ムハンマドが啓示を伝えたこと、つまりイスラームがイスラームである理由は、神の御言葉にあり、その神の言葉の理解なしに信仰はないという論理からである。イスラームは人間の理性を重視しながらも、そうした理性ある人間が同時に本能や気分によって行動を選択する事実をありのままに認める。故に、正しい行為は理性が本能や気分を統御して、アッラーの命令に従うことによって、はじめて成就されるという立場を取る。こうした論理からイスラームは「神からの伝達性」つまり「アッラーの啓示」を理解することを優先し、理性による神意推測を個人的意見、つまり理性による理解の反映と規定する。同時にそうした個人的意見を否定しないで、個人的意見とするのである。

また伝達性重視の背景には次のような論理があることも指摘しておきたい。

ユダヤ系譜の一神教においては、一人の人間において預言者と使徒の役割を担うことはなかった。預言者ムハンマドは神の御言葉を伝えた故に、使徒でありながら、預言者である。したがって、アッラーの啓示は先行する唯一神信仰であるユダヤ教、キリスト教と比較して、より重視されるのである。

また預言者ムハンマドがアッラーの御言葉である啓示を語る場合には注意深く「預言者」の語が使われ、人々を指導する場合には「使徒」の語が使われている。それもまた伝達性重視を示している。

さて、ここで検討する「信仰の甘美さ」を通じて、我々の、イスラーム信仰選択は、理性による主体的判断によつての選択であり、本能に基づくものではないこと、また、信仰の選択は、それに伴う信仰の実践の完全性を保障するも

のではないこと、また信仰の果実は信仰実践の成果であることを教えている。具体的には他の誰よりもアッラーと、アッラーの使徒を愛するようになることだが、その愛が本能ではなく理性によるものである。また理性によって愛したことが疑いない事実であっても、それによって信仰の完璧さは保障されないこと、しかしながら、最後の審判の日に、その人の理性が信仰の果実を甘く味わい真実の甘美さを十全に味わえるに至って、初めて証明されたことになるという点を理解していくことになる。つまり信仰の果実の甘美さは個々人の理性が味わえたということではなく、最期の審判の日におけるアッラーの承認によって初めて証明されることを理解することになる。

信仰の果実

預言者で神の使徒であるムハンマドは、「信仰の甘美さ」という比喻によって、誰もが五感で感じる「甘美さ」という身近さに、真実の信仰の成就がいかなるものであるかを人々に伝えた。そのハディースは、ハディース（預言者言行録）の中の「信仰の書」の中に見出すことができる。

信仰の甘美さを伝えるハディース

「信仰の書」信仰の甘美さの章¹⁰

ハディース学者は、「甘美さ」を、信仰の果実のそれとしている。アッラーの使徒ムハンマドへの愛は信仰の発露であるが、それによって、意味することは、その甘美さの存在である。

ムハンマド・ビン・アルムサンナーは私たちに語った。ちなみに、彼の通称は、アブー・ムーサー・アルアナズイーと言った。

彼は次のように伝えている：アブドルワッハーブは私たちに次のように語った。彼の通称はイブン・アブドルマジードだった。

彼は次のように伝えている：アイユーブ、通称イブン・アビー・タミーマ・アッサフティヤーニーは私たちには、アブー・キラバが語ったことを伝えている。

アナス・ビン・マーリキは言った。

「預言者は次のように言った。

三つ（の獲得されたもの）がある。あなたたち（信徒）の誰でも、その（3つの）中にあれば、信仰の甘美さを見出したのだ。それは、信徒にとってアッラーと彼の使徒がそれ以外の何よりも、最も愛する存在であること、信徒が他の人を愛するのは、アッラー以外に彼（その人）を愛さないからであること（他人を愛するのはアッラーを愛するからである）、そして、（来世の）業火に投げ込まれることを嫌うのと同じように再び不信仰へと戻ることを嫌うこと（の3つ）である。」

「サヒーフ・ブハリ」の伝統的解説書であるファトフル・バーリーの解説を要約する。

- 1) 篤信者（ムウミン）は信仰において、甘美さを希求する。そのために、病人と正常人のの違いを例に出す。ここでの病人は消化器系の病人である。消化器系の病人は甘い物を苦いと感じる、つまり甘い物を感じる味覚が麻痺している。これに対して健康な人間は甘い物は甘い、辛い物は辛いと正常な味覚を持つ。健康が損なわれる程度がひどくなるに従い、味覚の衰えもひどくなる。
- 2) 味覚の例えは、イスラームの基本的信仰の立場を示す「信仰の強さは増減する」という論よりも、五感に訴えるという点から極めて明快で、明白である。
- 3) 甘さに例える理由は、アッラーが信仰を木に例えたことに由来する。

「あなたはアッラーが如向に善い御言葉に就いて比喩を上げられているかを考えないのか。それは良い木のようなもので、その根は固く安定し、その幹は天に（聳え）、(24) （それは）主の命により凡ての季節に実を結ぶ。アッラーは人びとのために比喩を上げられる。それはかれらに反省させるためである。(25) 悪い言葉を譬えれば、悪い木のようなもので、地面から根が抜けて、それに安定性がない。(26) アッラーは現世の生活においてもまた来世でも、堅固な（地歩に立つ）御言葉で、信仰する者たちを立たせられる。だがアッラーは悪を行う者を迷うに任せ、かれは御心のままになされる。(27)」(14章24節)

良き言葉は良き木のようなものである、その言葉とは、誠実である。その木は信仰の根本である。それに茂る枝とは、（アッラーの）命に従い、義務を履

行することである。繁る葉は、篤信者（ムウミン）が生きる信条とする善行である。その果実は（アッラーへの）服従行為である。果実の甘さとは、果実の成熟度である。果実の成熟が十全となるとは完熟である。そこに甘さ、甘美さが生じる。

4) 「信者にとって・・・最も愛する存在」の「愛」とは、理性（分別）の愛である。正常な理性が成しうることである。本能による心の赴くままの愛とは違い、理性がそれを正しいとする愛である。（バイダーウィー）

5) 病人の例え。薬で回復するが、たいていの人は薬が嫌い、飲みたくない、しかし同時に理性（分別）によって薬が必要なことは分かる、気分任せたいが、薬を使い、回復する。

前記の薬の例えは、イスラーム法によって命じられてはいないし、また否定されていないが、そこに緊急性があるか、あるいは後回しにしても間にあうか（緊急性がないか）を熟考する。理性はどちらが最良かを判断し、気儘を抑える。このようなプロセスの中で、理性が、理性の本領を発揮する時、理性は十全で最良なものとなる。イスラーム法がこの状態を「甘美さ」という語を用いて表現するのは、五感としての味覚と知性の味覚とが対応するからだ。

6) ここで述べられた三つのことが信仰の完全さを具体的に表現したものと言えるのは、恩寵を垂れる神の他に許したり、禁じたりする存在はいないことが真実であり、神と人の仲介を務める神の使徒たちの存在もまた真実であるからだ。

7) 神の使徒は神の意図を明らかにし、理性と気分の二つを信仰へと向かわせようとしている。

8) 人が他人を愛するのはアッラーの理性愛の結果である。来世の火獄へ投げ込まれないためにアッラーを信仰するのは、アッラーのことは真実として信じていることを示すためである。アッラーの最後の審判の日における約束を現実として信じる。

9) アッラーへの愛が完全さを備えるとは、信仰の実践の完全さを意味する。具体的にはアッラーの義務と禁止の命に従うことで、ファルド（義務）の愛に

分類される。気分が理性を圧倒した時、禁止されているものでも忌避される行為を行えば理性愛は減じる。気分支配された欲望のなかで、忌避行為の枠が広がっていくことは、無知の継承に他ならない。ハディース「信仰ある姦通者（ザーニー）は姦通行為をしない」は、それに似たような行為を避けよとの教えであり、実際にはそのようなことが起こるのは稀である。

10) 預言者ムハンマドへの愛もまた理性愛で、同様に二つも分類される。彼の生き方を踏襲する。シャリーア（神の法）に満足をもって従う。それが完全となるのは、そのような生き方が苦痛でなくなる時である。預言者の良き倫理感を自己のものとし、敬虔な態度を学ぶようにする。

11) 前記のような実践の中で、信仰の果実は実り、そしてそれを味わえるようになる。その味わいも信仰実践の完成度によって差が生じる。

12) 同ハディースは信仰の根本の根本を伝えている。そして「信仰の甘さ」とはアッラーの導きに従うことに甘さを味わうことである。神の導きとは義務と禁止の命であり、その実践には困難さを伴う。

13) 現世に生きる者にとり、信徒のアッラーへの愛は（義務と禁止の命の）履行である。

14) 「何よりも」であって「誰よりも」でないとの表現は比喻であって、殊更問題にする必要はないが、意図は、理性ある人も、ない人もすべての人を含んでいるとの意味である。また言葉通りに、あらゆるものを指すと主張する必要はない。同様に「（アッラーと預言者の）双方に背く者」と三人称で語られていても、それは聞き手のことである。ハディースにはそのような表現は見られる。ハディース「双方に背く者は自分自身をしか害さない」はその例である。

15) このハディースに対応するように、『クルアーン』には、「言え、あなたがたがアッラーを愛するならば、わたしに従え。そうすればアッラーもあなたがたを愛され、あなたがたの罪を赦される。アッラーは寛容にして慈悲深い。」（3章 31 節）とある。

これは信徒のアッラーへと預言者への理性愛は一方的なものでないことを示している。理性愛はアッラーの義務と禁止の厳守の実行であるから、アッラー

の信徒への愛も具体的なものである。その愛とは信徒が天国に入り、火獄を回避させることである。同時にアッラーへの愛だけで、アッラーの使徒への愛がないのであれば、信仰が完全でないとも示している。

16) このハディースでは「アッラーと預言者を愛する」と同格にあるが、理性愛の実践においては、次の『クルアーン』の節では「従う」が2回使われている。「あなたがた信仰する者よ、アッラーに従いなさい、また使徒と、あなたがたの中で権能を持つ（シャリーアに精通した）者に従え。あなたがたは何事に就いても異論があれば、アッラーと終末の日を信じるのなら、これをアッラーと使徒に委ねなさい。それは最も良い、最も妥当な決定である。」（4章 59 節）

このことはアッラーに従うことと、アッラーの使徒に従うことが独立的事であることを示している。権能のある者へ従うことは、アッラーへ従うことから独立してはいない。

17) 「アッラーが救った後で」について。アッラーに救われた者とは生まれながらのイスラーム信徒と、教友たちの多くが抑圧の闇から信仰の光へと救われたように、特定の人を対象としていない。

18) アッラーは信徒を現世の業火から救ったのである。

これら3つのことを含む信仰は完璧な信仰と言えるのだろうが、その場合の完璧さとは何か。アッラーと預言者を他の誰よりも愛し、他人を愛するのもアッラーへの愛が前提である。我々の本能は、血の繋がりに縛られている。愛情深く育てられた人は、生育の中で母を、父を深く愛するようになる。両親へのイフサーン（思いやり）を大事にせよと『クルアーン』や『ハディース』は教えている。従ってアッラーと預言者の愛は、解説にあるように「理性愛」であることは明らかである。

8. 主体性と結びついて初めて意味を持つ「信仰の甘美さ」

『ハディース』の「信仰の書」章にある「信仰の甘美さ」は、イスラーム信

仰の構造を浮かび上がらせる。信仰に入っては人の本質は変わらない。信仰は人の本質を変え、人間の中にある純粋さを取り戻すことではない。信仰は人が持っているあるがままの本能や気分を否定せず、理性により統御し、アッラーが示した道を歩むことを要求する。その要求は、時に応じて様々な用語で示唆される。ある時には、「服従（ターア）」であり、またある時には、「アッラーの導き（ヒダーヤトゥッラー）に従うこと」であり、またある時には、「アッラーに身を委ねること（タワククル）」である。そこに共通していることは、理性による本能や気分の統御と、そこからアッラーが示した道を歩むという人間の主体性の動きである。これに対し、アッラーは約束をする。それは現世における幸福と、アッラーの怒りによる破滅、そして来世における天国と、火獄の回避である。このアッラーの約束によって、主体的に信仰に入り、本能や気分を主体としての理性の統御による実践をした人間はアッラーと対峙し、アッラーに見（まみ）える来世が現実となる。

そこに至る過程は、並大抵のものでないことから、人は意識の覚醒が繰り返し要求される。道を踏み外す危惧は、信仰する人が理性と、本能・気分を同時に内包している限り、常にあり続ける。

イスラームの信仰構造の基本型とはこのようなものであることが、ムカッラフ概念と「信仰の甘美さ」が同一文脈で結びついた時に浮かびあがってくる。

ムカッラフ概念を無視して、アッラーに気に入られ、天国を希求し、火獄を回避することを望み、アッラーへの賛美を繰り返えせば良いとする「信仰の甘美さ」の理解は形だけではないのか。イスラーム世界の中にあった宗教熱心な姿から、狂熱的な叫び、アッラーは偉大なりを叫び暴力も辞さない姿、アッラーの命の実行のためとして他を強制する熱心さに至るまで、信仰の姿は様々である。どれがどれであるかをここでは指摘はしない。理性による主体的信仰選択と最後の審判の日に責任を問われる宗教実践、そして信仰の果実を味わった時に甘美さは現実の中でどのような形や姿を取るものであれ、イスラーム信仰の基本型は変わることはない。

次の『ハディース』は日常生活の中にあって理性が本能や気分を統御して、

信仰実践をする預言者の姿を示している。それはイスラーム信仰の基本型と一致する。

「三人組の男たちが預言者の妻たちの家を訪問し、預言者の宗教実践の様子を尋ねたが、自分たちが不十分であることを知り、「我々は預言者と比べて、恥ずかしいほどだ、預言者は過去においても未来においても罪を問われることはないほど素晴らしい」と言った。

内一人が「私はこれからずっと夜通し祈ろう」と言い、二人目が「私は今年、断食をして日中食事をしない、断食明けなど私にはない」と言い、三人目が「私は女気なしの生涯を送り、結婚は絶対にしない」と言った（三人とも宗教三昧の生活を送るということ）。そこへアッラーの使者が現れて彼らに「今、喋っていたのはお前たちか？アッラーに誓って言う。私はお前たちと比べ、最も深くアッラー（の命令）に服従し、かつアッラーを畏怖している。けれど私は断食し、断食が明ければ食事を摂る。私は睡眠をとるし、また私は結婚もする。そして言う。宗教実践において、私の流儀に従わない者は私に従う者ではない。」

このハディースは、預言者ムハンマドが常人と変わらないことを示し、預言者やアッラーの使徒たちと、そして彼らと血縁的、あるいは教義的関係を持つ人々を神格化する教義に対抗する例として用いられることもある。例えば、イスラーム側の理解として、イエスの奇跡そのものが神の啓示であると捕らえ、預言者ムハンマドに下されたアラビア語の『クルアーン』啓示をそれに対応させる。預言者ムハンマドはあくまでも人間であり、啓示が彼に神性を与えることはなく独立した存在であること強調する。従って預言者ムハンマドが人間であることの強調はイスラーム教義を説く上で、重要な点となるのである。従ってイスラームは三位一体説を認めず、唯一神以外に神はなく、預言者も使者は共に人間であることを強調していることから、その反証として、同ハディースが根拠とされることもあるが、しかし、このハディースは、宗教儀礼行為に偏り、現実社会に生きて信仰を実践するイスラームの宗教概念を理解しない信徒を諭したハディースである事情を考えれば、イスラーム信仰の基本型を教えた

と理解するのが最も良い理解であろう。

預言者ムハンマドが示した模範は、啓示開始から逝去するまでの23年間に、宗教実践ために世俗を断ち切ろうとする信徒たちや、社会生活を無視して気分のままに宗教実践をする者たちに、イスラームの信仰の基本型を機会ある毎に教えていたと言える。

9. おわりに

イスラーム信仰の基本型の検討は以上で終わる。今回の検討は、『クルアーン』や『ハディース』など信徒たちの手にある信仰の指針の書の中の、ことばの意味を反芻しながら、イスラーム教義の論理性の存在を前提として検討したものである。イスラームの理性信仰構造がムカッラフ概念と、『ハディース』の「信仰の甘美さ」とが論理的整合性をもって結びついていることが少しでも理解可能になったように思う。

●注

- 1 イスラームの教義はこうした主体性を殊更取り立てて重要な概念とは見なさない。イスラーム教義が人の現世での行為責任を厳しく問う宗教であることは、最後の審判の日の裁きから十分伺えるのであるが、近代的自我、主体性、意思そのものを鋭く問う中で人間存在と神の真理の発見を追究する西洋哲学や科学の発展はなかった。

イスラーム教義は最初から神の下での人間の平等をうたい、前記のように個人の行為責任を重視したが、それでもイスラーム信徒たちは部族社会の一員としての生活を続け、西欧市民社会のような人間性（ヒューマニズム）を基礎とした個の発見はなされなかった。

イスラームが7世紀初頭にこのような教義を展開できた背景には、1) 最初の布教対象であったマッカ社会が商業都市であったこと、2) 都市に住む人々の生業が商業であったこと、3) そしてこのマッカ社会が余剰生産どころか、自分たちの食糧すら十分に生産できない社会、つまり生産なき交易型社会であったことを指摘することは妥当なのではないだろうか。交易型社会において、取引の当事者同士は個としての認識が必要であった。そして彼ら

の生産手段は商品と貨幣という動産であった。法が債権法中心であることも、そのことを示している。

これに対し、ヨーロッパが個を発見するのは、15世紀のイタリア諸都市の海外貿易による繁栄、アラブ地域を経由せずにインドや中国と直接結びつく地理上の発見の時代的動きの中で交易による繁栄を享受するようになってからである。この理由もまた取引当事者の個の発見を契機とする。しかしながらヨーロッパは生産循環型社会であり、マッカのように交易が必要不可欠のものでなかった。やがて産業革命を経て、余剰生産物の市場が不可欠となった時に、ヨーロッパは従来の交易の形ではなく、植民地支配によって本国と植民地間の交易で繁栄する自給自足圏（アルタルキー）を構築した。それによって他者の交易参加が制限され、マッカを含むアラブとの交易は衰退していった。ヨーロッパの個の発見は、取引当事者（ブルジョワ）の個の他に、生産工場に個々の人間たちの個の発見が共になされ、彼らの権利が人権として拡大していく社会を形成し、これが市民社会の個の発見となったと言える。こうした描き方は単純化すぎるとの批判もあるだろうが、ここでの問題は、神と向かう個の問題であるので、これ以上の個の比較論議は行わない。

そこで神と個人の問題に焦点を当てれば、イスラームの個概念とヨーロッパの個の概念は、重なる部分（取引当事者）もあるが、重ならない部分（生産者）もある。特に後者が人権の発展を大きく促したのは、大量生産都市が、血縁、地縁の紐帯はないことから自己の人権の確保は生産者の連体に大きく依存することになり、市民労働者社会の発展が促されたのである。

2 アッラーは人間創造の理由を次のように述べる。

「ジンと人間を創ったのはわれに仕えさせるため。」(51章56節：日本ムスリム教会訳)

この節を見る限り、人間創造の目的は頗る運命的である印象を与える。こうした中に、主体性を促すような選択は見いだせない。

さらに預言者の言葉は、主体性を保障する人の努力も運命を逃れることができないと否定的なニュアンスをもって迫ってくる。

「お前たちが創られるおりには、母親の腹の中で40日間精子が宿り1、それから同じ期間凝血となり、ついで同じ期間肉塊となる。その後天使が遣わされて霊を吹きこむが、この天使はさらに4つの仕事2、をするよう命ぜられている。つまり〔生れてくる者の〕生業3、命の長さ、行為、幸・不幸を書きとめることである。ところで唯一無二の神であるアッラーに誓っているが、お前たちのある者は、楽園の徒の行為にいそしみもう少して天国というところで、この帳簿に記されたこと4、に災いされ、劫火の徒の行為に耽って火獄におちる。だがまたある者は、劫火の徒の行為に耽りすんでのところで火獄行きというところで、帳簿に記されたことが幸いして、楽園の徒の行為に

いそしみ天国に入る。」(ハディース・ナワウィー 4:『40 のハディース』黒田寿郎訳)

イスラーム信徒にとり、クルアーンとハディースという二つの法源から、信徒は決められた通りにアッラーの導きに従う他はないのだという諦念にも似た諦めと、だがそうすれば、天国が約束されるのだという運命に従うことで得られる安心とが心に満ちてくることになる。

しかしながら、そのような立場に立ったとしても、信仰の実践においては事が単純でないことは、人の一生の複雑さが証明している。

教えにしても自らクルアーンとハディースに通じていることは稀なので、それら二つに詳しいとされるイスラーム法学者や、礼拝指導師や、あるいは自己の属する家族や部族の信仰実践に従って生きることになるが、信仰実践が十全的に正しいと保障されることではない、それは十分承知しているから、不安は残るのである。

しかしながら、仮にもしここに主体的に理性を持ってイスラームを選択した故に、その理性によって信仰を実践し、それに対して、アッラーが来世の業火を回避させてくれるという緊張関係が構築された時、近代人のいう宗教の主体性が見いだせることになるのではないだろうか。

もちろん、先に、そのような緊張関係を求めず、信徒家族から伝わった信仰実践を承継実践していけば、諦念と希望によってつくられる安心の中で生涯を全うすることができる方を選択することになろう。

- 3 本稿の1の部分は、日本宗教学会第7回学術大会(2012年9月7日)において、発表した「ムカッラフ(能力者)概念をめぐる信仰告白表明と審判」日本宗教学会第71学術大会共同発表 パネル「宗教における死生観と超越」代表高田信良(龍谷大学)、澤井義次(天理大)、中村信博(同志社女子大)、氣多雅子(京都大) 皇學館大学での発表要約と同内容である。それを除いては、加筆の形で、学会のパネルで十分展開できなかった「信仰の甘美さ」と、イスラーム法学における「ムカッラフ」概念の内的関連性について詳細な検討を行い、パネルでは説明しなかったイスラームの信仰構造を明らかにしている。
- 4 このことばを聞いた者は、79年のイラン革命によるイスラーム国家体制樹立、81年の宗教過激派によるエジプトのサダト大統領暗殺、2001年のカーイダ・グループによる9.11ニューヨーク同時多発テロ、そして「アラブの春」による世俗政権崩壊後の2012年のエジプトにおけるムスリム同胞団メンバーの大統領選挙での勝利など、イスラームが政治へ進出してきた過去30年の動きを思い起こし、イスラームが俗を支配しようとしているように映るのは極めて自然である。

しかし、イスラームの歴史において、公的権力と宗教権力の分離は論争とはならなかった。教会組織なるものがないこと、ウンマ（信仰共同体）と言っても、それは単に国家指導者がイスラーム信徒であればよかったのである。イスラームにおいて宗教権力というのは教義上存在しない。ただ、あるのは『クルアーン』の「あなたがた信仰する者よ、アッラーに従いなさい、また使徒と、あなたがたの中で権能を持つ（シャリーアに精通した）者に従え。あなたがたは何事に就いても異論があれば、アッラーと終末の日を信じるのなら、これをアッラーと使徒に委ねなさい。それは最も良い、最も妥当な決定である。」(4章 59 節) を根拠とした、イスラーム法学者の法判断(法的意見)の提示的権威である。提示的権威というのは、それに従うか、従わないかは信徒の自由である。別な表現をすれば、どのイスラーム法学者の法判断に従うかは信徒の自由ということである。アッラーと使徒を除いての唯一人間の宗教的権威を示す神のことばである。政治的な決定（イスラームではウムールフム（彼らの大事な事））についての『クルアーン』の根拠は、「また主（の呼びかけ）に答えて礼拝の務めを守る者、互いに事を相談し合って行う者、われが授けたものから施す者」(42 章 38 節) で、これはむしろ、現在多くのイスラーム諸国で見られる軍事独裁や、王制とは逆の民主制をイメージさせるが、この啓示が下された時期のイスラーム信徒共同体（ウンマ）の具体的状況をみれば、預言者指導の下における衆議の大切さを指摘した啓示であったことから、指導者が皆と相談して決めるとも解釈できるし（アラビア湾岸諸国のシェーラ（諮問会議）制）、また代議制（イランやエジプト）とも解釈できる。イスラーム国家（ウンマ）概念は教義上存在するが、その具体的制度は確定されていない。聖俗分離論、政教分離論は政治権力と宗教権力論の問題として存在してこなかった。現代イスラーム世界の宗教的問題は、非イスラーム信徒たちの信仰保護の明確化と言った少数派保護問題、そしてそれと対局なものとして、非イスラーム世界の移住したイスラーム信徒たちが、そこでの政治制度との好ましい調整を目指す中での立場の明確化である。

5 根拠となるのは、次の『ハディース』である。

「ある日われわれがアッラーの御使いーアッラーよ、彼に祝福と平安を与えたまえーと一緒に坐りこんでいると、真白な服を身にまとい、真黒な髪をした男がこちらにやってきた。この男には旅をしてきたという風情は少しもなかったが、われわれは誰も彼を知らなかった。彼は預言者ーアッラーよ、彼に祝福と平安を与えたまえーの前に膝と膝をつきあわせて座り、両の掌を両腿の上に置いた姿勢でこう訊ねた。「ムハンマドよ、イスラームについて説明願いたい。」するとアッラーの御使いーアッラーよ、彼に祝福と平安を与えたまえーは答えた。「イスラームとは、アッラー以外に神はなく、ムハンマドはアッラーの御使いであると証言し、礼拝を行ない、喜捨を払い、ラマ

ダーン月に断食し、可能な場合に「アッラーの」家に巡礼を果すことです。」すると男はいった。「その通りだ。」われわれは預言者にこのような質問をし、その答えに肯く男に驚きの眼をみはった。

男はまた訊ねた。「それではイーマーン〔信仰〕について説明して欲しい。」すると預言者は答えた。「それはアッラーとその諸天使、〔啓典の〕書と使徒たち、審判の日、善悪二つの相をもって「アッラーが定めたまう」宿命を信ずることです。」男は「その通り」と繰り返してから訊ねた。「それではイフサーン〔善行〕について話して欲しい。」預言者は答えた。「それは貴方がまじまじとアッラーを見るように彼を敬い崇めることです。貴方が眼にしていなくとも、アッラーは貴方を見ておられるのですから。」そして男が件の時「最後の審判の日」について訊ねると、預言者は答えた。「その問題については、訊ねられた者も訊ね手以上に知っている訳ではありません。」男がさらにその「時がやってくる」徴候について訊ねると預言者はこう答えた。「奴隷女が女主人を産み6、また貴方は、はだして素っ裸の文なし牧童どもが、競って豪華な殿堂を建てる姿を見かけるでしょう。」そこで男は立ち去り、私はそのまま暫らくじっとしていたが、預言者がこう訊ねられた。「ウマルよ、いろいろものを訊ねたあの人が誰だか解るかね。」私は答えた。「アッラーとその御使い〔だけ〕が御存知です。」すると預言者は言われた。「あの方は天使ジブリール7だよ。お前たちにお前たちの宗教について教えるためにいらっしやったのだ。」(『40のハディース』黒田寿郎訳)

- 6 イスラーム信徒の宗教概念の指摘：「信仰の原理を説くにあたって、イスラーム教徒の神学者は、「イーマーン（信仰）」と、「イバーダード（義務としての宗教儀礼）」とイフサーン（世俗生活での他者への思いやりのある接し方）」を区別するが、そのすべてを「ディーン（宗教）」という言葉で包括している。まことに神の御許の宗教はイスラームである。」

フィリップ・K・ヒッティ「アラブの歴史」上巻 岩永博訳、講談社学術文庫、2001年、p 259

ヒッティはレバノン系アラブ人で、米国で教鞭をとった。彼はイスラーム信徒がいかなるものであるかについて安定した見方を同書の中で提示している。

イスラームが唯一神信仰を強調しながらも、同時に日常生活の中での宗教的勤めの実践と、世俗的交際（社会、経済生活）におけるイフサーンまた信仰と位置付けられている。信仰を持つ人間と、そうでない人間を区別されるが、イスラームの人間観なしには宗教のイスサーンが具体的にどのようなものであるかは理解できないだろう。

- 7 アブドル＝ワッハーブ・ハッラーフ『イスラムの法』中村廣治郎訳、東京大

学出版会、1984 年、p12

- 8 「行為とは意志にもとづくものであり、人はみな自らの意志した事柄の所有者である。したがってアッラーとその御使いのために聖遷に参加した者は、アッラーとその御使いのために聖遷を行なったのであり、現世の利益、結婚相手の女のために聖遷に加わった者は、それらのために聖遷を行なったにすぎない。」(『40 のハディース』黒田寿郎訳)
- 9 「宗教には強制があってはならない。正に正しい道は迷誤から明らかに(分別)されている。それで邪神を退けてアッラーを信仰する者は、決して壊れることのない、堅固な取っ手を握った者である。アッラーは全聴にして全知であられる。」(2 章 256 節)
- 10 イブン・ハジャル・アルアスカラーニー『サヒーフ・ブハリ－解説ファトフル・バーリー』「信仰の書」信仰の甘美さ
شيخ الإسلام أبي الفضل شهاب الدين أحمد بن علي ابن محمد بن حجر العسقلاني الشافعي "فتح الباري شرح صحيح البخاري"
<http://hadith.al-islam.com/Loader.aspx?pageid=194&BookID=33>
同サイトは、サハル社が1990年頃からイスラーム HP として開設したが、サウジアラビア宗教・ワクフ省がスポンサーとなっている他、サーレフ・ビン・アブドルアズィーズ・ビン・ムハンマド・ビン・イブラーヒーム・アーレ＝シャイフが監修しているサイトで、信頼性が高いサイトとなっている。

イジュマーの検証

森 伸 生

はじめに

「シャリーア研究」第八号に「イスラーム法源としてのイジュマーの正当性」を発表した。その中で、イジュマーの定義を「使徒の死後のどの時代であれ、その時代のムスリムの中の全ムジュタヒドが、ある宗教的事柄についての法判断に於いて一致すること」とした。一方、「特に宗教的事案に対するムハンマドのウンマ（共同体）の一致」との見解もある。ウンマの一致は全員が参加するイジュマーであり、例えば、信仰行為（礼拝など）の義務性などについてであり、ムジュタヒドの一致は専門家が参加するイジュマー、例えば信仰行為の詳細な解説などである。その整合性は、ムジュタヒドの一致に一般信徒は従うことが求められることにより、ウンマ全体の一致とみなされる。いずれにしても、共同体の合意といえると理解した。さらに、学者間の争論を数点あげて、イジュマーの成立についてその可能性について論じた。イスラーム共同体が小さい環境の中で定義通りのイジュマーの成立は可能であると帰結した。拡大した共同体の中で、ムジュタヒドの全員一致によるイジュマー成立は困難と理解した。ゆえに、大多数の一致による法判断が重視されることになる。それはイジュマーではなく、あくまでもフッジャとみなされる。フッジャは法源になるほどの義務性を持っていないが、それを否定する見解が出ない限りは実行性の高い証明の根拠となる。そして、それが現在のイスラーム世界に実施可能な神意の探りかたであろうと結論付けた。そのような結論の中から、イスラーム法史の中でイジュマーと言われてきた事案はどのようなものがあつたのか、今回、実際のイジュマーの事案を研究の対象とした。イジュマーの根拠と同意者を検証することによって、イジュマーと根拠の関係とイジュマーの成立過程を見ることにする。そこで、資料として、「イジュマー辞典」と題する著作を見出すことができ、それを利用した。研究題材として、「イジュマー辞典」の中

から「キサース刑」（同害報復刑）の項目を訳出した。礼拝などの信仰行為よりも犯罪の項目の方が社会性に富んだ法規範が出て、時代性があると考えたからである。「イジュマー辞典」の「キサース刑」項目には 3268 番から 3345 番までの 77 のイジュマーが集められている。

1 イジュマー規定の成立時期

「イジュマー辞典」（以下「辞典」）に編集されているイジュマー規定の成立時期を判断するために、編集に使った参考文献の時代性を見ることにする。

「辞典」の参考文献は全部 17 点であり、著者は 13 人である。最古の文献は「スナン・アッテルミズイー」（著者：アッテルミズイー：西暦 892 年 / ヒジュラ暦 279 年没）、最新の文献は「ナイル・ル・アウタール」（著者：アッシャウカーニー：1834 年 / 1255 年没）である。つまり、「辞典」によると、1834 年以降にイジュマーは成立していないことになる。編纂されているイジュマーの内容を精査することによって、さらにその成立時代が特定される。

「ナイル・アルアウタール」から引用したイジュマーは「キサース刑」77 事案のうち 11 件であった。そのうち、1 件 (3329 番) がファタフ・アルバーリー（アルアスカラーニー著 1448 年 / 852 年）からの引用と同じである。さらに、その 1 件はシャルフ・マアーニー・アルアーサール（アッタハーウィー著：933 年 / 321 年没）からの伝承であると記されている。ファタフ・アルバーリーが単独で伝えているイジュマーはハディース解釈者イブン・バッタール（1057 年 / 449 年没）からの伝承と記されている。アルバハル・アルザッハール（アルムルタダー著：1436 年 / 840 年没）単独の文献で伝えられているイジュマーは 2 件（3268 番、3271 番）ある。このような書籍とイジュマーの引用を合わせ考えたならば、イジュマーは文献的には 1436 年以降には存在しないことになる。これはあくまでも文献の著者の没年による推定であるので、イジュマーの成立年を推量するには、イジュマーの根拠を調べなければならない。

2 イジュマーの法判断の根拠

ムジュタヒドが法判断を出すときには、根拠が必要となるが、それは以下のような根拠をあげることができる。

(1) クルアーンを根拠とするイジュマー：祖母との婚姻の禁止についてのムジュタヒドたちの合意がある。彼らはこのイジュマーの根拠として「あなた方に禁じられているのはあなた方の母である。」(4章23節)をあげている。同節で母親の意図するところは母の女系であり、祖母などである。

(2) スンナを根拠とするイジュマー：買い手が売り手から食品を受け取る前にその食品を売却することを禁止することにムジュタヒドたちが合意した事案である。このイジュマーの根拠は預言者の言葉「食べ物を買う者はそれを手にするまではそれを売ってはならない。」を根拠としている。

(3) キヤースを根拠としているイジュマー：アブーバクルのカリフ位における預言者が任せたイマーム位からの類推によって決定し、サハーバが一致した。

キヤースの根拠として認めない見解：キヤースは蓋然的根拠であり、イジュマーは確定的根拠であることから、各敵の根拠の証明として蓋然的根拠はなりたたない。

これに対する反論として、現実的にキヤースを根拠としたイジュマーが存在する。たとえ蓋然的根拠であってもイジュマーによって確定的根拠に転換する。

(4) マスラハ（公益）を根拠としたイジュマー：クルアーンの編纂にアブーバクルが一致した根拠はムスリムたちためになるとのウマルの言葉による。アブーバクルの決断にサハーバが一致し、ムスリム全員が一致した。

金曜礼拝の二回のアアザーン：ウスマーン時代に人々に確実に知らせる為に二回アザーンを行うことに決め、他のサハーバが一致した。

マスラハの根拠の特異性：そのイジュマーはクルアーンやスンナやキヤースを根拠とした他のイジュマーのように永遠な法源とはならない。

イジュマーの根拠について、上記のように考えれるが、必ずしもイジュマー

の規定に根拠が示されていないことがある。このことに関して、「イジュマー辞典」著者サアディー氏が次のように考えを表している。

ムジュタヒドがイジュティハードを行う場合には、必ずクルアーン、スンナ、またはシャリーアの基本理念を根拠にしなければならないことは当然のことである。ゆえに、イジュマーが成立した時には、ムジュタヒドたちが、イジュマーはイスラーム法的根拠を基本としていることに、一致したということでもある。そして、イジュマーは新たな根拠となるのである。イジュマーには根拠が示されていない場合があるが、それは我々に知らされていないだけである。しかし、イジュマーが成立したことは根拠が存在することを証明していることにもなる。なぜなら、ムジュタヒドたちがイジュマーの法規定に根拠なしに一致することはありえないからである。さらに、別の面から言えば、イジュマーの存在はその根拠を探求する必要はないと言うことである。

サアディー氏の見解はイスラーム世界におけるムジュタヒドの責任と信頼を基にした認識であり、また一般信徒にとってはムジュタヒドのようなイスラーム学者の見解に従うことが求められている。

3 「アルムグニー」収録のイジュマーの検証

「辞典」の「キサース刑」に関するイジュマー 77 件のうち、イブン・クダーマ（1223 年 /620 年没）著「アルムグニー」からの引用は 38 件ある。そこで、「アルムグニー」に収録されているイジュマーについて数件を取り出して、検証する。「アルムグニー」に収録されているイジュマーを検討することによって、以下のことを考察する。一つは「アルムグニー」以前に収録されている著書との関連を見る。そのことによって、ウンマにおけるイジュマーの認知過程を知る。二つ目はイジュマーの法的規範になる根拠を確認する。そのことによって第一法源クルアーン、第二法源ハディースとイジュマーとの関連を考える。三つ目は「アルムグニー」にのみ収録されている理由を探ることによってイジュマーの法的義務性を考える。サアディー著「辞典」にはイジュマーの事案だけが記されているので、根拠を探る場合には、「アルムグニー」の本文を参照す

ることになる。「アルムグニー」を研究対象としたのは、著者イブン・クダーマは中世のハンバル法学者であったが、彼の代表的同著書はハンバル学派法学の見解を解説し、合わせて他学派との意見の相違なども並記しており、法学百科事典として利用することができるからである。

(1) 「キサース」項 3270 キサース刑の実施

「ウンマの中で次のことで異見はない。キサース刑はその条件として、故意の殺人または故意の傷害以外に実施されない。」(m2025 y8/245 kh3/243 H1/39-40 b2/399)

根拠：クルアーン【信者は信者を殺害してはならない。過失の場合は別であるにしても。】(4章92節)、【だが信者を故意に殺害した者は、その応報は地獄で、かれは永遠にその中に住むであろう】(4章93節)、【信仰する者よ、あなたがたには殺害に対する報復が定められた】(2章178節)

ハディース：【故意に殺害した者、彼は報復刑が科される】(アブーダウード伝承)

同イジュマーは「イフティラーフ・アルウラマー」(アルマアウズイー著：西暦923年/ヒジュラ暦310年没)、「タハディーブ・アルアーサール」(アッタバリ著：923年/310年没)、「アルマハッラー」(イブン・ハズム著：1064年/456年没)にも収録されており、9世紀初頭、11世紀半ばではイジュマーとして確認されている。根拠がクルアーンとハディースであり、ウンマの中でクルアーンとハディースの内容が定着していることの確認としてイジュマーが存在する。

(2) 「キサース刑」項 3272 傷害に対するキサース刑

「ムスリムたちは次のことで合意した。生命(殺害)以外でもキサース刑は可能であれば、実施される。」(y8/298 b2/397-398 kh3/243)

根拠：クルアーン【われはかれらのために律法の中で定めた。「生命には生命、目には目、鼻には鼻、耳には耳、歯には歯、凡ての傷害にも、(同様の)報復を。」しかしその報復を控えて許すならば、それは自分の罪の償いとなる。アッラー

が下されるものによって裁判しない者は、不義を行う者である。】(5章45節)

ハディース【アナスは次のように伝えている。ルバイウの妹のウンム・ハーリサはある男を傷つけた(彼女は彼の歯を折った)。そこで彼ら(被害者の身内)はこの争いを預言者に訴えた。すると預言者は「キサース(報復)だ、キサースだ」と言った。】(サヘーフ・ムスリム2巻P.718)

このイジュマーは「イフティラーフ・アルフカハーイ」(アッタバリ著:923年/310年没)と「ビヤーヤ・アルムジュタヒド」(イブン・ルシュド・アルクルトビー著:1198年/595年没)からも引用していることから、すでに9世紀(ヒジュラ暦4世紀)にムスリムたちが認識している事案であったと言える。

(3)「キサース刑」項3274 過失の傷害に対するキサース刑

「過失の傷害にはキサース刑はイジュマーによって行われない。」(y4/298)

根拠:クルアーン【信者は信者を殺害してはならない。過失の場合は別であるにしても。過失で信者を殺した者は、1名の信者の奴隷を解放し、且つ(被害者の)家族に対し血の代償を支払え、だがかれらが見逃す場合は別である。もし被害者があなたがたと敵対関係にある民に属し、信者である場合は、1名の信者の奴隷を解放すればよい。またもしかかれが、あなたがたと同盟している民に属する場合は、その家族に血の代償を支払ったうえ、1名の信者の奴隷を解放しなければならない。資力のない者は、アッラーからの罪の償いに続けて2ヶ月間の斎戒をなさい。アッラーは全知にして英明であられる。】(4章92節)

根拠はクルアーンだけが記してある。イジュマーの合意者は無制約の状態である。さらに、「アルムグニー」だけからの引用となっている。イブン・クダーマの時代までクルアーンの節を根拠として、常にこの事案が問われた時にはクルアーンの根拠を示すだけで共同体の誰ものが合意した結果であろうと考えられる。

(4)「キサース刑」3275 傷害に対するキサース刑の条件

「傷害に対するキサース刑に関して、加害者から、不当ではなく、増加もなく、自分の権利を行使できることが条件となる。これについて異見は知られていない。(キサース刑によって)破滅(死)が考えられる骨に対してキサース刑は

行われない。それはイジュマーによる。

彼ら（共同体）は次の事に同意した。同一の名称ではない部位は（キサース刑によって）切断されない。」(y8/299 mr139 n7/24 [アルマハディーから])

根拠：クルアーン【もしあなたがたが罰するなら、あなたがたが悩まされたように罰しなさい】(16章126節)、【誰でも、あなたがたに敵対する者には、同じように敵対しなさい】(2章194節)

犯罪による復讐刑量以外は犯罪者といえども身体は不可侵である。生命に対するイスラームの基本理念を根拠としてあげてある。根拠の一つとして、人権の定着とする公益とみることができる。

同イジュマーは「ムラーティブ・アルイジュマー」（イブン・ハズム著：1064/456）、「ナイル・アルアウタール」（アッシャウカーニー著：1834/1250）に収録されており、11世紀初頭でイジュマーとしてウンマの中で定着して、13世紀初頭で「アルムグニー」を経て、19世紀初頭でイジュマーとして再確認されている。イブン・クダーマは「アルムグニー」の中で、同イジュマーを伝えるにあたり、アンナフイー（715年/97年没）、ウマル・ビン・アブドルアジズ（720年/99年没）、アター（732年/114年没）、アッザハリ（741年/124年没）、イブン・シャイラマ（761年/144年没）、アッサウリー（777年/161年没）、アッシャーフィイー（820年/204年没）アルハサン（933年/321年没）らの名をあげて、同イジュマーの確定を再確認している。

これらのイジュマーの伝承を見る限り、合意者たちは明らかではなく、各時代のイジュマーの規定を実行した法学者たちの名があげられている。それによって、イジュマーの正当性が各時代で確認されてきたことを実証していると判断される。

(5) 「キサース刑」3277 証言によるキサース刑の確定

「キサース刑が義務付けられるものは、例えば、故意の殺人、それは公正な男性二人の証人によって確定する。男性一人と女性二人の証言を受け入れない。男性一人（の証言）や原告の誓約も受け入れない。これは知識人たちの間で異見が出ていない。」(y8/115-516 n7/33)

根拠：固定刑（ハッド刑）同様に公正な男性二人の証人とする。なぜなら、罪に対する罰による身体刑であるからである。

同イジュマーはキサース刑がハッド刑同様に身体への懲罰ということで、その証人についても同様の重要性を用いたことになる。この根拠はハッド刑の証人から類推した結果となる。

同イジュマーは13世紀初頭の「アルムグニー」に最初に収録され、次にナイル・アルアウタール」（1834/1250）に収録されている。しかし、男性四人の証人しか受け付けないとするアルハサン一派の見解があるため、同イジュマーはハンバル学派におけるイジュマーと見ることもできる。

（6）「キサース刑」項 3280 番 キサース刑を執行されない者

「次の事に関して知識者たちの間で異見がなかった。小児、狂人にはキサース刑は行われぬ。同様に知性を消失している者すべて、例えば、睡眠者、気絶者などである。殺害が精神障害や知性消失の状態で行った場合である。狂人は時に正常な意識が戻り、時にはそれが消えるが、正常な意識が戻った状態で犯罪を行ったならば、彼には正常な成人に対するのと同様の刑が科される。このことに対してウラマーは合意した。」（y8/262 mr142 k36712-36783）

根拠：ハディース【預言者は次のように言った。「筆は次の三者について記すことはない（罪を問うことはない）。それは、小児は成人するまで、睡眠者は目覚めるまで、狂人は正常になるまでである。】」（スナヌ・アッテルミズィー 4 巻 22 頁「犯罪の書」）

根拠はハディースだけである。イジュマーの合意者はウラマーである。同様に、「ムラーティブ・アルイジュマー」（イブン・ハズム著：1064 年 /456 年没）と「アルイスティズカール」（イブン・アブドルバッル著：1071 年 /463 年没）からも引用されている。このことから同イジュマーは11世紀以前には成立して継承されてきたことが理解される。また、このイジュマーの後半部分はハディースの解釈によって規定が出されているので、同イジュマーは、ハディース解釈に対するウラマーのイジュマーであると理解される。

（7）「キサース刑」項 3281 番 無実者に対するキサース刑

「被害者の相続人は無実の者を加害者とした証言者たちの虚偽を知っていたのかかわらず、キサース刑を実行した。そして、彼（相続人）はそのことを自白した。つまり、彼は（加害者とされた者の）殺害を意図していた。ならば、彼に対してキサース刑が行われる。このことについて異見は知られていない。」（y8/244-245）

根拠：ハディース【預言者は次のように言った。「我が共同体は過失、失念、そして強制されたことは赦免することができる。」】

この根拠は犯罪の直接的実行者に対してキサース刑が科されるのではなく、犯罪の強制者に対するキサース刑を科す根拠として挙げられている。その強制者とその方法について、「アルムグニー」は三つのパターンを説明している。その三つめのパターンとして虚偽の証言をあげている。虚偽の証言を利用して強制的に処刑させたということである。この場合の虚偽の証言者たちは別件の虚偽罪で処罰されることにある。

このハディースから強制者全員に対するキサース刑についてハナフィー学派の学祖アブーハニーファ（767年/150年没）、マーリク学派の学祖マーリク（792年/179年没）、シャーフイー学派の学祖アッシャーフイー（819年/204年没）、他にハナフィー学派のムハンマド・アッシャイバーニー（805年/190年没）、アブーユースフ（798年/182年没）がそれぞれに規定を正しいとしている。同イジュマーについては他の文献からの引用があげられていない。すでに、各学派の学祖時代において同イジュマーの事案は確立していたのであろうが、「アルムグニー」に記すことによって、全学派の中に異見がないことを確立したことになる。ここにおいては、同イジュマーにあげられている事案について、上記のハディースをもとに、演繹した結果として、法規定が出されている。

（8）「キサース刑」項 3286 戦争の地におけるキサース刑

「遠征から帰ってきた者で、戦争の地にてキサース刑を科せられた者はイスラームの地に戻るまで、キサース刑を実施されなかった。そして、刑は（戻ってきて）実施される。それはサハーバのイジュマーである。」（y9/298,299）

根拠：ハディース「手は戦場にて切断刑に処せられない」（アブーダウード
伝承）、サハーバのイジュマー

同イジュマーは「アルムグニー」にしか載っていない。それはハンバル学派
のイジュマーと言える。マーリク、アッシャーフィー、アブーサウル、イブ
ン・アルムンズイルはハッド刑はいかなる場所でも実施されると言った。なぜ
なら、アッラーはいかなる場所、時でも刑を実施することを命じたからである。
アッシャーフィーはイマームとして軍司令官または当地の統治者が不在なら
ば、イマームが来るまで刑の執行を延期すると言った。アブーハニーファは、
ハッド刑も、キサース刑も戦争の地では実施されないし、帰還した時とのこと
もない、と言った。

(9) 「キサース刑」項 3288 傷害に対してキサース刑はいつ行うのか

「彼らは次のことに合意した。傷が完治するまで、傷害に対するキサース刑
は許されない。」(ma136 y8/333 [イブン・アルムンディルより])

根拠：ハディース【ジャービルは次のように伝えている。「預言者は被害者
の傷が癒えるまで、傷に対して賠償金を得ることを禁じた。】

イジュマーの合意者は彼らと記してあるが、これは「アルムグニー」には知
識の人々の言葉として、アンナクイー（714年/96年没）、アッサウリー（777
年/161年没）、アブーハニーファ、マーリク、イスハーク（858年/244年没）、
アブーサウル（860年/246年没）などがあげられている。やはり各時代の知
識者の見解に異見はなく、その事案が伝えられた結果、イジュマーとしてあげ
られていると考えられる。同イジュマーは「アルイジュマー」（イブン・アル
ムンディル著：931年/319年没）からも引用している。つまり、9世紀初頭には
イジュマーとして定着している。

(10) 「キサース刑」項 3291 妊婦に対するキサース刑の実行

「知識者たちのイジュマーである。妊婦が出産する前にキサース刑を行うこ
とは許されない。たとえ、彼女が犯罪時に妊娠していたか、または犯罪後、キサー
ス刑が実行される前に妊娠したとしてでもである。これはキサース刑が生命(殺
人)に対する場合である。」(y8/325,326 k37039 b2/397 sh7/225 f12/120 [ナ

ワウィーから))

根拠：クルアーン【正当な理由による以外は、アッラーが尊いものとされた生命を奪ってはならない。誰でも不当に殺害されたならば、われはその相続者に賠償または報復を求める権利を与える。殺害に関して法を越えさせてはならない。本当にかれは（法によって）救護されているのである。】（17章33節）

ハディース【アッラーの使徒は次のように言った。「女性が故意に殺害したが、彼女のお腹にいるものを生み、子供が養育の後見人を定めるまでキサース刑に処せられない。また女性が姦通をしたが、彼女のお腹にいるものを生み、子供が養育の後見人を定めるまでキサース刑に処せられない。】

同イジュマーはクルアーンとハディースの内容を再確認した事案である。同イジュマーは「アルムグニー」の他に、「アルイスティズカール」（イブン・アブドルバッル：1071年/463年没）、「ビダーヤ・アルムジュタヒド」（イブン・アルルシュド：1198年/595年没）、「シャルフ・アルムスリム」（アンナワウィー：1277年/676年没）から引用している。各時代でハディースの内容がイジュマーとして確認されてきたことが理解される。

(11) 「キサース刑」項 3294 犯罪者二人による重犯

「一人に対して二人の者がそれぞれに罪を犯した。一人目がその人物を殺害した。（二人目はその人物の死後、遺体を傷つけた。）一人目の犯罪者に対して、殺人罪が科され、二人目に対しては教育的懲罰だけであった。被害者の相続者は（殺人罪に対してキサース刑または）賠償金を望むならば、最初の犯罪者（殺人者）にだけ賠償金を求めることができる。

もし、最初の犯罪者が傷つけ、被害者がまだ生存している中、二人目が殺害した場合。最初の加害者に対して、被害者の相続人は傷害罪としてのキサース刑、または賠償金を選択することができる。しかし、傷害の箇所によってはキサース刑が科せられない箇所があるので、その場合には賠償金が科せられることになる。それはシャーフイー学派とアハマドの学派である。それに関して、異見は知られていない。（一人目の加害者に対して、さまざまな意見が出たので、このようなイジュマーが成立したと思われる。二人目の加害者つまり

殺人者に対しては通常に裁かれるのでここでは特に記されていないと考えられる。』(y8/280)

根拠：ウマルの判断に対してサハーバが協議して、それを受け入れた。

同イジュマーは「アルムグニー」にしか載っていない。イジュマーの中にも記してあるように、シャーフィー学派とハンバル学派だけが受け入れたイジュマーと言える。

ここにイジュマーの合意者たちが異なるイジュマー 11 事案をあげて、その根拠を確認した。11 イジュマーのうち、クルアーンまたはハディースが記されているものは 9 件であり、そのうち 2 件は両法源の解釈に対するイジュマーである。2 件がサハーバのイジュマーである。1 件はクルアーンを基にして公益を考えている。1 件が類推からである。このように、イジュマーの根拠はクルアーンとハディースの明文が多くみられる。イジュマーの合意者はウンマ、ムスリムたち、知識人とある中で、知識人の合意が 7 件である。また、「アルムグニー」に収録されるだけでなく、それ以前の他の文献に収録されていたことによって、イジュマーの認知が確立してきた経緯が見てとれる。さらに「アルムグニー」にのみ収録されているものには、二通りあり、一つは周知の事実として、各時代でイジュマーの存在が知りえていたものと考えられる場合、もう一つはハンバル法学だけの認める場合である。次に、このような成立状況の異なるイジュマーと一般信徒の関係を考える。

4 イジュマーの信頼度と一般信徒

イジュマーは法源の一つとなり、イジュマーによる法判断を実行することは義務であり、来世にて報償を受け、逆にその法判断を実行しないことは禁忌となり、来世にて懲罰を受ける対象となる。すべてのイジュマーが一般信徒にとってそうなのであろうか。

中世のイスラーム学者たちアームディー（1233 年 /631 年没）、イスナウィー（1370 年 /772 年没）、イブン・ハージブ（1429 年 /833 年没）はイジュマーの

受け入れについて次のような見解を出している。

タワートル伝承のイジュマーは確定的法的根拠となるので、イジュマーの規定を否定したならば不信となる。しかし、アーハード伝承のイジュマーは暫定的な法的根拠としかならないので、イジュマーの規定を否定しても不信とならない。

タワートルとは通常その全員が一致して虚言を伝えることが不可能なほどの人々が伝えることであり、アーハードとは一人または二人、ないしはタワートルの数に達しない単独の人々が伝えることである。

これを受け入れの根拠にした場合には、まだイジュマーにおいてもハディーヌ同様の検証が必要となるが、その研究がイスラーム法学界では整っていないのが現状である。

しかし、アームディーは「イジュマーの規定がイスラームの理解の範疇（五行の信仰行為、タウヒードや啓示などの信条）であったならば、それを否定する者は不信となる。そうでなければ、否定しても不信とはならない。」とも著書「アルイフカーム」の中で述べてもいる。この受け入れ規定の方が現状に即していると言える。

「辞典」の著者サアディー氏はイジュマーを合意者たちの立場から次のように分類している。イジュマーは合意者たちの立場で二種類に分類される。

（１）第一種類

- １）ムスリムたち（ウンマ）によるイジュマー
- ２）サハーバによるイジュマー
- ３）知識の人々（ムジュタヒドたち）によるイジュマー

この種のイジュマーは階位の頂点であり、誰もそれに異論はない。

（２）第二種類

- １）知識の人々（ムジュタヒドたち）の言葉、多少の意見の相違がある。
- ２）サハーバ一人の言葉、他のサハーバたちから異見がない。
- ３）ウラマー一人の言葉、他のウラマーの異見がない。
- ４）異論のない状態を知らせるイジュマー

- 5) 二聖地（マッカ、マディーナ）の人々のイジュマー
- 6) マディーナの人々のイジュマー
- 7) 正統4カリフのイジュマー
- 8) 預言者家系の人々のイジュマー

第二種類のイジュマーにはウラマーの間に異論があり、ある者たちはイジュマーとする者もいれば、しない者もいる。

サアディー著の「辞典」には第一種類のイジュマーのみが編集されている。共同体全体の一般信徒にとって、受け入れるイジュマーは第一種のイジュマーである。さらに、今回取り上げたキサースに関するイジュマーはアームディーの後者の考えでは、その規定を否定しても不信とならないと言える。

まとめ

サアディー著「イジュマー辞典」をもとに、イジュマーの合意者たち並びに成立時期を検証した。まず、イジュマーの合意者たちは共同体(ムスリム全体)、知識者たち、サハーバである。「異見の存在が見られない」との表現も散見されたが、それは基本的に知識者たちの合意と見ることができる。しかし、知識者たちが具体的に誰であったのかは明確ではない。知識者たちによる合意との表現については、「アルムグニー」ではイジュマーの事案説明の中で、各時代の諸ムジュタヒドが同様の内容を容認している状況をあげているだけである。それは各時代のムジュタヒドであって、最初のイジュマーの合意者たちではない。そのことを考慮しても、各時代におけるムジュタヒドが同様の事案に対するイジュマーを認め、さらに他のムジュタヒドや共同体全体が認めたものと考えられる。例えば、アブーハニーファの認めたイジュマーを当時の共同体が認め、イジュマーがその時代に定着する。次いで、マーリクが同様のイジュマーを認め、さらに拡大した共同体に定着する。次いでアッシャーフィーが同様にイジュマーを認め、さらに拡大した共同体の中でイジュマーが定着する。このように考えた時に、重要なことはイジュマーの成立と同時に後世への伝達であり、各時代におけるムジュタヒドの確認であり、それによるイジュマーの定着

であると考える。

イジュマーの役割はクルアーン、ハディースに次いで、両法源から演繹して新たな事案に対して法規定を見出すことにある。しかし、イジュマーの事案の内容は、根拠を見ても理解できることであるが、クルアーン、ハディースの内容を再確認する事案が多々見られる。そこに、イジュマーの役割において、各時代で、クルアーン、ハディースの内容の確認と定着というイスラームの基本的な働きがあると考える。

参考文献

- 森伸生「イスラーム法源としてのイジュマーの正当性」『シャリーア研究八号』
拓殖大学イスラーム研究所 2011 年 9 月
- ワーエル・B. ハッラク「イスラーム法理論の歴史—スニー派法学入門」
黒田壽郎訳、書肆心水、2011 年
- アブドルワッハブ・ハッラフ「イスラームの法—法源と理論」中村廣治郎訳、
東京大学出版会 1984 年
- 柳橋 博之「イスラーム家族法—婚姻・親子・親族」創文社、2001 年
- 中田考「イスラーム法の存立構造」ナカニシヤ出版、2003 年
- 松山洋平「イスラーム私法・公法概説」中田考監修、日本サウディアラビア協会 2008 年

موسوعة الإجماع في الفقه الإسلامي ، سعدي أبو جيب ، الطبعة الثالثة 1416 هـ / 1996 م ، دمشق .
المغني في فقه الإمام أحمد بن حنبل ، عبد الله بن أحمد بن قدامة المقدسي ، دار الفكر بيروت 1409 هـ .
روضة الناظر وجنة المناظر ، عبد الله بن أحمد بن قدامة المقدسي أبو محمد ، تحقيق د. عبد العزيز عبد الرحمن السعيد ، جامعة الإمام محمد بن سعود ، 1399 هـ الرياض .
كشف الأسرار عن أصول فخر الإسلام البزدوي ، علاء الدين عبد العزيز بن أحمد البخاري (سنة الوفاة 730 هـ) ، تحقيق عبد الله محمود محمد عمر . دار الكتب العلمية ، 1418 هـ / 1997 م . بيروت .
إرشاد الفحول إلى تحقيق الحق من علم الأصول ، محمد بن علي الشوكاني ، تحقيق وتعليق أبي حفص سامي بن العربي الأشري ، 1421 هـ / 2000 م ، الرياض .
التقرير والتحرير ، محمد بن محمد ابن أمير الحاج الحنبلي ، دراسة وتحقيق عبد الله محمود محمد عمر ، دار الكتب العلمية —بيروت ، الطبعة الأولى 1419 هـ / 1999 م .
الإبهاج في شرح المنهاج على منهاج الوصول إلى علم الأصول للبيضاوي ، علي بن عبد الكافي السبكي (سنة الوفاة 756) ، دار الكتب العلمية ، 1404 هـ ، ر بيروت .
قواطع الأدلة في الأصول ، منصور بن محمد بن عبد الجبار السمعاني (ت: 489 هـ) ، دراسة وتحقيق محمد حسن محمد حسن

اسماعيل الشافعي ، دار الكتب العلمية، بيروت، لبنان ، الطبعة الأولى، 1418هـ/1999م .
 الإحكام في أصول الأحكام ، علي بن محمد الأمدي أبو الحسن(سنة الوفاة 631)، تحقيق د. سيد الجميلي ، دار الكتاب العربي ، 1404 هـ، بيروت.
 التلخيص في أصول الفقه ، أبو المعالي عبد الملك بن عبد الله بن يوسف الجويني(سنة الوفاة 478هـ)، تحقيق عبد الله جولم النبالي ويشير أحمد العمري ، دار البشائر الإسلامية ، 1417هـ/1996م ، ر بيروت .
 شرح الورقات في أصول الفقه ، الشيخ/ جلال الدين محمد بن أحمد المحلي الشافعي (ت 874 هـ) تحقيق وتعليق الدكتور جسام الدين بن موسى عفانه جامعة القدس ، الطبعة الأولى 1420هـ / 1999 م .
 للمع في أصول الفقه ، أبو إسحاق إبراهيم بن علي الشيرازي ، دار الكتب العلمية ، 1405هـ/1985م ، بيروت.
 الرسالة ، محمد بن إدريس الشافعي ، تحقيق أحمد محمد شاكر ، سنة النشر 1358هـ/ 1939 م .
 الأم ، محمد بن إدريس الشافعي ، دار المعرفة ، 1410هـ/1990م .
 الإجماع ، أبو بكر محمد بن إبراهيم بن المنذر النيسابوري ، تحقيق الدكتور أبو حماد صغير أحمد بن محمد حنيف ، الطبعة الثامنة 1420 هـ / 1999م ، مكتبة مكة الثقافية دولة إمارات العربية المتحدة .
 مذكرة أصول الفقه على وضحة الناظر ، محمد الأمين بن محمد المختار الجكني الشنقيطي ، الطبعة الأولى 1326 هـ ، دار علم الفوائد مكة المكرمة .
 مراتب الأجماع في العبادات والمعاملات والمعتقدات لابن حزم ونقد مراتب الإجماع ، ابن تيمية ، تحقيق لجنة إحياء التراث العربي في دار الأفاق الجردة ، الطبعة الثالثة 1402 هـ / 1982 م ، دار الأفاق الجديدة بيروت .
 حاشية الروض المربع شرح زاد المستقنع ، عبد الرحمن بن محمد بن قاسم العاصمي النجدي الحنبلي (1312-1392 هـ) ، الطبعة الأولى 1397 هـ .
 الإحكام في أصول الأحكام ، المؤلف: علي بن محمد الأمدي ، المحقق عبد الرزاق عفيفي ، 2008م .
 علم أصول الفقه ، عبد الوهاب خلاف ، مكتب الدعوة الإسلامية القاهرة ، 1376 هـ/ 1956م .
 أصول الفقه ، محمد الخضري بك ، الطبعة السادسة 1389 هـ / 1969م ، المكتبة التجارية الكبرى مصر .
 المحصول في علم أصول الفقه ، فخر الدين محمد بن عمر بن الحسين الرازي (544-606 هـ / 1149 – 1209 م) ، تحقيق الدكتور طه جابر فياض العلواني ، مؤسسة الرسالة
 أصول الفقه الإسلامي ، زكي الدين شعبان / أستاذ جامعة عين الشمس، 1955 هـ ، دار الكتاب الجامعي القاهرة .

資料1 サアディー・アブージャイブ著「マウスアト・アルイジュマー」(第三版 1996 年)に編集されたイジュマーの事案数

イジュマーの事案は 9578 件が存在した。その内訳は以下のとおりである。

- (1) ムスリムたちによるイジュマー : 654 件
- (2) サハーバによるイジュマー : 210 件
- (3) ウラマーによるイジュマー : 1,550 件
- (4) 制約なしのイジュマー : 4,468 件
- (5) サハーバー人の見解に対して他から異論が出ていないイジュマー : 548 件
- (6) 一人識者の見解に異論なしのイジュマー : 2,148 件

注：第三版では、4,328 件を増加した。(合計 13,906)

- (1) 157 件
- (2) 144 件
- (3) 897 件
- (4) 2,503 件
- (5) 118 件
- (6) 509 件

イジュマーの数は非常に多いが、イブー・イスハーク・イスラーイーニー (d.1027) が言っている、「我々はイジュマーの件数は 2 万件以上知っている」の半分にも達していない。

資料2 「イジュマー辞典」「キサース刑」項のイジュマー

(各イジュマー末尾の括弧内の記号は出典を示す。記号の照合は資料3を参照のこと)

3268 キサース刑の規定

キサース刑はイジュマーによってイスラーム法で定められている。(h 5/218)

3269 殺害に対するキサース刑

彼ら(共同体)は次のことに一致した。

裏切り(背信)、または戦闘ゆえに人を殺害した者に対して、彼の殺害を相続した者は彼(殺害者)の血(キサース刑)は許されたものである。(mr138)

3270 キサース刑の実施

ウンマの中で次のことで異見はない。

キサース刑はその条件として、故意の殺人または故意の傷害以外に実施されない。(m2025 y8/245 kh3/243 H1/39-40 b2/399)

3271 武装している、ムスリムの敵の殺害

武装している、ムスリムの敵を殺害しても、(殺害者に)キサース刑は行われない。

それはイジュマーによる。(h5/247)

3272 傷害に対するキサース刑

ムスリムたちは次のことで合意した。生命（殺害）以外でもキサース刑は可能であれば、実施される。(y8/298 b2/397-398 kh3/243)

3273 傷害に関して故意を示すもの

体の一部を打ち、それを切断すること、または体の一部を切断する道具で打つことである。または、両者に敵意が存在した状態で打つことである。

彼らは、そのことに対してキサース刑が行われることに合意した。(mal34 k38209 b2/399)

3274 過失の傷害に対するキサース刑

過失の傷害にはキサース刑はイジュマーによって行われない。(y4/298)

3275 傷害に対するキサース刑の条件

傷害に対するキサース刑に関して、加害者から、不当ではなく、増加もなく、自分の権利を行使できることが条件となる。これについて異見は知られていない。

（キサース刑によって）破滅（死）が考えられる骨に対してキサース刑は行われない。

それはイジュマーによる。

彼ら（共同体）は次の事に同意した。同一の名称ではない部位は（キサース刑によって）切断されない。(y8/299 mr139 n7/24 [アルマハディーから])

3276 自白によるキサース刑の確定

彼ら（共同体）は次の事に合意した。

報復が義務付けられる殺害について正しい自白を二度別の場所で行った者は、その自白が確定したならば、彼に対してキサース刑が確定する。彼が自白を撤回しなかったならば、または相続人が彼を赦さなかったならば。(mr140)

3277 証言によるキサース刑の確定

キサース刑が義務付けられるものは、例えば、故意の殺人、それは公正な男

性二人の証人によって確定する。男性一人と女性二人の証言を受け入れない。男性一人（の証言）や原告の誓約も受け入れない。これは知識人たちの間で異見が出ていない。（y8/115-516 n7/33）

3278 キサース刑が義務付けられる者

彼ら（共同体）は次の事に同意した。

自由人、ムスリム、理性者、成人である彼が自由人ムスリムを殺害した。彼（殺害者）には離すことができない子供（乳児）はなく、彼（殺害者）は男性、自由人、理性人、非戦闘員であり、酩酊者ではなく、強制された者でもなく、彼（被害者）を殺害の意図を持って、彼には他の意図なく故意に、一人で、死に至らしめる鋭利な凶器で、殺害した。殺害はイスラームの地で行われた。この被害者の相続人は彼が望めば、その殺害者を（キサース刑で）殺害することができる。彼の血（キサース刑による殺害）はハラールである。（mr138 b2/388）

3279 女性に対するキサース刑

彼ら（共同体）は次の事に合意した。

女性に対するキサース刑は、男性に対するキサース刑と同様である。（mr139）

3280 キサース刑を執行されない者

次の事に関して知識者たちの間で異見がなかった。

小児、狂人にはキサース刑は行われない。同様に知性を消失している者すべて、例えば、睡眠者、気絶者などである。殺害が精神障害や知性消失の状態で行った場合である。

狂人は時に正常な意識が戻り、時にはそれが消えるが、正常な意識が戻った状態で犯罪を行ったならば、彼には正常な成人 3 2 2 2 2 に対するのと同様に刑が科される。このことに対してウラマーは合意した。（y8/262 mr142 k36712-36783）

3281 無実者に対するキサース刑

無実の加害者を殺害した相続人は証言者たちの虚偽を知っており、彼（相続人）はそのことを自白した。つまり、彼は殺害を意図していた。ならば、彼

に対してキサース刑が行われる。

このことについて異見は知られていない。(y8/244-245)

3282 キサース刑を科される者は拘束される

報復が定められた者は拘束され、解放は禁じられる。

このことに関して異見はない。(m2084)

3283 キサース刑に関する統治者の許可

ファトワのイマーム達は次の事に合意した。

統治者の許可なく、誰一人として、権利を実行してキサース刑を行うことはできない。(f12/181 [イブン・バッタールから])

3284 キサース刑について統治者は権限を他の者に委任する

ウンマは次の事に合意した。

統治者は殺害の相続権を受けたならば、彼は加害者を殺害する者を任命する。
(m2133)

3285 殺害について囲い堀作成などの配慮

殺害（キサース刑）に関して囲い堀の有無は配慮しなくてよい。

これに異論はない。(m2069)

3286 戦争の地におけるキサース刑

遠征から帰ってきた者で、戦争の地にてキサース刑を科せられた者はイスラームの地に戻るまで、キサース刑を実施されなかった。そして、刑は（戻ってきて）実施される。

それはサハーバのイジュマーである。(y9/298,299)

3287 殺害に対するキサース刑はいつ実施されるのか

ウンマの中で次のことに異見はない。

被害者が息のある限りは、報復の権利はない。(m2081)

3288 傷害に対してキサース刑はいつ行うのか

彼らは次のことに合意した。

傷が完治するまで、傷害に対するキサース刑は許されない。(ma136 y8/333 [イブン・アルムンディールより])

3289 死にいたる殴打

死に至る傷害はその責任を取らされる。

このことに異論はない。(y8/322)

3290 死に至る傷害に対するキサース刑の方法

加害者が男性を傷つけた。または体の部位を切断した。そして、彼は死んだ。被害者の相続人は被害者同様の傷を加害者に実行した。それによって、加害者は死ななかった。そこで、加害者に繰り返し傷つけることはしない。

このことに異論はない。それは首を刎ねること（斬首刑）に変更することになる。

被害者の右腕が切断されたが、加害者には右腕がないかまたは手がない状態である。または、目をくりぬかれた場合に、加害者には目がない状態である。いずれにしろ、被害者は（その傷が原因で）死んだ。被害者は剣によって首をはねられる。被害者の部位に対してキサース刑は実施されない。

これに異論は知られていない。(y8/284-285)

3291 妊婦に対するキサース刑の実行

知識者たちのイジュマーである。

妊婦が出産する前にキサース刑を行うことは許されない。たとえ、彼女が犯罪時に妊娠していたか、または犯罪後、キサース刑が実行される前に妊娠したとしてもである。これはキサース刑が生命（殺人）に対する場合である。

(y8/325,326 k37039 b2/397 sh7/225 f12/120 [ナワウィーから])

3292 キサース刑の道具

剣で殺害した者は剣でキサース刑に処せられる。

それはイジュマーによる。

次のことに異見はない。

投石によって、殺人者がキサース刑に処せられることはない。ただし、被害者が石で殺害された場合は別である。

犯罪者が矢を放って、殺害した、または酒を飲ませて、または魔術をかけて、そして死んだ、同様な方法で殺害されない。彼は剣で殺される。これは一致

による。(h5/235-236 m2069 y8/285)

3293 犯罪者一人の重犯

犯罪者が被害者の手を切断し、そして、両足を切断した。犯罪者をキサース刑に処することなく、傷は回復した。それから、犯罪者は被害者の彼を殺害した。犯罪者に切断の判決が出た。被害者の相続者は次のことから選択することができる。赦免して、三つのディヤを受け取ることを。三つのディヤとは生命のディヤ、両手のディヤ、両足のディヤである。または望めば、犯罪者をキサース刑にて殺害すること、同時に両手、両足のディヤを受けとることができる。または望めば、両手両足を切断し、生命のディヤを受け取ることができる。または望めば、生命のディヤと両手のディヤを受け取りとることができる。もし望めば、四肢の一つを切断し、残りのディヤを受け取ることができる。もし望めば、四肢の三つを切断し、残りのディヤを受け取ることができる。

これに関して、異論は知られていない。

彼らは次のことに合意した。

ある男が一人の男の右足を切断し、他の男の左足を切断したとき、加害者の両足をすべてキサース刑にて処する。(y8/288-289 mal36)

3294 犯罪者二人による重犯

二人の者が他の者に二つの罪を犯した。最初の犯罪は殺害であった。一人が殺人者であったが、二人目には教育的懲罰であった（一人が殺害し、もう一人が軽傷を負わせたと考えられる）。被害者の相続者がディヤを求めたならば、それは最初の犯罪者にだけ科せられる。

もし、最初の犯罪者が傷つけ、被害者がまだ生存し、二人目が殺人者となった場合、それから、最初の犯罪者の傷害について判決が下され、キサース刑を義務づけられるとしたならば、例えば部位の切断などように、被害者の相続者は部位の切断かディヤによる赦免のいずれかを選択することができる。キサース刑を義務づけられないならば、血の代金（アルシュ）が科せられる。それはシャーフィイー学派とアハマドの学派である。それに関して、異見は

知られていない。(y8/280)

3295 キサース刑の権利の実施

彼ら（共同体）は次のことに一致した。

報復は統治者の命令によって相続者が実施する。それは彼にとって許される。

そのことで相続者に対してキサース刑は行われない。(mr139)

3296 キサース刑の範囲を超える

1 キサース刑を実行するときに、それによってキサース刑が実行される者が死んだとしても、キサース刑実行者には何も（罪は）ない。

それはイジュマーである。

(注) アブーハニーファとイブン・アビーライラーは、キサース刑実行者の一門にディヤが義務とされる、と言った。

2 生命のキサース刑を実行する際に権利以上のことを行なった場合、例えば、犯罪者の四肢を切断するとか、一部を切断するとか行なった場合には、実行者に対して、ただちに、四肢についてキサース刑は行われない。それについて異見は知られていない。

3 傷害、打撲、目のくり抜き、骨折などに対するキサース刑実行者が犯罪者の殺害を意図し、殺害したならば、彼に対して報復が科される。それに異見はない。

(n7/145〔アンナワウィーより〕 y8/285,286 m2119)

3297 死体毀損の規定

死体毀損はマクルーフである。これは合意されたことである。(sh7/298 t5/93 n7/21〔アッテルミズィー〕)

3298 血（キサース刑実行権）の相続者は誰か

彼ら（共同体）は次のことに一致した。

子供、父親、血縁の男性、もしそこに被害者を生んだ女性また息子がいないときに、彼らが相続者となり彼らが合意した復讐または赦免が実行される。

(mr139)

3299 キサース刑の相続

キサース刑は相続される。それはイジュマーによる。(h5/235)

3300 相続者の権利の範囲

彼らは次のことに一致した。

血の相続者には二つからの選択がある。それはキサース刑、または赦免である。赦免はディヤまたはディヤなしである。

もし相続者がディヤを受け取ったならば、彼らには復讐は禁じられる。これに異論はない。(b2/394 H1/34 m2082)

3301 キサース刑における相続人たちのイジュマー

相続人たちが復讐に一致したならば、それは実行される。赦免に一致したならば、それが実施される。それについて、ウンマのイジュマーが存在する。殺人者は相続人たち全員の合意以外には殺害（キサース刑の実施は）されない。彼らのうち一人でも赦免したならば、彼らのキサース刑権利は放棄される。ディヤが義務となる。

相続人たちが一人以上であったならば、一部の者たちは他の者たちの許可なくして、復讐の実行は許されない。彼らの一部が不在であったならば、出席者だけが独自に実行することは許可されない。必ず、不在者の出現を待たなければならない。そのことについて、イジュマーが存在する。(m2078 b2/395 y8/333 h5/239)

3302 キサース刑、相続人が未成年のとき

血の相続人が未成年であったときには、彼の成長が待たれる。それはイジュマーによる。(h5/239)

3303 キサース刑、相続人の一人が未成年であったとき

殺害された者に複数息子がいたとき、彼らの中に一人成人がいて、他は未成年であった。成人には殺人者を殺す権利がある。他の未成年者たちを待つことはない。これはハサン・ビン・アリーの行為であり、サハーバが出席していた。彼らの中からそれについて反対意見はなかった。(m2079)

3304 キサース刑の実施について相続人たちに意見相違

相続人たちが相続順位で同じの場合、彼らがキサース刑の実行を受け継ぐ者

で意見相違したときには、彼らの間でくじ引きできめる。それには異見は知られていない。(y10/319)

3305 キサース刑の赦免

知識者層が次のことに合意した。

キサース刑の赦免は法的に定められている。それは許されていることである。それはより良いことである。しかしそれは相続者に強制されることではない。これに対して異見はない。(y8/336 b2/395 m2079 k38454 h5/241 n7/30)

3306 赦免の分割

相続人が殺人者二人のうち一人を（キサース刑にて）殺し、それから他の者を赦免したとき、その赦免は正しい。それはイジュマーによる。

アブターリブは次のように言った。彼には殺し（キサース刑）の権利はない。なぜなら、復讐は分割されないからである。

これはイジュマーに違反している。彼以外にそう述べる者はいない。(h5/219)

3307 キサース刑の赦免はいつ起こるのか

彼らは次のことに合意した。

相続人の赦免は被害者の死亡後に行われる。死亡前には死亡に至る被害者の赦免である。異見として、ザーヒル派は死亡に至る被害者の赦免を無効とした。(f12/178 [イブン・バッタール] より)

3308 死亡に至る被害者の赦免

被害者の赦免は許される。その後に死亡した場合でも。それはウマルの判断であり、サハーバが同席していた。彼らからはそれについて異見は知られていない。(m2081)

3309 殺害者は赦免の受け入れの責任

彼らは次のことに合意した。

相続人が殺害者に、あなたからこれを、例えば家屋を受け取ることで、あなたを殺さない、と言ったならば、殺害者は彼とアッラーの間においてそれを彼に引き渡すことが義務となる。そして彼は命を永らえることができる。(自分の血を輸血する。) もし、彼が拒否したならば、彼にはそれが彼らの合意

によって、強制されることはなく、彼からそれを無理に取り上げ、相続人に
払わたことはない。(t3/177-178 f12/176 [アッタハーウィーから])

3310 殺害者の刑罰、相続者が赦免したとき

殺害者は赦免されたならば、彼には鞭打ちも所払もない。それはイブン・アッ
バースの言葉である。サハーバの誰からもそれに対する異見は認められない。
(m2069)

3311 犯罪者の一族による彼の追放

犯罪者の一族には彼を追放することが許される。それで、たとえ彼が殺害し
たとしても、彼らに彼の血（復讐）を求める権利はない。それはウマルの
言葉である。サハーバが出席しており、彼に対して異見は見られなかった。
(m2069)

3312 殺害者と被害者の等位関係

彼らは次のことに合意した。

被害者が殺害者との間で、イスラーム、不信、自由性、奴隷性、男性、女性、
一人、複数などにおいて、等位性がとれていたのであったならば、キサース
刑が科せられる。(b2/391 ma136 h5/217)

3313 個性などは殺害者と被害者の等位性に影響しない

ウンマの間で次のことで異見はなかった。クライシュ族の者が他の者を殺害
したならば、殺される。

知識者層は次のことに合意した。ムスリムの自由人の殺害者は報復される。
たとえ四肢が切断されていても、感覚がなくても、殺害者は正常体である。
またはそのぎやくであった場合でも。同様に、知識、栄誉、富、貧、健康、
病気、強さ、弱さ、大きさ、小ささ、権力者、民衆において異なるとしても
である。なぜなら、これらの特性はキサース刑を禁じるものではない。これ
は一致による。

彼らは次のことに一致した。片腕、または片目の者を健常者が故意に殺害し
たならば、彼にはキサース刑が科せられる。被害者の目や腕によってディヤ
が科せられない。(m2154 y8/246 k38028 ma133-134 f12/167,180 [イブン

アルムンズイルとイブン・アブドルバッルから]]

3314 一人が複数を殺害

彼ら（共同体）は次のことに一致した。複数を殺害した、彼らの相続者たちは全員が彼の殺害に同意した。彼らにはその権利がある。(mr139)

3315 集団が一人を殺害

集団が一人を殺害した場合、彼らはその一人によって殺される。それはサハーバのイジュマーである。

ルバイアとダウードは、集団にはキサース刑はないがディヤがある、と言った。これはイジュマーに反している。(y8/268,269 h5/218)

3316 相続者と高官の間のキサース刑

相続者や平官僚と高官の間でもキサース刑は行われる。これに異見は知られていない。(y8/261)

3317 ムスリムを殺害した者

彼らは次のことに一致した。

復讐が科せられる犯罪をムスリムに行った者すべてに、被害者がその犯罪によって死亡するまでイスラームから離れることなく、彼の血が許される出来事がおきなかったならば、彼（加害者）には復讐刑が科せられる。加害者がムスリムであろうがカーフィルであろうが同様である。(lr138,139 ma2021)

3318 ムスリムと非ムスリムとの間でのキサース刑

1 ムスリムが庇護民（ズインミー）を殺害した時、ムスリムは（キサース刑にて）殺される。ウマルがそのことを彼の州知事の一人に書き送った。ウスマーンはそうのように実行した。（注：ウスマーンからの伝承は大変弱い。そこには伝承が途切れている。それから、その伝承はウスマーンに達しない一人の男によるものである。[m2095]）それはサハーバの同席のもと完了した。その二人に対して異見も否定も知られていない。

2 ムスリムは敵対戦闘員（殺害すること）によって（キサース刑にて）殺されない。たとえ、彼に保護があってもである。それに対するイジュマーがある。

3 彼らは次のことに合意した。カーフィルはムスリムによって殺害以外の傷害については復讐刑が科せられない。(T3/193,196 k37548-37551 m2095 [幾人から] b2/391-392 h5/226 n7/10 [アルマハディーから])

3319 非ムスリムが非ムスリムを殺害

ズィンミーはズィンミー（殺害）によって（キサース刑にて）殺される。これはイジュマーによっている。

ズィンミーは敵対戦闘員（殺害）によって（キサース刑にて）殺されない。異論は知られていない。(n7/10 T3/193 y8/255)

3320 女性が女性を殺害

彼ら（共同体）は次のことに一致した。

自由人女性ムスリマが自由人女性に殺された。彼女の相続人には復讐または赦免の選択がある。(mr138 h5/218)

3321 男性が女性を札殺害、女性が男性を殺害

彼らは次のことに合意した。

男性は女性（殺害）によって（キサース刑にて）殺される。同様に、女性も男性によって殺される。

アリーとウスマーン・アルバティーは次のように語った。

男性が女性を殺害した時、女性の相続人には半分のディヤである。それはアリーから正しくない。

アルハサン・アルバスリーとアッターウは次のように言った。男性は女性によって殺されない。これはシャーツズ（正しさから外れている内容）である。(mal134 k38016-38017 b2/392-393 y8/276 sh7/174 f12/167,180 [イブン・アルムンディールとイブン・アルバッルからによる] h5/217 n7/16 [イブン・アルムンズィルから])

(注:男性と女性の間でのキサース刑について三つの見解がある。一つは、アッターとアルハサンの考え方である。それは殺人および傷害いづれもキサース刑はない。だが、犯罪のディヤが定められる。二つ目は、サハーバやタービーーン、以後の学者たちの全体的な見解である。殺人もキサース刑可能な傷

害も男女ともにキサース刑が科せられる。三番目は、アブーハニーファと一門の考え方である。キサース刑は男女間で殺人に対して科せられる。傷害に対して科せられない。)

3322 奴隷は奴隷によって殺される

奴隷は奴隷（殺害）によって（キサース刑にて）殺される。これは一致による。(h5/264 T3/195)

3323 自由人と奴隷の間でのキサース刑

- 1 彼らは次にことで合意した。奴隷は自由人によって殺される。
- 2 主人は奴隷によって殺されない。イジュマーによる。しかし、アンナフイーと一部のタービイーンによって語られたことのものである。
- 3 彼らは次のことに一致した。奴隷と自由人の間では、生命以外に対してキサース刑はない。(T3/195 k38016 b2/391 y8/257 f12/167 [イブン・アブドルバッルとアブーサウルから] h5/226 n7/15,16 [アルマハディーから])

3324 子供が両親を殺害

子が、父または母を殺害することで（キサース刑にて）殺される。これはイジュマーによる。(h5/222 y8/268 k37689)

3325 親が子を殺害

彼らは次のことで合意した。

父親が子を殺害することはハラームである。たとえ貧困を心配してのことであろうがなかろうが。

親が子を殺害したならば、彼はそれによって殺されないことに、彼らは合意した。(k22654-35799 f12/15,35 [イブン・アブドルバッルとイブン・バッタールから] t5/76 h5/225)

3326 子の親に対するキサース刑

彼らは次のことで合意した。

父親が孫を殺害したならば、または相続人が息子であったならば、息子にはそれらにおいて、父親に対してキサース刑を実施することはできない。

(k35799)

3327 祖父が孫を殺害

彼らは次のことで合意した。

父方の祖父が彼の孫を殺害したならば、それによってキサース刑は科せられない。

シャーフイー学派の一部、アルハサン・ビン・サーレフは次のように言った。だが父親を除いて、母親たち、祖父たちによって復讐される。これはイジュマーに反する。(k22654 b2/425 f12/15 [イブン・アブドルバッルから]) h5/225)

3328 妻への傷害に対するキサース刑

夫が妻に対して、彼女の目をくりぬき、または腕をおり、または指を切断するなど、故意に行ったならば、彼女は彼に復讐することができる。

彼が彼女の過失で被害を与えたならば、彼は復讐されない。彼にディヤが科せられる。これはウラマー全体の言葉である。ファトワのイマームたちはそれに異論を出さなかった。(k32902-38257-38258)

3329 頭の骨に対するキサース刑

彼らは次のことに一致した。

頭の骨に関してキサース刑は行われない。(f12/188 [アッタハーウィーから] n7/24 [アッタハーウィーから])

3330 ムウディハへのキサース刑

彼ら（共同体）は次のことに一致した。

ムウディハ（顔の骨が見えている傷）に対するキサース刑は急所でない場所に限る。(mr139 y8/299 h5/234)

3331 ムウディハ以外でのキサース刑

ムウディハより浅い傷に対するキサース刑は義務ではない。それは知識者たち全体の見解である。

ハーシマ（骨が見え骨折した傷）、ムナッカラ（骨が見え複雑骨折した傷）、アンマ（軟脳膜に達した傷）、骨折に対してキサース刑は行われない、とイジュ

マーで定めた。

イブン・アルズベイルから次のことが伝えられている。彼はムナッカラに対して復讐を行った。これは彼からの伝承として確定ではない。(y8/305〔イブン・アルムンディールから〕h5/232,234)

3332 目に対するキサース刑

彼らは次のことに一致した。

健常、正常、成人、自由人のムスリムの目は、その持ち主は片目ではない場合、健常、正常、成人、自由人のムスリムの目（をくり抜くこと）によって（キサース刑にて）くり抜かれる。それは右目に対しては右目、左目に対しては左目である。

ムウディハではなく頭部に傷つけ、彼の視力を失った場合、彼は頭部の傷同様のキサース刑が科されない。これに異見は知られていない。(mr138 y8/310,313 k38103)

3333 片目の者が同様の者の目をくり抜く

片目の者が同様の者の目をくり抜いたとき、彼にはキサース刑が科される。異見はない。(y8/313)

3334 片目の者が健常者の目をくり抜く

片目の者が健常者の目をくり抜いたが、彼には同様の正常な目を持っていない。彼には半分のディヤが科される。それに異見は知られていない。

彼が自分の正常な目と同様の目を故意にくり抜いたとき、彼にはキサース刑は科せられない。彼には完全なディヤが科せられる。それはウマルとウスマーンの判決である。二人に対してサハーバから異見は知られていない。それはイジュマーとなった。(y8/312,313,428)

3335 耳に対するキサース刑

知識者たちは次のことに合意した。

耳は耳によって取られる。

犯罪者が片耳出会った場合、彼が両耳そろった健常者の耳を切り取った時、彼にはキサース刑が科せられる。(y8/306,314)

3336 鼻に対するキサース刑

彼らは次のことで一致した。

キサース刑は鼻についても実施される。(mr138 y8/308)

3337 舌に対するキサース刑

舌は舌によって取られる。これに異見は知られていない。

麻痺している舌によって健常な舌の切断は義務ではない。これは知識者たちの見解である。しかし、ダウードは義務とした。(y8/317,327)

3338 歯に対するキサース刑

歯は歯によって抜かれる。犯罪者が歯を故意に抜いたならば、キサース刑は義務である。これはイジューマーによる。

歯を折ったならば、キサース刑はない。イジューマーによる。

余分な歯がある者のその歯を犯罪者が抜いたならば、その歯の近くにある歯にキサース刑が科される。これには異見はない。(n7/24〔アルマハディーより〕 mr138 m2124 y8/315 sh7/180 fl2/188〔イブン・バッタールより〕 h5/231,232)

3339 四肢に対するキサース刑

知識者たちは次のことに合意した。

キサース刑は四肢に実施される。右手は右手に、左手は左手に対して実施される。(y8/302 mr138)

3340 いつキサース刑は四肢に実施できないか

傷が間接以外であったならば、切断箇所におけるキサース刑は実施されない。

これについて異見は知られていない。(y8/303)

3341 健常と非健常の間でのキサース刑

健常者が非健常の腕を切断したか、または非健常の足を切断した場合には、彼（加害者）の腕または彼の足の切断は義務ではない、それは知識者たちの一部における考えである。しかし、ダウードはそれを義務とした。

切断者が非健常であり、（被害者の）切断されたものは健常であった場合、被害者はディヤを選ぶことができる。それには異見は知られていない。

(y8/327,329)

3342 陰茎に対するキサース刑

キサース刑は陰茎に実施される。知識者たちの間に異見は知られていない。

(y8/308)

3343 辜丸に対するキサース刑

キサース刑は辜丸に実施される。知識者たちの間に異見は知られていない。

(y8/309)

3344 平手打ちや鞭打ちに対するキサース刑

キサース刑は平手打ちや鞭打ちに対して実施される。それはアブーバクル、ウマル、ウスマーン、ハーリド・ビン・ワリード、アブームーサー、イブン・アッズバイルの言葉である。サハーバから彼らに対して異見は出なかった。キサース刑において手打ちの強さに理解が必要だし、鞭打ちには条件を付す、これはイジュマーである。(m1395 h5/230)

3345 余分な指の切断に対するキサース刑

余分な指を持つ者がいるが、その指が切断された場合、加害者はその指に近い場所にある指にキサース刑が科せられる。それに異見はない。(m2134)

資料3 「イジュマー辞典」参考文献年代別

著者没年 (西暦/ヒジュラ暦)	著者名	書籍名	記号
892 / 279	アッテルミズイー	スナン・アッテルミズイー	t
907 / 294	アルマアウズイー	イフティラーフ・アルウラマー	l
923 / 310	ジャリール アッタバリ	イフティラーフ・アルフカハー	kh
923 / 310	ジャリール アッタバリ	タハディーブ・アルアーサール	H
931 / 319	イブン・アルムンディル	アルイジュマー	ma
933 / 321	アッタハーウィー	シャルフ・マアーニー・アルアーサー	T
1064 / 456	イブン・ハズム	ムラーティブ・アルイジュマー	mr
1064 / 456	イブン・ハズム	アルマハッラー	m
1071 / 463	イブン・アブドルバッル	アルイスティズカール	k
1198 / 595	イブン・ルシュド	ビダーヤ・アルムジュタヒド	b
1223 / 620	イブン・クダーマ	アルムグニー	y
1277 / 676	アンナワウィー	シャルフ・ムスリム	sh
1277 / 676	アンアンワウィー	アルマジュムーウ	A
1436 / 840	アルムルタダー	アルバハル・アルザッハール	h
1448 / 852	アルアスカラーニー	ファタフ・アルバーリー	f
1834 / 1255	アッシャウカーニー	ナイル・アルアウタール	n

資料4 参考文献とイジュマー事案の関係表（横軸：イジュマー番号、縦軸：文献記号）

3276	3275	3274	3273	3272	3271	3270	3269	3268	記号
									t
									l
				○		○			kh
						○			H
			○						ma
									T
○	○						○		mr
						○			m
			○						k
			○	○		○			b
	○	○		○		○			y
									sh
									A
					○			○	h
									hq
									f
	○								n

3285	3284	3283	3282	3281	3280	3279	3278	3277	記号
									t
									l
									kh
									H
									ma
									T
					○	○	○		mr
○	○		○						m
					○				k
							○		b
				○	○			○	y
									sh
									A
									h
									hq
		○							f
								○	n

3294	3293	3292	3291	3290	3289	3288	3287	3286	記号
									t
									l
									kh
		○							H
						○			ma
									T
									mr
		○					○		m
			○						k
			○						b
○	○	○	○	○	○	○		○	y
			○						sh
									A
									h
									hq
			○						f
									n

3303	3302	3301	3300	3299	3298	3297	3296	3295	記号
						○			t
									l
									kh
			○						H
									ma
									T
					○			○	mr
○		○	○				○		m
									k
		○	○						b
		○					○		y
						○			sh
									A
	○	○		○					h
									hq
									f
						○	○		n

イジュマーの検証

3312	3311	3310	3309	3308	3307	3306	3305	3304	記号
									t
									l
									kh
									H
○									ma
			○						T
									mr
	○	○		○			○		m
							○		k
○							○		b
							○	○	y
									sh
									A
○						○	○		h
									hq
			○		○				f
							○		n

3321	3320	3319	3318	3317	3316	3315	3314	3313	記号
									t
									l
									kh
									H
○								○	ma
		○	○						T
				○			○		mr
	○		○	○				○	m
○			○					○	k
○			○						b
○		○			○	○		○	y
○									sh
									A
○	○		○			○		○	h
									hq
○								○	f
○		○	○						n

3330	3329	3328	3327	3326	3325	3324	3323	3322	記号
					○				t
									l
									kh
									H
									ma
							○	○	T
○									mr
									m
		○	○	○	○	○	○		k
			○				○		b
○						○	○		y
									sh
									A
○			○		○	○	○	○	h
									hq
	○		○		○		○		f
	○						○		n

3339	3338	3337	3336	3335	3334	3333	3332	3331	記号
									t
									l
									kh
									H
									ma
									T
○	○		○				○		mr
	○								m
							○		k
									b
○	○	○	○	○	○	○	○	○	y
	○								sh
									A
	○							○	h
									hq
	○								f
	○								n

イジュマーの検証

			3345	3344	3343	3342	3341	3340	記号
									t
									l
									kh
									H
									ma
									T
									mr
			○	○					m
									k
									b
					○	○	○	○	y
									sh
									A
				○					h
									hq
									f
									n

中国雲南にイスラームを訪ねて

長谷部 茂

筆者の所属する拓殖大学日本文化研究所の2011（平成23）年度個人研究助成を得て、「中世～近代日本とイスラーム世界の接点——媒介としての中国イスラームと田中逸平」のテーマのもと、中国雲南省の回族（ムスリム）に関する現地調査を、2011年12月末から翌2012年の年始にかけて行った。2008年以来毎年続けてきた筆者の中国イスラーム現地調査は、今回で4度目となる。イスラーム研究自体は、日本イスラームの先駆者・田中逸平（拓殖大学第一期生）の研究に着手してから7年目を迎えた。

2008年に訪れた福建省泉州と2010年の広東省広州は海のシルクロードを伝ったイスラームの拠点、2009年に訪れた山東省青島・済南は陸のシルクロードを伝ったイスラームの終着点。そして今回の雲南省は、中国の内陸に独自の発展をとげたイスラームの拠点であり、同時に東南アジアに伝ったイスラームの中継地点の一つである。

雲南省を選んだ理由の一つは、明末清初の回儒（儒教的素養をもつムスリム）・劉智の著作を刊行した際の版木が、この地方に残されていると聞いたことである。劉智は、田中逸平のイスラーム入信の契機となり、大きな思想的影響を与えたイスラーム学者である。著作の版木が残っているということは、劉智の著作がこの地で広く読まれた可能性があると思ったのである¹。

中国イスラーム人口の約半数を占める回族は約1,000万人。雲南省には約50万人の回族が居住する。以下に雲南省における調査の概要を報告するとともに、この調査を通じて著者が感じた雲南イスラームの特徴について述べる。

一．雲南のイスラーム社会 現地調査報告

雲南省の首府であり、雲南省最大のムスリム人口をもつ昆明市と、雲南回族

の伝統的な生活を残している回族村を訪問した。昆明市内の回族は約4万人。回族村については、事前に場所を特定せず、現地ムスリムの意見を聞いてから訪問先を選ぶことにした。

1. 昆明市

12月28日（水）午前、市内最大のムスリム居住区・順城を訪問した。新市街ではほぼ中央、旧市街では城の北に当たる。順城清真寺は、創建が明代、15世紀前半とされる。現在の建物は1880年に再建された。ムスリム居住区は、順城街の回りに形成されているが、それと気づく人はまれであろう。イスラームを感じさせるのは、清真寺（モスク）周辺の一角だけである。漢族との雑居というよりは、むしろ漢族社会にムスリムが溶け込んでいるというべきかもしれない。

順城街は、ビルの立ち並ぶ賑やかな通りである。その通りをやや斜めに入ったところに少し開けた空間があり、その奥まったところに「順城清真寺」という大きな金文字が見える。三階建のビルの一階部分を通路にして、その通路部分の入口の上に瑠璃色の瓦屋根が突き出していて、門の体裁になっている。金文字はその瓦屋根の上にある。この清真寺の正門前の空間だけが、かろうじて漢族の生活空間とは隔たるイスラーム世界である。



順城清真寺

清真寺の門（通路）の両脇には、イスラーム関係の用品・食品を売っている店がある。門を入ると左側に受付があって、女の子が一人座っているが、誰何されることはない。受付の向かいの壁に、清真寺の教長・アホン現任者の名前が書かれている。とても開放的な印象を受けた。門を抜けると中庭に出る。両脇に木が植えられ、その木陰にベンチがある。白い帽子をかぶった男性、色とりどりのベールをかぶった女性が三々五々、ここで世話をしている。中庭の向こう正面に朝真殿と称する中国寺院式建物がある。石段を登ると広い礼拝場になっている。戸はあるが、開け放たれている。朝真殿の後ろは宿舍。朝真殿に向かって左側に抜けると、右側が食堂である。食堂の前を通ると鉄門があって、そこまでが清真寺の境内ということになるが、ここも広く開け放たれているので、清真寺の門からそのまま朝真殿の脇を通って外に抜けることができる。食堂は誰でも利用できる場所にあり、昼食のセットメニューの看板が置かれていた。

境内を通り抜けて、清真寺の回りを一周してから、正門前に戻り、向かって右隣の看板に「経書」とある店に入った。店の前半分はイスラーム式の衣類・調度を、後ろ半分は書籍を販売している。店の主人夫婦は快活で明るい人で、もちろん回族。奥さんの方（50歳くらい）が応対してくれた。書籍といっても本棚4本程度の量である。まず劉智の本を売っていないか尋ねたが、無かった。以前置いていたというのが、記憶は定かでない。最近、女清真寺が近くに出来たので礼拝に行くのが楽しいという。以前は朝真殿の廊下で礼拝していたという。ここで『中国伊斯蘭百科全書』（四川辞書出版社、2007年）、『穆斯林家庭育子読物（基礎篇）』、『鄭和家系研究』（馬繼祖著、雲南人民出版社、2005年）と、イスラームへの入信及び結婚の際の登録証を購入した。登録証は立派な装丁の冊子である。この地域のムスリムは、順城清真寺の教長に入信、結婚を届けることになっているという。

書店を出て再び清真寺に入る。この清真寺の歴史を知りたいと受付の女の子に告げると、二階に事務所があるが、今は席を外せないとのこと。朝真殿の廊下に白い服を来た老人が二十人ばかり集まっている。席を外せないのは、葬式

のためであった。



明德民族中学校正門



明德民族中学校前の碑文

清真寺の周辺を改めて散策。順城街に面した中学校を見つけた。校門がモスクを思わせる特殊な造りになっている。「明德民族中学」とあるので、ムスリム子弟のための中学校かと居合わせた人に尋ねたところ、普通の中学校だという。しかし後日調べたところ、確かに入学するのはムスリム子弟に限らないが、雲南回族が初めてムスリム子弟のために創設した中学校の後身で、全く「普通」の中学校ではなかった。校門脇に三つの石碑があり、孔子と毛沢東、それにムハンマドの言葉が、中国語とアラビア語で書かれている。ムハンマドの言葉は、直訳すれば「学びは、揺籠から墓場まで」である。ちなみに孔子の言葉は『論語』の一節「学びて思わざれば即ち罔（くら）し、思いて学ばざれば即ち殆（あやう）し」、毛沢東の言葉は「若者は午前8、9時の朝の太陽のように澆刺としている。希望は君たちに託されている」である。

小一時間の散策を終えて事務所に戻ると、まだ取り込んでいるので、直接、事務所に行ってくれという。事務所は門の上に当たる二階にあった。親切な馬純副主任が応対してくれた。事務所には馬副主任の他に男性一人、女性一人がいた。人の出入りがけっこうある。この清真寺の歴史を知りたいというと、早速、『順城清真寺案内』をもとに、昆明市のムスリム全般について説明してくれた。『案内』も一部いただいた。清真寺には毎礼拝時40人ほどのムスリムが来るという。

劉智のことも聞いてみたが、事務所の人は誰も知らない。そこで、さきほど購入したばかりの『百科全書』で劉智の項目を引き、その部分を示すと、馬副主任は丁寧に音読を始めた。半分ほど読んでから、「劉智は雲南の人ではない。南京の人だ」云々と、突き放すような口調だったので、劉智の著書の版木が雲南にあると聞いたと話すと、クルアーンの版木があることは知っているが、劉智のものは聞いたことがないという。教長ならば知っているかもしれないということになったが、あいにく教長は授業中だという。それでは明日また来ると言ったら、教長が劉智のことを知らなかったら明日来てもしょうがないのだから、とりあえず、劉智を知っているかどうか教長に確認すると言って、馬副主任は、私を教室のある清真寺内の別棟に連れて行った。馬副主任は、教室に

入ってしばらくすると、教長を連れてきた。教長は少し迷惑そうだったが、劉智の版本は昆明市伊斯蘭（イスラーム）協会が保存していること、昆明市にある雲南大学に劉智を研究している教授がいることを教えてくれた。雲南大学の研究者とは姚繼徳先生のことであった。教長はその名前を、先程もらった『案内』の余白のところに書いてくれた。早く教室に戻りたいという様子で、そそくさと帰って行った。教長は40歳前後、知性と情熱を兼ね備えた立派な人物と見受けたので、どういう方かと尋ねると、サウジアラビアに二度留学して、最近、二度目の留学から帰ってここの教長に就任したという。



南城清真寺

劉智の版本は昆明市伊斯蘭協会が所蔵していると聞いたので早速、馬副主任に行き方を尋ねたところ、歩いてすぐだという。馬副主任が近くまで案内してくれた。場所は昆明市のメインストリート・東風東路から少し入った繁華街である。馬副主任から言われたとおりに歩いたが、見つからないので通行人に尋ねたら、ニコッと笑って、ドームを屋上にもつ立派なビルを指差した。協会はそのビルにあり、南城清真寺はそのビルの裏にあるという。南城清真寺には、

順城清真寺と同じく、朝真殿と称する拝殿があった。

受付がないので、門のところに立っている人に来意を伝え、今日は忙しくしているので、明日、協会を訪ねるように言われた。繁華街の人通りに紛れていたが、よく見ると、この辺りにはムスリムの姿をよく見かける。

12月29日（木）、昆明市伊斯蘭協会及び南城清真寺を訪問した。協会はビル5階にあった。そこで来意を告げると、馬勇副会長のところへ案内された。劉智の版本は確かに協会の所蔵であったが、未整理ということで、現物は見せてもらえなかった。そのかわり画像データをパソコン上でいくつか見せてもらった。劉智の『天方典礼』を確認できた。『古蘭経』の版本は、ことに重要視されていて、何度か整理が試みられたが、現状では保存するのが精一杯とのこと。予算の関係で、それを編纂したり公開したりということは、望んでいても自力ではできないという話であった。他に馬注著『清真指南』も確認した。『古蘭経』は中国語とアラビア語の併記である。

説明によれば、そもそも雲南でイスラーム関係の本の出版がさかんであったのは、雲南のイスラーム学者・馬徳新が19世紀中葉にアラビア留学から帰ったのち、弟子とともにイスラーム関係著書の翻訳を行い、雲南でアラビア語、ペルシャ語及び漢語の書籍を刊行したためだという。のち杜文秀（後述）がクルアーンを木版で大量に作らせ配布した。『宝命真経』と称した。中国最初のアラビア語の木版と言われる。19世紀末には、同じく雲南出身のイスラーム学者・馬聯元が雲南の官界財界の協力を得てこの『宝命真経』を再刊している。この時は30人の印刷工が南城清真寺に集められたという。刊行には3年間に要した。版本が現在この地に残っているのは、そのためである。馬聯元は、『天方性理』をアラビア語で訳し、アラビア語の注釈を施した劉智の熱心な研究者であった。劉智の『天方典礼』の版本がここに残され、かつて印刷刊行されたのは、その関係だと思われる。

馬勇副会長は、回儒の著作をあまり重視していないようであった。劉智の著作はことに難解だから、漢語の教育水準が高いといえない農民を主体とする雲南の回民社会で理解されたとは考えられない、また教育水準の高いアホン等の

知識はアラビア語だから、彼らもまた儒教を取り入れた回儒の思想を勉強する人は少ないと、二重の意味で劉智の著作は読まれていないと断言した。雲南訪問の目的の一つは、こうして早々と否定されてしまった。ただ同じ回儒でも馬注『清真指南』の影響は、今でも習慣として残っているかも知れないと話した。

そこで、劉智の思想はイスラームの延長線上にあって儒教の影響は受けていない、宋代の儒教はむしろイスラームから影響を受けたものだ、という自説を述べたところ、馬勇副会長は、俄然わが意を得たりとばかり目を輝かせ、中国におけるイスラームの歴史文化について滔々と語った。回儒の思想を見直すべきかけになればと、拙論「试问伊斯兰教对宋明儒学的影响（イスラームの宋明儒学への影響を論ず）」²を一部贈呈した。

12月30日（金）、順城清真寺の教長に紹介していただいた雲南大学の姚繼德教授を訪ねた。午前10時、姚教授の所属する国際関係研究院のある文淵楼で話を伺った。姚教授は、雲南にとどまらず、イスラーム研究者の国際的なネットワークを持つ回族研究の世界的な権威であった。日本の中国イスラーム研究者とも面識があり、実際にフィールドワークに訪れる研究者に協力しているとのこと。

姚教授は、いわゆる馬幫³に関する詳細な調査を行なっている。姚教授編集の機関誌『雲南回族研究』創刊号～3号の寄贈を受けた。

また姚教授は最近、当地のイラン領事館の協力でイラン（イラン）研究中心（センター）を立ち上げた。イラン研究のパイオニアでもある。現職は世界民族研究所所長。イランのテヘラン孔子学院の院長であったという。儒教との比較研究も積極的に取り組んでおり、著名な儒学研究者・杜惟明を招いてシンポジウムを主催している。

姚教授は、拙論「试问伊斯兰教对宋明儒学的影响」（2008年）で詳しく引用した1930年代の考古学者・陳子怡の名前を知っていた。陳子怡は当時、宋代の儒学がイスラームの教説をもとに成立したという驚くべき議論を展開した。姚教授はその辺の事情にも詳しく、筆者の想像通り、陳子怡の説はまったく顧みられなかったという。また、筆者が2010年に続編として書いた「苏非

东渐与中国伊斯兰——从《经学系传谱》再论伊斯兰影响宋明儒学的可能性（スーフィーの東漸と中国イスラーム——『經学系伝譜』からイスラームが宋明儒学に影響を与えた可能性を再び論ず）」⁴の論旨を説明したところ、近年『經学系伝譜』を博士論文として研究している人がいることを教えてくれた。

2. 通海県納古鎮

12月31日（土）、昆明市から南に110キロの地点にある回民村（ムスリムが古くから居住する村）の一つ・通海県納古鎮（旧納家営）を訪問した。納古鎮を訪問先に選んだのは、昆明市の順城清真寺とイスラーム協会で、「伝統的な地方のムスリム居住地」として同地を推薦されたからである。馬勇副会長の郷里でもある。昆明から納古鎮までの道のりについては、紀行文を『拓殖大学イスラーム研究所 ニュースレター』⁵に発表しているので、参照されたい。



納古鎮の市場。
正面奥に見えるのは納古鎮清真寺のミナレット

田園の中の砂利道をまっすぐ行ったら突然現れた天を衝く四本のミナレットと緑色に輝くドームに圧倒されたことは、紀行文にも記したが、納古鎮清真寺が現在、中国で最大規模を誇るモスクであることを後日知った。それが村民の寄附だけで建てられたことも驚きであった。拝殿の裏には三階建てのアラビア語学校もあった。

納古鎮では、この清真寺とその東側にある女清真寺、それから資料の調査のために納古鎮役所を訪れた。いずれも清真寺で知り合った馬姓のご老人にご案内いただいた。

女清真寺は、これまで見たことのない中国式の壮麗なモスクであった。女性専用になったのは最近で、今の納古鎮清真寺が出来る前の、実に 300 年間、これつまりこの村の清真寺であった。その東側を歩くと、この旧納古鎮清真寺を中心に秩序だった市街ができていたことが分かる。現在は、壁の漆喰も崩れ落ちてさびれた住宅街になっているが、それら旧家屋のところどころに、成功したムスリムの証であるかのように、ドーム式の建物を邸内にもつ屋敷が散在する。高い壁と広い庭を持ち、すべてが清潔に守られている。どの国の基準か



納古鎮の女清真寺

らいつでも立派なお屋敷である。

納古鎮の役所には、簡単なリーフレット以外、この鎮を紹介する資料はなかった。しかも歴史に関する記述は馬老人の話の範囲を出ない。ただ、女性職員が熱心に「通海網」や「玉溪新聞網」といったホームページを勧めてくれた。はきはしした女性である。後で聞けばムスリムとのこと。役所内ではベールをしていないので、漢族と区別がつかない。

納古鎮は、筆者の予想と思い込みに反して、工業の町であった。雲南省の地下資源を活用して鉄工業で栄えている。ことにナイフの製造は全国的に有名だという。納古鎮は人口約 8,000 人で、うち回族が 7,000 人を占めるが、この人口と同じくらいの出稼ぎ者がいるという。立派なお屋敷があるのも頷ける。雲南省でも有数の裕福な村であった。そのためか、ここのムスリム社会には独特の文化が感じられた。

二. 雲南イスラームの成立ちと特徴

上述の現地調査と入手した資料をもとに、雲南回族について概要を述べれば、以下のようなになる。

1. 雲南のロケーション

まず筆者は、雲南省のロケーションについて、これまで誤った見方をしていたことに気づいた。雲南省は、現在発展いちじるしい中国の東海岸、沿海部諸省・諸都市から見れば、確かに発展途上の内陸、奥地であるが、西方のアラビア半島から見れば、中国の入り口であり、東南の海に出るための中継地点である。むしろ山東省あたりが中国の奥地という位置づけになる。

また雲南省は、ベトナム、ラオス、ミャンマーと国境を接している。東南アジア、インド洋に開かれた国際的な一地域なのである。東西方向は、チベットからベトナムに抜ける交易路（茶馬古道と称される）が発達し、ムスリム隊商はその主役であった。タイ、ミャンマーの北部のムスリム集落は、雲南から東南の海に抜ける道の途中に形成された。ミャンマーに住むムスリムは現在、バンデーと呼ばれる少数民族の一つと見なされている。

また、目を北に転ずれば、中国においてムスリムが最も集中している新疆ウイグルや陝西省回族自治区とは、経度が近く、南北の距離は思った以上に短い。歴史的にも交流があった。

2. 雲南回族のルーツ

雲南省の回族は、1990年の国勢調査によれば、人口52万1,561人。省・直轄市・自治区の中では六番目に回族の多い省である。また少数民族省といわれる雲南省で少数民族中第三位の人口を擁する。首都の昆明市は、元朝の時代からムスリムの主要居住区の一つとなっており、マルコポーロの『東方見聞録』中に、押赤（Jacin）という名前で現れ、商工業の盛んな大都市で、イスラーム教徒、仏教徒と若干のネストリウス派キリスト教徒がいると記されている。雲南ムスリムの昆明への集中はそれ以来のことである。

13世紀、モンゴル西征によって統合された西アジア世界から東に向かい、モンゴルの中国王朝（元王朝）成立に伴って定住したムスリムは、各地で独自のイスラーム共同体を作り上げていったが、雲南は、特にフロンティアという面が強い。納古鎮の隣村が蒙古村であることは偶然ではない。

モンゴルによるこの地の攻略は、元朝成立の前、1253年9月。のち元朝の始祖となるクビライの遠征軍は、東チベットを経て一気に雲南高原に進撃し、同年12月には大理を攻略したという。

今回筆者が訪問した納古鎮は、旧名を納家営という。「営」は軍営地のこと。クビライが中国全土を平定した際、いつの時点かは定かでないが、納という名のムスリム将軍が一族郎党を率いてここに駐屯した。彼らは兵士兼開拓農民として定住したようである。「営」と称するムスリム居住区は、広東省広州にもいくつかあった。同様の経緯によったものであろう。

3. 雲南の三偉人

雲南を語るときに欠かせない三人のムスリムがいる。いずれもイスラーム世界に限定されない中国史上の偉人である。クビライから雲南の統治を任されたムハンマドの後裔・賽典赤（サイイド・アジャッル）、明代の大航海者・鄭和、そして19世紀中葉に清朝打倒の反乱を起こした杜文秀である。

賽典赤（1211～1279）、原名サイード・アジャッル（Sayyid Ajall）は、預言者ムハンマドの後裔を称する名家の出身で、中央アジアの中心都市の一つ、ブハラに生まれた。チンギス・ハーンの中央アジア遠征のとき投降してハーンに仕え、本名のかわりに「高貴な聖裔」を意味するサイード・アジャッルの通称で呼ばれた。チンギスの死後も、代々のハーンに仕え、オゴデイの代に北中国の山西地方のダルガチ（行政官）、次いで燕京（現在の北京）のジャルグチ（断事官）を務めた。第4代モンケの代に北中国全土を管轄する燕京等処行尚書省が設置されると、北京周辺の行政の最高責任者である燕京路総管となり、モンケの南宋遠征では兵站を担当した。

モンケの死後、弟のクビライが中国と内モンゴルを制して大ハーンを称すると、賽典赤もクビライの幕下に入り、燕京宣撫使に抜擢された。1261年には宰相格の中書省平章政事、1264年には南宋との最前線である陝西・四川方面を管轄する行中書省の平章政事。中国西部の行政の最高責任者となり、長江の上流を抑えてクビライによる南宋の併合を後方から支援した。1274年には、雲南地方の統治を委ねられて雲南行省平章政事を拝命した。

「クビライの国家建設事業の大半を現実面でになったのは、じつは、アフマド、サイイド・アジャッル、アリー・ベグなどを筆頭とするムスリム経済官僚たちであった」⁶と言われるが、中でもサイイド・アジャッルこと賽典赤は、雲南に駐留していたモンゴル軍の協力を取り付けて雲南の開発に力を尽くし、雲南から領外のインドシナ半島にかけて居住する様々な民族に恩恵を施したという。1279年に死去。守仁佐運安遠濟美功臣・太師・開府儀同三司・上柱国・咸陽王の称号を追贈され、忠恵と諡名された。

子孫は、その後も元代を通じて中国西部の地方行政に大きな足跡を残した。現在に至るまで非常に評価が高く、雲南省の人々には雲南の開発者として敬愛されており、雲南回族の多くがその後裔を自称する。

昆明市順城清真寺を訪れた際、清真寺脇でイスラーム用品店を営んでいる主人夫婦に、賽典赤の後裔はどうしているのかと聞いたところ、「私たちも賽典赤の子孫だ」と答えた。「賽典赤巴巴（バーバ）」と敬称で呼んでいた。

明代初期に永楽帝の命を受けて七度にわたり西洋への大航海を行なった鄭和（1371～1434）が雲南出身のムスリムであったことはよく知られていたが、20年ほど前から、鄭和が前述サイイド・アジャッルの直系、6世の孫、つまりムハンマドから数えて37代目に当たるとい説が流布し、今回購入した『中国伊斯蘭百科全書』他のイスラーム関係書の中にもそのように記されている。これが真実であれば、「かれがイスラーム世界で歓迎され、また永楽帝がかれを艦隊司令官に任命した理由もよくわかる」と杉山正明も指摘しているが⁷、同じく雲南の回族でサイイド・アジャッルの39世の孫に当たる研究者・馬継祖が、複数の家譜を比較検討して、その誤りを指摘している。最頁の引き倒しとでも言うべきか。もとより鄭和が雲南の偉人であることには変わりがない。

杜文秀（1827～1872）は、雲南永昌府・金鷄村出身の回族。科挙の郷試の受験資格を持つ生員であった。1845年に漢族地主が役人と通じて回族を虐殺する事件が起きた時、杜文秀は、現地回族を代表して北京に訴えたが聞き届けられず戻ってきた。1856年には、臨安で漢族の有力者が回族の所有する銀鉞を占拠する事件や雲南巡撫による組織的な回族攻撃によって、各地で回族の反抗が起こった。太平天国軍が南京に歩を進め、反清朝の機運が生じていた頃である。杜文秀は、回族だけでなく漢族、イ族、白族等の少数民族をも糾合して大理を攻略。そこに政権を打ち立て、スルターン・スレイマン、中国語で「總統兵馬大元帥」を称した。杜は、太平天国に呼応して清朝打倒を訴えた。大理政権は、回族を中心としてイスラームを団結の旗印としたが、漢族や他の少数民族も政権中枢に参画した。1867年には20万の大軍を率いて昆明を包囲攻撃したが、太平天国の崩壊により清朝軍が増強されて失敗に終わった。1872年には清朝軍に大理を包囲攻撃され、杜文秀は大理住民の被害を防ぐため服毒後に清朝陣営に赴いて死んだ。大理郊外の墓所は近年になって修復され、命日は「亡人節」とされている。

4. イスラーム世界の地域的一体感

上述したように、雲南の回族は、賽典赤及びその一族の行政下に雲南の開発

そのものに参画してきた。すでに開発され都市化した場所に後から入って行った中国沿海部とは事情が違う。また少数民族が多いため、漢族が中心であるのは動かないが、民族の立場が比較的相対化しやすい環境があったことは、回族がこの地域に溶け込めた要因の一つであろう。雲南回族の地位は高い。

昆明市順城街にある明德民族中学（中高一貫）は、1929年に雲南の回族が作った最初の近代的な中等教育機関であった。雲南回教促進会と振学社の創設になる。この中学は、ムスリム子弟の教育を目指したものだが、国の教育制度にもとづく正規的教育課程をもつ「普通」の中学でもある。アラビア語・イスラーム教義の科目を併設してムスリム子弟が兼修できるようにしている。ここを卒業して著名なイスラーム学者や翻訳者になった者は少なくない。エジプトのアズハル大学に8名の留学生を送り出している。人民共和国成立後、校名を昆明市第十三中学と改めたが、1980年代に旧名に復した。一貫してムスリム子弟が中心であるが、漢族や他の少数民族の子弟も受け入れてきた。

納古鎮を案内してくれた老人は、納古鎮のムスリムには二つの誇りがあると語った。一つは上述の賽典赤（サイイド・アッジャル）のことで、これは雲南回族全体の誇りであるが、もう一つは、杜文秀の反乱の際、ムスリムの多くが殺された中で、納古鎮のムスリムは漢族住民に守られて一人も犠牲を出さなかったということであった。納古鎮のムスリム社会は、周囲を漢族社会に囲まれ、内部に漢族を抱えながら、確かに独特の文化をもっている。漢族が逆にイスラーム化しなかったのが不思議なくらいである。漢族にとって回族は、宗教の違いを云々する前に、昔からの隣人であった。

イスラーム共同体内の連絡も緊密のようである。順城清真寺を訪ねた時、教務の最高責任者である教長が、雲南大学の回族研究者の動向を教えてくれたことに、驚かされた。回儒やスーフィーについて清真寺の教長が、少なくともその事情を知り、理解を示しているということも。同じ回族で教育に関わる職務だと言えばそうだが、これまでの筆者の経験では、清真寺はあくまで当地ムスリムの生活の拠り所という役割が強く、イスラームに関することでも、大学の研究は別世界という扱いで互いに関心がないと感じていたからである。

三. エピローグ——最後の拠点？台湾

2012年9月2日、所用で台湾に出張した際、台北の清真寺を訪問した。総幹事をしている王夢龍先生から、台湾ムスリムのルーツに関する思いも寄らない事実を伺った。以下はその報告であるが、聞き取りなので、誤りがあれば文責は筆者にある。

台湾在住のムスリムは統計上5万人となっているが、イスラーム諸国からの出張・駐在者及びその子弟を除くと、実際は1万人弱。定住している台湾ムスリムは、ほとんど中国雲南省出身のムスリムであるという。彼ら及び彼らの子孫は、第二次世界大戦前後の日中間及び国共間の抗争の歴史に翻弄された。抗日戦で拠点を四川省重慶に移した蒋介石を支援するために、連合国はミャンマー（ビルマ）を経由したいわゆる援蒋ルートを作ったが、この援蒋ルートを確保するために国民党の軍隊がミャンマー国境に駐屯した。駐屯した国民党の部隊は土地柄、雲南省出身者が多かった。そしてその中にはかなりの割合でムスリムがいた。

戦後の国共内戦が共産党の勝利に終わると、彼らは中国・ミャンマー国境に取り残された。将官クラスは台湾に移った国民党政府が正式なルートで台湾に召還したが、5万人を数える兵隊、軍属やその家族たちは、ミャンマーやタイの北部に難民として生きるしかなかった。彼ら難民は、故郷の雲南省に戻るわけにもいかず、時間をかけて少しずつ台湾に渡った。それが現在の台湾ムスリムを形成しているという。国民党内のイスラーム勢力と言え、国民党政府の国防部長にまでなった白崇禧将軍が思い当たる。白将軍とともに台湾に移ったムスリムも少なくないが、世代交代を経て、今では難民として渡ってきた雲南ムスリムが主流だという。彼らは台湾人から見ればミャンマー人である。台北近郊の中壠には俗にミャンマー村が存在するが、それは一面「回族村」ということになる。

彼らは難民として来ているので、生活基盤がない。よって多くの雲南ムスリムは、台湾に腰を下ろす暇もなく日本に出稼ぎに行く人も多いという。また、台湾ムスリムの配偶者は例外なく客家人であるという話には妙に納得した。

王先生自身、雲南省の回族であった。納古鎮から更に南に200キロぐらい行った沙甸の出身。同じく回族村である。王先生の家は代々イマームを出しており、お兄さんは現在香港でイマームをしている。父親は、軍隊内のムスリムを指導する役割を担って従軍したという。

王先生は、陝西省をはじめとして中国大陸の各地のイスラーム地域を歴訪している。劉智のことも、劉智の思想がスーフィーから影響を受けているということも知っていた。中国イスラームを勉強するなら、スーフィーを勉強しなければいけないとさえ言われた。広い世界を見た新時代の雲南回族、いや台湾ムスリムである。

●注

- 1 『中国伊斯蘭思想研究』 第一号、中国伊斯蘭思想研究会編輯、2005 年 3 月
- 2 「試論伊斯蘭对宋明儒学的影响」（イスラームの宋明儒学への影響を論ず）『海交史研究』2009 年第 2 期、中国海外交通史研究会、2009 年 8 月 12 日
- 3 古来、雲南のお茶とチベット馬（河曲馬）との交換貿易が盛んであった。貿易はミャンマー、タイ、ベトナムにまで及び、それを担っていたイスラームの隊商を馬幫と称した。なお、その隊商ルートを「茶馬古道」と呼んでいる。
- 4 「蘇非東漸与中国伊斯蘭」（スーフィーの東漸と中国イスラーム）「国際視野下的中西交通史研究」学術シンポジウムで発表（2010 年 12 月 23 日）『暨南史学』第七輯掲載
- 5 「雲南に回族（イスラーム）村を訪ねて」『拓殖大学イスラーム研究所 ニューズレター』Vol.9 No.4 2012 年 3 月 15 日
- 6 杉山正明『クビライの挑戦 モンゴルによる世界史の大転回』講談社、2010 年 8 月
- 7 前掲『クビライの挑戦 モンゴルによる世界史の大転回』

フィクフッスナ（スンナの法学）より

柏原良英

はじめに

イスラームを語るときに必ず出てくるのが、シャリーア（イスラーム法）である。それは法と名付けられるが、日本人一般が想像する法律の範疇を越えたものである。そこがまたイスラームを理解しづらくさせている理由の一つになっているのではないだろうか。なぜなら、日本人にとって法とは刑事事件や裁判による訴訟事件などの際に関わる特殊な状況において初めて知らされるもので普段の日常生活にはほとんど意識されるものではないからだ。一方、イスラームでは日常茶飯事にこのシャリーアが現れ人々が口にする。そこがイスラームの理解を難しくさせている原因になっているのである。このようにシャリーアは、イスラーム教徒が日々の生活を送る上での指針を纏めた総称ととらえられているために、それはごく身近なものでありそれを知っておくことが重要になるのである。それは特にフィクフ（法学）と言われ、その扱う対象は日常生活でのあらゆる分野に及ぶが、大きく分けて、イバーダートと呼ばれる信仰行為に関するものと、ムアーマラートと呼ばれるそれ以外の日常行為に関するものに分けられる。そして通常、その対象となる範囲はイスラーム教徒にとって最も重要な信仰行為である礼拝に関する事柄から始められる。ここでは、フィクフ・スンナ（スンナの法学）¹ という題が示すようにスンナ（スンナ派の謂れとなったムハンマドの言行・スンナに従った）に受け入れられた法学の中からイスラームの礼拝を行う際に求められるウドゥー（清め）に関する部分を翻訳した。

ウドゥー（小淨）

ウドゥーは、顔と両手と頭と両足に水をつける清めであるとして知られる。

またそれに関する検証は以下の通りである。

1. 法的義務となる根拠：3つの根拠により定められた。

- (1) 第一の根拠：クルアーン：「信仰する者よ、あなたがたが礼拝に立つ時は、顔と、両手を肘まで洗い、頭を撫で、両足を踝まで（洗え）。」（第5章6節）
- (2) 第二の根拠：スナナ：「アブー・フライラは預言者が次のように語ったと伝えた。『アッラーは、不浄者の礼拝は、彼がウドゥーを行わない限り受け入れられないだろう』」（アルブハーリーとムスリムのハディース集サヒーフ、アブー・ダーウードとアッ・テルミズィーのハディース集スナンより）
- (3) 第三の根拠：イジュマーウ（合意）：アッラーの使徒の許から今日までウドゥーの法的義務はムスリムの合意となっており、それは必然的なものとして定められた。

2. ウドゥーの功德：その功德については、多くのハディースが伝えられているが、そのいくつかを提示すれば十分であろう。

- (1) アブドッラー・アッサナービジーは、アッラーの使徒が、次のように語ったと伝えた。『ウドゥーをする時、口を濯ぐと口から過ちが出て行く。鼻に水を通せば鼻から罪が出て行く。顔を洗えば顔から罪が出て行き両目のまぶたの淵の下からまでもそれは出て行く。両手を洗えば、罪は両手から出て行き、爪の下からまでも出て行く。頭を拭えば罪は頭から出て行き、両耳の下からまでも出て行く。両足を洗えば罪は足から出て行き、両足の爪の下からまでも出て行く。』それからマスジド（礼拝所）へ歩いていき任意の礼拝を行った。（マーリクとアン・ナサーイーとイブヌ・マージャとアル・ハーキムが伝えた）
- (2) アナスは、アッラーの使徒が、次のように語ったと伝えた。『良い性質は、アッラーが、それによってすべての行いを正しいものとする人の内にある。礼拝において清浄な者は、その清浄さゆえにアッラーは彼の罪を覆い隠す。』その時の礼拝は任意のものでした。』

（アブー・ヤアラーとアル・バッザールとアッ・タバラーニーがアル・アウサトで伝えた）

- （３） アブー・フライラは、アッラーの使徒が、次のように語ったと伝えた。『私は、あなたたちにアッラーがそれによって罪を消して、（天国での）位階を高めてくださることを知らせましょうか？』『はい。アッラーの使徒様！』と人々は答えた。アッラーの使徒は言った。『ウドゥーを嫌になるくらい完璧に行くこととマスジドへの足跡を多くすることです。また礼拝の後に（次の）礼拝を待つことです。それがリバート（紐：ジハード）です。それがリバートです。』（マーリクとムスリムとアッ・ティルミズィーとアン・ナサーイーが伝えた）
- （４） 同上の伝承者によると、アッラーのみ使いは、墓地に来てこうお唱えになった。「あなた方に平安がありますように！信者の館の方々よ。私たちも、アッラーの御心によって、あなた方の処に参るでありましょう！私は、まことに、私の同胞の方々とお会いしたく願っています」このお言葉を聞いた人々は「み使い様、私たちはあなたの同胞ではありませんか」といった。彼はこれに対し「あなたたちは、私の友人です。私たちの同胞とは、まだこの世に生まれてない人たちのことです」と答えた。これを聞いて人々は「み使い様、まだ生まれてもないあなたのウンマの人々を、どうやって識別なさるのですか」と質問した。み使いはこういわれた「或る人が、全身真黒の馬群の中に額と両足のところに白い星型の斑点を持った何頭かの馬を所有している場合を想像してみなさい。その人には、自分の馬たちを識別できないでしょうか」これに対し人々は「確かにできます」と答えた。み使いは続けてこう話された「彼らはウドゥーを行ったため、顔、両手、両足を白く輝かせながらやって来るのです。私は彼らより先に私の水場に到着していますが、丁度迷ったらくだが追い出されるように、或る人たちは私の水場から追い出されるでしょう。私が大声で『来なさい！』と呼びかけようとする時『彼らはあなたの歿後、信仰を変えてしまった者たち

です』と天使から告げられ、それで、私は『行きなさい。去りなさい』
というからです」（ムスリムが伝えた）（日本ムスリム協会刊行「日訳
サヒーフムスリム」）

3. 義務行為：ウドゥーにはいくつかの行うべき義務行為がある。それらは、
それに違反すると法的にウドゥーが実行されたことにならないものである。

- （1）最初の義務：ニーヤ（意思決定）：それはアッラーの喜びを求め、その規則を順守するためになされる行為に向けての欲求である。それは心の内での行いで口による行為は入らない。また発声は、定められていない。義務となる根拠は、ウマルの伝えるハディース「すべての行いは、その意図による。人はその意図するものを得るだけである・・・」
- （2）第二の義務：一回の洗顔。つまり顔に水をかけること。なぜなら洗うということはかけることであるからだ。また顔の範囲は、額の上限から顎髭の一番下までが縦で、耳から耳までが幅になる。
- （3）第三の義務：両手を肘まで洗うこと。肘は、上腕と下腕の間にある関節で、肘は洗うべき箇所の中に含まれる。これは預言者のお導きによるもので、それを洗い残したという伝承は伝えられていない。
- （4）第四の義務：頭部のマスフ（拭うこと）。マスフの意味は、濡らすことである。拭う者は、拭われるものに接した手の動き以外ではそれは実現しない。手あるいは指を頭部に置いただけではマスフと名付けられない。クルアーンの「あなた方の頭をぬぐいなさい」の表わすものは、頭全部を拭うことを求めていることである。そこから理解できるのは、頭部の一部を拭えば十分であることだ。アッラーの使徒から伝えられているものとして3つのやり方がある。①すべての頭部を拭う：アブドッラー・ブン・ザイドの伝えるハディース「預言者様は、頭を両手で前から後ろへ拭われた。最初は、頭の前から始め、それから後頭部へ、それから両手を始めた場所に戻されました。」（集団が伝えた）②ターバンだけを拭う：アムルブン・ウマイヤの伝えるハディース「私はアッラーの使徒様が、ターバンと二足のホッフ（靴の下に履く厚手

の足袋のようなもの）を拭われるのを見ました。」（アフマドとブハーリーとイブヌ・マージャが伝えた）またビラールは、「預言者様は、『二つのホッフとターバンを拭いなさい』とおっしゃったと伝えた。」（アフマドが伝えた）またウマルは、言った。「ターバンを拭うことで清めない者をアッラーは清めない」それについてブハーリーとムスリムとそれ以外の学者たちが伝える多くのハディースが記述されている。また多くの学者は、それを行ったという記述がある。③前髪とターバンを拭う：ムギーラト・ブン・シュウバの伝えるハディース「預言者様は、ウドゥーを行われた。そこで前髪とターバンと二足のホッフを拭われた。」（ムスリムが伝えた）これがアッラーの使徒から伝えられたことで、頭部の一部を拭うことに限定したものは伝えられていない。もし前記のクルアーンに述べられたようにその節の文字通りの解釈がそのことを求めているとするなら、三つ編みのような頭部からでた髪を拭うことだけでは十分ではないことになる。

- (5) 第五の義務：くるぶしと一緒に両足を洗うこと：これについては使徒の言行として正しく正確に伝えられ定着している。イブヌ・ウマルが伝えた。「ある遠征の旅でアッラーの使徒様は、私たちの後にいました。私たちは礼拝の時間になったのを知りましたがアスル（午後）の礼拝を遅らせました。そしてウドゥーを始め、足を拭い始めました。すると大きな声で『踵に地獄の業火のわざわいあれ。』と2回か3回呼びかけられました。」（二つの正伝集が伝えた）またアブドゥッラフマーン・ブヌ・アビーライラーは、アッラーの使徒様のサハーバ（教友）たちはくるぶしを洗うことに一致していると語った。この前出の義務行為は、次のクルアーンに記述されている。「信仰する者よ、あなたがたが礼拝に立つ時は、顔と、両手を肘まで洗い、頭を撫で、両足を踝まで（洗え）。」（第5章6節）
- (6) 第六の義務：順番：なぜならアッラーはウドゥーの義務行為の節で洗浄が義務である両足と両手の記述の間にマスフ（拭うこと）が義務の

頭部を入れて二つを分けた順番で義務行為を述べているからである。アラブ人は、そこに意義がない限り同じ範疇のものを分断することはない。ここでは、順番がそれにあたる。その節は、義務を明確にすることと預言者の正しいハディースにある言葉「アッラーが始めたことで始めなさい」の一般性へ導かれるもの以外ではない。預言者のスンナ（慣行）は、彼が伝えたものではない規則の中で、この順番で行われた。彼は、順番を無視してウドゥーを行わなかった。そしてウドゥーは、従順さが求められるイバーダート（信仰行為）における主要な信仰行為の一つである。ゆえに誰も預言者のハディースにあるウドゥーのやり方に反することはできないのである。²

4. スンナのウドゥー：つまりアッラーの使徒によって定められたもので、その言葉や行為が義務ではなくそれを行わなくても咎められることはない事柄を指す。

- (1) ウドゥーの始めのタスミヤ（アッラーのみ名によってと唱えること）：これについての伝承は多くの弱いハディース³ が伝えられている。しかし、それらの集合は、そこには元があるという証拠を強める意味が見られる。そこからこれは、それ自身が良いこととなり、その言葉がスンナと決められた。
- (2) スィワーク（歯ブラシ）：それで磨くもの。または磨く行為のこと。それは小枝やそれに類する先のざらざらしたもので歯をきれいにするために磨くことである。スィワークに適したものは、サウジアラビアのヒジャーズ⁴ 産のアラークという木の小枝である。なぜならその特徴として歯茎を強化したり歯の病気を防いだり、消化を強くしたり、小便の通りを良くするからである。もし歯の黄ばみや口を浄化するものなら歯ブラシなどのようなものであってもスンナのスィワークになる。アブーフライラは、アッラーの使徒が次のように語ったと伝えた。「もし私のウンマ（共同体）に困難でなければ、ウドゥーのたびにスィワークを命じたでしょう。」（マーリクとアウシャーフィイー

とアルバイハキーとアルハーキムが伝えた）アーイシャはアッラーの使徒が次のように語ったと伝えた。「スイワークは、口を清浄にするし、主を喜ばせるものです。」（アフマドとアンナサーイーとアッテルミズイーが伝えた）

それはいつでもムスタハップ（好ましいもの）であるが、特に次の5つの時にはより強く求められる。①ウドゥー、②礼拝、③クルアーン読誦、④起床時、⑤口中の変化時。サーイム（断食者）とムフティル（それを終える者）は、スイワークを断食の日中いつでも使用することができる。ハディース「アーミル・ブン・ラビーアは、アッラーの使徒様が、断食中、スイワークを数えられないくらい使うのを見ました。」（アフマドとアブーダーウッドとアッテルミズイーが伝えた）またスイワークの使用後に、それを清浄に保つために洗うのはスンナである。ハディース「アーイシャは、預言者様が、スイワークをした後で、それを洗うために私に渡しました。私は、それを洗ってそれでスイワークをしてから、それを洗い預言者様にお渡ししました。」（アブーダーウッドとアルバイハキーが伝えた）

歯の無い者は、指でスイワークを行うことがスンナである。ハディース「アーイシャは、『アッラーの使徒様、口に歯がない者は、スイワークをしますか？』と尋ねると、『はい』と答えられた。そこで彼女は『どのようにしますか？』と尋ねると、『指を口に入れなさい。』とされました。」（アッタバラーニーが伝えた）

- (3) ウドゥーの始めに手のひらを3回洗う：アウス・ブン・アウス・アッサカフィーの伝えるハディースによる。「彼は、アッラーの使徒様がウドゥーを行う時、手のひらを三回洗われたと伝えた。」（アフマドとアンナサーイーが伝えた）ハディース「アブー・フライラは、預言者様が次のように語ったと伝えた。『誰でも目覚めたとき、手を三回洗わないで水の容器に手をつけないようにしなさい。それは彼の手が、どこで夜を過ごしたか分からないからです。』」（集団によって伝えられ

た。ただしアルプハーリーは、回数については言及していない)

- (4) 3回のマドマダ（口の中で水を動かし回し隅々まで行き渡らせること）：ルカイト・ブン・サブラの伝えるハディースによる。「彼は、預言者様が、次のように語ったと伝えた。『あなたは、ウドゥーをする時には、マドマダをなさい』」（アブーダーウードとアルバイハキーが伝えた）
- (5) 3回のイステインシャーク（水の吸引）とイステインサール（水の排出）：アブーフライラの伝えるハディースによる。「彼は、預言者様が、次のように語ったと伝えた。『誰でもウドゥーをする時は、鼻に水を入れてから、それを出しなさい。』」（二つのサヒーフとアブーダーウードが伝えた）

スナナは、イステインシャークは、右の鼻から行い、イステインサールは、左の鼻から行う。アリーのハディースによる。「彼は、ウドゥーの水を求め、それでマドマダをしイステインシャークを行なった。そして左（の鼻）から水を出した。これを3回行い、『これが預言者様のお清めです。』と言った。」（アフマドとアンニサーイーが伝えた）マドマダとイステインシャークは水が口や鼻にどのような状態でも達すればそれが実現したことになる。しかし、アッラーの使徒による正しいハディースによって定められたことは、その二つの間には間を空けることである。アブドッラー・ブン・ザイドによるハディース。「彼は、アッラーの使徒様が、マドマダとイステインシャークを3回、一すくいの水で行われた。」（両サヒーフが伝えた）

スナナは、断食者以外は、水を十分に行き渡らせることである。ルカイトのハディースによる。「彼は、『アッラーの使徒様、ウドゥーについて教えてください。』と言った。すると『指の間まで開いて、ウドゥーを完全に行きなさい。イステインシャークでは、断食中で無ければ、水を十分に行き渡らせなさい。』」（5つのハディース集が伝えた。アッテルミズイーは正しいものとした）

- (6) 顎髭の中まで指を通して洗う：ウスマーンの伝えるハディースによる。
 「預言者様は、顎髭の中も指を通して洗っていました。」（イブヌ・マージャとアッティルミズイーが伝え、彼は正しいものとした）アナスの伝えるハディース。「預言者様は、ウドゥーをする時、水を一すくいし、顎の下の髭の中に指を入れて通した。そしておっしゃった。『このように威力ある栄光の主は、私に御命じになりました。』」（アブーダーウードとアルバイハキーとアルハーキムが伝えた）
- (7) 指の間を広げて洗う：イブヌ・アッバースの伝えるハディースによる。
 「預言者様は、おっしゃった。『ウドゥーをする時は、両手と両足の指の間を開けなさい。』」（アフマドとアッテルミズイーとイブヌ・マージャが伝えた）アルムタウリド・ブン・シャッダードが伝えるハディース。「私は、アッラーの使徒様が両足の指を小指で広げて洗われるのを見ました。」（アフマドを除く、5つのハディース集が伝えた）また好ましいものとして指輪や腕輪のようなものを外すことが伝えられている。ただし、そのハディースはサヒーフ（正しい）の段階にまでは至っていない。しかし、その行為は、完全に行うと言う全体的事柄により実行すべきである。
- (8) 3回の洗淨：これは、ほとんどのスナナの行為で行われることで、それに反する伝承は無い。そのことは、それは許されるものである証明である。アムル・ブン・シュアィブが彼の祖父からのハディースを伝えている。「遊牧民たちが、アッラーの使徒様のところにやって来てウドゥーについて尋ねました。私は、彼が3回ずつ行うのを見ました。そしておっしゃいました。『これが、ウドゥーです。これに加える者は、それを台無しにし、法を越え、罪を犯したのです。』」（アフマドとアンナサーイーとイブヌ・マージャが伝えた）ウスマーンが伝えた。「預言者様は、3回3回でウドゥーをなさいました。」（アフマドとムスリムとアッテルミズイーが伝えた）
- しかし、正しくは、1回ずつもしくは2回ずつでもウドゥーが行われ

ており、頭部のマスフは、1回だったというのがほとんどの伝承である。

- (9) 右優先：つまり両手や両足の洗浄の始まりは左の洗浄前に右からと言うこと。

アーイシャは、伝えた。「アッラーの使徒様は、履物をはいたり、髪の毛をすいたり、洗浄やあらゆることで、右優先を好まれました。」

(二つのサヒーフが伝えた) アブーフライラは、伝えた。「預言者様は、『服を着たり、ウドゥーをする時は右から行いなさい。』とおっしゃいました。」(アフマドとアブーダーウッドとアッテルミズィーとアンナサーイーが伝えた)

- (10) 拭うこと：これは、四肢の上を水と一緒にその後で手で拭うことである。アブドッラー・ブン・ザイドは伝えた。「預言者様は、3分の1 ムッド⁵の水を持ってくると、ウドゥーをされ、両腕を拭い始めました。」

(イブン・フザイマが伝えた) また同人は、伝えた。「預言者様は、ウドゥーされ、『このように拭います。』とおっしゃいました。」(アブーダーウッドとアッタヤーリシーとアフマドとイブヌ・ハッバーンとアブー・ヤアラーが伝えた)

- (11) 連続：つまりウドゥーを行う人は、常識的にウドゥーに関係ないことをしてウドゥーから離れ中断することなく体の部分を続けて洗うことである。スナナは、これを実行し、ムスリムたちもそのように行った。

- (12) 両耳を拭う：スナナは、耳の内側は人差し指で、外側は親指で挟むようにして頭部を拭った水で上から下へ一回拭う。なぜなら耳は頭部の一部だからである。アルミクダーム・ブン・マアド・ヤクリブのハディース。「アッラーの使徒様は、ウドゥーで頭部を拭い、両耳は中に指を入れ内側と外側を拭われました。」(アブーダーウッドとアッタハーウィーが伝えた) イブヌアッバースは、預言者のウドゥーを伝えた。「彼は、頭部と両耳を一回拭われました。」(アフマドとアブーダーウッドが伝えた) また別の伝承では、「頭部と両耳を拭われ、耳の内側は人差し指で、外側は親指で拭われました。」とある。

- (13) 前頭部とくるぶしを長くする：前頭部については、顔の洗浄の決められた部分よりも多く、頭部の前の一部分も洗うことである。くるぶしと肘については、それらの上まで洗うことである。アブーフライラの伝えるハディースによる。「預言者様は、おっしゃいました。『私の共同体は、審判の日、ウドゥーの痕跡で輝く額と輝く両手足をしてやってきます。』そこでアブーフライラは言った。『あなた方の中で額を長く（洗うことが）できる者は、そうしなさい。』」（アフマドと二つのサヒーフが伝えた）またアブーザルアが、アブーフライラについて伝えた。「アブーフライラは、ウドゥーを知らせて、ウドゥーを行いました。その時、両腕を肘を越えてまで洗いました。そして両足を洗った時には、くるぶしを越えて脛まで洗いました。私が、『これはどうしたのですか？』と言うと『これは、飾りの範囲です。』と答えました。」（言葉の部分はアフマドが伝え、伝承者の正しさは二人の長老（ムスリムとアルブハーリー）の条件による）⁶

あとがき

このようにスンナ（行わなくても罪にならないが、預言者が行っていることが好ましいとされること）の法学と題されるようにスンナに関する記述は、まだまだ17個に及びそれぞれに根拠のハディースが引用される。今回はここで翻訳を中止するが、シャリーアにおけるフィクフ（法学）の基本的な考え方が理解できたと考える。

●注

- 1 Fiqf al-snnah da-r al-fatf 1990, 著者のアッサイイド・サービク（1915～2000）はアズハル大学イスラーム法学部卒、同大学教授、エジプト・ワクフ省文化長官、サウジアラビア・ウナムルクラー大学教授を歴任。この著書は、1946年に出版されて以来イスラーム世界で広く利用されている。
- 2 ここに著者のスンナ（預言者の言行）に対する立場が良く現れている。シャリーアにおいてその根拠がクルアーンとスンナに言及されていない限り、そ

の行為の正当性が認められないというものである。スンナに書かれている限りそれに従うべきであるという立場でもある。

- 3 ハディースの信頼性を表す。弱いハディース（ダイーフ）は、伝承者の連鎖のなかに欠陥が見られるもので、義務行為と根拠としては認められない。
- 4 サウジアラビアの紅海沿岸地方。イスラームの聖地、マッカとマディーナがある。
- 5 1 ムッドは、628 ミリリットル。
- 6 このように預言者の直接の言葉が無くても、アブーフライラのようなサハーバ（教友）の言動は尊重される。

平成 23 年度 第 2 回イスラーム講演会記録 イスラームの中国への伝来と発展

中国イスラーム協会理事
中国山東省イスラーム協会副会長
スレイマーン張

日 時 平成 23 年 9 月 24 日

場 所 拓殖大学文京キャンパス C 館

伊斯兰教在中国的传入与发展

概要 概述

“伊斯兰”系阿拉伯语音译，意为“顺从”、“和平”和“安宁”。即“顺从安拉的旨意。伊斯兰教是《古兰经》中所定的名称：“真主所喜悦的宗教，确是伊斯兰教”(3：19) ان الدين عند الله الاسلام，“我已为你们成全你们的宗教，我已完成我所赐你们的恩典，我已选择伊斯兰做你们的宗教”(5：3)。

اليوم أكملت لكم دينكم وأتممت عليكم نعمتي ورضيت لكم الاسلام ديناً

「イスラーム」とは、アラビア語を音訳したもので、「服従」、「平和」、「安寧」を意味し、すなわち、「アッラーへの服従」を表すものです。このイスラームの名称は、「クルアーン」の中で次のように語られています。「アッラーの御許における宗教はイスラームである」(3 章 19 節)、「われは、あなたたちの宗教を完成させ、われの恩寵を全うし、あなたたちに対する宗教としてイスラームを認めた」(5 章 3 節)。

公元 7 世纪，至圣穆罕默德(570—632)在阿拉伯半岛创传伊斯兰教，并向世界各地开始传播，发展为世界性宗教之一。

在中国的历史上，伊斯兰教曾以不同的称谓见之于史籍。

紀元7世紀、預言者ムハンマド(570～632)は、アラビア半島においてイスラームの布教を開始し、それが世界各地に広まり、世界的宗教の1つへと発展していきました。中国の歴史において、イスラームはさまざまな呼び名で歴史書に登場します。

唐朝称“大食法”；宋朝称“大食教度”；元朝称“回回法”、“回回大食法”；明朝称“回回教门、回回教、天方教、清真教、穆罕默德教”；清朝至民国时期称“回教”。新中国成立后，伊斯兰教成为中国内地统一的称谓。香港、澳门、台湾地区大多仍沿袭“回教”的称谓。

唐代には「大食法」、宋代には「大食教度」、元代には「回回法」、「回回大食法」、明代には「回回教門、回回教、天方教、清真教、穆罕默德（ムハンマド）教」、清代から中華民国の時代（1910年代～1940年前半）には「回教」と呼ばれました。中華人民共和国の成立後は、「イスラーム」が統一の呼名となっています。しかし、香港、マカオ、台湾においては、まだ「回教」の呼名が踏襲されることが多いようです。

中国におけるイスラームの初期の伝播 伊斯兰教在中国的早期传播

伊斯兰教在中国的传播，经历了漫长的历史过程。根据伊斯兰教在中国的早期传播过程，其大致分为三个重要的历史时期：

中国におけるイスラームの伝播には、とても長い歴史の道のりがあります。その初期の伝播については、大きく3つの時期に分けられます。

第一个时期为唐宋时期，伊斯兰教最早从我国沿海地区开始传播。公元7世纪开始，阿拉伯人以伊斯兰教为旗帜，逐渐建立了东起印度，西临大西洋及与法兰西接壤，南至莫桑比克苏丹国，北迄高加索山，横跨亚、非、欧三洲的大食帝国。西欧习惯将其称作萨拉森帝国(在拉丁文中意指“东方世界帝国”)。

第一期は、唐・宋の時代で、この頃、イスラームは中国の沿海地域から伝わ

りははじめました。紀元7世紀から、アラビア人はイスラームを旗印に掲げ、東はインドから、西は大西洋およびフランスに接し、南はモザンビーク、スーダン、北はカフカース山脈に至る、アジア、アフリカ、ヨーロッパの3大陸にまたがるイスラーム帝国を徐々に建設していきました。西洋ではこれを「サラセン帝国」と通常呼んでいます。

横貫東、西的陸上“丝绸之路”和南中国海至波斯湾的海上“香料之路”，使两国在政治、经济和文化等方面保持着密切的交往关系，尤其是从事商业贸易活动的阿拉伯、波斯穆斯林商人不断来到中国，伊斯兰教也随之传入；

それらの地域と中国を結ぶ陸上の「シルクロード」と南シナ海からペルシャ湾に至る海上の「スパイスロード」は、政治、経済、文化などの分野において、両国の密接な交流関係を保持させてきました。特に、商業・貿易活動に従事するアラビア、ペルシャのムスリム商人が次々と中国を訪れ、それに伴ってイスラームも伝わっていったのです。

第二个时期为元朝，蒙古人的西征，使大批中亚各族人、波斯人和阿拉伯人从陆路掳掠迁居中国各地，伊斯兰教的传播地域和人数大大扩展；

第二期目は元の時代で、モンゴル人の西方遠征によって、大勢の中央アジアの各民族、ペルシャ人、アラビア人が強制的に中国へ連れてこられたために、イスラームの伝わる地域と人数が大きく拡大しました。

第三个时期为明朝，也称作陆路“丝绸之路”，即沿中国的西北一带的穆斯林的由来。新疆伊斯兰化的不断深入即是一个事实。

第三期は明の時代で、「西域」とも称される中国の西北一帯に住むムスリムたちは、この時期に由来します。事実、この時期、新疆のイスラーム化が次々と進んでいきました。

イスラームを信仰する 10 の少数民族 信仰伊斯兰教的十个少数民族

在过去的 1350 多年中，伊斯兰教被传统的中国社会所承认，在漫长的传播发展中先后有回族、维吾尔族、哈萨克族、塔吉克族、塔塔尔族、柯尔克孜族、乌孜别克族、东乡族、撒拉族、保安族等十个民族先后信仰了伊斯兰教，

これまでの 1350 年余りの歳月の中で、イスラームは代々中国社会に認められてきました。その歴史の中で、回族、ウイグル族、カザフ族、タジク族、タタール族、キルギス族、ウズベク族、トンシヤン族、サラル族、ボウナン族などの 10 の民族が、相次いでイスラームに入信してきました。

据最新的统计：中国穆斯林人口约 2,300 多万。中国各民族穆斯林热爱中国，热爱生活，尊主从圣，勤劳勇敢，在生活实践中他们在坚守信仰的同时，还形成了具有地域特色和各民族特点的生活习俗，使中国穆斯林的生活画卷更显多姿多彩。下面我简要介绍一下中国信仰伊斯兰教的十个民族的情况。

最新の統計では、中国のムスリム人口は約 2,300 万人余りとなっています。中国の各民族のムスリムは、中国を熱愛し、生活を心から愛し、信仰心が厚く、勤勉で勇敢で、実生活においては固く信仰を守るとともに、地域的特色と民族の特徴をそなえた風俗、習慣を形成していて、中国ムスリムの生活様式を、いっそう多彩なものとしています。以下、その 10 の民族の情況について、簡単に紹介いたします。

回族

回族是中国少数民族中人口较多，分布最广的民族。人口约 9,816,805 人，全国多数省、市、自治区都有回族居住。中国有一个回族自治区，两个回族自治州，十一个回族自治县。居住在农村的回族以经营农业为主，兼营商业和小手工业；居住在城镇的以经营饮食、珠宝玉器、皮毛加工为主。回族擅长烹饪和面食制作，近三十年来兰州回民拉面饭馆遍布全国，只要有人居住的地方就有兰州回民的拉面馆。

回族は、中国の少数民族の中では人口が多く、最も広範に分布する民族です。

人口は約 9,816,805 人で、中国の多数の省、市、自治区のいずれにも居住しています。中国には回族の自治区が 1 箇所、自治州が 2 箇所、自治県が 11 箇所置かれています。農村に居住する回族は主に農業を営み、他に商業や小規模な手工業を兼業しています。都市や町に居住する回族は、主に飲食、宝石・玉細工、毛皮の加工に従事しています。回族は小麦粉食品を作るのに堪能で、この 30 年でムスリムが経営する蘭州ラーメン店は中国全土に広まり、どこでも蘭州ラーメン店が見受けられるようになりました。

ウイグル族 维吾尔族

维吾尔族の族源，可追溯到公元前三世纪。它是生活在我国境内的一个古老民族。

维吾尔意为“团结”联合”。他们主要分布在新疆维吾尔自治区，人口约 8,399,393 人。

ウイグル族は、中国国内で長い歴史を持つ民族の 1 つで、その祖先は紀元前 3 世紀までさかのぼることができます。ウイグルとは「団結」、「連合」の意味です。ウイグル族は主に新疆ウイグル自治区に分布し、人口は約 8,399,393 人です。

维吾尔族穆斯林热情好客，能歌善舞，有叙事长诗《福乐智慧》、音乐舞蹈套曲《十二木卡姆》等优秀民间艺术作品流传至今。维吾尔族主要经营农业，对植棉、园艺有丰富的经验，他们还擅长编织地毯、制作丝绸、绣小花帽、打制小刀等。

ウイグル族のムスリムは親切で客好きなことで知られ、また歌と踊りに優れていて、長編叙事詩「幸せを与える知識」、音楽舞蹈「12 マカーム (maqam)」などの優れた民間芸術作品を今日まで伝えています。ウイグル族は主に農業を営み、綿花の栽培や園芸で有名です。他に絨毯、絹織物、刺繍帽子、ナイフ作りなどでも知られています。

カザフ族 哈萨克族

哈萨克族主要分布在新疆的伊犁、塔城和阿尔泰地区，人口约 1,250,458 人，

哈萨克族的民间文学十分丰富，著名的叙事诗有《阿勒帕米斯》、《阔布兰德》、《萨里哈与萨曼》等，哈萨克族的主要代表乐器是二弦弹拨琴“冬不拉”。他们以经营畜牧业为主，兼营农业，也有人从事工业和商业活动。

カザフ族は主に新疆のイーリー、タルバガタイ、アルタイ地区に分布し、人口は約 1,250,458 人です。カザフ族は民間文学が豊富で、有名な叙事詩に「アルパムス」、「コブランドウ」、「サリハとサマン」などがあります。カザフ族の代表的な楽器には、2 弦の弦楽器である「ドンブラ」があります。かれらは主に牧畜を営み、その傍らで農業も行います。工業や商業活動に従事する者もいます。

キルギス族 柯尔克孜族

柯尔克孜族也是生活在新疆境内的一个古老民族，他们主要居住在克孜勒苏柯尔克孜自治州，人口 160，823 人，他们主要经营畜牧业，兼营农业，著名历史诗《玛纳斯》是柯尔克孜族的民间艺术精品。柯尔克孜族妇女擅长绣花，制作花毯、壁挂等手工艺品。

キルギス族も新疆に暮らす長い歴史を持つ民族の 1 つで、主にクズルス・キルギス自治州に居住し、人口は 160,823 人です。主に牧畜業を営み、農業を兼業しています。有名な歴史叙事詩である「マナス」は、キルギス族の民間芸術の傑作です。キルギス族の女性は刺繍に堪能で、敷物やタペストリーなどの手工芸品を作ります。

ウズベク族 乌孜别克族

乌孜别克族属于游牧民族，约于 15 世纪前后在中国定居，人口约 12，370 人。他们绝大多数从事商业，新疆南疆的乌孜别克人丝织技术很娴熟，新疆北疆的乌孜别克人主要从事畜牧业。

ウズベク族は遊牧民族に属し、およそ 15 世紀前後に中国に定住しました。人口は約 12,370 人です。大多数は商業に従事し、新疆南疆地区のウズベク族は、絹織物の技術に熟練しています。新疆北疆地区のウズベク族は、主に牧畜業に

従事しています。

タタール族 塔塔尔族

塔塔尔族是中国唐代北方突厥汗国统治下几个使用突厥语的游牧部落的后裔，约于十九世纪 20—30 年代陆续由中俄边境地区迁到新疆。人口约 4,890 人。

タタール族は、唐代に中国北方の突厥汗国（チュルク汗国）の統治下にあった、いくつかの突厥語を使用した遊牧部族の子孫で、1920 ～ 30 年代の頃、次々と中国・ロシアの国境地帯から新疆へと移住して来ました。人口は約 4,890 人である。

在城市里的塔塔尔人多经商或从事医务和文化教育工作，居住在农牧区的则经营农牧业，他们喜欢养蜂。塔塔尔人的文化素质较高，知识分子按人口比例在全国各族中居于前列。他们擅长歌舞和烹饪。

都市に住むタタール族の多くは、商業または医療、文化教育業務に従事し、農業、牧畜地域に住む者は、農業や牧畜業を営み、養蜂を好むことで有名です。タタール族は文化水準が高く、人口に占める知識人の割合は、中国の各民族の中でも上位を占めています。また歌や踊りと料理にも長じています。

タジク族 塔吉克族

塔吉克族人口约 41，028 人。属欧罗巴人种，他们聚居于帕米尔高原东部的塔什库尔干塔吉克族自治县境内，塔吉克人主要从事畜牧业和农业。他们的文学艺术具有悠久的历史传统，迄今在民间仍流传着波斯古典诗人菲尔道乌西的《王书》(沙赫那麦)的片段。由于塔吉克人居住在高原上，所以他们的文学作品多与雄鹰有关。

タジク族はヨーロッパ人種に属し、人口は約 41,028 人です。パミール高原東部のタシュクルガン・タジク自治県に居住し、主に牧畜業と農業を営む人々です。かれらの文学と芸術には長い歴史と伝統があり、民間には今も、ペルシャの古典詩人フェルドウシーの「王書」（シャー・ナーメ）の一部が伝わって

います。高原で生活する彼らの文学作品には鷹狩りに関係するものが多く見られます。

トンシャン族 東乡族

東乡族世代聚居於甘肅省臨夏州東乡，現有人口 513,805 人。他們主要从事農業。東乡人在反抗清政府的斗争中表現英勇，代表人物有：閻塌夫、阿布都、馬福壽等。東乡族的民間文學很豐富。有長篇敘事詩《米拉尕黑與馬芝璐姑娘》、《葡萄蛾兒》等。他們和回族一樣喜歡演唱“花儿”。

トンシャン族は、代々甘肅省臨夏州トンシャンに居住し、現在の人口は 513,805 人です。主に農業を行なっています。トンシャン族は清朝への抵抗闘争の中で、閻塌夫、阿布都、馬福壽（訳注：人名は表音表記不明につき中国語表記のまま）などを代表とする英雄を生み出してきました。また民間文学が豊富で、長編叙事詩の「ミラガハとマデラ」（「ミラガハ」は若者の意、「マデラ」は女性の名前）、「葡萄蛾兒」（訳注：邦題不明）などがあります。また回族と同様、口承民謡「花儿」を歌うのを好みます。

サラール族 撒拉族居

撒拉族居住在青海省循化撒拉族自治县，人口約 104,503 人。他們的祖先是十三世紀居住在中亞撒馬爾汗的西突厥烏古斯部落薩魯克人的一支。撒拉族穆斯林保存了許多美好的民間傳說。《對伊委納》（駱駝戲）是表現撒拉族先民從中亞遷到循化這一歷程的傳統戲，在群眾中廣為流傳。撒拉族主要从事農業，兼營畜牧業和園藝業。

サラール族は、青海省循化サラール族自治県に居住し、人口は約 104,503 人です。かれらの祖先は、13 世紀に中央アジアのサマルカンドに住んでいた西突厥（チュルク）オグズ部族のサルーク人です。彼らは、多くの美しい民間伝説を保存していて、「対伊委納」（ラクダ劇）は、サラール族の祖先が中央アジアから循化へと移り住んだ過程を物語る伝統劇で、人々の間に広く伝わっているものです。サラール族は主に農業に従事し、牧畜や園芸を兼業としています。

ボウナン族 保安族

保安族亦称保安回。聚居在甘肃临夏积石山一带，人口约 16,505 人。他们的祖先是信仰伊斯兰教的蒙古人和中亚的回回人。大约在元末明初来青海定居，他们的生活习惯与回族、东乡族、撒拉族一致。保安族主要经营农业，手工业以打制“保安刀”为主，他们的服饰与西北回族的服饰相近。

ボウナン族はボウナン回とも呼ばれる。甘肅省臨夏の積石山一帯に居住し、人口は約 16,505 人です。ボウナン族は、モンゴル人のムスリムと中央アジアのムスリムを祖先とし、元末明初の頃、青海に定住しました。ボウナン族の生活習慣は、回族、トンシャン族、サラール族と同様です。ボウナン族は主に農業に従事し、手工芸では主に「ボウナンナイフ」が有名です。服飾は西北地区の回族の服飾に近いです。

一. 中国ムスリムの儀礼・習慣 中国穆斯林的礼制仪规

1. クルアーン読誦 开经

中国穆斯林宗教仪式。穆斯林在诵读《古兰经》时，首先请开学阿訇开经，诵读一章，然后，参加者分别诵读。

ムスリムが「クルアーン」を朗誦する際、最初に開学のアホンと呼ばれるモスクのイマーム（広義にはイスラーム法学・神学に通ずる人を示すペルシャ語。中国では「阿訇」と表記し、宗務に従事する有資格者。「開学」のアホンとは、一定のモスク内で常時、宗務に預かるアホン）がクルアーンを開いて 1 章を朗誦し、それから参加者がそれぞれに朗誦するのがしきたりになっています。

开经的情况有：(1)安葬亡人时在坟地集体开经；(2)人亡故后在家请阿訇开“一月经”或“全年经”；(3)斋月请阿訇在家中开经，清真寺则在寺内集体开经；(4)婚丧大事或纪念亡人时，在家请阿訇集体开经诵读；(5)宗教节日在清真寺集体诵读。

クルアーン読誦を行うのは次の 5 つの場合があります：(1) 死者を埋葬する

際、墓地において集団で読誦する。(2) 人が亡くなった後、家にアホンを呼んで「一月経」または「全年経」を読誦する。(3) ラマダーン月にアホンを呼んで家の中でクルアーン読誦をしたり、モスクで、集団で読誦する。(4) 冠婚葬祭あるいは故人を記念する際、家にアホンを呼び、集団で読誦する。(5) 宗教上の祭日に、モスクにおいて集団で朗誦する。

2. フィドヤ 转“费底耶”

中国穆斯林丧葬礼仪之一。阿拉伯语音译，意为“罚赎”，亦称“伊斯嘎特”，意为“推掉”、“去掉”，指消除罪过。

これは、「罪の償い」を意味します。また「イスカット」とも言われ、これは「落す」、「取り除く」の意味で、罪を取り去ることを指します。

“费底耶”是后辈法学家根据有关经训的精神，对亡人生前因故未能完成斋戒、朝觐等宗教功课所采取的一种罚赎方式，这是亡人亲属对亡人表示悼念和自我慰藉的一种形式。中国穆斯林为亡人办理丧葬时，大多要举行这种仪式，但因教派不同，「フィドヤ」は、後世のイスラーム法学者が、故人が事情により生前完成できなかった断食や巡礼などの宗教儀礼について、関係する経典やハディースの精神に基づき考え出した、一種の償いの手段です。

即以钱财或实物等作为罚赎补偿，施舍给穷人。由亡人亲属代为赎罪、祈求真主恕饶其生前所欠的宗教功课和所犯的过失。

貧しい者に金銭や必要な現物などを喜捨し、埋め合わせとすることです。故人に代わってその親族が償いをし、生前に不足した宗教儀礼や犯した過ちについて、アッラーに許しを請います。

这是亡人亲属对亡人表示悼念和自我慰藉的一种形式。中国穆斯林为亡人办理丧葬时，大多要举行这种仪式，但因教派不同，

これは、故人の親族が故人に哀悼の念を表し、また自分たちを慰めるための

1つの方法です。中国のムスリムが故人の葬式を行う際には、ほとんどがこうした儀式を行います。

具体方法各异，一般的作法是：(1)由教长或阿訇组织若干人，站成一圈递转《古兰经》，边转边念“都阿”，称为“转经”；(2)由亡人亲属举意一定数额的现金，由阿訇带领递转，称为“转钱”。此两种方式，统称为转“费底耶”。

ただし、具体的な方法については宗派によって異なっています。一般的には次のように行われます：(1)「転経」：これは、イマームまたはアホンが何人かの人をえらんで、立って輪になり、「クルアーン」を順に手渡して回しながら、「ドゥアー」を唱えることです。(2)「転錢」：これは、故人の親族が一定額の現金を喜捨すると表明し、アホンの導きで順に手渡しすることです。この「転経」と「転錢」を合わせて「フィドヤ」と呼んでいます。

3. ズィヤーラ（墓参） 游坟

伊斯兰教宗教礼俗。穆斯林纪念亡人的一种仪式。“游坟”即谒墓，俗称“上坟”“走坟”。根据伊斯兰教法规定，穆斯林把游坟作为一种圣行(逊乃)遵行。通过游坟以示对亡故者的纪念和缅怀，并祈求真主恕饶其罪过升高其在天园中的品级。

「ズィヤーラ」とは即ち「墓参」を指します。シャリーアの規則により、ムスリムはズィヤーラを聖行（スンナ）とみなして行っています。故人の埋葬された墓地を訪問することで、故人をしのぶと共に、故人の罪が許され、天国での等級が上るようアッラーに祈ります。

伊斯兰教认为，活着的人亲临墓地，见坟生感，由亡人的死亡联系到末日的审判，会激励自己多干善功，弃绝行恶，作一个正直、虔诚的穆斯林。

イスラームでは、生ける者が自ら墓地に行き、墓を見ることで改めて生と死を見つめ、故人の死を最後の審判に結びつけることで、多くの善行を積み、悪行を絶ち、正直で敬虔なムスリムになるよう自らを励ますことができると考えられています。

中国穆斯林大多在主麻聚礼、节日会礼之后，或在亡人生辰、亡故日期，个人或集体请阿訇前往墓地游坟念经。

中国のほとんどのムスリムは、金曜礼拝や二大祭の礼拝の後、あるいは故人の誕生日や命日に、個人または集団でアホンを呼んで墓参し、クルアーンを唱えます。

二．宗教上の祭日 节庆习俗

1. 預言者生誕祭 圣纪节

伊斯兰教的三大节日之一，是纪念先知穆罕默德的诞辰日。逊尼派和什叶派纪念圣纪节的日期不同，中国境内的少数民族穆斯林基本是逊尼派，所以圣纪节也是信仰伊斯兰教的少数民族重要节日。

これは、イスラームの3大祭日の1つで、預言者ムハンマドの誕生日を記念するものです。スンニ派とシーア派では預言者聖誕祭の期日が異なります。中国内の少数民族のムスリムは、基本的にスンニ派に属するため、預言者聖誕祭は重要な祭日となっています。

逊尼派的圣纪节是伊斯兰教历3月12日，什叶派是3月17日。穆罕默德逝世于伊斯兰教历Ⅱ年(632年)3月12日，所以，又称该日为“圣忌”。节日期间，穆斯林沐浴，穿戴整齐，到清真寺，听阿訇们念经、赞圣，讲述穆罕默德生平事迹和历史功绩。

スンニ派の預言者聖誕祭はイスラーム暦の3月12日で、シーア派は3月17日です。またムハンマドはイスラーム暦11年(西暦632年)3月12日に亡くなったため、この日は「聖忌」とも呼ばれています。当日、ムスリムは沐浴をして、身なりを整え、モスクへ行き、アホンたちがクルアーンを朗唱したり、祈りをささげ、預言者ムハンマドの生涯における業績や歴史上の功績を語るのに耳を傾けます。

三. 生活上の禁忌 喪葬方面的禁忌

1. 葬儀面における禁忌

禁止喧嚣：穆斯林去世后，应使亡人处于洁净安静的环境中，在待葬和葬礼期间禁止喧哗、送花圈幛联、放鞭炮、敲锣鼓或其他乐器。

イスラームでは葬儀で騒ぐことを禁じられています。ムスリムが亡くなった後は、故人を清潔で静かな環境に置かなければならず、葬儀を待つ間および葬式の時に騒ぐこと、花輪や幛子を贈ること、爆竹、銅鑼や太鼓、その他の楽器を鳴らすことは禁止されています。

禁止号啕大哭：伊斯兰教认为人的生、老、病、死皆由真主前定，当亲人去世后，感到悲痛，泣不成声，这是人之常情，但伊斯兰教禁止号啕大哭。

イスラームでは、人の生・老・病・死は、アッラーにあらかじめ決められたものと考えられているため、葬儀で大声で泣き叫ぶことは禁じられています。身内が亡くなって悲しみ、むせび泣くのは、人情として当然のことですが、イスラームでは声を張り上げて泣き叫ぶことは禁止されています。

禁止穿用非穆斯林的丧葬服饰。禁止设灵位、祭台：伊斯兰教严禁对人崇拜，对亡人不设灵位、祭坛，不悬挂遗像、不上香、不燃烛、不供祭品。

またイスラーム式でない喪服や服飾を身につけることや、位牌、祭壇を設けるのも禁止されます。イスラームは人を崇拜するのを厳禁するため、故人のために位牌、祭壇を設けず、遺影を掛けず、香を焚いたり、ろうそくを灯したり、供物をささげたりしないのです。

禁止盼望死亡：伊斯兰教认为死亡是真主的前定，不要怕死，不要寻死，禁止自杀。

また死を願うことは禁止されます。イスラームでは、死はアッラーにあらかじめ決められたものと考えられており、死を恐れてはならず、死を求めてはな

らず、自殺を禁止しているからです。

四．巡礼及び諸外国との交流 朝覲と友好往来

1. 巡礼 朝覲

关于唐、宋、元时期的中国穆斯林朝覲活动缺乏史料记载，而到了明代新疆地区完成伊斯兰化，内地回回人形成民族共同体后，在史籍和碑铭中才出现了关于中国穆斯林朝覲活动的片段记录。

唐、宋、元代の中国のムスリムの巡礼については、史料がほとんど残されていません。明代になって、新疆地区のイスラーム化が完成し、国内のムスリムの民族共同体が形成されると、ようやく歴史書や碑文に、中国のムスリムの巡礼に関する断片的な記録が見られるようになります。

清雍正六年(1728 年)中国伊斯兰教虎非耶学派华寺门宦创始人马来迟前往麦加朝覲，次年，中国伊斯兰教哲赫林耶门宦创始人马明心前往麦加朝覲。

清代になると、中国のムスリムの巡礼活動が活発になりはじめ、記述についてもやや系統的になされるようになりました。清の雍正6年（1728年）、中国イスラーム・スーフィーや教団華寺門宦（門宦とは中国西北地方のスーフィー教団のこと）の創始者である馬來遲がメッカに巡礼し、その翌年には、中国イスラームジャアファリーヤ門宦の創始者の馬明心がメッカに巡礼しました。

1841 年，中国伊斯兰教著名学者、经师，云南大理人马德新赴麦加朝覲，后游学开罗、亚历山大、耶路撒冷、塞浦路斯、伊斯坦布尔、罗德岛、亚丁、新加坡等地，与各地伊斯兰学者、长老广泛接触，共同探讨“天方之学”，并搜集伊斯兰经籍，历时 8 年归国，写成《朝覲途记》。

1841 年には、中国の著名なムスリム学者・経学者である雲南省大理の馬德新がメッカに巡礼し、その後カイロ、アレクサンドリア、エルサレム、キプロス、イスタンブール、ロードス島、アデン、シンガポールなどを遊学し、各地

のイスラーム学者、長老と幅広く接触し、「アラビアの学問」について共同研究を行い、イスラームの書籍を収集し、8年後に帰国して「巡礼途記」を書き上げました。

民国时期，中国穆斯林朝覲活动更加频繁，记述更为详实。总之，从明代到民国时期，中国穆斯林的朝覲基本处于零散和缺乏有效组织的状态。

中華民国の時期には、中国のムスリムの巡礼はますます盛んになり、記述もさらに詳細かつ正確なものとなります。総じて言えることは、明代から中華民国の時期までは、中国のイスラーム徒の巡礼は、基本的にはばらばらで、実効的な組織に欠ける状態でした。

新中国成立后，中国穆斯林的朝覲活动被纳入国家宗教事务，得到国家最高领导人的亲自关注。新中国穆斯林的第一次朝覲就是在周恩来总理的亲切关怀和多方努力下得以成行的，并以此开创了穆斯林有组织朝覲的先河。

中華人民共和国が成立すると、中国のムスリムの巡礼活動は、国の宗教行務に組み込まれ、国の最高指導者が自ら関心を寄せることとなりました。中華人民共和国建国後の最初のムスリムの巡礼は、周恩来首相の懇切な配慮と多方面の努力によって実現されたもので、これがムスリムの集団巡礼の先駆けとなりました。

1955年4月18日至22日，在印度尼西亚召开了著名的亚非万隆会议。周恩来总理率团出席会议，时任中国伊斯兰教协会副主任的达浦生大阿訇作为周总理的宗教顾问随团前往。总理举行的招待会上，达浦生大阿訇首先向沙特代表阿里·雷达提出中国穆斯林希望获得沙特朝覲签证的强烈愿望。

それは1955年4月18日から22日にかけて、インドネシアで開催されたあの有名なバンドン会議（第1回アジア・アフリカ会議）の時のことです。周恩来首相は一団を率いて会議に出席し、当時中国イスラーム協会副主任を務めていた達浦生大アホンが、首相の宗教顧問として会議に同行しました。首相の主

催のレセプションの席で、達浦生大アホンはまず、サウジアラビアのアリー・リダー代表に対し、中国のムスリムがサウジアラビアの巡礼ビザの取得を望んでいるという強い希望を申し出たのです。

周恩来总理随后亲自向莅会的沙特首相费萨尔提出，希望沙特政府给予中国穆斯林签证，实现中国穆斯林的朝觐。费萨尔首相被周总理关心中国穆斯林朝觐事宜的诚意所感动，并十分欣赏中国政府在穆斯林朝觐问题上所持的开放、宽容和支持的态度，当即表示将关心和办理这一重要事务。

周首相はそれに続き、自ら会議に出席していたサウジアラビアのファイサル国王に向かって、サウジアラビア政府が中国のムスリムにビザを発給し、中国のムスリムの巡礼を実現させてほしいと申し出ました。ファイサル国王は、中国のムスリムの巡礼を気にかける周首相の真心に感動し、同時に中国政府がムスリムの巡礼問題について、開放的で寛容で、後押しする姿勢でいることを大いに気に入り、すぐさまこの事務を処理するとの意向を示したのです。

1955年7月19日、新中国建立後の第一批获得签证的有组织朝觐团一行19人，从北京乘飞机启程经中国香港、巴基斯坦前往圣地麦加朝觐。1993年中央有关部门下发文件，由中国伊斯兰教协会统一组织中国穆斯林“自费朝觐”。2007年，中国组织朝觐人数为10,806人，第一次超过万人创历史记录。2009年中国组织朝觐人数达到12,730人。2010年，中国组织朝觐人数13,364人。

こうして、1955年7月19日、中華人民共和国建国後初めてのビザを取得した集団巡礼の一行19人が、北京から空路香港、パキスタンを経て、聖地メッカへと巡礼に赴いたのです。1993年には、中央政府の関係部門は、中国イスラーム協会が一括手配して、中国のムスリムが「自費巡礼」を行うのを認めました。2007年には、中国の集団巡礼者は10,806人となり、初めて1万人を超え、2009年には12,730人、2010年は13,364人でした。

2. 諸外国との交流 対外友好往来

唐王朝建立后，实行对外开放政策，与阿拉伯帝国广泛交往。唐高宗永徽二年(651年)，阿拉伯帝国第三任哈里发奥斯曼派遣使节来到长安，揭开了中国与阿拉伯世界友好往来的新历史。从此以后，阿拉伯帝国多次派使节来唐。此外，商业领域的交往也日益扩大。

唐王朝は建国後、対外開放政策を実行し、アラブと幅広く交流しました。唐の高宗の永徽2年（651年）、第3代正統カリフのウスマーンが長安に使節を派遣したことで、中国とアラブ世界の友好的交流の新しい歴史の幕が開かれました。これ以後、アラブは何度も唐へ使節を派遣してきました。他に、商業分野における交流も日増しに拡大しました。

宋朝政府继续执行对外开放政策，国际贸易较前朝更为繁荣。阿拉伯帝国也不断派使节前来宋廷，伊斯兰世界各地的商人纷纷前来中国经商。唐宋年间，阿拉伯遣使来华 39 次之多。

宋代の政府も対外開放政策を継続し、国際貿易は前王朝よりいっそう繁栄しました。イスラーム世界の各地の商人が次々と中国へ来て商売をしました。唐・宋年間にアラブから中国へ派遣された使節の回数は、39回にのぼります。

明代，穆斯林伟大航海家郑和率领庞大船队，创下了七下西洋的奇迹。从 1405 年到 1433 年的 28 年间，他的船队远达红海与非洲东海岸，遍历亚非 30 多个国家和地区，为中国与阿拉伯伊斯兰国家经济、文化、外交往来疏通了航道，促进了东南亚各国的繁荣与稳定，而且对亚洲各国的政治、经济、文化都产生了深远的影响。

明代には、偉大なムスリム航海家である鄭和が膨大な数の船隊を率い、7回の大航海という奇跡をなし遂げました。1405年から1433年までの28年間に、鄭和の船隊は、遠くは紅海、アフリカ東海岸まで至り、アジア、アフリカの30余りの国と地域をまわり、中国とアラブ・イスラーム国家の経済、文化、外交の交流のための航路を開き、東南アジア各国の繁栄と安定を促し、アジア

各国の政治、経済、文化に、はかり知れない影響を与えたのです。

五．教育 教育

中国内地イスラーム教育自明中叶开始经历了经堂教育、新式穆斯林教育和经学院教育三个阶段，经堂教育今天还存在于穆斯林社会；新疆伊斯兰教育则自喀喇汗王朝(约公元 940～1211 年)开创的经文学校至今延续，于经学院教育并存。

中国のイスラーム教育は、明代の中葉からはじまり、伝統的イスラーム教育、新様式のムスリム教育、イスラーム学院教育の3つの段階を経てきました。伝統的イスラーム教育は今でもムスリム社会で行われています。新疆のイスラーム教育は、カラハン朝（西暦 940 頃～1211 年）で開始されたイスラーム学校が現在まで続いており、イスラーム学院教育と併存しています。

1. 内地の経堂教育（伝統的イスラーム学校教育） 内地経堂教育

経堂教育是中国穆斯林社会传统的教育形式，兴起于明朝中叶。其宗旨是传授经学知识，培养讲学经师和从事宣教及率众举行宗教活动的宗教教职人才。

経堂教育は、中国のムスリム社会の伝統的な教育スタイルで、明代の中葉にはじまりました。イスラーム学の知識を伝授し、学問の講義をする学者や宣教および大衆を率いて宗教活動を行う宗教上の教職人材を育成することを教育の目的としています。

経堂教育系源于中世纪阿拉伯伊斯兰国家清真寺内“麦德萊賽”(即宗教学校)的教育传统，后在中国结合私塾特色形成的教育制度。

この教育は、中世のアラブ・イスラーム国家がモスク内に設けた「マドラサ」(宗教学校)の教育に起源を發し、後に中国で私塾の特色と結びついて形成された教育制度です。

経堂教育一般分为小学部和大学部。小学部，亦称经文小学，一般招收 6—7 岁

儿童入学，主要教习初级阿拉伯语拼读和宗教常识；大学部，亦称经文大学，即进行系统的宗教专业教育和道德陶冶，其所用教材一般称为“十三本经”(实际数并不完全是13本)。

通常、小学部和大学部に分かれ、小学部は经文小学とも称し、一般的に6～7歳の児童を募集し、主に初級アラビア語の読み書きや宗教上の基礎を教えます。大学部は经文大学とも称し、系統的な宗教専門教育と学生の育成を行います。ここで使われる教材は、一般的に「十三冊経」（実際には完全に13冊でない）と呼ばれます。

其中首先是确保以最根本的经典为主体，包括阿拉伯原文《古兰经》及权威性的《古兰经》注解和六大部“圣训”；其次是按照上述经训作为必要依据而制定的教律、教法。

まずはアラビア語原文の「クルアーン」、およびオーソリティーのある「クルアーン」注釈書、6大ハディース集、次に上記クルアーンとハディースに基づき、必要に応じて定められた法学を教育します。

这些教材保证了经堂教育在回族穆斯林社会的实施，为培养合格的伊斯兰教宣教人员奠定了坚实的基础。虽然在各穆斯林地区经堂教育中所用的教材，并不完全相同，但总的方面“十三本经”的教材成为伊斯兰教传人中国以来，在回族穆斯林社会中出现的伊斯兰教育的首批教材。

これらの教材は、イスラーム教育が回族のムスリム社会において行われることを保証し、適格なイスラームの普及・教育者を育成するための確かな基礎を定めました。各ムスリム地区の経堂教育で使用される教材は、完全に同じではないものの、全体としては、「十三冊経」はイスラームが中国に伝わって以来、回族のムスリム社会に現れた最初のイスラーム教育の教材となりました。

根据各回族穆斯林地区的实际状况，和当时绝大多数回族穆斯林已无法读懂阿拉伯文或波斯文经典，只能通过汉语讲解才能理解经文的现实，经堂教育中使用了“经

堂語”(经堂教育中使用的一种语言，它的语法结构和一般词汇基本上是汉语的，但依据阿拉伯文经典直译，一些宗教术语和生活用语更多的是采用阿拉伯语或波斯语的音译。)和“小经”(一种拼音文字，即用阿拉伯文字母和语音拼写汉语。因为它为经堂教育的学生学习宗教经典时所使用，为经典的汉译注音，故称之为“小经”)，又称“小儿锦”。“经堂语”和“小经”的使用，使学生在课堂上听得懂，记得下，课后又能加以复习巩固，具有明显的回族伊斯兰教育的特点

當時ほとんどの回族のムスリムは、アラビア語やペルシャ語の本を読むことができず、中国語の解釈を通じてしか理解できなかったという現実をふまえて、経堂教育においては「経堂語」（経堂教育に使われる言語で、文法構造と一般的な語彙は基本的に中国語であるが、アラビア語の経典を直訳することを基準とするため、一部の宗教用語と生活用語にはアラビア語またはペルシャ語の音訳が採用されている）と「小経」（一種の表音文字で、アラビア語の表音文字と発音を用いて中国語をつづる。経堂教育の学生が経典を学習する際に使用し、経典の中国語訳に読み方が標記されているため、「小経」と呼ぶ）を使用し、これを「小儿锦」とも称する。「経堂語」と「小経」を使うことで、学生に授業をより良く理解、記憶させ、復習して確かなものにさせるという、回族のイスラーム教育の明確な特色があります。

当代回族穆斯林社会，经堂教育依然是重要的教育形式之一，其培养的阿訇也占有重要的位置。经堂教育通过各地的传承，使经堂教育在全国回族穆斯林社会遍地开花，结出丰硕的果实，弘扬和维系伊斯兰教于中华大地。

現代の回族のムスリム社会においても、経堂教育はなお重要な教育形式の1つとされ、経堂教育によって育成されたアホンも、重要な位置を占めています。経堂教育は各地で受け継がれ、全国の回族ムスリム社会のいたるところで花を咲かせ、豊かな実を結び、中国の大地でイスラームを大きく発展させ、守り続けているのです。

2. 中国イスラーム経学院 中国伊斯兰教经学院

中国伊斯兰教经学院是在周恩来总理的亲自关心下，经国家批准，于1955年由
中国伊斯兰教协会创办的唯一一所培养高层次、年轻爱国宗教教职人员的伊斯兰高
等学府。

中国イスラーム経学院は、周恩来首相自らの配慮の下、国の承認を経て、
1955年に中国イスラーム協会によって創設された、愛国精神を持つハイレベ
ルの若い宗教教職員を養成するための唯一のイスラーム高等学府です。

現在の校址设于北京回民聚集的牛街地区南横西街103号，由国家拨专款于1958
年建成。其占地总面积10,978平方米，由主楼、宿舍楼和食堂三部分组成。其中
主楼建筑面积为5,441平方米，学生宿舍楼建筑面积为3,008平方米，当时是按在
校学员500人的规模建造的。

現在の学院は、北京のムスリム集住地である牛街地区の南横西街103号にあ
り、国の特別支出金によって1958年に建設されたものです。学院の総敷地面
積は10,978㎡で、本館、宿舍、食堂の3部分から構成され、そのうち、本館の
建築面積は5,441㎡、学生宿舍の建築面積は3,008㎡で、在校生を500人とする
規模で建設されました。

主楼为三层，包括教室、办公室、图书馆、阅览室、语音教室、微机教室、礼
堂、礼拜殿和大小净室等设施。图书馆现藏书3万余册，有汉文、维吾尔文、阿
拉伯文、波斯文、英文、乌尔都文等语种，还有一些珍贵的阿拉伯文《古兰经》
抄本，礼拜殿可容500人同时礼拜。主楼的建筑形式具有浓郁的阿拉伯风格。

本館は3階建てで、教室、事務室、図書館、閲覧室、LL教室、コンピューター
室、講堂、礼拜堂および大小の清浄室などの施設があります。図書館には現在
3万冊余りの蔵書があり、中国語、ウイグル語、アラビア語、ペルシャ語、英
語、ウルドゥー語などの言語と、いくつかの貴重なアラビア語の「クルアーン」
の写しがあります。礼拜堂は500人を同時に収容して礼拝することができます。
本館の建築様式は本格的なアラビア風です。

該院の办学宗旨：培养具有较高宗教学识和阿拉伯语水平、汉语文化水平的伊斯兰专业人才。学制五年。课程设置分为伊斯兰教专业课和大学文科基础课两类，分别约占全部课程的 70% 和 30%。专业课设有《古兰经》注释、古兰学、《古兰经》诵读学、伊斯兰教教法、教法原理、教法史、教义学、圣训、圣训学、中外伊斯兰教史、阿拉伯语、阿文书法、教务实习等；

学院は、宗教上の学識とアラビア語の水準、中国語の文化水準の高いイスラームの専門人材を育成することを教育目的とし、学制は5年制です。カリキュラムはイスラームの専門課程と大学文科の基礎課程の2つを設け、それぞれ全カリキュラムのおよそ70%と30%を占めています。専門課程には「クルアーン」の注釈、クルアーン学、「クルアーン」朗誦学、イスラーム法、法原理、イスラーム法史、法学、ハディース、ハディース学、中外イスラーム史、アラビア語、アラビア語カリグラフィー、教務実習などを設けています。

基礎課設有政治課、大學語文、寫作、歷史、地理、計算機、體育等課程。教學採用現代課堂講授方法，堅持“在教言教”原則，注重理論與實踐相結合。

基礎課程には、政治、大學國文、作文、歷史、地理、コンピューター、體育などのカリキュラムがあります。授業は近代的な教室で講義する方法を採用し、「イスラームを信仰する者が教える」ことを原則に、理論と実践を結びつけることを重視しています。

該院的招生对象为具有高中文化程度、立志从事伊斯兰教事业、年龄在 19—23 周岁、已进入清真寺学习一年以上的男性穆斯林青年。生员面向全国，根据各地伊斯兰教工作的实际需要定向招生，经过统一考试，择优录取。中国伊斯兰教经学院至今已走过 50 多个春秋，培养了一批又一批有文化、爱国爱教的伊斯兰教专业人才，此间，先后有多名学生赴埃及、巴基斯坦、利比亚、马来西亚、沙特阿拉伯王国等国家参加《古兰经》诵读比赛或各种学术交流会议。

學院の學生は、高校卒業程度の学歴を有し、イスラームの事業に従事する志を立て、モスクで1年以上学んだ19歳～23歳のムスリム青年男性を対象に募

集されます。各地のイスラームの業務の実際の必要に基づき、全国の限られた範囲で募集し、統一試験を行って優秀な学生を採用します。中国イスラーム経学院は既に50年余りの歳月を歩み、文化水準が高く、愛国精神と宗教心を持つ、イスラームのエキスパートを大量に育て上げてきました。

1982年以后，国家又相继开办了7所地方伊斯兰教经学院，分别为：辽宁沈阳伊斯兰教经学院（由东北三省合办）、新疆伊斯兰教经学院、兰州伊斯兰教经学院、郑州伊斯兰教经学院（由豫、鲁、苏、皖合办）、宁夏伊斯兰教经学院、青海伊斯兰教经学院、昆明伊斯兰教经学院。接着北京市政府和河北省政府分别批准办了北京市伊斯兰教经学院和河北省伊斯兰教经学院。

1982年以降、国は他の7つの地方にも次々とイスラーム経学院を開設しました。それらは、遼寧瀋陽イスラーム経学院（東北3省が共同運営）、新疆イスラーム経学院、蘭州イスラーム経学院、鄭州イスラーム経学院（河南省、山東省、江蘇省、安徽省が共同運営）、寧夏イスラーム経学院、青海イスラーム経学院、昆明イスラーム経学院です。これに続き、北京市政府と河北省政府がそれぞれ北京市イスラーム経学院、河北省イスラーム経学院の開設を承認しました。

六．ハラール食品 清真食品

概要 概述

清真食品是指符合伊斯兰教法的食品。现代社会，清真食品在中国既涉及民族问题又包含宗教原因，所以政府非常重视，穆斯林群众也很关心，其检验检疫的检测标准非常严格。

ハラール食品とは、イスラーム法において許された食品のことです。現代の中国社会では、ハラール食品は民族問題にかかわるだけでなく、宗教的な火種を含んでいるため、政府はたいへんに重く見ており、ハラール食品の検査検疫標準は、非常に厳格なものとなっています。

1. ハラル食品の形成と発展 清真食品の形成与发展

“清真”一词，最早见于南朝宋刘义庆《世说新语》：“有清真寡欲，万物不能移也。”

原指人的纯净朴实，无尘不染，后来专指人的道德境界。

「清真」という語が最も早く見られるのは、南宋の劉義慶が編纂した「世説新語」で、そこに「清真寡欲，万物不能移也（訳注：「清らかで飾らない。人はその性質を変えることはできない」の意）」とあります。もともとは人が純粹で質素であることを指しましたが、後にはもっぱら、人の道徳的境地を指すようになりました。

到宋元时期，开始将犹太教、伊斯兰教寺院称为“清真”寺。明洪武元年(1368 年)题金陵礼拜寺《百字赞》中有“教名清真”一语，才开始明确以“清真”专指伊斯兰教，自此，“清真”一语开始成为伊斯兰教的代名词。

宋・元代になると、ユダヤ教、イスラームの寺院を「清真」寺と呼ぶようになりはじめました。明の洪武元年(1368 年)の金陵イスラーム寺院の「百字賛」には、「教名清真」と記されていて、「清真」がはっきりとイスラームを指すようになり、以後、「清真」という語はイスラームの代名詞となりました。

明代回族学者王岱舆进一步解释“纯洁不染之谓清，诚一不二之为真”，意在指道德和宗教生活的纯洁性、高尚性、真实性、合法性。

明代のイスラーム学者の王岱輿は、一歩進んで「清は純潔でけがれなきこと、真はふたごころなきこと」と解釈しています。道徳的および宗教生活において、純潔、高尚、真実、合法であることを意味します。

清真饮食是随着伊斯兰教传入中国而产生的。清真饮食在中国经历了唐宋时期的传入、元明时期的形成、清代民国时期的发展，至今已有 1350 多年的历史。

改革开放以来是清真饮食的复兴期，到 2000 年，全国 2,300 多个市县，有清真餐饮或食品的经营户约 12 万多户，经营清真食品的企业有 6,000 多家。

ハラール食品は、イスラームの伝来に伴って生まれたものです。ハラール食

品は唐・宋代に中国に伝わり、元・明代の形成期を経て、清代・中華民国の時期に発展し、既に 1350 年余りの歴史があります。改革開放以後は、ハラール食品の復興期にあたります。2000 年現在、全国の 2,300 余りの市と県に、ハラールレストランまたはハラール食品店は約 12 万軒余りあり、ムスリム食品を扱う企業は 6,000 社余りにのぼります。

2. ハラール食品の標識 清真食品の标志

在国内许多清真餐馆多标有阿拉伯语“艾勒艾特阿姆·艾勒伊斯拉姆”(a1——'it mahal——'isalah) الأطعمة الإسلامية，意为“清真食品”。经过认证的清真食品企业生产的产品多使用国际通用的 Halal حلال 标志。

中国のハラールレストランの多くには、アラビア語で「艾勒艾特阿姆·艾勒伊斯拉姆」(アルタアム・アルイスラーミー) との表示があるが、これは「ハラール食品」の意味です。認証を得たハラール食品企業の生産した製品の多くには、ハラールマークが使われています。

3. ハラール食品の管理規則と標準 清真食品管理法规和标准

目前，在中国关于伊斯兰教的清真食品各省都出台了相应的法规和办法，各省政府相关部门根据本地的实际以政府令出台。国家还没有出台具体的条例，正在组织制定过程中，已经组织讨论修改了四次，会很快出台。

現在、中国ではハラール食品に関し、いずれの省でもしかるべき法規や規則を実施し、各省政府関係部門は現地の実情に基づき、省政府が法規を公布、実施しています。国としての具体的な条例はまだありませんが、現在制定を調整中で、既に 4 回の検討、修正が行われており、間もなく公布となることでしょう。

4. ハラール食品の製造監督と輸出貿易 清真食品的监制与出口贸易

1990 年之后，中国各行各业出口企业发展迅速，仅中国的山东省就有大批企业向海湾阿拉伯国家出口大量的冷冻牛肉；到了 1994 年，中国的清真食品已经大批出口到阿拉伯国家、南非、东南亚等国家。

1990 年以降、中国の輸出企業は急速に成長し、山東省だけでも多数の企業が湾岸アラブ諸国に向けて大量の冷凍牛肉を輸出しています。また 1994 年までも、大量の中国のハラール食品がアラブ諸国、南アフリカ、東南アジアなどの国に、輸出されました。

作为伊斯兰教国家对清真食品的要求很严格。在一个信仰共产主义的中国生产的产品如何成为“哈拉”产品？如何得到伊斯兰教国家的认可？是我们协会急需解决的问题。

イスラーム諸国はハラール食品への要求が非常に厳格です。共産主義国家の中国で生産した製品を、どうやってハラール製品とするのか？どうやってイスラーム諸国の認可を得るのか？これは我々協会にとって、急いで解決しなければならぬ問題でした。

貿易初期，伊斯兰教国家不了解中国的实际情况。有的伊斯兰教国家在采购中国产品时，每个订单都需要安排自己的人员到中国驻厂监督生产，监督产品是否依玛目亲自下刀屠宰、是否按照伊斯兰教法加工、是否单独冷库存放“哈拉”产品，如果达到他们的要求，该驻厂人员在出口包装箱上盖上自己的印章。

貿易が始まった頃は、イスラーム諸国は中国のイスラーム事情を理解しておらず、一部のイスラーム国は中国の製品を仕入れるにあたり、発注のたびに中国の工場に駐在員を派遣し、製品の生産を監督し、イマームが自らナイフを入れて屠畜したかどうか、イスラームの教えの通りに加工したかどうか、ハラール製品を単独で冷凍庫に保管しているかどうかなどを監督し、要求を満たすと、駐在員が輸出用梱包箱に自分の印章を押す必要がありました。

随着中国的开放，国外客户对中国的逐步了解，得知中国有着 2,300 多万的穆斯林人口，相当于一个沙特阿拉伯国家人口的穆斯林生活在这里，中国的穆斯林的生活习俗、宗教活动都是严格遵循伊斯兰教的教义教法。经过几年的合作，伊斯兰教国家了解到中国穆斯林在“哈拉”食品的加工方面是负责任的，严格按照伊斯兰

教法加工生产。

中国の改革開放に伴い、外国の顧客も中国を徐々に理解しはじめ、中国が2,300万人余りのムスリムを抱え、サウジアラビアの人口に匹敵する数のムスリムが中国で生活し、中国のムスリムの生活習慣、宗教活動が、いずれもイスラームの教義・規則を厳守していることが知られるようになり、数年間の期間を経て、イスラーム諸国は中国のムスリムがハラール食品の加工に責任を持ち、イスラーム法に厳密に従って加工・生産を行っているのを理解したのです。

而且新中国成立之后,在31个省、直辖市、自治区都相继成立了伊斯兰教协会,这些机构都按照中国政府的相关民族宗教政策和伊斯兰教的教义教法来管理协会事务。各地伊斯兰教协会在属地政府的关心和支持下,服务于社会,服务于穆斯林群众,服务于经济发展。

しかも中華人民共和国の成立後、31の省、直辖市、自治区に相次いでイスラーム協会が設立され、これらの組織が中国政府の関係する民族・宗教政策とイスラームの教義・規則に基づき、協会の事務を管理するようになりました。各地のイスラーム協会は所在地の政府の配慮とバックアップの下、社会に貢献し、ムスリムの人々に奉仕し、経済発展のために貢献しているのです。

所以,在“哈拉”企业中安排依玛目屠宰,在加工过程中,按一定比例安排部分穆斯林工人在工厂里工作。即解决了“哈拉”的问题,也安排了穆斯林人员的就业问题。取得了国际穆斯林信任,属地政府也大力支持。

ハラール食品企業にはイマームを配置して屠畜を行わせ、加工工程には一定の割合でムスリム作業員を配置し、工場で作業させています。こうしてハラールの問題を解決するとともに、ムスリムに就労の機会を与え、世界のムスリムの信任を獲得し、所在地の政府からも強力なサポートを得ています。

伊斯兰教协会对于“哈拉”企业的管理,主要分为下面几项工作:

1. 加强教职人员队伍的培养,为“哈拉”企业服务。我们根据企业的需要,在清

真寺里有目的培养部分学生（哈里发）；一般在清真寺学习三年的人员可以派到工厂担任屠宰任务。这部分人员应该具备能独立礼拜、领拜等伊斯兰教的基本操守；到工厂后要熟悉“哈拉”屠宰的基本要素（断四管的问题）。

イスラーム協会はハラール企業の管理について、主に以下のいくつかの項目に従って業務を行っています。

1. 指導員チームの育成を強化し、ハラール食品企業に業務を提供する：

我々は企業のニーズに基づき、モスクでその必要に合わせて学生を育成する（ハリファ）。通常、モスクで3年間学んだ者は、工場に派遣され屠畜任務を担当することができます。これに選ばれた者は、一人で礼拝指導などのイスラームの基本的な宗教儀礼を行う能力をそなえていなければなりません。工場に赴任した時は、ハラールに基づく屠畜の基本的要素（気管、食道、2本の動脈の切断の仕方）を熟知していなければなりません。

2. 加强“哈拉”企业的管理，严格把关：对于新企业的加入，要有一套申请程序。

我们的程序是需要四个步骤：

2. ハラール食品企業の管理を強化し、厳重に検査する：

企業の新規参入については、一通りの申請手続きを経なければならない。手順は次の4段階に従って行われます：

（1）通过网上申请，申报企业的基本资料。（2）协会分管部门进行资料审查。

（3）在审查通过的基础上与企业沟通，安排现场考察。（4）考察人员对企业的原料、加工过程、仓储等进行系列检查后撰写《现场考察报告》提交评议小组考评，确定是否可以发证。

（1）オンラインで申請し、企業の基本的データを申告する。（2）協会の担当部門がデータを審査する。（3）審査に合格した上で企業と連絡を取り、現場視察の手配をする。（4）視察要員が企業の原料、加工プロセス、保管などについて一連の検査を行った後、「現場視察報告書」を作成し、評議部門に提出して審査評定し、証書を発行できるかどうかを決定する。

3. 定期培训，严格换证制度：对已经注册的企业执行每年一次培训、一次换证制度。每年在培训时，对生产加工过程中存在的问题、人员管理方面问题、穆斯林驻厂人员的各种待遇问题进行整改和完善；对于证书有效期一年的问题，很多国外机构和企业都存在异议，因为目前中国厂家产品的更新周期比较快，我们本着对穆斯林负责的原则，严格要求“哈拉”企业每年一换证

3. 定期研修、厳格な更新制度：

既に登録されている企業については、毎年1回の研修とハラール証明証書の更新を実施します。毎年研修を行い、生産・加工のプロセスで抱えている問題、人員管理に関する問題、工場に駐在するムスリム要員の各種待遇問題について改善を行います。証書の有効期限が1年であることについては、多くの国外の団体や企業には異論がありますが、現在中国のメーカーの製品は更新される周期が短いため、我々はムスリムに対して責任を負うとの原則に基づき、ハラール食品企業へ毎年1回の証書更新を厳格に要求しています。

自 1999 年马来西亚和新加坡部分伊斯兰教界人士倡议成立国际清真食品联合会之后，我们在 2000 年正式加入 WHC 机构，并参加了在新加坡的第一次会议。

1999 年にマレーシアとシンガポールの一部のイスラーム関係者の提案で世界ハラール評議会（WHC）が創設された後、我々は 2000 年に正式に WHC に加入し、シンガポールで開催された第 1 回会議に参加しました。

十年来，我们和武藤先生一起致力于组织、参与、协调、联络世界各地的穆斯林机构，目的是将 WHC 这个机构建设得更加美好。

以来 10 年、WHC をより良い組織に作り上げるために、我々は拓殖大学イスラーム研究所シャリーア委員会委員長の武藤氏と共に、世界各地のムスリム団体を組織し、これに関与し、足並みをそろえ、つながりをつけることに力を注いできました。

同时，我们也积极申办了 2009 年 WHC 青岛国际会议，通过这次会议，我们即交往了很多朋友和机构，又再次当选了 WHC 机构的常务理事。

同時に、2009 年に青島での WHC 青島国際会議を開催することができました。この会議で、我々は多くの友人や団体と触れ合うことができ、また WHC の常務理事に再任されることとなったのです。

目前，我们在中国作为一个国际认证机构，管理着肉类、水产类、蔬菜类、食品添加剂、调味品、中草药、化工产品等七大类，260 多个“哈拉”企业。其中，也有部分日本投资在华企业，我们合作的很好。

現在、我々は中国の国際認証機関として、食肉、水産物、野菜、食品添加物、調味料、薬草、化学製品などの 7 種類について、260 社余りのハラール食品企業を管理しています。その中には、日本が中国に投資した企業も含まれ、我々は十分な協力を行っています。

第1回タフスィール研究会報告

クルアーン第7章高壁章 第1節～32節

森 伸 生

日 時 平成23年5月28日
会 場 拓殖大学文京キャンパス

高壁章 سورة الأعراف

高壁章は、第46節に示されている天国と火獄の間に立つ高壁にちなんだ名付けられる。教友・フザイファは高壁の上にいる人々について尋ねられ、彼は次のように答えた。「彼らは彼らの善行と悪行が同じ者たちである。彼らの悪行が天国へ入るのをはばみ、彼らの善行が火獄へ入ることを遠ざけている。ゆえに壁の上でアッラーの裁きがあるまで留まっているのである。」

高壁章はマッカ啓示で、206節である。そのうち8節（163節～170節）はマディーナ啓示である。

高壁章はマッカ啓示の中で最も長い章であり、内容は諸預言者の物語などを扱っており前章の家畜章と同様のテーマであるが、その内容をさらに詳しく解説し、教義の根幹であるアッラーの唯一性、来世にての復活と賞罰、啓示とムハンマドの預言者性を確立している。

テーマと節

- (1) 「クルアーンの教えに従うこと」：1～3節
- (2) 「預言者を嘘呼ばわりする者に対する現世の懲罰」：4～5節
- (3) 「来世での不信者たちへの懲罰、全ての行為に対する正確な評価」：6～9節
- (4) 「アッラーの僕たちに与えられる多大な恩恵」：10節

(5)「天使のサジダ・跪拝＝人間への敬意、悪魔の傲慢さ＝天国からの追放」:

11～18節

(6)「天国からアードム追放」: 19～25節

(7)「現世での豊かな生活の糧、悪魔の誘惑への警戒」: 26～27節

(8)「不信者の律法は先祖の慣習、アッラーの律法は使徒への啓示」: 28～

30節

(9)「装飾の許可、良い飲食物の許可、浪費の禁止」: 31～32節

慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において

テーマ (1) 「クルアーンの教えに従うこと」

1. アリフ・ラーム・ミーム・サード。

要点: クルアーンの奇跡性

解説: これは独立した文字である。2章 雌牛章、3章 イムラーン家章も同様にアラビア語アルファベットにて始まっている。クルアーンはこのようにアラブ人が使っている文字であり、彼らが発音している文字で組み立てられているものである。アラビア語の表現に長けたアラブ人がクルアーンと同様のものを作るか、とアラブ人に挑戦しているのである。これらの文字はクルアーンの奇跡性を表現しているのである。この奇跡性はクルアーンがアッラーの言葉であることの証明の一つである。

2. (これは) あなた (ムハンマド) に下した啓典である。あなたはそれで、もう意気沮喪 (そそう) してはならない。あなたが信者たちに訓戒し、警告するため (に下されたもの) である。

要点：預言者の義務は啓示の伝達

解説：このクルアーンはアッラーが導きと恩恵を授けるために、預言者ムハンマドに下した書である。

預言者ムハンマドはクルアーンを伝えることで、たとえ嘘呼ばわりされたり、他の者が信じなくても、心を狭くしたりして悩む事はない。

すべての預言者は迫害と抵抗にあうものである。布教する者は忍耐を求められる。

預言者は啓示を伝えるのが義務である。啓示の伝達の結果についてはアッラーにお任せするだけである。アッラーは預言者をその悩みから解放させ、預言者にそのことで心を狭くすることを禁じた。預言者には啓示を伝達して警告することだけが義務である。

3. (人びとよ) 主からあなたがたに下されたものに従い、かれ以外の保護者に従ってはならない。だがあなたがたの (中)、教訓に留意する者は少ない。

要点：クルアーンの教えに服従

解説：ここで示されている教えは次のようなことである。

イスラームとクルアーンの教えに従い、ハラールなものをハラールとして、ハラームなものをハラームとして、命じられたことを遂行し、禁じられたことを遠ざける。

クルアーンの中で明記されている規定について個人的な見解に従ってはならない。

アッラー以外の何者にも従ってはならない。アッラー以外の如何なるものをも信仰の対象としてはならない。人々を惑わす悪魔に従ってはならない。

テーマ (2) 「預言者を嘘呼ばわりする者に対する現世の懲罰」

4. われは如何に多くの町 (その住民) を滅したことであろうか、わが力 (懲

罰)は夜の間に、またかれらの昼の休みに(突然)襲いかかる。

要点：先例による人々への警告

解説：預言者たちを嘘呼ばわりしたり、彼らの教えに背くことは現世においても来世においても懲罰が下る。現世の懲罰はたとえ夜に寝ている時であろうが、昼間に休憩を取っている時であろうが、突然にやってくる。例えば、ルートの民は夜に懲罰が襲い、シュアイブの民には昼間に襲っている。

ルート：クルアーンに登場する預言者の1人。旧約聖書のロト。イブラーヒーム(アブラハム)の甥にあたる。ルートは人びとに、神を畏れ、不義(同性愛や強盗)をやめるよう警告したが、彼らは聞き入れず、懲罰として彼らの町は滅ぼされた。

シュアイブ：クルアーンに登場するアラブ人預言者の1人。イブラーヒームの子孫とされるが、聖書には登場しない。マドヤン(シナイ半島の東、アラビヤの砂漠地域)の民に遣わされ、唯一神の信仰、公正な計量・取引、旅人を脅かすことの中止などを求めたが、彼らは教えを拒否し、地震によって滅ぼされた。現在のヨルダンにシュアイブの谷があり、彼の墓とされるものがある。

罪を犯した者は現世の懲罰が襲ったときに、その恐ろしさを知り、行ったことを後悔することになる。

この啓示の目的は先に滅ぼされた民族を示すことによって、人々に警告を与えることであり、彼ら自身の改悛を促し、不忠な行為を停止させることにある。「本当にアッラーは、人が自ら変えない限り、決して人々(の運命)を変えられない。」(13章11節)

現世での懲罰が現実のものであることを示している。

5. わが懲罰がかれらに下った時、かれらは只「わたしたちは、本当に不義を行っていた。」と言うだけであった。

要点：懲罰後の悟りは無意味

解説：彼らは懲罰が下った時に、初めて彼らが間違っていたことを認めることになる。

テーマ（3）「来世での不信者たちへの懲罰、全ての行為に対する正確な評価」

6. それからわれ（アッラー）は、使徒が遣された者たちを尋問し、また使徒たちをも尋問する。

要点：アッラーからの尋問

解説：アッラーは来世の審判の日に、使徒たちを遣わされた民族の者たちにどのような態度をとったのかを尋ねる。同時に、使徒たちにも伝道について尋ねる。また、それに対する人々の態度についても尋ねる。

同様の尋問は他の節でも明らかである。「その日、かれはかれらに呼び掛けて仰せられる。『あなたがたは、使徒に何と答えたのか。』」（28章65節）、「アッラーが使徒たちを召集される日、かれらに、『あなたがたはどんな返答を得たか。』と仰せられよう。かれらは（答えて）申し上げる。『わたしたちには、知識はありません。誠にあなたは、凡ての奥義を熟知なされています。』」（5章109節）、「視覚ではかれを捉えることはできない。だがかれは視覚そのもののさえ捉える。またかれはすべてのことを熟知され、配慮されておられる。」（6章103節）

アッラーの質問の意図は、不信者自らの口によって彼らの行為を明らかにすることで預言者に全く落ち度がなく、不信者らにこそ落ち度があったことを認めさせ、彼らを叱責し戒める為である。

7. それからわれ（アッラー）は、（確かな）知識に基づいてかれらに告げるであらう。「われは決して不在（の時および所）はないのである。」

要点：アッラーの尋問の真意

解説：アッラーは預言者たちに関する全てのことを彼らに伝える。アッラーは常にいかなる時でも、いかなる状態であろうとも存在しており、預言者たちやその人々の言動全てを見聞きしている。アッラーは全てをご存じの御方である。

ゆえに、先の質問は知らないことを明らかにすることではなく、不信者たちへ自分の行為を知らせることによって彼らを戒める為であったことが理解される。

8. 量はその日、真正である。(善行の) 目方の重い者は、成功する者である。

要点：公正な審判における成功者

解説：審判の日、預言者たちや人々の所業の秤は公平に正しく行われる。誰一人として不正に評価されることはない。善行が悪行よりも重い者は、懲罰から免れ、成功する者である。その者たちは来世での成功者である。

9. また目方の軽い者は、わが印を軽んじたため自分を損う者である。

要点：アッラーの印を否定した者の結末

解説：アッラーの啓示を否定して、不信行為や悪行を行うことによって行為の秤が軽くなった者たちは業火にて自分を損なう者である。

来世の審判の日にて全ての者がその所業について秤にかけられ評価される。

テーマ（４）「アッラーの僕たちに与えられる多大な恩恵」

10. われは地上において、あなたがた（人間）に力をもたせ、またあなたがたのため、そこに生計の道を授けた。だがあなたがたの（中）、感謝する者は僅かである。

要点：アッラーの恩恵を認識する者と否定する者

解説：アッラーはアードムの子孫に大地にて暮らすための力を与えた。そして、大地に生活の糧を十分に備え、生活できる方法を与えたにも関わらず、感謝する者はわずかである。アッラーの恩恵を認識する者は信仰の民となり、忠誠と正しい道へと進む。アッラーが全ての人に恩恵を与えていることを認識できない者は不信の徒となり、現世にても来世にても不安と混乱の中で生きていくことになる。

テーマ（5）「天使のサジダ（跪拝）＝人間への敬意、悪魔の傲慢さ＝天国からの追放」

11. われはあなたがたを創り、形を授け、それからわれは、天使たちに向かって、「アードムにサジダしなさい。」と告げた。それで外のものは皆サジダしたが、悪魔〔イブリース〕はサジダした者の中に加わらなかった。

要点：イブリースの不義

解説：アードムと悪魔の物語はクルアーンの中に7か所出てくる。2章（雌牛章）、7章（高壁章）、15章（アル・ヒジュル章）、17章（夜の旅章）、18章（洞窟章）、20章（ター・ハー章）、38章（サード章）。諸節はアードムの創造、イブリースの役割と続いている。アードムの物語の意図は人々を正しい道へ導くためであり、イブリースの誘惑に注意するようにとの警告である。

この章では、アードムへの敬意、イブリースの人間への敵意、イブリースの人類への嫉妬などを明らかにすることによって、イブリースに従うことのないように人々に警告し、アッラーの恩恵に感謝するように促している。イブリースはジンの父（頭領）であるが、天国で天使たちと一緒にいた。

アッラーは人類の祖であるアードムを土と水から創造し、それから人としての形に整え、それにアッラーの息吹を吹き込んだ。そして、アッラーは天使た

ちにアードムに挨拶として、また敬意を表するために、サジダを命じた。決して、服従を示すものではない。人々がアッラーの恩恵を認識するためであり、それによってアッラーに感謝し、イブリースの囁きに惑わされないようにするためである。

天使たちは全てがサジダを行った。しかし、イブリースだけはサジダを拒否し、傲慢な態度を取った。

12. かれは仰せられた。「われがあなたに命じた時、どうしてサジダしなかったのか。」悪魔は答えた。「わたしはかれよりも優れております。あなたはわたしを火から御創りになりましたが、かれを泥で創られました。」

要点：イブリースの主張

解説：悪魔の類推：火からの創造が泥からの創造よりも優れている。その根拠は、火は高揚する特性があり、光を発する。泥は沈殿し、固まっており、干からびてくる。これにより火は泥よりも高貴である。これがイブリースの類推であり、間違った類推である。なぜなら、善性は物質的特質によって証明されるのではないからである。善性は内面性と良い特性によって証明されるのである。そこで、アッラーはアードムに知識、情報、敬意を受ける地位を与えた。

13. かれは仰せられた。「ここから落ちてしまえ。あなたはここで高慢であるべきではない。立ち去れ。あなたは本当に卑しむべき者である。」

要点：傲慢さの結果

解説：アッラーの命令に背いた罰は天国からの追放である。なぜなら、天国は忠誠者たちだけの場所だからである。傲慢な違反者の場所はない。

14. 悪魔は答えた。「かれらが甦らされる日まで、わたしを猶予して下さい。」

要点：イブリースの懇願

解説：イブリースはアッラーに人々が復活する日まで、自由に振舞う為に猶予を求めた。

15. かれは、「あなたは猶予されよう。」と仰せられた。

要点：イブリースの猶予

解説：アッラーはイブリースに第一のラッパの日まで猶予を与えた。つまり、イブリースは第一のラッパの後に死滅することになる。

16. 悪魔は答えた。「あなたがわたしを惑わされたので、わたしはあなたの正しい道の上で、人々を待ち伏せるであろう。

要点：イブリースの役割

解説：アッラーはイブリースを迷わせ、イブリースの中に不信を創造した。ゆえに、ここで「あなたがわたしを惑わされた」との表現になっている。

このようなすべての現象はアッラーの創造であり、アッラーの意志によって起こっている。アッラーはイブリースに人間を惑わす役割を与えた。

イブリースは人々を全力で迷わせることを宣言している。つまり、この節は、イブリースが真実の宗教、正しい道を知っていたことを示している。

17. そしてわたしは、かれらを前から、後ろから、右てからも左てからも襲いましょう。あなたはかれらの多くの者が、(御慈悲に対し) 感謝しないことが御分かりになるでしょう。」

要点：イブリースの誘惑

解説：イブリースの誘惑はただ一方向だけではなく、あらゆる方向から迫ってくる。イブリースの言葉は想像であり、妄想である。時に、それが現実となる

こともある。

参照：「イブリースはかれらについて、かれの思惑が図に当たった。そこでかれらは一部の信者を除き、（凡て）かれに従った。しかしかれ（悪魔）は、かれらに対して権威があった訳ではなかった。われは、来世を疑っている者と信じる者を識別しようとしたに過ぎない。本当にあなたがたの主は凡てのことは見守っておられる。」（34章20～21節）

18. かれは仰せられた。「恥辱を受けて追われて、ここから出て行け。凡そかれらの中あなたに従う者があれば、われはあなたがたの人々で地獄を満たすであろう。」

要点：イブリースの追放

解説：アッラーはイブリースに天国からの追放を決定した。人々でイブリースに従う者は不信と不義と不忠な者となり、アッラーはイブリース及び彼に従う者で地獄を満杯にすると宣言している。

テーマ（6）「天国からアーダム追放」

19. （それからアーダムに仰せられた。）「アーダムよ、あなたとあなたの妻は樂園に住み、随所であなたがた（の好むものを）食べなさい。只この樹に近付いて不義を犯してはならない。」

要点：天国に住む条件

解説：アッラーはアーダムと妻ハウワーに天国で住むことを許可した。二人に全ての果物を食べることを許したが、一本の樹木だけは禁じた。禁止した理由は、二人がその樹木から食べたならば、不義の者になってしまうからである。

20. その後悪魔〔シャイターン〕はかれらにささやき、今まで見えなかった恥かしいところを、あらわに示そうとして言った。「あなたがたの主が、この樹に近付くことを禁じられたのは、あなたがたが天使になり、または永遠に生きる（のを恐れられた）からである。」

要点：人間の弱点をついたイブリースの策略

解釈：ここでは、イブリースが人間の願望（永遠の命）を見抜いた形で誘いをかけている。つまり、自然の変化に影響を受けることなく長生きすると見られている天使のようになること、または永遠の命を得ることを誘い文句にして、アードムとハウワーを騙し、禁断の果実を食べさせた。

この節には、天使が人間よりも優れていることが示されている。他の節でも例えば、6章50節、4章172節にも示されている。

このことに関して、タフスィール学者アルカルビー（H785年没）次の見解を示している。信仰篤き信徒たちは他の被造物よりも優位に立っているが、一部の天使を除く、彼らはジブリール、ミーカーイール、イスラーフィール、死の天使である。

多くの学者たちは次のような見解である。信仰篤き信徒たちは天使たちよりも優位である。この一節はアードムに預言者性が現れる以前のことである。

イブリースはすでに天国から追出されているので、イブリースはどのようにして二人に囁きかけたのかとの問いがある。それには、三意見があり、一つは地上から天国に向かって囁き、二人に届いた。二つ目はヘビの口の中に入ったとの説。三つ目は楽園の扉に二人が近づいた時に、囁いたとの説である。第一の説がアルハサン・アルバスリーが支持している説である。

この一節は恥部の露出は禁止行為であることを示している。アッラーは恥部を隠すことを義務とした。故に、アードムとハウワーは恥部を急いで隠した。

以後、恥部の露出を求める者がいたならば、それが男性であろうが女性であろうが、相手に恥辱を与えるようなことである。そして、品性の欠落した人間となり、女性の場合には欲望の対象商品としてしまう。つまり、その行為は悪

魔の行為そのものである。

21. そしてかれは、かれら兩人に誓う（て言っ）た。「わたしはあなたがたの心からの忠告者である。」

要点：イブリースの危険な計略

解釈：イブリースはアッラーに誓って二人に言った。このことによって、二人はイブリースの誘いを信じてしまった。イブリースが使った計略は「アッラーに誓う」と言った誓言であり、ムスリムにとって最も危険な策である。

22. こうしてかれは兩人を欺いて墮落させた。かれらがこの木を味わうと、その恥ずかしい処があらわになり、2人は園の木の葉でその身を覆い始めた。その時、主はかれらに呼びかけて仰せられた。「われはこの木をあなたがたに禁じたではないか。また悪魔〔シャイターン〕は、あなたがたの公然の敵であると告げたではないか。」

要点：アーダムとハウワーの墮落

解釈：イブリースは甘言と虚偽の誓言によって二人を騙し、イブリースは二人にとって敵であるとのアッラーの警告さえも忘れさせ、二人をその地位から引き落としてしまった。二人が禁断の果実を食べると、二人からは光が消えてしまい、双方に恥ずかしいところが露わになり、それを隠すために、楽園の木の葉で恥部を隠した。

その時、アッラーが二人に呼びかけ、イブリースが二人にとって明白な敵である、と再び断定して言った。

23. かれら兩人は言った。「主よ、わたしたちは誤ちを犯しました。もしあなたの御赦しと慈悲を御受け出来ないならば、わたしたちは必ず失敗者の仲間になってしまいます。」

要点：アーダムとハウワーの悔悟

解釈：アッラーの命に背き、イブリースに従ったことによって過ちを犯した、アーダムとハウワーの改悛の言葉である。アッラーはこの改悛を受け入れた。

24. かれは仰せられた。「あなたがたは落ちて行け、あなたがたは互いに敵となるであろう。あなたがたには地上に住まいと、一定の期間の恵みがあるろう。」

要点：天国からアーダムとハウワーの追放

解釈：すでにイブリースは天国を追い出されているが、ここでは天国から追い出された三者（アーダム、ハウワー、イブリース）に向かって言ったアッラーの言葉である。三者は天国から地上へと落ちていき、悪魔と人間の間には敵意が確定的となることを示した。天国からの追放は二人の不義に対する罰である。しかし、来世での罰は二人の改悛によって赦された。

一節ではアーダムとハウワーに向けた言葉であり、二人の子孫までも含んだ意味合いがあり、複数となっている。そして、人間が互いに不正を行い、いがみ合うことを知らしめている。

それから、アッラーは人間に現世において定められた寿命の間、地上で与えられた恩恵を楽しむことを許した。

25. かれは仰せられた。「そこであなたがたは生活し、死に、またそこから（復活の時に）引き出されるであろう。」

要点：現世の生活から来世へ

解釈：アッラーは、地上での生活、死、来世の生活があることを示した。人々は現世での生活でアッラーへの感謝、忠誠、服従、アッラーの定めた規範の遂行が重要であり、悪魔の誘惑を警戒することが必要となる。人々は人間の欲望を知った時に、悪魔の危険性に気付くのである。

テーマ（7）「現世での豊かな生活の糧、悪魔の誘惑への警戒」

26. アーダムの子孫よ、われは、恥ずかしいところを覆い、また飾るために衣装をあなたがたに授けた。だが篤信という衣装こそ最も優れたものである。これはアッラーの印である。恐らくかれらは諭されるであろう。

要点：篤信の衣服の大切さ

解釈：アッラーはアーダムとハウワーに地上に下ることを命じ、大地を二人のために安住の地とし、人々が生活に必要なもの全てを授けた。さらに、恥部を覆う衣服と着飾るための衣装も授けた。前者は必需品であり、後者は奢侈品となる。

そこで、新品の衣服を身につけるときにはアッラーへの感謝と賛美を述べる事が預言者のスンナとして伝えられている。

次にアッラーは物質的な衣服よりも内面的な篤信の衣服を優位とした。篤信の衣服とは、イブン・アッバースによれば信仰と正しい行為である。前者の衣服よりも後者の衣服がアッラーにより近い行為である。

アッラーが人間に衣服など生活に必要なものを授けるのはアッラーの力、恩恵、慈悲を人々に示すためである。そして、そのことを人々に思い起こさせ、悪魔からの誘惑を遠ざけるようにするためである。

それはアッラーへの感謝と信仰を深めるためである。

27. アーダムの子孫よ、あなたがたは悪魔に惑わされてはならない。かれが昔、あなたがたの祖先に、その恥ずかしいところを見せるため、かれら2人の衣を奪い、樂園から追われたように。かれ（悪魔）とかれの一味は、あなたがたの見えない所からあなたがたを見ている。本当にわれは悪魔を不信心な者たちの友とした。

要点：イブリースとその仲間の誘惑

解釈：アッラーは人々に、人類の祖アーダムが騙されたような悪魔の誘惑に乗らないように再度、警告している。誘惑に負けないためには、常にアッラーに加護を求め、アッラーへの信仰を強くすることが必要であり、そのことにより誘惑のささやきに耳を傾けなくする。誘惑を排斥するために、アッラーの定めた規範、道徳、礼儀によって生活することである。

悪魔の誘惑に対する人々への警告はアーダムの物語の目的である。アーダムとハウワーが悪魔から奪われた衣服とは天国の衣服である。

人間はジンを見ることができない。しかし、例外的に一部の者に見えることもある。

悪魔は人間に対して何かを行える力を持っていない。ただ、人間に囁くだけであり、人間がその囁きに乗るかどうかだけである。

参照：「凡ての事が、決定された時、悪魔は言った。『真実の約束を、あなたがたに約束されたのはアッラーでした。わたしも約束したのですが、あなたがたの役には立たなかったのです。もともとわたしは、あなたがたに対し権威はないのです。只あなたがたに呼びかけ、あなたがたがわたしに従っただけです。それでわたしを非難してはならないのです。寧ろ自分自身を責めなさい。わたしはあなたがたを助けることは出来ないのです。あなたがたもわたしを助けられないのです。実はあなたがたが、先にわたしを（アッラーと）同位に置いたが、わたしはそれを拒否していたのです。本当に不義の徒には痛ましい懲罰があるのです。』」（14章22節）

しかし、次の一節「本当にわれは悪魔を不信心な者たちの友とした。」が重視される。つまり、アッラーは、悪魔が不信者たちに対して権威を持つようにした。そして、彼らを迷わし、惑わしている。

テーマ（8）「不信者の律法は先祖の慣習、アッラーの律法は使徒への啓示」

28. かれらは淫らなことをする時、「わたしたちは祖先が行うのを見た。また

アッラーがこれをわたしたちに命じられた。」と言う。言ってやるがいい。「アッラーは決して淫らなことを命じられない。あなたがたはアッラーに就いて、知りもしないことを口にするのか。」

要点：不信者たちの主張

解釈：不信者たちが行った淫らなこととは、イスラーム法と知性と正しい感性が否定する事柄である。例えば、多神信仰行為、カアバ聖殿のタワーフを裸で行うことなどである。その行為に対する彼らの主張する正当性は、一つ目は祖先の慣行であり、二つ目はアッラーの命令であるとした。祖先の慣行については知性的にも受け入れられない不道德な行為である。二つ目の正当性に対しては、アッラーが自ら否定している。淫らな行為は預言者たちによって禁じられた行為である。そのような淫らな行為を命じるのは悪魔である。(2章 268 節) さらに、アッラーは彼らの無知を指摘して、彼らの主張を決定的に否定した。アッラーの規範は預言者を通して啓示にて行われるのであり、彼らの知識は悪魔によってもたらされており、アッラーに対して嘘をついているものである。

29. 言ってやるがいい。「わたしの主は、正義を命じられる。それであなたがたは全霊をうち込み、何処のマスジドでも、かれに信心の誠を尽くして祈りなさい。最初あなたがたを創られたように、あなたがたは（かれに）帰るのである。

要点：アッラーの命じた正義

解釈：アッラーは公正で、真っ直ぐなことだけしか命じることはない。淫らなことや禁じられたことや不義なことを命じることはない。篤信の信徒に信仰行為において二つのことが義務である。彼の行為はシャリーアが定めた規範に合致することと、多神信仰行為から完全に離れていることである。つまり、アッラーへの完全な信仰と服従を遂行することである。

アッラーが命じた正義について、タフスィール学者アッラーズイー（1149～1209）がそれは三つあると次のように言っている。一つはアッラー以外に神は

ないとの言葉であり、それはアッラーの本質、行為、規定をすべて含んでいる。二つ目は礼拝である。三つ目は信仰行為において全霊で打ち込み行うことである。そのことは「それであなたがたは全霊をうち込み、何処のマスジドでも、かれに信心の誠を尽くして祈りなさい。」の一節に表れている。

アッラーは来世において最初に創造した時と同じように人間を復活させるのである。それは先の創造よりもより容易いことである。「かれこそは先ず創造を始め、それからそれを繰り返される御方。それはかれにおいてはとても容易いことである。」(30章27節)

30. かれはある一団の者を導かれ、またある一団の者には迷いを正当となされる。かれらはアッラーを差し置いて悪魔を保護者となし、正しい導きにあずかれると考えている。」

要点：アッラーが創造した人間の本性

解釈：人々は誕生した時には唯一神を認識する一神教の本性で創造されている。それから一部の者は環境や教育によってその本性が変化する。アッラーは篤信なムスリムたちをさらに成功と善へと導く。不信者には悪魔の誘惑に傾くように、迷いを与えることになる。

イブン・ジャリール・アッタバリーはこの節の解釈の中で、「懲罰は、正しい知識を持ちながらも頑固に間違った主張に固執する者に対するだけではなく、無知の状態や歪曲の状態や間違った状態の者に対しても起こりうる。」と言っている。

テーマ（9）「装飾の許可、良い飲食物の許可、浪費の禁止」

31. アーダムの子孫よ、何処のマスジドでも清潔な衣服を体につけなさい。そして食べたり飲んだりしなさい。だが度を越してはならない。本当にかれは浪費する者を御好みにならない。

要点：イスラームの生活規範の中庸性

解釈：ジャーヒリーヤ時代に女性が裸でカアバ聖殿の周りを回っていた状況に対して、この啓示が下った。

クルアーンは生活の規範を示し、生活全般に関して指針を与えている。その中の一つに、衣服の規定がある。恥部を隠して衣服を纏うことが義務とされる。また、飲食に関しても、良き食糧を飲み食いすることが許されている。しかし、度を越すことが禁じられている。それはイスラームの生活指針であり、中庸の精神である。つまり、浪費とは度を越すことであり、飽食、吝嗇（りんしょく）行為ともに禁じられている。

32. 言ってやるがいい。「アッラーが僕たちに与えられた装飾や、糧のうち良いものを、誰が禁じたのか。」言ってやるがいい。「これらのものは、現世の信仰する者たちのためのものであり、特に審判の日には完全に信者の専有するものとなる。」われはこのように印を、理解ある人々に解明する。

要点：現世における人間の責任

解釈：アッラーは許されたものを禁ずる者たちを強く非難した。

美しい衣服や良い食べ物などすべてはアッラーが授けたものであり、それは現世において信徒のために授けられたのであるが、信徒以外の者もアッラーの恩恵を受ける。しかし、それは来世においては信徒だけのものとなる。

許されたものを禁じる行為も浪費の範疇としている。つまり、限度を超える行為と見なしている。アッラーの定めた規定を変えるので、それは越権行為となる。

イスラームでは金曜合同礼拝や祝祭の時、人々と会う時、訪問する時など、良い服を着て身なりを整えることが勧められている。信仰行為に対する真摯な姿勢の表現であり、会う相手に対する敬意の表れである。

古びた衣服を身につけることが敬神の念の強化につながるわけではない。敬神の念の衣服が最良の衣服であると言われているように、いかなる状況にあっ

でも、心の中にひとかけらでも傲慢な意識を起こすことが禁じられているのである。

イスラームは現実的な宗教である。それは物質と精神の調和である。イスラームは信仰と人格による精神的な完成と、信仰行為とアッラーの道のために戦う助けとなる肉体の強さによる物質的完全を求めている。過度に飲食を絶ち肉体を弱体化させることはイスラーム的義務遂行に支障をきたすことになる。

美しい衣服を着ることによって敬神の念や信仰が欠けることにはならない。美しい衣服を着ることで人に対して傲慢な気持ちを持つことが戒められるのである。同様に、合法的な人生の楽しみを絶つ禁欲主義がイスラーム法的に求められているものでもない。

重要なことは人格形成による内面の強化である。信仰による心の形成であり、正しい行為とジハードによって精神の浄化を行うことである。

当然なことであるが、アッラーの教えは誰かを弱体化させるものではない。また共同体を後退させるものでもない。弱体も後退もそれは人々の怠慢と弛緩と無知、社会的分裂と相互の憎悪と抗争から来ているものである。

人間はアッラーからこの大地の後継者として創造された。ゆえに人間は大地の保護者であり、生活の発展、住居の改善、農業、工業、経済、学問、文化、社会の諸分野で向上するために様々な方法を改善する責任がある。

資料文献：ワハバ・アッズハイリー著「アル＝タフスィール・アル＝ムニール」

2003年

和訳：日亜対訳注解「聖クルアーン」日本ムスリム協会、平成16年3月

第2回タフスィール研究会報告

クルアーン第7章高壁章 第33節～56節

四 戸 潤 弥

日 時 平成23年6月25日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

高壁の章 35～56節のテーマ

1. 禁じられた行為に関する基本原理 (33)
2. 国家と個人の定命 (国家、そして個々人の始めと終わり) (34)
3. 各共同体国家(信仰を同じくする人々の国家)について其々の国家へのアッラーの使者たちと、アッラーの啓示を虚偽とした嘘吐きたちへの警告 (35～36)
4. アッラーの啓示を虚偽としたことへの懲罰と、アッラーへの信仰を拒否した者たちの火獄での状況描写 (37～39)
5. アッラーへの信仰を拒否した者への報いとしての懲罰 (40～41)
6. アッラーを信じその教えを実践し、アッラーを畏怖する者への報償 (42～43)
7. 楽園 (天国) の民と、火獄の民との会話、そして高壁 (44～47)
8. 高壁の民と、火獄の民との間の論争 (48～49)
9. 火獄の民から、楽園 (天国) の民への言葉、あるいは火獄の民が楽園の民に飲食物を彼らに提供してくれるよう懇願すること (50～51)
10. 人類へのクルアーン啓示の恩寵、そして審判の日に嘘吐き (アッラーの啓示を虚偽とした人々) が後悔し、執成しを頼む姿 (52～53)
11. 創造主アッラーが真の主であること、そして神性を保有していることの確定、アッラーの御命令 (54)
12. 祈りの法と作法、そして地上を穢すことの禁止 (55～56)

高壁の章 35～56 節の論点

1. 天国に入る基準。善行と悪行の重さ。等しい者の場合も天国に入る。
2. 天国に入るのは、アッラーの慈悲と恩寵が不可欠。
3. アッラーに対する罪で、業火の永久の住人となる罪：啓示の否定と拒否、アッラーの啓示内容を虚偽とし教義を弄んで否定する行為。
4. アッラーへの命令違反でも業火の永久の住人とならない罪。
5. 創造と命令（アムル）をめぐる論争。クルアーン被創造説。
6. 祈りの作法をめぐる論争。

1. 禁じられた行為に関する基本原理（33 節）

言ってやるがいい。「本当にわたしの主が禁じられたことは、あからさまな、また隠れた淫らな行いや罪、真理や道義に外れた迫害、またアッラーが何の權威をも授けられないものを崇拜すること。またアッラーに就いて、あなたがたが知らないことを語ることである。」(33)

解釈

1. 罪は大別して5つある。1) 淫らな行い（姦淫、窃盗、分裂（集団からの離脱））、2) 倫理道德的罪と、責任（異性に対する感情を抱いて他人の婦人を見ること）、3) 驕慢な野心（腐敗と他人の権利の侵犯）、4) 多神信仰、5) 知識なしにアッラーに対する虚偽行為である。
2. またアッラーの権利の侵害とは次のようなものである。
 - 1) 親子関係の破壊（姦淫）、2) 飲酒、3) 名誉棄損、4) 殺傷と窃盗、5) 一神教の否定である。

日常生活の法学

- 1) 禁止行為の主たるものは、信仰からの逸脱（アッラーと同列に他の神を信じること：アラビア語で「シルク」と呼ぶ）と、イスラーム法（シャリーア）に抵触すること（学問的素養もなく、情報もないし、アッラーの宗教（イスラーム）

ム)について、自分の好き勝手に発言すること)、そして知性を失わせる犯罪的行為(イスラームに対する反抗的行為や飲酒行為、姦淫、不純異性交遊、殺人、窃盗、不倫誣告)などである。

2) こうした禁止行為の他に、倫理道德、礼儀作法などにおいても、節度が求められる。

2. 国家と個人の定命(国家、そして個々人の始めと終わり)(34節)

それぞれの民には、一定の期限がある。だからその期限がやって来れば、一刻も遅らすことも出来ず、早めることも出来ない。(34)

解釈

民族、国家、個人には定まった命があり、終わりを早めたり、遅くしたりすることはできない。

アッラーはこれに関して変更を加えることはない。

日常生活の法学

1) 諸国家、諸集団、個々人の定命は、ある特定の時代の定まった限りあるものである。命運が尽きる時の到来は遅れることもなければ、ほんの一瞬でも遅れることもない。命運が尽きる時とは死ぬ時である。人の寿命が尽きる時はアッラーが知っている。生きている者は、その時の中で死ぬ。死ぬ時を遅らせることは許されない。なぜならそれを遅らせる力がないからだ。アッラーは死ぬ時を遅らせたために定命を増やしたり、あるいは早めるために減らしたりしない。またアッラーは人が死ぬ時に、人を死なせたりすることはない。その意味は、死の時期は定まっており、アッラーは欲するままにすべてを行うことができるのであるが、そのこととは関係なく定命があるからだ。

2) 死ぬということは寿命が尽きることだからだ。

3) 「国家の死」とは生命体の死ではなく比喩的表現である。諸国家の興亡の歴史はそのことを伝えている。繁栄を謳歌した大国ともなれば、国難が相次ぎ

悲惨な運命に曝される国家ともなる。

4) イスラーム法学の観点：強大な国家となり、その栄耀栄華を極める道はイスラーム法規範に沿って政治が行なわれ、イスラームという宗教を大切に守り、倫理道徳を堅持することである。それは国家にも死（繁栄の終わり）があるからだ。

国難に遭遇するのは宗教を大切にしないからである。また倫理道徳を放棄するからである。ふしだらな行為が蔓延し、非難される行為が繰り返される、また腐敗や圧政が続くようになり国家の破壊は進む。その中にあっても命は定まっているのである。

5) アッラーは預言者ムハンマド—SALM（アッラーが彼を守り祝福されますように）—を送った後に、諸国に対して寛大になられ、根絶やしにするような懲罰や、集団を破壊し、破滅させることはなくなった。

その証左は、「我々（アッラーが自らを高めるために1人称複数を用いる）は諸世界に対し、慈悲としてあなた（預言者ムハンマド）を遣わしたのである」（21章107節）にある通りである。

6) これはイスラーム共同体国家ばかりでなく、非イスラーム国家に対しても適用される。

このクルアーンの節では「アッラーの御許では定命がいつであるからはすでに知られている、またアッラーの命に背き、アッラーの導きを得ることなく迷いの道を歩むようなマッカの民や、彼らのような傲慢な国々には懲罰が必ず執行されるから恐れよ、恐懼せよ」と伝えられている。

3. 各共同体国家（信仰を同じくする人々の国家）について其々の国家へのアッラーの使者たちと、アッラーの啓示を虚偽とした嘘吐きたちへの警告（35-36節）

アーダムの子孫よ、あなたがたの間から使徒がやって来て、わが印をあなたがたに語る時、主を畏れて身を修める者には、恐れもなく憂いもないであろう。（35）しかしわが印を偽りであるとする高慢な者は、業火の住人として、その

中に永遠に住むであろう。(36)

解釈

アッラーの使者を派遣する。使者はアッラーの命を伝える。アッラーの命とは宗教実践での規則、財産交換や取引、遺産相続に関する規則、倫理道德の規定などである。

使者が伝えたアッラーの命を虚偽とし、傲慢な態度を取った者たちの報いは永久に続く火獄での懲罰である。

日常生活の法学

1) アッラーの使者たちが伝えた啓示を聞いた人々は二つのグループに分かれる。

「アッラーを信じる敬虔な人々は使者たちの伝える啓示を信じる。そのような信仰篤き人々のグループ」と、「アッラーからの恩寵を否定し、そして反抗する人々は使者たちが伝える啓示を虚偽とする。そのような信仰なき輩のグループ」とに分かれる。

2) 最初のグループは最後の審判の日に、良き報償を受け取って幸福を得る。「彼らには恐怖はない。ましてや彼らは悲しむこともない」とクルアーンにあるように、最後の審判の日において信仰篤き人々は恐れることもなく、悲しむこともない。おぞましい出来事に晒されることも、最後の審判の日に怯えることもない。彼らは安寧を得て、心穏やかである。

3) 第二グループは、業火、火獄に永久に投げ込まれる報いを受ける。

4) イスラーム教徒たちの中で、アッラーが禁じた飲酒やその他の非倫理的、あるいは非道德的行為を度々犯しながら礼拝を行っている者は、火獄に永久に閉じ込められることはない。アッラーは、アッラーからの啓示を虚偽とし、啓示を受け入れないで傲慢な態度を取り続ける者たちは火獄の永久に留まると言っているが、ここで「彼ら」とっているのは、啓示を虚偽とし、受け入れず傲慢であった人々だけを指しているのである。

4. アッラーの啓示を虚偽としたことへの懲罰と、アッラーへの信仰を拒否した者たちの火獄での状況描写 (37-39 節)

凡そアッラーに就いて偽りを捏造し、またその印を拒否することより甚しい不義があろうか。それらの者には（主の）啓典に、（定められている）かれらの分け前が、到来するであろう。わが使徒（天使）がかれらを訪れて魂をとり上げる時、かれら（天使）は言う。「アッラーを差し置いて、あなたがたが祈っていたものは何処にいるのか。」かれらは言うであろう。「かれらは、わたしたちから逸れました。」かれらは自分で、本当に不信心であったことを立証する。(37) かれは仰せられた。「あなたがたは以前に行った、ジンと人間の一団と共に火獄に入れ。」そして一団が火獄に入る度に、必ず（先に行った）仲間の一団を呪う。全部の者が、次々にその中に入ると、後の一団は最初の一団をさして言う。「主よ、わたしたちを迷わせたのは、これらの者です。だから2倍の火獄の刑罰を与えて下さい。」かれは仰せられよう。「誰もみな2倍（の刑罰）が与えられよう。だがあなたがたはそれを知らない。」(38) また前の一団は、後の一団に向かって言うであろう。「あなたがたは、何もわたしたちに優るところはないのです。それであなたがたが行ったことに対し、懲罰を味わいなさい。」(39)

解釈

アッラーが命じなかったことをアッラーの命とし、アッラーの命じたことを嘘とする不信仰者たちがいる。彼らはアッラーに対する嘘を捏造して、信徒を苦しめる。特にアッラーと同じ神がいるとする多神教はアッラーに対する嘘の捏造である。またアッラーからの恵みを否定し、定命について嘘を言う。このような者は業火の懲罰を受ける。

日常生活の法学

1) 間違った行為

その中の最たるものは、アッラーが禁じたことを許し、アッラーが許したこ

とを禁じることである。それもアッラーの法に関する知識なしに勝手にそうした行為を犯している。また彼らは、アッラーからの啓示を虚偽と断定し、アッラーの啓示を受け入れ、その導きに従う人々を馬鹿にし、傲慢な態度をとって見下す。

2) そのような間違いを犯しても、彼らにはすでに定められた恵みと、寿命、そして仕事がある、さらにアッラーが定めた良いことも悪いことも、約束されたことであるから彼らはそれらに従う。そのように学者のタバリーは伝えている。

3) アッラーの啓示を否定し、拒否した者は有力者であれ、金持ちであれ、また彼らの従う人々であれ、すべて火獄に入る。有力者や金持ちは人を惑わし、彼らに従った人々は知性を働かせることなく、墨守すれば事は全てうまくいくと信じていた。

4) 懲罰は復讐ではない。許しがたい嘘と、アッラーからの啓示を否定し拒否したからである。

5. アッラーへの信仰を拒否した者への報いとしての懲罰(40-41節)

わが印を偽りであるとし、それに対し高慢であった者たちには、天の間は決して開かれないであろう。またラクダが針の穴を通るまで、かれらは樂園に入れないであろう。このようにわれは罪ある者に報いる。(40) かれらには、臥床として火獄があり、その上は（層また層で）覆われよう。われはこのように不義なる者に報いる。(41)

解釈

一神教の否定、預言者と預言の否定、最後の審判の日の到来の否定などを犯した者たちには天国の扉は永久に閉じられる。

日常生活の法学

1) アッラーからの啓示を嘘呼ばわりし、拒否した者たちの行為と、受け入れずに驕慢な態度を取った者たちには、彼の行為故に天国の扉は開かれない。

2) 天国の樂園で言われていることは、アッラーの啓示を拒否した者たちは天に昇ることが許されない。樂園に至る道はない。

3) アッラーの啓示を拒否した者たちは天国(樂園)に入ることはできない。決して入ることはない。彼らには入国は禁止され、どのような場合であってもそうなのである。

4) 懲罰の火はアッラーの啓示を拒否した者たちを四方八方から取り囲み、そこからの避難口も見いだせない。

5) 罪人たち：アッラーからの啓示を拒否した者たちで、彼らは戦線をつくって、我先にと競うようにアッラーからの啓示を嘘だと言い張ったばかりか、傲慢な態度を取った。また義の人たちでもなかった。彼らはカーフィル（不信仰者たち）である。彼ら（マッカの住民）はアッラーと同列に偽りの神を崇拝したのである。

6. アッラーを信じ、その教えを実践し、アッラーを畏怖する者への報償（42-43 節）

だが信仰して善い行いに励む者は、われは誰にも、能力以上のものを負わせない。かれらは樂園の住人である。その中に永遠に住むのである。(42) われはかれらの心の中の怨恨を除き、かれらの足元に川を流す。かれらは言うであろう。「わたしたちをこの（幸福）に御導き下された、アッラーを讃える。もしアッラーの御導きがなかったならば、わたしたちは決して（正しく）導かれなかったであります。主の使徒たちは、確かに真理を伝えました。」（声があり）かれらは呼びかけられる。「これが樂園である。あなたがたは（正しい）行いのために、ここの居住者となれたのである。」(43)

解釈

アッラーは現世において、アッラーを信じ、善行に励んだ者たちへは報償として天国の生活があることを約束として伝えた。

その者たちの天国での幸せな生活と、アッラーへの感謝の言葉がここで描写

されている。

日常生活の法学

- 1) アッラーを信仰し、義を行う者たちは楽園に永遠に住む人たちとなる。
- 2) 課せられるものは、その人の力と能力に見合うだけのものである。宗教的儀礼と義務行為においてもイスラーム法上、課せられるものもその人の力と能力に見合うだけのものであり、妻たちへの扶養など課せられる金銭的義務もまた同じである。
- 3) アッラーから楽園の住人たちへの恩恵：現世の人生において、時には心の中に嫉妬心が湧き起り苦しめられた胸も今はもう晴れわたっている。
- 4) 義の行為の結果、公正な審判によって楽園の住人となる資格、あるいは遺産を承継して楽園に入る。

「あなたたちが行った行為を承継しなさい」とクルアーンにあるが、これは、人は現世での行いによって楽園に入ることを示すものである。

- 5) そうは言っても、アッラーの慈悲と恩寵があつて楽園に入れることを忘れてはならない。「それはアッラーからの恩寵である」(3章70節)、「(アッラーの)慈悲と恩寵によって彼ら(正しき信仰を持つ義人たち)を楽園に入れるのである」(4章175節)。

- 6) ハディース・ムスリム(預言者と彼の教友たちの言行録で、9世紀のムスリムという学者が編纂した言行録)

「誰も行為が立派だからというだけで(天の)楽園に入ることはありえない」

「あなたも同じなのですか、アッラーの使者よ？」と人々は言った。

「アッラーの慈悲と恩寵に満たされてはじめて私も入るのです。」と答えた。

- 7) 上記のハディースが明らかにしていることは、義の行為の結果によって、楽園の家を遺産として相続できるが、楽園に入れるかどうかはアッラーの慈悲と恩寵によってである。

このように主張しているのは、クルアーン解釈学者のクルトビーである。

彼は、「楽園と、楽園の家はアッラーの慈悲の賜物である。現世の行為の結果、

楽園に入ったなら、慈悲も受け継ぎ、慈悲によって楽園に入ったのである。なぜなら、現世での義の行為はアッラーの慈悲と恩寵によるものだからだ。これはクルアーン解釈学者イブン・カスィールの意見に近い。義の行為によってアッラーの慈悲を得、そして楽園に入るのである。そして楽園の家も現世での義の行為によって得られるのである。」と言っている。

8) 以上の諸々の意見を調和させると次のようになる。

人間は多くの義の行為を積み重ねても、それだけで楽園に入る資格を得ることはできない。アッラーの慈悲と恩寵がなかったなら、数えるだけ義の行為に対して大いなる褒賞などあり得ない。彼らが楽園に入ることができるとしたなら、アッラーの慈悲と恩寵による以外は有り得ない。

9) 結論：預言者の言行を範として生きる人々は、正しい行いの結果、楽園に入れると主張する。公平の天秤を使って全ての人々の行為を精算した結果、楽園に入ると主張する。楽園へ入ることができるのは現世での義の結果であって、アッラーの慈悲と恩寵によるものではないと主張する。アッラーの慈悲と恩寵でなく、現世の義の行為の多い少ないによって楽園に入れるとする。私はそうは思わない。現世で義を行っただけで資格はない。信仰しているのに選択しながら義を实践することなど考えられない。ムウタズィラ学派もそのように理解している。なぜならアッラーに対して何か義務を課すことは、論理的に考えてありえないからだ。

7. 楽園（天国）の民と、火獄の民との会話、そして高壁（44-47 節）

楽園の仲間は火獄の仲間に向かって叫ぶであろう。「わたしたちは主の約束が真実であることが分った。あなたがたも主の約束が真実であることが分ったか。」かれらは「はい」と答えるであろう。その時1人の告知人が、両者の間で叫ぶであろう。「アッラーの御怒りは、不義の徒の上を下るのだ。(44) これらの者はアッラーの道から（人びとを）背かせ、また歪めようとした者であり来世を信じない者たちであった。」(45) 両者の間には仕切りの壁があり、高い壁の上には印によって、凡ての者を見分ける人びとがいて、かれらは楽園

に行く人と呼んで（言う）。「あなたがたに平安あれ。」かれらは望んでいるのだが、そこに入ることは出来ない。(46) 次に目を火獄の住人の方に向けるとかれらは、「主よ、わたしたちを不義の人びとと一緒にしないで下さい。」と言うであろう。(47)

解釈

善行と悪行が等しい者たちの来世での運命。彼らは高壁の上において、天国にも、火獄にも入っていない。天国の住人に挨拶を送り、火獄の住民が自分たちを同じ運命を味あわせようとするが、そうした行為を拒否する。

日常生活の法学

1) 楽園の住人と火獄の住人たちが会話、論争、そして叫びあい始める。火獄の住人たちは謗られ、行った行為がいかに悪かったかを知らされ、論争に決着が下される。そうした中、叫び声がこだまする。

2) 不信仰者たちは、審判の日になってようやく、アッラーの約束、そして恐ろしい警告が真実であったことを認める。真実であることを知っていたなら、信仰を拒否することなどなかったろう。

3) 不信仰者たちは4グループに分けられ、アッラーからの呪いのことばが浴びせられる。

その4グループとは、

3-1) 不信仰者、あるいは多神教徒（マッカの民）で、前記の論争を参照。

3-2) アッラーへの信仰の道を進む、あるいは進もうとする人々に石を投げたり、馬を使って蹴散らしたりした者。

3-3) アッラーの啓示に疑義の念を抱き、それを人々に吹き込み、真実の宗教を非難した者たち。

3-4) 審判の日の不信仰者たち。アッラーの呪いは彼らにかけられた。

4) 高壁の民。彼らは楽園と火獄を区切る高壁の上に立っている。彼らは楽園の住人たちに呼びかけ、挨拶をし、アッラーの慈悲によって楽園に入りたいと

告げる。彼らはまだ楽園に入っていないが、入れることを知っている。そして見ようもしないし、また見たいと思わないのに、ついすっかり火獄の住人たちを見てしまう。彼らはアッラーの前で従順な態度を示し、知っていながら「火獄の住人は私たちと一緒に楽園に入らないのですか？」とお伺いを立てる。

5) 高壁の人たち、彼らは現世での善行と悪行の総決算が等しくなった人たちである。彼らに対する学説の根拠は次の通りである。またそれは、教友と、教友後第一世代（タービュ）たちの多数説である。

イブン・アティアのハイサム・ビン・スレイマーンが伝えたハディースを語っている。

アッラーの使者は言った。

「審判の日、秤に置かれる。善行と悪行が量られる。悪行よりも善行が、例えて言えば、一粒の重さでも重ければ楽園に入る。善行よりも悪行が、例えて言えば粒の重さで重ければ火獄に入る。」

すると質問がアッラーの使者に出された。

「アッラーの使者よ、善行と悪行が等しかったらどうなりますか？」

アッラーの使者は答えた。

「そうなった人たちは高壁の人となる。楽園にはまだ入っていないが、入ることを願っている。」

8. 高壁の民と、火獄の民との間の論争（48-49 節）

高い壁の上にいる人びとは、その印によって見分けた人びとに向かって呼びかけて、言う。「あなたがたは（財を）積み、大いに自慢していたが何の役にも立たなかった。(48)

これらの人々は、アッラーがかれらには慈悲を施さないであろうと、あなたがたが断言した人びとではないか。(これらの人々に就いては) さあ楽園に入りなさい。あなたがたには、恐れもなく憂いもないであろう。」(と言われるであろう)。(49)

解釈

高壁の人たちと、火獄の民との間で論争が出、火獄の懲罰が何の報いか明らかにされる。天使たちは高壁の人たちの運命を告げ、天国へ導く。

日常生活の法学

1) 審判の日の恩寵の度合いの尺度や、秤の軽重の結果は現世とは違っている。財力、権勢、勢力結集など来世において、自恃や幸福の礎とならないし、それに頼って災難を逃れることもできない。

2) 多神教徒の領袖たちはイスラーム信徒たちを激しく弾圧した驕慢な輩であった。彼らは一様に金持ちであったが、来世では火獄の住人となる。

3) 信仰篤き人々は敬虔であり、分を弁えてアッラーに服従する。貧しく弱い人々であるが、楽園の最良の場所に住む人々である。

4) アッラーの恩寵と慈悲は現世の善行と悪行の精算の結果が等しくなった人々である高壁の人たちにもくだされる。

火獄の住民は、高壁の人たちもまた火獄に入ると主張するが、楽園に入ると告げられる。

「(これらの人々に就いては) さあ楽園に入りなさい。あなたがたには、恐れもなく憂いもないであろう (と言われるであろう)。 」と天使たちが告げるのである。

9. 火獄の民から、楽園(天国)の民への言葉、あるいは火獄の民が楽園の民に飲食物を彼らに提供してくれるよう懇願すること (50-51 節)

火獄の仲間は楽園の仲間を呼んで(言う)。「わたしたちに水を注いでくれ。またはアッラーが、あなたがたに与えられたものを恵んでくれ。」かれらは(答えて)言う。「アッラーは、そのどちらをも、不信者には禁じられる。」(50)かれらは自分の宗教を遊びや戯れと心得、またこの世の生活に欺かれた者たちである。それでかれらがこの日の会見を忘れ、またわが印を拒否していた

ように、今日われはかれらを忘れるであろう。(51)

解釈

焦熱の懲罰に耐え切れなくなり、水を求める火獄の住民たち。現世での彼らの行いと生活が明らかにされる。

日常生活の法学

1) 楽園の飲食物は不信仰者たちには禁じられている。それは過酷な懲罰である。

2) 火獄の懲罰は不信仰者たちが現世において主に対する義務を忘れ、怠っていたためである。懲罰は不信仰の報いであるが、不信仰の具体的有り様がここでは叙述されている。

3) 不信仰者たちは宗教を真面目に受け取らず弄び、茶化したり揶揄したりした。彼らは人々の領袖であったが、アッラーからの啓示を無視し、否定した。彼らは来世を考えず、現世の豊かさだけを追い求めた。

ハディースはそのことを指摘している。

「現世への執着が全ての過ちの最大の原因である」

4) 法学的観点から言えば、最も良い行為は水の提供である。預言者は「最も良い布施（サダカ）は何ですか」とのイブン・アッバースの問いに「水である。火獄の住人が楽園の住人に飲食物の提供を願った時のことを知らないのか？」と答えている。

またアブー・ダーウドが語っているハディースによれば、預言者がサアドに「あなたが最も気に入っている布施は何ですか？」と問われた時、「水である」と答え、至高の御方アッラーの御許でアッラーが最も気に入られている行為が水の提供であると論じた。

また教友以後の第一世代（タービウ）の幾人かが、罪を多く犯した者は水を提供するのが良い、アッラーは犬に水を提供した者の罪を許されるのだと語っているが、ブハーリーが伝えるハディースでアブー・フライアが語ったものに

よれば、「信徒に水を提供し、救ったものはどれほどか？」というのがある。

5) ハディース集『イブン・マージャ』にあるアーイシャが伝えたハディースによれば、預言者は「水がある場所で、イスラーム信徒に水を提供し、飲ませた行為は奴隷を解放した行為に匹敵する。そして水がない場所で、イスラーム信徒に対し自らの水を分かち与え、飲ませた行為は人の生死を救った行為に匹敵する。」となっている。

6) ここでの節（アーヤ）「アッラーはそのどちらをも、不信者には禁じられる」示していることは、池の人、あるいはそこに近い住人は誰よりも水に対する権利を有し、水を飲みたい者が来ても提供を拒否する権利があることを示している。

7) ブハーリーのハディース集にあるアブー・フライラが語るハディースによれば、預言者は「私の命を握る方に誓う。私は自分の池から旅人に水を提供する。」とある。このことばは前に、池の住人が水に対する権利を有する意味と同じである。

10. 人類へのクルアーン啓示の恩寵、そして審判の日に嘔吐き（アッラーの啓示を虚偽とした人々）、が後悔し、執成しを頼む姿(52-53 節)

われはまさに啓典をかれらに下し、知識によって詳しく述べた。これは信じる人びとへの導きであり、慈悲である。(52) かれら（マッカの人びと）は、その解明を待つ以外にはない。その解明が行われる日になって、先にこれを軽視していた者は言うであろう。「主の使徒たちは、確かに真理を伝えたのだ。昔かれらがわたしたちのために執り成したように、執り成す者はないのか。それともわたしたちは（地上の生活に）返されて、わたしたちがしなかった行いをする事が出来ないのか。」実際に、かれらは自分の魂を減ぼし、勝手に造りあげていたものたちはかれらから姿を消してしまった。(53)

解釈

クルアーンは現世において天国の導きの書であった。それを否定した不信仰

者は来世での業火の懲罰を受け、現世の行いを後悔する。またそこで天国の住人に執成しを頼んで、そこからの脱出を試みるが誰も答えない。またアッラーへ懇願するが無駄である。

日常生活の法学

1) アッラーが人々に与えられた最良の恩寵はクルアーンである。なぜなら、正しい信仰が説かれ、動かぬ正義が説かれ、そしてアッラーが良いとされる信者の勤めが説かれているからだ。またそれは信仰篤き人々の導きであり、慈悲でもある（6 章 155 節参照）。

2) 現世で、警告や注意がなされ、知らされ、伝えられたことの結果が現れている（14 章 53 節参照）。また最後の審判の日の結末が伝えられている。アッラーが審判の日に約束したこと、精算のこと、アッラーの啓示を嘘とした行為の報いが伝えられている。

3) 最後の審判の日になって、現世でアッラーの啓示を否定していた者たちは、動かぬ真実と認め、真実であると発言する。そしてあらゆる手段で今起こっている懲罰から逃れたいと望む。取り成し人を捜し求める。あるいは今一度現世に戻りアッラーが良いとされるように過去の自分たちの行為を正しきものにしたいと望む。しかし彼らの願いに応えるものは何もない。後悔しても始まらない。

4) 不信仰者たちは自分たちが業火の懲罰に晒されてしまい、本当に大損害を被ったのである。アッラーの他に神がいるなどと現世で言っていたことが全て崩壊した。現世で拝んでいた偶像は何の助けにもならない。また偽りの宗教を信じていたが、それらは何の助けにもならない。

11. 創造主アッラーが真の主であること、そして神性を保有していることの確定、アッラーの御命令（54 節）

本当にあなたがたの主はアッラーであられる。かれは 6 日で天と地を創り、それから玉座に座しておられる。かれは昼の上に夜を覆わせ、夜に昼を慌ただ

しく相継がしめなされ、また太陽、月、群星を、命に服させられる。ああ、かれこそは創造し統御される御方ではないか。万有の主アッラーに祝福あれ。(54)

解釈

アッラーの創造の御業、そして創造と命との違いがここでは明らかにされる。

日常生活の法学

1) アッラーは単独で、存在を生じさせることができる。天と地の創造者である。信仰の対象である。

2) アッラーは天の玉座に昇られた。玉座は最も偉大な被創造物である。信仰篤き先人達は、「アッラーが玉座に昇られた」というのは言葉の比喻ではなく本当に「玉座に昇られた」のは間違いないが、それがどのような状況なのかは知らないとしている。

学者のマーリキは、「昇った」の言語的意味ははっきりしているが、どのようにかは分からない」と言っている。こうしたことを詮索するのはビダア（宗教から逸脱）である。

3) 神を理性的にとらえようとするイスラーム哲学者たちによれば、アッラーの偉大さを動きで表現したもので、ある場所に居続けることはないことを示したものだとしている。動きと停止は一定の場所に居続けることでは生じない。変化があり、いろいろな出来事が起こるのであるから、動きと停止があって初めてそれが裏付けられる。

4) 玉座は王、あるいは権力のシンボルと解釈する者もいる。クルアーン解釈者のクルトビーは無制限の支配力は、アッラー以外にはないとしている。

5) 夜と昼が交互に訪れるのは地球の自転を証明している。夜に入ったというような表現は使われていない。

6) 太陽、月、その他の惑星はアッラーの被創造物である。そしてもう一つの被創造物の天も並列接続詞で明記されている。これらはアッラーの支配下に置かれている。

7) アッラーは創造主、また思うままに命を下す御方であることが告げられている。

さて問題は、創造と命令との関係である。命令は被創造物ではないからで、二つを合わせて同じ範疇に入れることは不信仰につながる。

8) 創造行為と命令行為は分けなければならない。クルアーンが被創造物であるとの議論は不毛である。被創造物であれば完全なものでないから、役目が終われば次のものが必要となり、終わりがなくなる。クルアーンはそのようなものではない。クルアーンは創造されたものではなく、とてつもなく古く、そして古い存在である。被創造物はアッラーの命令によって創造される。アッラーの命によって太陽、月、天が創造されたのである。

9) アッラーの命令は、何かを欲してなされるものではない。ムオタズィアラ派は意思と命令は同じだと言っている。クルアーン解釈学者のクルトビーは、「それは正しくない。命令は欲しない場合でもある。また欲する場合でも否定されることはある。イブラーヒームが彼の子を犠牲に捧げた事例ではそれは望まれたことではなかった。預言者ムハンマドが彼の共同体国家では一日5回の礼拝が命じられた事例もそうである。ハムザの証言を望んだ時、不信仰者たちは彼の殺害を否定したが、証言を命じなかった。」

10) アッラーは現世とは隔絶しており、御自身を自ら高められる。永遠の存在であり、あらゆる善を具現し、慈悲と恩寵を与える寛大な御方である。

12. 祈りの法と作法、そして地上を穢すことの禁止 (55-56 節)

謙虚にまた目立たない隠れたところで、あなたがたの主に祈れ。かれは教えに背く者を御好みになられない。(55) 秩序が定められた後、地上で悪を行ってはならない。恐れと熱情をもってかれに祈れ。本当にアッラーの慈悲は、(常に) 善行をなす者の近くにある。(56)

解釈

祈りの作法と、そしてアッラーの慈悲が善行者の近くにあることが明らかに

される。

日常生活の法学

1) アッラーを賛美し、アッラーに従順であることは信仰実践行為である。アッラーの存在を知り、自己がひ弱であること知る。善を求め、害するものを跳ね除けるために賛美と祈りがある。

2) 賛美と祈りの作法がある。敬虔であり、静かにし、平伏し、他人によく見られようとは思わずに平常心を維持する。人は常に恐怖と希望の間を彷徨っている。アッラーからの懲罰を恐れ、正しき行為であることを願って祈る（21章 90節参照）。

3) 恐怖と希望を克服して人生を送れ、死ぬときは希望が圧倒するという学者たちもいる。

ハディースによれば、預言者は「死ぬ時にはアッラーに対し、アッラーは良くしてくださるとの思いを抱きなさい」と語っている。

4) 賛美と祈りにおいては、激しい動きは控え、声を張り上げない。預言者の立場にあるように振る舞いを糺す。できないことや、他人を害することを祈ってはいけない。宗教を逸脱するようなことを願う、あるいはクルアーンやスンナ（預言者の言行）にないことを祈ってはいけない。良いことばを選んで祈るべきである。アッラーは良い、そして正しい祈りに応えられる。

5) 祈りの礼儀作法：清潔であること、キブラ（マッカの方角）を向くこと、世事の思いを心から一掃すること、預言者への挨拶を祈りの始めと終わりに行うこと、天（上方）に向けて両手を上げること、信徒たちと共に祈ること、夜の三分の一の祈り、断食者が食事する時刻、金曜日の礼拝、旅行の時などの礼拝を大事にすること。

6) 「アッラーは攻撃的な者を好まれない」とのクルアーンの節は、アッラーの命に背き、命を否定し、アッラーが禁じたことを行い、その結果懲罰を受ける者のことを言っているのである。

7) ハナフィー学派は、「あなたの主に対し敬虔に、隠れるようにして祈り」

とのクルアーンの節を根拠として、「アーミン」を静かに述べよとするが、シャーフィーは「はっきりと告げることがより良い」としている。

8) 両手を挙げて祈ることを良いとしない学者たちもいる。アター、ターウース、ムジャーヒド、ジュバイル・ビン・ムトイム、サイード・ビン・アルムサイブ、サイード・ビン・ジュバイルなどがそうであり、その根拠として、預言者が雨を求める祈り以外で両手を挙げたことはなかったとのアナスの伝承を挙げている。

9) 教友たちや、教友以後の第一世代の信徒たちは、アブー・ムーサー・アシュアリーが語ったハディース「預言者は祈った、そして両手を挙げた、その時、私は彼の腋の下の白さまで見た」を根拠としている。アナスは同じようなハディースをウマルが語ったとして伝えている。「預言者は両手を挙げて言った。ああ神様、私はハーリドが行ったことにまったく関係がありません。無実です。」

ウマルはまた次の二つのハディースを語っている。

「バドルの戦いが始まった。アッラーの使徒はマッカの多神教徒たちの軍勢が1,000であると知った。イスラーム教徒たちは317人であった。預言者はキブラの方角へ両手を伸ばし、アッラーへ祈った。」

「アッラーの使者は顔を摩る高さまで両手を挙げた。」

10) アッラーは良い方向へと向かい始めた後、どのような腐敗行為も否定された。

11) アッラーの慈悲は良き人々の近くにある。不信仰者たちには慈悲も恩寵もない。なぜなら彼らは良き人々ではないからである。

第3回タフスィール研究会報告 クルアーン第7章高壁章 第57節～87節

遠藤利夫

日 時 平成23年7月23日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

テーマと節：

1. 降雨と果実の生産、アッラーの力の証拠と復活の証明：（57節～58節）
2. 預言者ヌーフの物語：（59節～64節）
3. 預言者フードの物語：（65節～72節）
4. 預言者サーリフの物語：（73節～79節）
5. 預言者ルートの物語：（80節～84節）
6. 預言者シュアイブの物語：（85節～87節）

1. [降雨と果実の生産、アッラーの力の証拠と復活の証明 57節～58節]

本文 57. かれこそは、慈悲に先んじて吉報を齎す風を送られる御方である。それが（雨を）含んだ重い雲を運べば、われはそれを死んでいる地に送って雨を降らせ、これによって各種の果実を生産させる。われはこのように死者を甦らせる。恐らくあなたがたは悟るであろう。58. 良い土には、主の御許しによって、草木が茂る。悪い土には、貧弱なものの外生長しない。われはこのように感謝する者のために、繰り返し各種の印を解明している。

語の説明：

57節－[風]：風には吉報をもたらす風と、暴風や突風のような災害を齎す風

がある。暴風の例。「**われ**は災厄の打ち続く日に、かれらに対し荒れ狂う風を送った。」(54 章 月章 19 節)

「死んでいる地」：植物も育たず、放牧もできない不毛の地。

「死者を甦らせる」：雨によって植物が地中から出てくるように、死者も生き返り、墓から出てくる。

58 節－[主の御許し]：信仰者で訓戒を聞く者に対し。

解説：

アッラーが宇宙と地上を創造された創造者として存在するとき、アッラーは天上と地上の世界の管理者、統治者として振舞われる。そして、人間は宇宙にあるものを利用する。アッラーはお望みになることは全て出来る御方である。また、地上を腐敗させることを禁じられた。本節では、善行者のそばには慈悲があることが説明されている。アッラーは日々の糧を与える御方であり、糧のなかでも大きいものは、植物の成長に影響を与える雨である。アッラーは不毛の大地を生き返らせるように、復活の日に死者を甦らせる御方である。

アッラーが、雨を降らす前に吉報として風を送られることについて、他の章での記述。「**かれ**こそは（人びとが）絶望した時、雨を降らせ、慈悲を垂れられる方。**かれ**は讃美すべき愛護者であられる。」(42 章 相談章 28 節)、また慈悲についての記述。「さあアッラーの慈悲の跡をよくみるがいい。**かれ**が如何に、死んだあとの大地を甦らされるかを。このようにかれは、死んだ者を甦らせる。**かれ**は凡てのことに全能であられる。」(30 章 ビザンチン章 50 節)

水を大量に含んだ雨雲を、草木の生えない乾いた土地に送ることについての記述。「かれらへの印の 1 つとしては、**われ**が死んだ大地を甦らせ、・・・」(第 36 章 ヤー・スィーン章 33 節) 雨の生成過程は、海面（や河川）の水が熱せられ、湿った空気が水蒸気となって上空に舞い上がり雨雲となる。上空の雨雲が強い風に吹かれて移動し、雨を降らせるのはアッラーの御意志である。クルアーンの中では、このように雨や風などがアッラーの慈悲の一つとして何度も言及されている。

「本当にアッラーこそは、風を送られる方である。それは雲を起こし、それ

を死んだ土地に送り、死に果てた大地を甦らされる。復活もまたこのようである」(35章 創造者章9節)「あなたがたは見ないか。アッラーは雲を駆り、やがてそれを相い合わせ、さらに固まりにされ、やがて慈雨が、その間から降るのを。」(24章 御光章43節)「アッラーこそは、風を送りそれで雲を起こされる御方であられる。それから御心のままに天にそれを広げ、粉微塵にそれを打ち砕かれる。するとあなたは、その間から出て来る雨滴を見る。**かれ**は、そのしもべの中、御心に適う者にそれを降らせられる。」(30章 ビザンチン章48節)「また地上には、隣り合う（が相異った）地域がある。ブドウの園、穀物の畑、一つの根から出た、またはそうでないナツメヤシの木、同じ水で灌漑されても、食物としてあるものを外のものよりも優れたものになさる。本当にこの中には、理性ある人びとにとって印がある。」(13章 雷電章4節)「またかれは、**われ**に準えるものを引合いに出して、自分の創造を忘れ、言う。『誰が、朽ち果てた骨を生き返らせましょうか。』言ってやるがいい。『最初に御創りになった方が、かれらを生き返らせる。**かれ**は凡ての被造物を知り尽くしておられる。』」(36章 ヤー・スィーン章78～79節)「**われ**が最初創造したように、再び繰り返す。」(21章 預言者章104節)「最初あなたがたを創られたように、あなたがたは（**かれ**に）帰るのである。」(7章 高壁章29節)

イブン・アッバースはこう語っている。「これはアッラーによる信仰者と不信仰者への対応の仕方のだとえである。即ち、肥沃な土地は信仰者を表し、塩の土地（乾いて塩が吹き出ている土地）は不信仰者に例えている。」土地についての預言者の言葉。アブー・ムーサーは預言者が次のように語ったと伝えている「アッラーが私に授けて下さった導きと知識はたとえてみれば大地に降った慈雨のようなものである。大地には肥沃な土地もあり、それは雨をうけて沢山の牧草を育てる。また不毛な土地もある。だがそれは水を溜めアッラーはそれを人々に役立たせ彼らはそれを飲みまたそれで家畜に飲ませたりする。それから雨はほかの土地にも降る。それは全くの不毛で水も溜めず草も育たない土地である。つまり（最初のたとえは）アッラーの宗教についてよく考え、私に授けられたものをよく役立てて教えを知り、そしてそれを他人にも教える者の

たとえである。また（第二のたとえは）教えを直接には役立てない者のたとえである。それから（最後のたとえは）私が授けられた教えを受け付けぬ者のたとえである。」（プハーリー、ムスリム、アッニサーイーによる伝承）

生活規範：

1. アッラーは生活の糧の源である。アッラーは雨を降らせ、種や草木、植物、果実を生育させる。人間や動物はそれらから益を得る。この降雨や生育がアッラーの存在、叡智、力、知恵を示している。
2. 乾いた不毛の地に植物を生き返らすように、墓の中の死人を生き返らすことは、人間に再生と審判の日の復活を想起させる。
3. アッラーは信仰者と不信仰者のたとえを示されている。信仰者の土地は肥えた地で、降った雨により幾種類もの花や果実が得られる。不信仰者の土地は塩分を含んだ地で、植物はわずかな量しか育たない。信仰者の土地への降雨はクルアーンの啓示のようである。清らかな心の持ち主にクルアーンの光が届くと、敬虔さや賞賛される知識や人格が現れる。邪まな心の持ち主にクルアーンの光が届いても、敬虔さや賞賛される知識や人格が現れるのは、まれである。
4. アッラーは人間にたとえを示されている。人々はアッラーの徴を見て、多神崇拝の教えが無意味であることを知る。印は人々にとり有益なので、人間はアッラーに感謝するようになる。これは、「主を畏れる者たちへの導き」（2章雌牛章2節）である。

2. [預言者ヌーフの物語 59 節～64 節]

本文 59. 先にわれはヌーフをその民に遣わした。かれは言った。「わたしの人びとよ、アッラーに仕えなさい。かれの外に神はないのである。本当にわたしは、偉大な日の懲罰をあなたがたのために恐れる。」 60. かれの民の長老たちは言った。「本当にわたしたちは、あなたが明らかに間違っていると思う。」 61. かれは（答えて）言った。「人びとよ、わたしは間違うことはない。それどころか、わたしは万有の主の使徒である。 62. わたしはあなたがたに、主

の神託を宣べ伝え、また助言を呈する。わたしはあなたがたが知らないことを、アッラーから知るものである。63. あなたがたの中の1人を通じ、主の訓戒があなたがたにやって来たことを驚くのか。そしてあなたがたに警告し、主を畏れるようにし、あなたがたを慈悲に浴させるであろう。」64. だがかれらはヌーフを拒否した。それでわれは、かれと方舟の中で一緒であったものたちを救い、わが印を偽りであるとした者たちを溺れさせた。本当にかれらは盲目の民であった。

語の説明：

59 節 - [偉大な日の懲罰]：審判の日の懲罰。

60 節 - [かれの民の長老たち]：身分の高い者や指導者たち。

62 節 - [主の神託]：アッラーが啓示した命令、禁止、訓戒、吉報、警告など。

63 節 - [警告し]：信じないならば、懲罰がある。

64 節 - [盲目の民であった]：真理に対して盲目。

解説：

預言者（ナビー）たちの物語は、本章（高壁章）の最初に述べたアードム（7章 高壁章 19 節）に始まり、ヌーフは第二の人類の祖である。また、ヌーフはアッラーが地上の住人に送った最初の使徒（ラスール）である。

預言者たちの物語が引用される目的は、クライシュ族の預言者ムハンマドに限らず、すべての国々に遣わされた預言者たちの呼びかけに反対した者達への警告である。また、使徒ムハンマドが迫害を受けたとき、使徒としての気持ちを慰め、心の重荷を軽くさせるため、次の啓示が下された。「凡そわれが、使徒たちの消息に就いてあなたに語ったことは凡て、あなたの心をそれで堅固にするためのものである。」（11 章 フード章 120 節）

この預言者物語の結末を説明すると、呼びかけを拒否した者たちは、現世では呪われ、来世では損失者となる。他方、信仰を受け入れた者たちは、現世では栄誉を賜り、来世では幸福者となる。

また、預言者物語引用の目的は、信仰を軽んずる人々への警告である。物語

には民族への忠告と訓戒が含まれている。「本当にかれらの物語の中には、思慮ある人びとへの教訓がある。」(12 章 ユースフ章 111 節)

引用された物語には曲解や間違いはない。かつて、預言者ムハンマドは、文盲であり、読むことも書くこともできなかった。そのため、これらの物語はアッラーからの啓示で知ったことになる。従い、預言者の物語は正しいといえる。

ヌーフ物語の歴史的意義：

ヌーフの名前：ヌーフ・イブン・ラーミク・イブン・ムトシルフ・イブン・アフノク（イドリース）・イブン・ヤーリド・イブン・マフライール・イブン・キーナーン・イブン・アノシュ・イブン・シース・イブン・アーダム（人類の祖）

ヌーフは多神教徒へ遣わされた最初の使徒である。真正ムスリム集（預言者言行録の一つ）の中で、次のように述べられている。アブー・フライラは次のように語った。「ヌーフよ、あなたは最初に地上に遣わされた使徒です。」彼は妻、娘、姉妹、叔母、親友たちを伴った最初の使徒である。ムハンマド・ビン・イスハークはこう語っている。「殺害された預言者を除き、ヌーフのように民族が災いを受ける体験をした預言者はいない。アッラーはヌーフが 50 歳のときに民族に遣わされた。彼は大工であった。」

イブン・アッパースはこう語っている。「ヌーフは 40 歳であった。洪水の後、人々が増えていった 60 年を過ごした。」

ヤズィード・アッラッカシーはこう語っている。「ヌーフと呼ばれたのは、自分を多く嘆いたことによる（訳注：嘆くことをアラビア語で「ナーハ」といい、ヌーフは「嘆く人」の意味）。アーダムとヌーフの間は 10 世紀あり、すべての人々はイスラーム（唯一神崇拝者）であった。」

アッ・ティルミズィーおよび一部の者は、こう述べている。「現在の全ての人々はヌーフの子孫である。」アッ・ズフリーはこう述べている。「アラブ、ペルシャ、ローマ、シャーム（シリア・パレスチナ）の住民、イエメンの住民はヌーフの息子サームの子孫である。シンド人、インド人、ザンジバル人、エチオピア人、ヌビア人、全ての黒人はヌーフの息子ハームの子孫である。トルコ人、ベルベ

ル人、中国の後方、ゴグとマゴグ（北方の国々）、スラブ人はヌーフの息子ヤペテの子孫である。」

その昔、人々が偶像を崇拜し始めたことについての考察：

敬虔な人物たちが死んで、人びとは彼らのために礼拝所を建てた。人びとは、敬虔だった人の状況、信仰を追慕するために彼らに似せた肖像を描いた。それから長い年月がたち、肖像画を偶像にした。また、さらに長い年月が流れ、人びとは偶像を崇拜した。これら敬虔な人々の名前は、ウッド、スワーウ、ヤゲース、ヤウーク、ナスルと呼ばれていた。

これらの行為は重大なことなので、アッラーは使徒ヌーフを遣わした。それでヌーフは人びとに、並ぶべきものなきアッラーへの信仰を命じた。「わたしの人びとよ、アッラーに仕えなさい。かれの外に神はないのである。」（7章 高壁章 59 節）

ヌーフはクルアーンの中に 43 回登場する。高壁章、フード章、信者たち章、詩人たち章、月章、ヌーフ章に分かれて言及されている。物語の内容は、ヌーフが民びとに唯一で並ぶべきものないアッラーへの信仰を命じ、偶像崇拜を放棄させることであった。しかし、民びとは頑固に反抗しヌーフに危害を加えようとした。民の中の愚かな指導者たちは、「自分たちの信仰は捨てない。あなたが警告する罰を見せてくれ。」と言ったので、アッラーの懲罰が下された。

ヌーフが民びとに対する信仰の呼びかけをあきらめたのは伝道を始めてから 950 年後であった。アッラーはヌーフに、洪水から逃れるために船を作るよう命じた。人々は船作りをするヌーフのそばをあざけりながら通りすぎるのであった。アッラーはヌーフに彼の妻を除き家族を連れて行くよう命じた。また、信頼できる人々を連れて出た。それは 6 人の男とその妻だといわれ、一説では、40 人の男とその妻たちといわれている。また、つがいの家畜、鳥、野生の動物を連れていった。

それから、すべての場所に大量の水が流れ洪水となったので、人々や動物など全てが滅亡した。方舟に乗らず、離れた場所にいたヌーフの息子は言った。「わたしは山に避難しよう。それは洪水から私を救うであろう。」（11 章 フード章

43 節)そして、方舟は南トルコのアルメニア山中、バクル地方にあるジューディー山(訳注:学者の研究によると、今日のイラクとイランにまたがるアララト台地にあったといわれている。)に到着した。「御言葉があった。『大地よ、水を飲み込め。天よ、(雨を)降らすことを止めなさい。』水は引いて、事態は治まり、(方舟は)ジューディー山上に乗り上げた。また仰せられた。『不義を行う民を追い払え。』」(11 章 フード章 44 節)

洪水の範囲について、学者たちに二つの見解がある。一つは、地上の全てが洪水となった。もう一つは、ヌーフと人びとが住んでいた地域とする。それは中東とその周囲である。

試練は不正を行う者たちのみに限定されるものではなく、子供や罪のない者、動物や鳥なども含まれることは知られている。「また試みの災厄に対して、あなたがたの身を守れ。それはあなたがたの中不義を行う者(だけ)に下るものではない。」(8 章 戦利品章 25 節)

ヌーフは二つの祈りをした。一つは信仰者のため、二つ目は不信仰者のためである。

信仰者に対し:「主よ、わたしとわたしの両親を御救し下さい。また信者としてわたしの家に入る者、また(凡ての)信仰する男と信仰する女たちを御救し下さい。」(71 章 ヌーフ章 28 節)

不信仰者に対し:「主よ、不信心な居住者を誰一人として地上に残さないで下さい。もしあなたがかれらを残されれば、かれらは必ずあなたに仕える者を迷わせ、また罪を犯す不信心な者の外、生まないでしょう。」(71 章 ヌーフ章 26 ～ 27 節)

ヌーフの息子は滅亡者の一人であった。息子は不義を行う者、不信仰者であった。一説によると、妻のこどもであったが、本当の息子ではなかった。

ヌーフの妻は、夫は狂人であるといっていた。「アッラーは不信者のために実例を示される。ヌーフの妻、そしてルートの妻である。かれら兩人は、2 人の正しいわがしもべの許にいた。かの女たちは、かれら(夫)にたいして不誠実で、アッラーの御許で何ら得るところはなかった。そして『あなたがた 2 人

は（外の）入る者と一緒に火獄に入れ。』と告げられた。」（66 章 禁止章 10 節）

生活規範：

ヌーフの物語には、民族を導くための重要な事柄が三つ示されている。

1. 彼の民族に至高なるアッラーへの崇拝を命じたこと。
2. 支配者はアッラー以外にいないこと。
3. 懲罰を恐れること。「本当にわたしは、偉大な日の懲罰をあなたがたのために恐れる。」（7 章 59 節）とは、最後の審判の懲罰のことである。

3. [預言者フードの物語 65 節～72 節]

本文 65. （われは）またアードの民に、その同胞のフードを（遣わした）。かれは言った。「わたしの人びとよ、アッラーに仕えなさい。あなたがたには、かれ（アッラー）の外に神はないのである。あなたがたは主を畏れないのか。」
 66. かれの民の中不信心な長老たちは言った。「わたしたちは、実際あなたを愚かな者だと思う。またあなたは、本当の嘘つきだと考える。」
 67. かれは言った。「人びとよ、わたしは愚か者ではない。それどころか、わたしは万有の主からの使徒である。
 68. わたしは、あなたがたに主の神託を宣べ伝え、また誠実な信頼出来るあなたがたへの助言者である。
 69. あなたがたの中の 1 人を通じて警告するために、主の訓戒があなたがたにやって来たことを驚くのか。主はあなたがたにヌーフの民の後継ぎをさせ、またあなたがたの体が強大にされたことを思いなさい。だからアッラーの恩恵を念じなさい。きっとあなたがたは成功するであろう。」
 70. かれらは言った。「あなたは、わたしたちがアッラーだけに仕え、わたしたちの祖先が仕えていたものを捨てさせるために来たのか。もしあなたが真実ならば、あなたが脅すものをわたしたちに齎せ。」
 71. かれは言った。「あなたがたの主の懲罰と御怒りは、既にあなたがたに下っている。あなたがたと、あなたがたの祖先が命名した（偶像の）名に就いて、アッラーが何の権威をも授けられないものに就いて、あなたがたはわたしと論争するのか。それなら待て。本当にわたしも、あなたがたと共に待っている者

である。]72. それだからわれは慈悲をもって、かれと一緒にいる者たちを救い、わが印を拒否した者と信仰しなかった者たちを根絶してしまった。

語の説明：

65 節－[アードの民]：第一のアード族。最も古い国家の一つで遺跡が残されている。居住地域はオマーン、ハドラマウト、イエメン。第二のアード族はカフターンとサバアに住んでいた。

69 節－[ヌーフの民の後継ぎ]：地上での後継者とした。または、地上での支配者とした。

69 節－[体が強大]：体格を屈強にし、身長を高くした。背丈は高い者で 100 腕丈、低い者でも 60 腕丈あった。(訳注：腕丈は古代の尺度。エジプト－58cm、シリア－68cm、トルコ－66.5cm)

70 節－[あなたが脅すもの]：あなたが約束する懲罰。

71 節－[何の権威]：証拠、根拠。

71 節－[それなら待て]：懲罰を。

72 節－[かれと一緒にいる者]：フードに従っている信仰者たち。

解説：

フードのいたアード族は存在した国家の中で最も古く、遺跡も残っている。彼らは預言者イブラーヒームよりも先に出現した。それで、彼らはヌーフの物語の後に続き言及された。「主はあなたがたにヌーフの民の後継ぎをさせ、」(7 章 高壁章 69 節) と述べられている通りである。人々はヌーフの一族が大洪水にあった事を知っていた。それでフードはアード族に、「あなたがたは主を畏れないのか。」(7 章 高壁章 65 節) と、かつて地上で起きた大きな出来事を指して恐れるように説いた。

イブン・イスハークによると、アル・クルビーは次のように述べたと伝えている。「アード族は偶像崇拝者であり、ワッダ、スワーウ、ヤグース、ヤウークという偶像を持っていた。偶像崇拝をしていたことから、彼らはサムードまたはアル・ハタールと呼ばれていた。

アッラーはアル・フルードと呼ばれた一族からフードを遣わした。フードは民びとにアッラーの信仰を伝道し、一神教を命じた。民びとは不義に満足し、唯一神を拒否し、信じようとしなかった。彼らは、「誰が私たちよりも力が強いのでしょうか」(41章 フッスィラ章 15節)と言った。

アード族は地上で悪をなし、人々を虐待していた。アード族はアラブ族であった。彼らはイエメンからハドラマウトの北に住み、オマーンまで広がっていた。彼らは、偶像を崇拜していた。これは、第一のアード族である。第二のアード族はカフターンとサバアに住んでいた。アッラーはアード族に対し、預言者としてフードを遣わした。

フードの名は、イブン・シャーリフ・イブン・アル・ファフシャド・イブン・サム・イブン・ヌーフである。アード族がフードを信じようとしなかったので、アッラーは3年間雨を全く降らさなかった。フード族は旱魃に窮し、マッカへ雨乞いの使節を送った。アード族は70人の使節団をマッカに派遣した。団長はカイル・イブン・アンズであった。使節団の中に、イスラーム（一神教信奉者）であることを隠していたムルシド・イブン・サアドがいた。一行がマッカに近づくと、ハラーム（聖域）から離れたところにいた、ムアーウィヤ・イブン・バクルの家に逗留した。バクルは彼らと義兄弟の間柄だったので、一行を歓迎し一ヶ月近く、酒を振る舞い、二人の歌姫による歌舞を楽しませた。一行はもてなしにすっかり満足し、マッカへ来た目的を忘れた。それで、ムアーウィヤは彼らに使命を思い出させるために二人の歌姫に詩を歌わせた。

—「カイルよ、そうではないのか。起き上がって、つぶやくがよい。恐らくアッラーが雲を伴って雨を降らせよう。そして、アードの地に雨を降らせよう。だが、アードは定かなる言葉を発せぬ。」—

これを聞き、彼らは、自分たちの土地を襲った旱魃のため、雨乞いに来た使命を思い出した。彼らはマッカ聖殿に入って、自分たちの土地に雨が降るよう祈った。ムルシド・イブン・サアドは彼らに言った。「アッラーはあなたがたの祈りで雨を降らせはしない。しかし、あなたがたの預言者に従い、アッラーにすぎるなら、水を与えられるであろう。」

それで、ムアーウィヤは言った。「ムルシドを閉じ込め、我々と一緒にマッカに行かないようにしましょう。彼はフードの宗教に従い、我々の宗教を棄てたのだ。」

カイルは祈って言った。「神よ、かつてあなたがアード族に雨をもたらしたように、雨を恵み給え。」すると、アッラーは、白雲、赤雲、黒雲の三つの雲を出現させた。しばらくすると天から彼に呼びかける声があった。「おお、カイルよ、汝と汝の民のために一つの雲を選べ。」カイルは答えた。「私は黒雲を選びました。この雲は雨を最も沢山降らせるでしょうか。」この黒雲はアードの地では、アル・ムギースと呼んでいたワーディーに出現した。アード族の人々は、この黒雲を見て喜んだ。人々は、これぞ我々に雨をもたらす雲だと叫んだ。ところが、その雲から出てきたのは惨害をもたらす風であった。暴風は7夜8日にわたって吹き荒れ、それで彼らは滅亡した。フードと彼と共にいた信仰者は難を逃れた。一部の者はマッカに行き、亡くなるまでアッラーを信仰した。この滅亡の後、フードはハドラマウトに行き亡くなるまで住んだ。フードはその地の東に埋葬された。フードはクルアーンの中では、7回登場する。高壁章 65 節、フード章 50,53,58,60,89 節、詩人たち章 124 節である。

クルアーンの中の暴風（リーフ）の表現について：

1. リーフ・アキーム（暴風）：「また、アードにも（印があった）。**われ**が惨害をもたらす風を彼らに送った時を思い起こせ。それはかれらを襲って、凡てを壊滅し廃墟のようにして、何も残さなかった。」（51 章 撒き散らす章 41～42 節） アキームとは、不毛である、何も生み出さないの意味。存在物をすべて吹き飛ばし、その後には何も残らない状態にする暴風。
2. リーフ・サルサル（荒れ狂う風）：「**われ**は災厄の打ち続く日に、かれらに対し荒れ狂う風を送った。」（54 章 月章 19 節） サルサルとは、猛烈な音をだす風、冷たい突風の意味。ここでは、すさまじい音をだす風の意味。
3. リーフ・サルサル・アーティヤ（唸り狂う風）：「また、アードは唸り狂う風によって滅ぼされた。7夜8日にわたり、かれらに対し絶え間なく（嵐が）襲い、それで朽ちたナツメヤシの木のように、（凡ての）民がそこに倒れてい

るのを、あなたは見たであろう。それであなたは、かれらの中、誰が残っている者を見るのか。」(69章 真実章 6～8節) 前述のサルサルにアーティヤ(度を越えたの意味)が付加されたもの。たとえようのない猛烈な風の意味。

4. サイカ(落雷):「あなたがたに、アードとサムードの(被った)落雷のような災難を警告する。」(41章 フッスィラ(解明)章 13節) 耳をつんざくような風音から雷鳴を意味する。

生活規範:

1. 伝道において、預言者が苦難に耐えることの重要性。アッラーのみを信仰し、他に並べることなきように、また、アッラーの他に偶像を崇拜しないように民たちに伝道することは預言者たちにとって厳しいことである。フードは彼の民たちに、唯一アッラーを信仰するよう伝道し、また、彼らにアッラーの恩恵と、地上での能力を授けられ、身体を強靱にし、また長身を高められたことを想起させた。イブン・アッバースによると、彼らの中で長身の者は100腕丈あり、多くの者は60腕丈あったという。

2. アード族は頑固さのため、希望を碎き、彼らの預言者の伝道を否定した。預言者への侮辱や脅迫は、彼らの虚栄と身体的強さによるものである。それで、彼らに懲罰が下されることになった。

3. 預言者は彼の民族と同じ慣習を持ち、同族の人種であり、民族の一員でもある。しかし、親族の中で中心であり、高貴な出身であり、一族に栄誉を与え、倫理道徳を高める者である。これらは全て預言者フードに当てはまるものである。

4. 拒絶と不当と専横の結末は崩壊や破壊である。アッラーはアード族がアッラーの印を認めず、背信と無信仰であったので、荒れ狂う風を送った。

5. アッラーはフードと信仰者の集団を助けた。彼らの信仰に相応しい慈悲であった。アードの民は、暴風で根絶させられた。

4. [預言者サーリフの物語 73 節～ 79 節]

本文 73. (われは) また、サムードの民にその同胞サーリフを (遣わした)。かれは言った。「わたしの人がとよ、アッラーに仕えなさい。あなたがたには、かれの外に神はないのである。今主から証があなたがたに下った。このアッラーの雌ラクダが、あなたがたへの印である。それでこれをアッラーの大地に放牧して食べさせなさい。そしてあなたがたが痛ましい懲罰に遭わないよう、それに害を加えてはならない。74. またかれは、アードの民の後をあなたがたに継がせ、その地に安住させられた時のことを思いなさい。あなたがたは平地に宮殿を設け、また (岩) 山に家を彫りこんだ。だからアッラーの御恵みを心に銘じて、悪を慎み、地上を乱してはならない。」75. その民の中の高慢な長老たちは、力がないと思われるに信仰する者たちに言った。「あなたがたはサーリフが、主から遣わされたことを知っているのか。」かれらは (答えて) 言った。「わたしたちは、かれが遣わされた者であることを本当に信じます。」76. 高慢な者たちは言った。「わたしたちは、あなたがたが信じるものを認めない。」77. そこでかれらは、かの雌ラクダの膝の腱を切って不具にし、(屠畜し) かれらの主の命令を傲慢無礼にも無視して、かれらは言った。「サーリフよ、もしあなたが (本当に) 使徒であるならば、ふりかかってくると言っているものを、わたしたちに齎せ。」78. そこで大地震がかれらを襲い、翌朝かれらはその家の中に平伏していた。79. それで (サーリフは) かれらから去って言った。「わたしの人がとよ、確かにわたしは主の御告げを宣傳伝え、またあなたがたに助言をした。だがあなたがたは誠実な助言者を喜ばない。」

語の説明：

73 節 - [サムード]: アラブの部族。ヒジャーズ (アラビア半島の西、紅海側) のタブーク付近) からシャーム (シリア地方) に住んでいた。サムード族の祖父の名前: サムード・イブン・アーミル・イブン・イラム・イブン・サム・イブン・ヌーフ。

73節－[サーリフ]：サムードの預言者。

73節－[証が]：奇跡が。

74節－[(岩) 山に家を彫りこんだ]：岩山を彫り家を作った。

歴史的意義：

サムードの名。サムード・イブン・アースル・イブン・イラム・イブン・ヌーフ。サムードはアーイズの息子ジャディーシュの兄弟である。彼らはいずれもアラブの部族であり、イブラーヒーム以前の者たちである。サーリフの属するサムードはアードの後になる。居住地域はヒジュルと呼ばれる、ヒジャーズとシャームの間のアル・カラー渓谷付近であった。現在、マダーイン・サーリハとして残っている。

ハディースから：

アッラーの使徒は、ヒジュラ暦9年にタブークに行かれた時、サムードの居住地域を通られた。アル・イマーム・アフマドは、イブン・ウマルがこう言ったと伝えている。「アッラーの使徒がタブークへ遠征中、サムードの建物の近くのアル・ヒジュルに野営したとき、かつてサムードの民が飲んでいて井戸の水を汲み、その水で粉を捏ねた。そこで、預言者はその井戸から汲んだ水を捨て、捏ねた粉をラクダに与えてから、牡ラクダが飲んでいて井戸の水を汲むよう命じた。そして、罰を受けた民族の住まいに入ることを禁じられた。また、こう言われた。「私は、あなたがたに彼らが受けたような災いが降りかかることを恐れる。」アフマドは、またイブン・ウマルがこう言ったと伝えている。アッラーの使徒がアル・ヒジュルを通りかかったとき、「これら罰を受けた者たちの住まいに入ってはならない。さもないと、あなた方は彼らを襲ったような災いに襲われよう。」

サムード族はヌーフの民族と同様、アッラーの他に別の神を並び立て、偶像を崇拝していた。アッラーは彼らに沢山の恩恵を与えた。そして、彼らのもとに預言者サーリフを遣わした。彼らのために訓戒とアッラーの恩恵を思い出させ、アッラーのほかは何者も並び立てない唯一信仰を説かせた。

それで、部族の中の弱者たちは信じ、指導者や長老たちは信じようとしな

かった。さらに、反抗し高慢で背信の徒となり、預言者を嫌悪した。「わたしたちの間でかれだけに啓示が下されたのですか。いや、かれは大嘘付きです。」(54 章 月章 25 節) 高慢な者が力の無い弱い者たちに言った。「あなたがたはサーリフが、主から遣わされたことを知っているのか。」弱い者たちは答えた。「わたしたちは、かれが遣わされた者であることを本当に信じます。」(7 章 高壁章 75 節) 高慢な者たちは言った。「わたしたちは、あなたがたが信じるものを認めない。」(7 章 高壁章 76 節)

高慢な者たちは、証明となる印を要求した。サーリフは言った。「ここに一頭の雌ラクダがいます。」「それにも水飲み日があり、またあなたがたにも、(それぞれ) 決められた水飲み日があります。」(26 章詩人たち章 155 節)「本当にわれは、かれらを試みるため雌ラクダを送るであろう。あなたは耐え忍びかれらを見守れ。そしてかれらにラクダと水を分配し、順番に飲むよう伝えなさい。」(54 章 月章 27～28 節) 順番を守れば、それぞれが水をのむことができ、ラクダの乳を飲むことが出来、乳が尽きることもない。

サーリフは、彼らに悪に触れて、それを地上に撒き散らしてはならないように命じた。サーリフは、部族の者たちにアッラーの恩恵を想うよう精一杯努力した。そして墮落して地上で悪を行うことを禁じた。しかし、彼らは信仰に対し高慢な態度をとり、主の命令を無視した。「そこでかれらは、かの雌ラクダの膝の腱を切って不具にし、(屠畜し) かれらの主の命令を傲慢無礼にも無視した。彼らは言った。『サーリフよ、もしあなたが(本当に) 使徒であるならば、ふりかかってくると言っているものを、わたしたちに齎せ。』」(7 章 高壁章 77 節)「だがかれらは仲間を呼び寄せ、その男は(剣を) 手にとると膝の腱を切ってしまった。」(54 章 月章 29 節) それでサーリフは言った。「3 日の間あなたがたの家で(生を) 楽しめ。」(11 章 フード章 65 節)「確かにわたしは主の御告げを宣べ伝え、またあなたがたに助言をした。だがあなたがたは誠実な助言者を喜ばない。」(7 章 高壁章 79 節) それで、大地を震わす懲罰が下された。「そこで大地震がかれらを襲い、翌朝かれらはその家の中に平伏していた。」(7 章 高壁章 78 節)「その時のわが懲罰と戒めとがどうであったか。本当にわれ

は、かれらに向かって（耳をつんざく）一声を下すと、かれらは家畜の囲いに使われる枯れ株のようになった。」（54 章 月章 30～31 節）「あなた以前にも、われが遣わした使徒には、等しく、『われの外に神はない、だからわれに仕えよ。』と啓示した。」（21 章 預言者章 25 節）、「本当にわれは、各々の民に一人の使徒を遣わして『アッラーに仕え、邪神を避けなさい』と（命じた）。」（16 章 蜜蜂章 36 節）

アッラーはサーリフと彼に従って信じた者たちを懲罰から救い出した。彼らはパレスチナ方面に入った。そこは肥沃な地だった。ウルースイーによると、救われたのは 120 人で、それに対し、滅亡したのは 5 千の家族だった。「サムードの人びとは、主を信じなかった。サムードよ（アッラーの慈悲から）追放されよ。」（11 章 フード章 68 節）

サーリフの名前はクルアーンの中で 9 回言及されている。高壁章（73,75,77）、フード章（61,62,66,89）詩人たち章（142）、蟻章（45）などである。

生活規範：

サムードはアードと同じく純粹のアラブ族である。アッラーは預言者サーリフを彼らの所へ遣わした。サーリフは、彼らの系図の中心であり、高貴の生まれである。サーリフは彼らの若者にもアッラーに従順であるよう伝道を行った。しかし、少数の弱い者たちを除き彼に従わなかった。高慢な者たちは、「われわれはサーリフがもたらしたのと同じ背信者である。」と言った。

アッラーズイーは、こう述べている。「これらの章句は弱く貧しい者は金持ちに勝ることを説明している。というのは、高慢な者は多くの富と高い地位を得る。そして、弱者が富や地位を得ることはごくわずかである。即ち、多くの富と高い地位は、背信、拒絶、否認、不信をもたらす。少ない富と低い地位は、信仰、信頼、従順をもたらす。それゆえ、弱く貧しい者は金持ちに勝るのである。」

5. [預言者ルートの物語 80 節～84 節]

本文 80. また（われは）ルートを（遣わした）、かれはその民に言った。「あ

なたがたは、あなたがた以前のどの世でも、誰も行わなかった淫らなことをするの⁸¹。あなたがたは、情欲のため女でなくて男に赴く。いやあなたがたは、途方もない人びとである。」⁸²。かれの民は、只（互いに）こう言うだけであった。「かれらを、あなたがたの村から追い出せ。かれらは本当に清純ぶった人たちである。」⁸³。こうしてわれは、かれ（ルート）の妻を除き、かれとその家族を救った。かの女は後の方になった遅れた者の仲間であった⁸⁴。われはかれらの上に、（瓦礫の）雨を降らせた。見なさい。罪に耽る者の最後がどんなものであったかを。

語の説明：

80 節－ [ルート]： ルートはイブン・ハールーン・イブン・アーザルである。彼はイブラーヒームの兄弟の息子である。彼は、イラク南部の東、バビロンと呼ばれた地に生まれた。

80 節－ [淫らなこと]： 男色

82 節－ [かれらを、あなたがたの村から]： ルートと彼に従う者たちを。

83 節－ [遅れた者の仲間]： 懲罰の中に残った者たち。

解説：

預言者物語第4話はルートとストゥームの住人たちの物語である。預言者の忠告に反対しアッラーの命令に背き懲罰を受けた際に、ルートが彼らを助け出す話である。

歴史的意義：

ルートは、ターリフの息子イブラーヒームの兄弟であるハールーンの息子であった。イブラーヒームに従ってイラクからシャーム（シリア、パレスチナ地方）に移住した。ルートはヨルダン東部のストゥームに住んだ。「ルートはかれ（イブラーヒーム）を信じた。かれは言った。『わたしは主（の御許）に移り住もう。』（29章 蜘蛛章 26 節）「本当にあなたがたは、男性に近付き、また公道で強盗を働く。またあなたがたの集りで、忌まわしい事をしている。』（29章 蜘蛛章 29 節）

男色に対する処罰について、イスラーム法学者の見解：

1. アブー・ハニーファ。「男色は懲戒刑(タアズィール)に相当する。成人者(ムフサン)も未成年者も同様である。」

2. 多数の学者(マーリク、シャーフィー、ハンバリー)たち。「男色はハッド刑(クルアーンに明記されている刑)となる。」理由はクルアーンにおいて不道德な行為を厳しく咎めているからである。姦通罪(ハッド刑)が適用となる。

マーリクとハンバリー：男色は既婚者も独身者も石打ちの刑となる。預言者の言葉。「誰でも男色行為を見た者は、行為者も対象者も殺しなさい。」(他の記載では、「上の者と下の者」と表現されている。)(アブー・ダーウード、アッ・ティルミズィー、アッニサーイーによる伝承)

シャーフィー：男色は既婚者の場合は姦通罪が適用され、独身者の場合は鞭打ち刑となる。

6. [預言者シュアイブの物語 85 節～ 87 節]

本文 85. (われは) また、マドヤンの民に、その同胞のシュアイブを (遣わした)。かれは言った。「わたしの人びとよ、アッラーに仕えなさい。あなたがたにはかれの外に神はないのである。今、主からの証が、あなたがたに下ったのだ。だからきちんと寸法をとり、目方を量り、人を誤魔化してはならない。また秩序が定められた後、地上で悪を行ってはならない。もしあなたがたが信者であるならば、これはあなたがたのために最も良いことである。86. あなたがたは、(旅人を脅かすために) どの路上でも待伏せしてはならない。また信じる者をアッラーの道から妨げたり、曲げ (ようと) し てはならない。またあなたがたは少数であったが、かれが (如何に) 数多くなされたか进行を思いなさい。また悪を行つたものの最後がどうであったかを見なさい。87. それからもしあなたがたの中に、わたしの遣わされた使命を信じる一団と、それを信じない一団とがある時は、アッラーがわたしたちの間を裁かれるまで待ちなさい。本当にか

れは裁決に最も優れた御方であられる。」

語の説明：

85 節－[マドヤン]：マドヤンはアラブ族でヨルダンの東にあるマーアンに住んでいた。彼らはイブラーヒームの息子マドヤンの子孫である。彼らはアッラーを信じないで天使を崇拜していた。人々は升目と量りを誤魔化していた。

85 節－[シュアイブ]：シュアイブの名前はイブン・ミーカーイール・イブン・ヤシュジャルである。

歴史的意義：

預言者物語の第5話は、シュアイブとマドヤンの人々の話である。彼はアラブの預言者の一人である。クルアーンには、11 回言及されている。高壁章 85,88,92 (2 回) 節、フード章 84,87,91,94 節、詩人たち章 177 節、蜘蛛章 36 節。

シュアイブはムーサーより以前の時代の人物である。クルアーンによる根拠。「それからかれらの後に、われはムーサーを、わが印を携えて、フィリアウンとその長老たちに遣わした。」(7 章 高壁章 103 節)

マドヤンの民は寸法や量りを不正に操作していたので、シュアイブは彼らに、それを正すよう注意し、アッラーの懲罰がくることを警告した。しかし、彼らは道端に座り、通りすぎる者に、「シュアイブは嘘つきで、あなた方の宗教に何の魅力もない。」と言いふらした。「あなたがたがもしシュアイブに従うならば、きっと失敗者になるでしょう。」(7 章 高壁章 90 節)

彼らは、シュアイブの伝道をやめさせようと試みた。また、彼を軽蔑し危害を加えようとした。「かれらは言った。『シュアイブよ、あなたの言うことをまるで理解出来ない。またわたしたちは、本当にあなたは頼りにならないと思う。あなたの同族（のこと）を考えなかったならば、わたしたちはきっとあなたを石撃ちにしたであろう。あなたはわたしたちの間では無力なのである。』」(11 章 フード章 91 節)

シュアイブは、アッラー以外の崇拜を禁じ、寸法と計量を公正にするよう命じた。しかし、「かれらは言った。『シュアイブよ、あなたの祈るところのものは、

わたしたちの祖先が崇拝したものを捨てるようにあなたに命じたのか。また自分の財産に関し、望み通りに処理してはならないのか。本当にあなたは、親切に正しい道に導く者なのか。』」(11章 フード章 87節)

彼らは、不信心に固執し、言論も素行も改めないで、アッラーはマドヤン族をサムード族のように地震で滅ぼした。「だがかれらはかれを嘘付き呼ばわりした。それで大地震がかれらを襲い、翌朝かれらは家の中に平伏していた。」(29章 蜘蛛章 37節)「するとかれらは言った。『あなたは憑かれた者に過ぎません。あなたはわたしたちと同じ一人の人間に過ぎません。どう考えてもあなたは虚言の徒です。』」(26章 詩人たち章 185～186節)

「だがかれらはかれを嘘付きであるとした。それであるの陰惨な日の懲罰がかれらを襲った。それは本当に厳しい懲罰の日であった。」(26章 詩人たち章 189節)

解説：

シュアイブがマドヤンの人々に説いた5つの事柄。

1. アッラーを崇拝することを命じ、アッラー以外のものを崇拝することを禁じた。「わたしの人びとよ、アッラーに仕えなさい。あなたがたにはかれの外に神はないのである。」(7章 高壁章 85節) これは根本原理であり、すべての預言者のシャリーアの教えである。また、すべての使徒が呼びかけたことである。

2. 預言者の主張。「今、主からの証が、あなたがたに下ったのだ。」(7章 高壁章 85節) アブー・フライラは預言者がこう言われたと伝えている。「どの預言者も、人々が信ずるような徴を与えられた。私に与えられたものは、アッラーが下された啓示であり、復活の日、私は最も多くの人々に従われる者になりたい。」(ブハーリーとムスリムによる伝承)

3. 寸法と目方を公正に行う。計量を少なくしますことの禁止。「だから、きちんと寸法をとり、目方を量り、」(7章 高壁章 85節)。シュアイブは、マドヤンの人々が墮落して、寸法と目方を少なくすることに喜々とするのを改めさせようとした。

4. 不正に財産を得るために、人をだますことの禁止。「人を誤魔化してはならない。」(7 章 高壁章 85 節) 商いなどでの不正行為を禁止。

5. 腐敗行為の禁止。「また秩序が定められた後、地上で悪を行ってはならない。」(7 章高壁章 85 節)、秩序とはアッラーの使徒が派遣された後のこと。

生活規範：

預言者たちが果たそうとしたこと。預言者たちは、誠実な言葉と証拠を示して、人々にアッラーへの信仰を説いた。それから、腐敗と墮落した行為を禁じた。そして、人類に対するアッラーの恩恵を想起させ、アッラーの命じることに従順であるよう説いた。また、マドヤンの人々に不正行為への反省と忠告を促し、万有の主アッラーの最終の裁きを待つよう呼びかけた。アッラーの裁きは真理であり、公正でとりこぼしがない。

人々に、タウヒード（アッラーの唯一性）と預言者への信頼を説くこと、これが、シュアイブの行おうとしたことであり、また各民族に遣わされた預言者の行動である。

アッラーは信仰に対し二つの裁き方を示される。一つはアッラーの使徒に啓示するもの。「本当にアッラーは、御好みになられたことを定められる。」(5 章 食卓章 1 節) もう一つは、現世または来世で示されるものである。「あなたに啓示されたものに従い、アッラーが裁かれるまで耐え忍べ。かれは裁決に最も優れた御方であられる。」(10 章 ユーヌス章 109 節) これらの目的の一つは、命令と過剰な欲望の禁止で、次に恐れを持たせるためである。「われが信仰して善行に勤しむ者と、地上で悪を行う者と同じに扱うことがあろうか。」(38 章 サード章 28 節)

第4回タフスィール研究会報告 クルアーン第7章高壁章 第88節～129節

有見次郎

日 時 平成23年10月22日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

テーマ

- 1－シュアイブとその民の話のつづき。長老たちの会話、地震による戒め
- 2－共同体を崩壊する以前のアッラーの慣習。威圧と猶予
- 3－善を増やす信仰への奮起。いつでも懲罰の下る不信でいることの恐ろしさ
- 4－村の人びとのはなしの教訓
- 5－ムーサーとフィルアウンと長老たちのはなし
- 6－魔術師たちの万世の主への信仰
- 7－魔術師たちへのフィルアウンの脅し
- 8－ムーサーによる民への忠告

1. シュアイブとその民の話のつづき。長老たちの会話、地震による戒め

88節 かれの民の中の高慢な長老たちは言った。「シュアイブよ、私たちは、あなたもあなたと一緒に信仰する者たちも、この町から追放するであろう。さもなければ、わたしたちの宗教に帰るべきである。」かれは言った。「仮令私たちが（それを）忌み嫌っていてもなのですか。

89節 アッラーが、わたしたちをあなたがたの宗教から救助された後、もしわたしたちが（それに）戻ったならば、アッラーに対し嘘を捏造したことになるてしまいます。またわたしたちの主、アッラーが御好みにならな

いならば、それに戻ってくることはわたしたちには不可能です。本当に主は、凡ての事物をその御知識に包容なされます。わたしたちはアッラーを信頼申し上げます。主よ、真理によって、わたしたちと人々の間を裁いて下さい。本当にあなたは裁決に最も優れたお方であられます。」

90 節 またその民のうちの不信者の長老たちは言った。「あなたがたもしシュアイブに従うならば、きっと失敗者になるでしょう。」

91 節 それで大地震がかれらを襲いかれらはその家の中に平伏していた。

92 節 シュアイブを嘘つきと呼んだ者は、そこに住んでなかったようであった。誠にシュアイブを拒否した者たち、かれらは失敗者であった。

93 節 それでかれはその民を去って言った。「人びとよ、本当にわたしは御告げを確実にあなたがたに伝え、また助言をしたのである。信仰しない人びとのために、どうしてわたしの心を痛めようか。」

説明：

イブンカスィールの注釈書によると、詩人たちの章の中のシュアイブとその民について、海岸とマドヤンの町の間に暮らす森の民マドヤンの民に遣わされた時のこと。マドヤンへの戒めは、激しい揺れを伴う叫びが襲った。森の民への懲罰は、太陽のキラキラとした光から雲の日陰に逃れた民たちに、灼熱の熱風が火となり降り注ぎ凡てを焼き尽くした。そして空から叫び声があり、大地がかれらの足元から激しく揺れた。かれらの体は恐ろしさから凍りついた。

不信者たちは、現世と来世において失敗者となった。一方、シュアイブに従った民については、11 フード章 94 - 95 に、「わが命令が下った時、われの慈悲によってシュアイブとかれと共に信仰した者たちは救われた。だが不義を行った者たちには一声（懲罰）が襲い、翌朝かれらはその家の中に、俯していた、」「かれらは、まるでそこに住んでいなかったかのようであった。丁度サムードが滅びたようにマドヤンは滅びた。」

ハラールを食する者には勝利が齎され、不正に財を貪る不信者には破壊と崩壊そして破滅が齎される。

まとめ：

預言者シュアイブによるかれの民への説得の一つは、不正に財を貪ることを正すことであった。長老たちが、2つの選択を迫った。「町から追放されるか」それとも「わたしたちの宗教に帰るべきである」シュアイブはかれらの望みに反してこれを拒否し、かれらの宗教に戻ることはなかった。

「アッラーが御好みにならないならば、それに戻ってくることはわたしたちには不可能です。」戻ることは、不信者になることを意味しているため、アッラーが不信者になることを望むのか？という意見に、ムウタズィラ派は、アッラーは善きこと以外には望まない。これは例外であり、アッラーが望むか否かに関して、これには確たる明言がないとしている。「本当に主は、凡ての事物をその御知識に包容なされます。」

「WASIA」について、完了形は現在と未来の知識そして存在しない知識などあらゆる事物を肯定する意味を持つ。

長老たちの言う「あなたがたがもしシュアイブに従うならば、きっと失敗者になるでしょう。」に従うならば不信と不正により人びとを惑わせ唆せることになる。

かれらを襲った揺れとは、凄まじい一声を伴う激しい地震であり預言者のメッセージを拒否したための懲罰である。一方、信者は救われた。これは惑星や自然現象ではなく創造主が選択した出来事である。シュアイブの他の民に例を見ない大奇跡なのである。

2. 共同体を崩壊する以前のアッラーの慣習。威圧と猶予

94 節 われは一つの町に、預言者を遣わす度に、謙虚になるように、何時も不幸と受難でその民を襲った。

95 節 それからわれが災厄に替えて幸運を授け、裕福になると、かれらは言う。「わたしたちの祖先も、確かに災難と幸福にあったのです。」それでわれはかれらが気付かない時に、突然懲罰を加えた。

説明：

アッラーの遣わした預言者への虚偽に対し復讐するアッラーのスナが示される。それらは段階を追って貧困や病などの災いなどを経て、やがて裕福な暮らしや緩やかな生活を送らせる。誰も気付かないうちに突然懲罰を下す。これはクライシュ族への警告のため預言者ムハンマドに信仰へのメッセージを託したものの。

「災厄に替えて幸運を授け、裕福になる」とは、厳しさから緩やかに貧困から裕福へと変えること。

まとめ：

アッラーは人びとが様々な事象から正しい姿に気付き、そして生活を正すために忍耐と猶予を伴って人びとに与えることをいつも慣例としている。

「われは試練のために凶事と吉事であなたがたを試みる。」21 預言者章 35

「われは繁栄と逆境でかれらを試みた」7 高壁章 168

ムウタズィラ派の見解：凡ての者に信仰と服従を望んでいる。

スナ派の見解：村の民が信仰に近づくよう計らっている。

3. 善を増やす信仰への奮起。いつでも懲罰の下る不信でいることの恐ろしさ

96 節 これらの町や村の人びとが信仰して主を畏れたならば、われは天と地の祝福の扉を、かれらのためにきつと開いたであろう。だがかれらは（真理を）偽りであるとしたので、われはかれらの行なったことに対して懲罰を加えた。

97 節 町や村の人びとは。深夜かれらが眠っている間に訪れるわが激怒に対して、安心出来るのであろうか。

98 節 また町や村の人びとは、昼間かれらが戯れている間に訪れるわが激怒に対して、安心出来るのであろうか。

99 節 かれらはアッラーの計画に対して安心出来るのであろうか。アッラーの計画に対して安心出来るというのは、失敗する（運命にある）者だけである。

100 節 その（滅び去った）住民の後、その地を継いだ者たちにとって、すなわちわれがもし望むならば、自らの罪によって滅ぼすことも出来る。またわれはかれらの心に封印して、聞く耳を持たなくしてしまうことも出来るということは。

説明：

人びとにアッラーを信仰することを知らせている章句で使徒を嘘つき扱いすると、いつでも懲罰が下るとの警告で前節を確認する章句となっている。

まとめ：

この章句は信者にとっては願っていること、不信者にとっては恐れを含んでいる。

- (1) 信者にとって望ましきこととは、冗長ながらアッラーからの善き物事と祝福である。それらは、空からは雨、風の恩恵であり、大地からは植物、木の実、鉱物、宝、多くの家畜、治安と安全を享受すること、導きによる靈感、解明への思考、ゆとりと安らぎ。
- (2) 不信者の恐れとは、かれらを戒める警告であり多くの共同体や村や町の人びとに破壊を齎す懲罰。かれらの許へ送られた使徒たちを嘘つき呼ばわりしたり迫害したためである。
- (3) アッラーのスナは不信者に明らかにされなかったわけではない。アッラーのスナは変わらない。かれら以前の民が力強く、財力も子供にも恵まれていたかれらにも懲罰を下したように、人びとが悪行や罪を犯すためである。もし心から受け入れていたなら懲罰によって破滅に追いやられることはなかった。しかしかれらは説教を理解しそれを反映させず聞き入れもしなかった。

ムウタズィラ派の見解：不信者の心底には信仰のかけらもない。天使たちはその印を知っている。

4. 村の人びとのはなしの教訓

101 節 これらは、われがある消息に就いて、あなたに述べた町や村である。

使徒たちは、証をかれらに齎した。だがかれらは以前に拒否したので、信じようとはしなかったのである。このようにアッラーは、不信者の心を封じられる。

102 節 われはかれらの大部分の者に、契約を（忠実に）果たす者を見いだすことが出来ない。

説明：

5つの村の民へ（ヌーフ、フード、サーリフ、ルート、シュアイブ）たち預言者が遣わされ、不信者が破滅し信者が救われたはなし。かれら預言者の呼びかけに人びとは従い、悪に対し耐え忍ぶことが明かされる。これまでに多くの民に遣わされた預言者たちの話と同様のことである。これらの村はアラブ民族の暮らすところであり、マッカの住民も出来事を伝え聞いていたことだろう。

「本当にわれは各々の民に一人の使徒を遣わして『アッラーに仕え邪神を避けなさい』と命じた。」16 蜜蜂章 36

それでもかれらは本性（フィトラ）に反して使徒たちを拒否したのである。

「あなたがた以前にも、われが遣わした使徒には、等しく、『われの外に神はない、だからわれに仕えよ。』と啓示した。」21 預言者章 25

まとめ：

使徒が遣わされた前と後

不信者たちは、真理の叡智と確かな事実に基づく確信があるにも拘わらず強情なのである。これらはアッラーが破壊した村々の話の中で言及されてきた。それはヌーフ、アード、ルート、フード、シュアイブの村々のことである。

自身の立場を守る決意、決断が強すぎ名誉を保つ余地がない。したがって不信の要因は、主から人々に要求される従属の領域を逸脱するのである。アッラーはかれらの信じるこころを閉じてしまうとされる。

5. ムーサーとフィルアウンと長老たちのはなし

103 節 それからかれらの後に、われはムーサーを、わが印を携えて、フィルアウンとその長老たちに遣わした、だがかれらはそれを拒否した。それで虚偽を行なう者の最後が、どんなものであるかを見なさい。

104 節 ムーサーは言った。「フィルアウンよ、わたしは万有の主から遣わされた使徒である。

105 節 わたしは当然のことながらアッラーに就いて真理の外何も言わない。わたしはあなたがたに、主からの明証を齎したのである。だからイスラエルの子孫を、わたしと一緒に行かせなさい。」

106 節 (フィルアウンは) 言った。「もしあなたが印を齎し、あなたの言葉が真実なら、初めに(それを)現せ。」

107 節 そこでかれは自分の杖を投げた。見なさい。それは明らかに蛇であった。

108 節 またかれはその手を伸ばした。見なさい。それは誰の目にも白かった。

109 節 フィルアウンの民の長老たちは言った。「これは老練な魔術師だ。

110 節 かれは、この国土からあなたがたを追い出そうと望んでいる。さてあなたがたの主張はどうか。」

111 節 かれらはフィルアウンに言った。「かれとその兄弟をしばらく退かせ、召集者を、諸都市に遣わして、

112 節 老練な魔術師をあなたの所に全員呼び出しては。」

113 節 そこで魔術師たちはフィルアウンの許に来ていった。「わたしたちが勝ったならば、きっとわたしたちに報奨があるでしょう。」

114 節 かれは言った。「そうだ。(その上) わたしはあなたがたを必ず側近にするであろう。」

115 節 かれらは言った。「ムーサーよ。あなたが投げろのか、それともわたし

たちが（先に）投げるのか。」

116 節 かれ（ムーサー）は言った。「あなたがたが（先に）投げなさい。」そこでかれらは投げて人びとの目を惑わし、彼らを恐れさせ、大魔術を演出した。

説明：

本章では第6番目の預言者の話が伝えられている。他の預言者の話の中では述べられなかった事柄が明らかとなっている。ムーサーの奇跡は、以前の預言者たちに例を見ない強力なものとなっている。またムーサーは民の愚かさにおいて極まっていたフィルアウンの民に遣わされた。以前の預言者たちが自らの民族に遣わされていたのとは異なり、ムーサーは自らの民ではなく異民族に送られている。

ムーサーはクルアーンの中で130回以上登場している。その誕生から不思議な多くのストーリーが展開している。エジプトの王フィルアウンはイスラエール部族の女性たちを生かしておき子供たちを殺害した。彼の母は彼を箱に入れ、ナイル川に流した。やがてアッラーは母と姉妹の元へ彼の授乳のために戻した（20ターハー章、28物語章参照）。

エジプト人を殺したことでヘブライ人に助けを求めエジプトを脱出したムーサーは、マドヤンの地に辿り着いた（28物語章15－21節、20ターハー章40節）。そして聖なるタワーの谷で10年を過ごす。やがてムーサーはアッラーのメッセージを携え兄のハールーンと共にエジプトのフィルアウンへアッラーの主性を布教するため赴く。

高壁章104－105「フィルアウンよ、わたしは万有の主から遣わされた使徒である。わたしは当然のことながらアッラーについて真理の外何も言わない。わたしはあなたがたに、主からの明証を齎したのである。だからイスラエルの子孫を、わたしと一緒に行かせなさい。」詩人たち章17－22。

2つの奇跡：フィルアウンの前で杖が蛇に、手が白くなる奇跡を現した（高壁章106－126、ユースス章75－89、ターハー章57－76、詩人たち章29－35）。

フィルアウンへの9つの懲罰：旱魃、富の減少、人命の損失、不毛、洪水、バッタ、シラミ、蛙、血（高壁章135－136）。フィルアウンの一味を紅海に溺れさせたのは、次回講義の高壁章136－137に。

やがてムーサーは、約束の地聖なるパレスティナに入りエジプトを出てからムーサーが死に至るまで40年を過ごす。そこはヨルダン川が流れるヨルダン西部の辺りの地域。

啓示の下されたトゥール山に登ったことは、27の章で語られている。またシナイ山での啓示の様子などは2牝牛章参照。

兄のハールーンはハウル山で死亡、ムーサーが埋葬、ムーサーは赤い砂丘に埋葬されたとのこと。

ムーサーの物語の法的有効性：

- ①ムーサーが乳児のときアッラーは殺害から救った。母親はかれをナイル川に流し、アッラーは母親の許へかれを授乳のためにもどした。これはアッラーがかれを保護し母親に慈悲をかけた。
- ②ムーサーはフィルアウンの城で育てられた。これは信者として預言者として最初の試練であった。
- ③ムーサーのヒジュラまたはエジプトからの脱出は、遠い町からやってきたシュアイブの縁者の助言による。またアッラーはムーサーを預言者としていた。
- ④アッラーの保護を受けフィルアウンの許を訪れたムーサーに「ムーサーよ、わたしはあなたを憑かれた者であると思う。」「あなたはこれら（印）を、証拠として下された方が、天と地の主に外ならないことを知っています。フィルアウンよ、本当にあなたは破滅する運命にあるとわたしは考えます。」17夜の旅章101－102
- ⑤アッラーの成功は試練の後に齎される。「フィルアウンの一族の中で、密かに信仰している一人の信者が言った。『あなたがたの主から明証を齎し《わたしの主はアッラーである》と言っただけのために人一人を殺そうとするのですか。』」40ガーフィル章28。この男は殉教したとのことである。

⑥心に信仰心が溢れ出るとき、目の前のあらゆる困難は易きことになる。フィ
ルアウンや権力者に気配りせずムーサーの主への信仰をとること。

⑦忍耐は成功の鍵である。「よく耐え忍んだために、イスラエルの子孫の上
に、あなたの主の善い言葉が全うされた。」7 高壁章 137

まとめ：

- (1) フィルアウンとその一味は啓示が齎されたにもかかわらず不正を行なった
ことに対し 103 節の啓示となった。結果として海で溺れさせられた。
- (2) 104 節は神の存在を証明する明文となっている。なぜなら世界は神の存在
と創造が必要である。
- (3) 105 節は、預言者はアッラーから齎された真理以外は語らないこと。
- (4) 106 節フィルアウンはムーサーに奇跡を目の前で現せと要求したため、
105 - 106 節の杖が蛇に、手が白くなる奇跡が齎された。アッラーから遣
わされた使徒が携えたメッセージであることを信用させるためであった。
- (5) 不信者は不正を犯すこと。フィルアウンやその一味はこの奇跡を信用しな
かった。重臣たちは協議してムーサーを魔術師であるとしてエジプト中の
魔術師を呼び集め、ムーサーと競わせることにした。王国中の魔術師が集
められた。その数 70 人とも 73 人とも言われる。当時は多くの魔術師がい
たとされている。
- (6) 当時奇跡は魔術と思われていた。またキリストの治癒の奇跡もムハンマド
のクルアーンの奇跡も当時の人びととほとんど変わらない状況であった。
- (7) 奇跡と魔術：国中から集まった魔術師たちの中にはロープの職人や催眠術
師などがいた。奇跡は、預言者の手から現れた奇跡であり、魔術は信仰の
ない者の手によるまやかしである。

6. 魔術師たちの万世の主への信仰

117 節 その時われはムーサーに、「あなたの杖を投げなさい。」と啓示した。

すると見よ。それはかれらのまやかしものを(皆)呑み込んでしまった。

118 節 こうして真理が現れ、かれらの行なったことは虚しくなり、

119 節 かれらは打ち負かされ、縮み上がってしまった。

120 節 魔術師たちは身を投げ出してサジダし、

121 節 言った。「私たちは万世の主を信仰します。

122 節 ムーサーとハールーンの主を。」

説明：

ムーサーの右手にあった杖の奇跡を目の当たりにした魔術師たちは、真理と虚偽を分断する預言者として、ムーサーが遣わされたことを知った。アッラーが投げることを命じた杖は大蛇になったためである。これを見た魔術師たちは、魔術などではないと実感し、身を投げ出しサジダした（119 - 120 節）。奇跡は太陽が昇るように誰の目にもはっきりと現れたのである。

まとめ：

威力並びなきアッラーが存在し、その力が現された章句である。真理と虚偽を分断するお方が、ムーサーに比類なき奇跡を齎したのである。ところが人間とは厄介なもので、立場から抵抗する者がいる。フィルアウンとその一味である。明らかに負けを見せ付けられてもなお抵抗し続けて、ますます不信感を強め不正を働くのである。

一方、魔術師たちや知識ある者たちは、ムーサーの行動が単なる魔術ではなく神祕レベルの奇跡であることを理解した。そのため神に従う者の姿として平伏、跪拝し不信者から信者になったのである。なぜなら魔術師たちは、魔術の知識に長けていて技も種類も知り尽くしていたのである。

「魔術師たちは身を投げ出してサジダ」とは、かれらが身を投げ出すことなど万世の主アッラー以外には出来ない。至高なるお方がかれらの心を信仰に傾けたとされる。

「ムーサーとハールーンの主を」ムーサーを養っていたフィルアウンではなく、対象は創造主を意味している。「私たちは万世の主を信仰します。」と、か

れらはフィルアウンに言っている。つまりかつてはフィルアウンの許で不信者であったことに気付いたのである。

7. 魔術師たちへのフィルアウンの脅し

123 節 フィルアウンは言った。「あなたがたはわたしが許さないうちにかれを信仰するのか。確かにこれはあなたがたの町で企んだ陰謀で、この民を追い出そうとするのだ。だがあなたがたはやがて知るであろう。

124 節 わたしはあなたがたの手と足を、必ず互い違いに切断し、それから皆を十字架にかけるであろう。」

125 節 かれらは言った。「本当にわたしたちは、主の許に帰されるのです。

126 節 だがあなたがたは、主の印がわたしたちの許に来て、わたしたちが単にそれを信仰するというだけで、わたしたちに報復されるのですか。主よ、わたしたちに忍耐を与え、ムスリムとして死なせてください。」

説明：

フィルアウンの怒りは次のようにも伝えられている。「本当にかれはあなたがたに魔術を教えたあなたがたの頭目であろう。あなたがたの両手と両足を互い違いに切断して、ナツメヤシの幹に磔にするであろう。」20 ターハー章 71

これに対し魔術師は、「われわれは殺害されることを気にしない。また死ぬこととも思わない。なぜならわれわれはアッラーの御許に帰り行く者だからである。来世において報償がある。切断と磔を受けよう、わが身をアッラーの懲罰から避けたいからだ。アッラーの懲罰はあなたの懲罰より厳しいからだ。」

「かれらは言った。『構いません。わたしたちは、主の許に帰るだけですから。わたしたちの願いは、只主が、わたしたちの数々の過ちを許され、わたしたちが信者の先がけになることです。』26 詩人たち章 50 - 51

「かれら（魔術師たち）は言った。『わたしたちは、わたしたちに示された明白な印、またわたしたちを創造なされたかれ以上に、あなたを重んじることは不可能です。それであなたの決定されることを実施して下さい。だがあなた

は現世の生活においてだけ、判決なさるにすぎません。本当にわたしたちが主を信仰するのは、わたしたちの過ちの許しを請い、またあなたが無理強いでした魔術に対して、御許しを請うためであります。アッラーは至善にして永久に生きられる方であられます。』罪人として主の御許に来る者には、本当に地獄がある。その中でかれは死もなく生もない。だが、多くの善行をして、信者としてかれの許に来た者には高い位階を与える。」ターハー章 72 - 75

イブンカスィールは、イブンアッバースらのハディースを引用して、「魔術は午後の初めに行なわれ、殉教者は午後の終わりに出た」としている。

まとめ：

フィルアウンは壊滅的敗北から逃れようと奔走した。人びとは強大なムーサーの預言者としての立場を知らされたのであるが。

2つの疑問

- ①ラズビーに拠れば：「確かにこれはあなたがたの町で企んだ陰謀」7 - 123 この節は人びとがムーサーの信仰に従ってしまったことを意味し、ムーサーの奇跡の威力による証明だけではなく、人びとがかれを預言者として認め共謀したとしている。
- ②その町のフィルアウンの民たちが陰謀を企てたとの憶測は、王国の分裂、民の信じる満足感の喪失を危惧した王は、証拠隠滅のため重臣たちを集めた。詐欺、隠蔽工作を魔術師たちに働かため、イスラーム以前におこなわれていた手足を互い違いに切断し磔の重罰を科すと脅した。

8. ムーサーによる民への忠告

127 節 フィルアウンの民の長老たちは言った。「(王様よ) あなたはムーサーとその民が国内を乱し、あなたとあなたの神々を捨てるのを放っておくのですか」かれは言った。「わたしたちはかれらの男児を殺して、女児を生かしておこう。わたしたちはかれらに対して、権威を持っている」

128 節 ムーサーはその民に言った。「アッラーのお助けを祈り、耐え忍べ。本

当に大地はアッラーのものである。かれは御好みになるしもべたちに、これを継がせられる。最後は（主に対し）義務を果たす者に、帰するのである。」

129節 かれは言った。「わたしたちは、あなた（ムーサー）がやって来る以前も、またやって来てから後も迫害を被った。」かれは言った。「これは主が、あなたがたの敵を滅ぼし、あなたがたにこの地を継がせ、どのようにあなたがたが行うかをご覧になるであろう。」

説明：

フィルアウンと重臣たちは、ムーサーとその民に対して迫害や、反感をあらわにした。127節、重臣の中からは、フィルアウンに「あなたはムーサーとその民をほっておくのですか」と問いがあった。「わたしたちはかれらの男児を殺して、女兒を生かしておこう。」イスラエール部族の者たちは、これを聞き、恐れた。ムーサーは「アッラーだけに救いを求めなさい。悲しんではならない。耐えなさい。耐えることは信者の武器であり、成功の鍵である。大地はアッラーのものであり、信者の望む者に継がせられることを知りなさい。善い結果はアッラーを畏れた者にあることを知りなさい。」と忠告した。

ムーサーと民の対話は、フィルアウンを恐れるあまり功を奏しなかった。ムーサーの生まれる前、そして使徒としてやってくる前、フィルアウンはわれわれの子供を殺し、わたしたちに危害を加え、そして今日また過去と同じことが繰り返された、と言って恐れていた。そこでムーサーは、民にアッラーの善きことが齎され、フィルアウンは滅ぼされ、信者に大地が継承されることを強調した。

一方、フィルアウンの心の状態は、40章26に見て取れる。「フィルアウンは言った。『ムーサーを殺すことは、わたしに任せなさい。そしてかれの主祈せなさい。かれがあなたがたの宗教を変えて、国内に災厄を引き起こしはしないかと、わたしは心配でなりません。』」

ちなみに古代エジプト史において、エジプト人たちは太陽神ラーをはじめ多く

の神々を持っていた。

まとめ：

過去、現在、未来において、強者と弱者の立場に大きな隔たりはない。権力を持った者は、その権力と力を拠り所として恐怖や憎悪を撒き散らし、警告、脅迫を告知する。このようにフィルアウンの重臣たちはムーサーとイスラエルの民を扱った。

一方、ムーサーに従った弱者は、アッラーを頼る以外に何もなく、拠り所となっていた。そしてかれらはアッラーからの救済と支持を、ひたすら忍耐することでも求めている。アッラーへの信仰がかれらの試練を耐えさせたのである。

ムーサーの2つの朗報：

- ①アッラーの救済とアッラーからの試練に耐えること。
- ②「(主に対し) 義務を果たす者に、帰する」フィルアウン後のエジプトの土地所有権の継承

これらは、アッラーを現世においてまた来世においても恐れる者に与えられる。現世においては敵対者に対し成功と勝利を、また来世においては、至福の園が与えられる。だが民は、権力者の仕返しを恐れていた。

第5回タフスィール研究会報告 クルアーン第7章高壁章 第130節～154節

徳 増 公 明

日 時 平成23年11月26日

場 所 拓殖大学文京キャンパス

今回の内容について：

前回に引き続き預言者ムーサーの物語である。預言者として使命感に燃え奮闘するムーサーとフィルアウンやイスラエルの子孫の間にあった不信任感、抗争等が述べられている。マッカ後期の啓示である。

テーマ：

- 1－フィルアウン一族に対する現世での懲罰とその9つの印（130節～133節）
- 2－フィルアウンの懲罰を避けるためのムーサーのもとへの避難、契約違反、フィルアウンとその民の沈溺（134節～136節）
- 3－フィルアウン後のイスラエルの子孫の遺産、エジプトとシリアの土地（137節）
- 4－イスラエルの子孫がアッラーからの恩恵を拒否（138節～141節）
- 5－ムーサーの主との会話、アッラーからの語りかけ、アッラーの姿を見たい要望、トーラー（旧約聖書）の啓示（142節～145節）
- 6－偉大な神の明証（教え）の理解における高慢者と不信心者の高慢な振る舞いに対する懲罰（146節～147節）
- 7－サーミリーの仔牛神格化物語（148節～149節）
- 8－仔牛を神にしたハールーンに対するイーサーの激怒（150節～151節）
- 9－仔牛を神にした者たちの代償と罪の悔悟の受け入れ（152節～153節）
- 10－仔牛を神とした最後の物語（154節）

1 フィルアウン一族に対する現世での懲罰とその9つの印（130節～133節）

130節 われはフィルアウンの一族を、連年飢饉と、収穫の減少で襲った。恐らくかれらは訓戒を受け入れるであろう。

131節 だがかれらは良いことが来れば、「これはわたしたちにとって当然です。」と言い、悪いことが臨めば、ムーサーとかれと共にいる人びとが齎す不幸だとする。聞け。かれらの凶運は、アッラーの定められるものの。だがかれらの多くは理解しない。

132節 かれらは言った。「あなたがどんな印を齎してわたしを魅惑しようとしても、わたしは決してあなたを信じません。」

133節 そこでわれはかれらに対し、様々な明証として洪水やバッタやシラミ、カエルや血などを送った。だがかれらは高慢な態度を続け、罪深い民であった。

説明：

ここはムーサーとフィルアウンについての8番目の物語である。

アッラーがフィルアウンと彼の民に下した報酬、懲罰、印についてである。前節129節で述べられているようにムーサーがフィルアウンと彼の民に対して懲罰が下ることを伝えた後、そのいくつかの懲罰について啓示が下されている。

アッラーは夜の旅章で「本当にわれはムーサーに9つの明証を授けた。」（17章101節）と述べられた。ここではそのうち7つが述べられていて、後の2つはユーヌス章で「ムーサーは申し上げた。『主よ、本当にあなたはフィルアウンとその首長たちに、現世の生活の栄華裕福を御授けになりました。主よ、かれらがあなたの道から迷い出てしまいますように。主よ、かれらの富を滅ぼされ、かれらの心を頑固にしてください。それ故、痛ましい懲罰が下るまで、かれらは信じないでしょう。』」（10章88節）とあるように後の2つの明証とは

かれらの富を減らすこと、かれらの心を頑固にすることである。

法学者バイダーウイはフィルアウンへの懲罰の印についてムーサーがイスラエルの子孫へ次のものを送っていると言う。①杖②手③バツタ④シラミ⑤カエル⑥血⑦岩からの噴水⑧海割れ⑨山の噴火、また別の学者は後の3つについて⑦洪水⑧連年飢饉⑨収穫の減少を上げている。

実際には、海割れはこれらの印の後の出来事である。水による岩の流れはフィルアウンが崩壊してからの出来事である。従ってこの二つはフィルアウンに対するものではない。杖と手はムーサーの奇跡であり懲罰の印となるものではない。ワハバトズハイリー師は①連年飢饉②財産の減少③意気消沈④収穫の減少⑤洪水⑥バツタ⑦シラミ⑧カエル⑨血を印として上げる。意気消沈はよく旱魃、収穫の減少、洪水の発生時に起きるものである。

アッラーが農作物の減少による長年の飢えや収穫の減少によりフィルアウン一族を試された。そして「恐らくかれらは訓戒を受け入れるであろう。」の啓示が下った。この試練は、かれらが、かれらの不信仰やアッラーの印に対する虚偽やイスラエルの子孫に対する悪行を止め、訓戒を受け入れ、アッラーを信仰し、ムーサーの布教に応えるためである。

アッラーはフィルアウン一族の横柄と不正が災難を増加させたことを明示した。だがかれらは、豊作で収入が増え果実と家畜が増え、これは自分たちの労働と知恵と優秀さによるものと言う。そして旱魃や飢饉がやってくるとこれはムーサーたちが齎したものであると言う。またムーサーたちがアッラーからの恵みに対して感謝することを無視したためであると言う。婦人章は預言者の権利について述べている。「かれらは幸福にあえば、『これはアッラーの御許からだ。』と言い、また災難にあえば、『これはあなた（ムハンマド）からだ。』と言う。言ってやるがいい。『一切はアッラーの御許からである。』」（4章 78 節）

かれらに齎される良いことも悪いこともすべてアッラーの御意志によるものである。多くの人は森羅万象を動かしているアッラーの英知について知らない。また原因とのその元になっているものとの因果関係についても知らない。すべてのことが宿命で動いていることも。

アッラーはかれらの不信仰と虚偽と罪に対して罰せられた。まずかれらに洪水を送った。農場や果樹園を破壊する豪雨である。そしてかれらにイナゴを送られた。イナゴは農作物と果実をすべて食べつくした。それから家屋の門や屋根、衣服等あらゆるものを食べた。しかしイスラエルの子孫の家には入らなかったで、かれらはムーサーのところに避難した。このような状態が一週間続き、ムーサーが外に出てかれの杖で東方と西方を示すとイナゴはやってきた方向へ戻って行った。

それから一ヶ月過ぎた。するとシラミがかれらを襲った。そしてバツタが残したものを食べた。地上のものを食い尽くした。小さなハエや蚤まで。シラミは刺したり、血を吸ったりすることでも知られている。それからアッラーはかれらに血を送った。彼らの水を血に変えてしまった。かれらが川や井戸から水を飲もうとしたら新鮮な血が入っていたので飲めなかった。

これらの印は明らかな確証であり、理解する者はこれらがアッラーから齎されたものであることに疑いを持たないであろう。このようなことはアッラー以外に誰ができると言えるだろうか。これらはかれらの不信仰に対する戒めと復讐である。

一方、フィルアウンとその民は強情で高慢でアッラーの信仰に対して尊大であった。

まとめ：

- 1) ここでの啓示は、原因とその元になるものとの結びつきについて明らかにしている。結果はアッラーの御意志によるものである。ひとびとが晒されている農作物の害や災難はかれらの行為による結果である。
- 2) この啓示は、かれらが強情さと不従順を止めて、アッラーに導かれ、信仰するようになるように、アッラーがこのような災難をかれらに齎したことを示している。このように酷い災難は人の心に訴え、これはアッラーによるものであることをかれらに知らしめるからである。
- 3) こうした試練の結果はかれらの罪によるものでムーサーやかれの民によるものではない。しかしながら、かれらはそれを理解しようとしなない。

「あなたがたが海上で災難にあうと、かれ以外にあなたがたが祈るものは見捨てて。だがかれが陸に救って下さると、あなたがたは背き去る。人間はいつも恩を忘れる。」(17 章 67 節)「またアードにも印があった。われが惨害を齎す風をかれらに送った時を思い起せ。」(51 章 41 節)

4) 飢饉と収穫の減少は他の懲罰にくらべて罪が軽い。かれらが訓戒を受けられるように徐々に懲罰を重くしたがかれらは一層不信仰と悪行を深めていった。

2ーフィルアウンの懲罰を避けるためのムーサーのもとへの避難、契約違反、フィルアウンとその民の沈溺 (134 節～136 節)

134 節 災厄がかれらに下る度に、かれらは言った。「ムーサーよ、わたしたちのためにあなたと約束されたというあなたの主に祈ってくれ。あなたがもしわたしたちからこの災厄を除くならば、わたしたちはきっとあなたを信じ、イスラエルの子孫をあなたと一緒に、きっと帰らせるであらう。」

135 節 だが、定められた期限になって、われがかれらの災厄を除く度に、見なさい。彼等はその約束を破る。

136 節 それでわれはかれらへの報いとして、かれらを海に溺れさせた。これはかれらがわが啓示を拒否し、それを軽視したためである。

説明：

ここはムーサーとフィルアウンについての9番目の物語である。

フィルアウンの人たちに厳しい懲罰が下った時、その恐れにかれらは耐えがなくなり、ムーサーのところへやって来て、かれの主にかれらにこのような懲罰が下らないように祈ることを、お願いした。そしてもしこの災厄を除くことができたなら、われわれはあなたの言うことを信じ、あなたの主から下されたものを信じると、ムーサーに誓った。そしてイスラエルの子孫と一緒にあなたを約束の地、パレスチナへ送ると言った。アッラーは、かれらから災厄を除いた

が、一定の期間が過ぎたが時、また災厄を与え、かれらを滅ぼした。かれらが約束を守らなかったからである。言い伝えによると、かれらは洪水、バッタ、シラミ、カエル、血が混じった水といった災厄のひとつに遭遇して一週間過ごした後、ムーサーにこれらを除くためにアッラーへの祈りを頼み、アッラーへの信仰を約束したが、その約束を破ったと言われている。

かれらは、かれらに下ったアッラーの啓示を信じないため、現世と来世の罰についても留意せず、啓示を無視する。

アッラーはかれらの中で、不信仰者を沈め、信仰を秘めていた信仰者を救った。ムーサーのために分割した海にかれらを苦痛の内に沈めた。ムーサーとかれと一緒にいたイスラエルの子孫はこの海を渡ることができた。その直後にフィルアウンとかれの兵士たちがやってきたが海の真ん中に来た時、アッラーはかれらを海で覆い最後の一人まで沈めてしまった。アッラーの啓示を信じず、無視したためである。

まとめ：

- 1) フィルアウンは困難や苦悩に会ったとき、人間の天性の信仰の呼びかけで、ムーサーのもとに避難の救いを求めた。このような人間の天性は災難の時に避難するところはアッラー以外に見つからない。
- 2) フィルアウンの人たちの特徴として、再三契約を破る、そして自分たちの利益のために限られた時間を過ごす。
- 3) フィルアウンの民への懲罰はかれらを沈めてかれらを根絶するものであった。
- 4) 啓示をよく見て、その下った理由と結果について考察する必要がある。考察しないかれらを非難する。また因習も非難される。

3ーフィルアウン後のイスラエルの子孫の遺産、エジプトとシリアの土地 (137 節)

137 節 かれは無力とされていた民に、われが祝福した東と西の各地を継がせた。よく耐え忍んだために、イスラエルの子孫の上に、あなたの主

の善い言葉が全うされた。そしてわれはフィルアウンとその民がうち建てたもの、また築造していたものを破壊した。

説明：

ここはムーサーとフィルアウンについての10番目の物語である。

アッラーはイスラエルの子孫に土地を継がせた。それはかれらの子孫が殺害されたり、苦しめられたり、労働させられたり、人頭税を取られたりする弱者の立場にいたからである。その土地は肥沃で、収穫が増え、果実がよく実り、豊富な水の川があるアッラーから祝福されたものである。これはアッラーが以前に約束したものである。

「われは、この国で虐げられている者たちに情けを懸けたいと思い、かれらを信仰の指導者となし、この国の後継ぎにしようとした。そしてこの国にかれらの地歩を確立させて、フィルアウンとハーマーンの軍勢に、かれらが警戒していたことを目の当たりに示そうとした。」(28章5、6節)

東西の土地とは祝福されたフィルアウン支配下にあったシリアとエジプトの土地である。「あなたの主の善い言葉が全うされた」とは、フィルアウンの迫害と厳しさに忍耐したイスラエルの子孫に対して、アッラーの善い言葉が与えられ、成就したこと。ムーサーはイスラエルの子孫に命じた。「ムーサーはその民に言った。『アッラーの御助けを祈り、耐え忍べ。』」(7章128節)このように忍耐は幸せの鍵である。

「アッラーの善い言葉」とは「われは、この国で虐げられている者たちに情けを懸けたいと思い、かれらを信仰の指導者となし、この国の後継ぎにしようとした。」(28章5節)を意味する。

一方、アッラーはフィルアウンとその民が作った建物や農地、家屋、高い城を破壊された。

まとめ：

1) ここの啓示は信仰者と不信仰者との比較と報酬・補償について述べられている。アッラーは懲罰としてフィルアウンの民を海に沈めて破滅させたが、信

仰者には後を継がせ、土地・家屋など善いものを与えた。

2) アッラーはフィルアウンとその民の迫害からムーサーやハールーンやイスラエルの子孫を救った。かれらが海を渡った時、ムーサーが自分の杖で海を叩くと異常な奇跡が起きた。「その時、われはムーサーに啓示した。『あなたの杖で海を打て。』するとそれは分かれたが、それぞれの割れた部分は巨大な山のようであった。」(26 章 63 節)

3) このようにムーサーとハールーンは専横者フィルアウンと立ち向かった。フィルアウンは地上で最大の国の国王であり、エジプトの民は数世紀に亘りフィルアウンの奴隷にされていた。しかし、いかなる超大国の国王でも真理の力の前にはかなわない。心からの確信に満ちた強い信仰に対して、頻繁に起きる悪の力は何もすることができない。

4) ムーサーとハールーンはアッラーの敵に対して反抗したが、かれらの民は弱い者であった。エジプトのフィルアウンは権力をもち、沢山の財産、兵隊、家来を持っていた。しかしながらアッラーは弱者が勝利し、強者が消えていく配慮をされた。「誠にその(印)中には、炯眼な者への教訓がある。」(3 章 13 節)「本当にこの中には心ある者、また耳を傾ける者、注視する者への教訓がある。」(50 章 37 節)

4ーイスラエルの子孫がアッラーからの恩恵を拒否 (138 節～141 節)

138 節 われはイスラエルの子孫に海を渡らせたが、かれらはある偶像に仕えているある民族のところに来た。かれらは言った。「ムーサーよ、かれらが持っている神々のような一柱の神を、わたしたちに置いてくれ」。かれは言った。「本当にあなたがたは無知の民である。

139 節 本当にこれらのものが奉じているものは滅び、またかれらの行うことも無益である。」

140 節 かれは言った。「わたしはあなたがたのため、アッラーの外に神を求めようか。かれは諸民族の上に、あなたがたを優遇されているではない

か。」

141 節 われがフィルアウンの一族から、あなたがたを救った時を思いなさい。

かれらはあなたがたを悪い刑罰で悩ましていた。かれらはあなたがたの男児を殺し、女兒を生かして置いた。本当にその中には、あなたの主からの、重大な試練があったのである。

説明：

アッラーはフィルアウンとその民の計略からイスラエルの子孫を救った。アッラーがムーサーに海を杖で打つように命じると海は二つに割れ、その割れは大きな山のようになり、かれらは船に乗らずそこを歩いて安全に海を渡った。しかしフィルアウンとその一族が割れた海の真ん中に来て、かれらに追いつこうとした時、アッラーはかれらを海で覆い沈没させた。このことについてクルアーンで述べている。「その時、われはムーサーに啓示した。『あなたの杖で海を打て。』するとそれは分かれたが、それぞれの割れた部分は巨大な山のようであった。われはまた、外の群れをそこに誘き込んだ。そしてわれはムーサーそしてかれと共にいた人びとを凡て救った。だが他の者たちを、溺れさせた。本当にこの中には、ひとつの印がある。だがかれらの多くは信じない。」(26章 63 節～67 節)

イスラエルの子孫が海を渡った後、かれらはアッラーの印とアッラーの偉大さを見た。またフィルアウンとその軍隊が破滅したのを目撃した。またアッラーはかれらを特別に救済し、守ってくれた。しかしながらかれらは大変な無知で、迷走し、アッラーからの恵みを拒否し、ムーサーに偶像の神を要求した。それはかれらが偶像を崇拜し、賛美し、熱中していたエジプト人のまねをしたかったからである。かれらはムーサーが呼びかけた唯一神の意味を理解できなかった。

ムーサーはかれらに言った。「このような像の崇拜は、何の益を齎さず、あなたたちを破滅させ、それどころかあなたたちは罰を受けることになる。」

「われはかれら（不信心な者たち）の行ったことに報いて、それを塵のように

まき散らすであろう。」(25章23節)

「本当にこれらのものが奉じているもの」とは偶像崇拜者であり、この崇拜は消えうせるもので、地上の偶像崇拜の時代の終焉を告げている。そしてムーサーは言った。「天地創造者であり、あなたがたに恵みを与える以外の神を崇拜することをわたしがあなたがたに頼むとでも思っているのか？アッラーはあなたがたのために一神教の世界となる時代を齎し、真理へ導き、イブラーヒームの宗教を再興するという特別な恩恵を授けたではないか。アッラーはあなたがたに奴隷のような立場から地上を支配するという優遇特権を与え、フィルアウンの迫害やあなたがたの女兒を生かし、男児を殺害したり、強制労働等の災難から救ったではないか。」

「われがフィルアウンの一族から、あなたがたを救った時を思い出しなさい。」とはその時を思い出し、アッラーに感謝しなさいの意。

まとめ：

- 1) イスラエルの子孫はかれらを導くための唯一神について無知であったので、アッラーの信仰に近づくために、ムーサーにかれらのために偶像や像を置くように要求した。これはまさにかつての偶像崇拜に似たものであった。「だがかれを差し置いて他に保護者を求める者は、『わたしたちが神々に仕えるのは只わたしたちがアッラーの御側に近づくためである。』と言う。」(39章3節)
- 2) 他の神を要求することは大変な無知である、信仰に値する偉大な崇拜者は肉体、生命、力、頭脳、そして有益なものを創造することができるが、それができないものは神ではない。
- 3) 偶像崇拜は減び、消えていくものである。知性的にも理性的にも矛盾する地上の偶像崇拜の時代は終わった。
- 4) ムーサーはイスラエルの子孫の要望について4つのことを批判している。
 - 1－本当にかれらは無知の民である。「本当にあなたがたは無知の民である。」
 - 2－本当にこれらのものを崇拜している者は損害と破壊で滅びる。「本当にこれらのものが奉じているものは減び」
 - 3－かれらの行うことは現世でも信仰でも無益である。「またかれらの行うこ

とも無益である。」

4－ムーサーのかれらの無知の驚き。「わたしがあなたがたのため、アッラーの外に神を求めようか。かれは諸民族の上に、あなたがたを優遇されているではないか。」イスラエルの子孫がアッラーの恩恵を否定することは知られている。アッラーはかれらの時代に、かれらを特別優遇していた。それはアッラーからの賜物であった。どうしてアッラー以外の神の信仰に傾くのだろうか。

アッラーはかれらには貧困や弱者から力と高貴な地位とする恩恵を与えた。また奴隷扱いや植民地下の者、服従する者から地上の権威者、支配者、後継者にした。男児を殺害し、女兒を生かすフィルアウンの悪行からもかれらを救った。

5－ムーサーの主との会話、アッラーからの語りかけ、アッラーの姿を見たい要望、トーラー（旧約聖書）の啓示（142 節～145 節）

142 節 またわれはムーサーに律法を授ける期間として 30 夜を約束したが、更に 10 夜加えた。それで主が定められた期間は 40 夜となった。ムーサーは兄弟のハールーンに言った。「あなたはわたしに代わって人々を統治しなさい。正しく行動し、悪を行う者の道に従ってはならない。」

143 節 ムーサーがわれの約束した時に来て、主がかれに語りかけられた時、かれは申し上げた。「主よ、あなたに拝謁が出来るように、親しくわたしに姿を御現わし下さい。」かれは仰せられた。「あなたは決してわれを見ることは出来ない。だがあの山を見よ。もしそれが、相変わらずその所に安定しておれば、そこにあなたはわれを見るであろう。」主がその山に神の御光を現して山を粉みじんにすると、ムーサーはあまりにも恐ろしいので気絶して倒れた。意識が回復した時かれは言った。「あなたの栄光を讃えます。わたしは悔悟してあなたに帰依し、わたしは信仰する者の先駆けとなります。」

144 節 かれは仰せられた。「ムーサーよ、本当にわれは、わが啓示と言葉によってあなたを万人の上に選んだ。だからわれの授けたものをしっかりと

身に付け、感謝する者の一人となりなさい。」

145節 そしてわれは、かれのために一切の事物に関する訓戒と、凡てのことの解釈を、碑の上に記して言った。「これをしっかりと守れ。またあなたの人びとに、その中の最も優れた道をまもるよう命じなさい。われは主の掟に背く者の住まいを、やがてあなたがたに示すであろう。

説明：

アッラーはムーサーとの会話を30夜と約束した。そしてムーサーに齋戒を命じた。それはズルカアダ月（第11月）であった。それを終えるとムーサーは自分の口臭を嫌い、歯磨き用小枝で歯を磨いた。するとアッラーはズルヒッジャ月（第12月）の後10日間齋戒するように命じた。そして会う期間は40夜となった。ムーサーがアッラーに会うためにシナイ山へ行くことを望んだ時、兄のハールーンに言った。「わたしの留守中にひとびとについてわたしの代理人を頼みます。かれらがかれらの宗教的事柄を正しく行動し、不正と間違ったひとたちに従わないようにして下さい。」ハールーンはムーサーの援助者であった。「またわたしの家族の中から、援助者を御授け下さい。わたしの兄弟、ハールーンを、わたしに加勢し、わたしの仕事に協力するようにさせて下さい。」（20章29～32節）

ムーサーがアッラーに会うためにやって来た時、アッラーから律法が与えられた。主はムーサーに直接語りかけた。ムーサーとそこにいた70名の選民はそれを聞いた。ムーサーはアッラーの姿を拝謁することを望み、述べた。「あなた様の姿をお見せ下さい。」アッラーは言われた。「現世ではあなたは今も将来もわれを見ることはできない。現世では、人間はわれを見ることができないからである。」それからアッラーは言われた。「われを見ることはできないが、山を見よ。その山がその場所に安定して存在していれば、あなたはわれを見るであろう。」主がその山を現し、その山を粉微塵にすると恐ろしさでムーサーは倒れて気絶した。ムーサーは意識を取り戻すと言った。「あなた様を讃えます。誰も現世ではあなた様を見ることはできません。わたくしはその要望を後悔し、

悔悟しています。そして偉大で崇高なあなた様のイスラエルの時代の最初の信者になります。」

アッラーはムーサーの望みを叶えムーサーの立場を明確にして、言った。「ムーサーよ、あなたの時代のひとびとからあなたを選んだ。われとの会話でも、われの様々な啓示を与えることでもあなたを選んだ。われがあなたに与えたトーラーの律法を受けとれ。われのあなたへの特別な恩恵と選択に感謝する者の一人となれ。」

「だからわれの授けたものをしっかりと身に付け」とは、「われの授けたものと訓戒に従うという決意を持ち、誠実な意図を持ってそれを受け取り、あなたの民が善きことや命令されたことを実行し、禁止されたものを止めるように命じなさい」の意味。

「われは主の掟に背く者の住まいを、やがてあなたがたに示すであろう。」とは、「われの命令に背いたり、われへの崇拝をから脱出したりした者は懲罰を見るであろう。」との意味。

まとめ：

1) アッラーとの会話の約束を重要視し、アッラーはムーサーに30日の齋戒をしてから、アッラーに近づくように命じた。それから残りの10日間の齋戒にトーラーが下された。(ワハバトズハイリー師の意見)。多くの意見としては、ズルカアダ月(第11月)の一カ月間の齋戒を終えて、歯を磨き。その後アッラーがズルヒッジャ月(第12月)にあと10日間齋戒をするようにアッラーは命じた。

2) アッラーはムーサーに語りかけたが、アッラーの言葉について、多くの学者はそれは文字ではなく、声でもなく、ムーサーが直接聞いたものであると言う。

3) その場所にいた70人の選ばれた人たちもアッラーの言葉を聞いた。かれらの特別な参加の目的はムーサーの民にそこで起きたことを伝えるためである。ムーサーへのアッラーの語りかけは奇跡の一つである。

4) アッラーはこの会話の中で天上に書きとめられた板碑を下した。その中

には信仰の基本、道徳、礼儀、法律、許されたもの、禁止させたものを明確にした法規範等が含まれているトーラーが入っていた。

5) アッラーから法律が下り、これに従い、実行する決意を持たなければならない。その中には善いこと、改善すること、墮落することや墮落させることの禁止、新しい共同体をつくること等が入っている。

6) イスラエルの民は自分たちの律法が創設された時、誇りに思ったが、やがて虚栄心がかれらを墮落させた。かれらは自分たちが神から選ばれた民であると思い込み、不義を犯し、不正を働いた。アッラーはバビロンにかれらを支配させ、かれらの主権を排除した。かれらは一時、反省したが、また墮落した。それからキリスト教徒がかれらを支配し、打ち負かし、離散させた。同様にムスリムが主の聖典クルアーンに背き、無視した時、アッラーはムスリムの敵にムスリムを支配させた。

7) アッラーの姿を見ることについて、ムウタズィラ派はこの啓示「あなたは決してわれを見ることはできない。」と啓示「視覚ではかれを捉えることはできない。」(6章103節)を根拠に、現世でも来世でもアッラーを見ることはできないとする。一方、スンナ派はいくつかのハディースから来世では見える可能性があるとする。ジャリールからアハマド、アルシャイハーン、四学派が伝えるハディースによると「預言者は言われた。『あなた方はこの月を見るようにあなた方の主を見るであろうが、其の保証はない。』」一方、この啓示「あなたは決してわれを見ることはできない。」は見るができる可能性があることを示している。なぜならもし見る事が不可能ならば、われは見えないと言うだろう。アッラーは見えることと見る事が可能なことと関連づけている。それは不動の山である。存在するものと関連づけることは可能性があることである。ムーサーは見ることを質問した。見えないものについて質問はしない。もしアッラーを見せることがアッラーにとって不可能ならば、何故ムーサーはアッラーに質問したのか。

「主がその山に神の御光を現して山を粉みじんにする」これはアッラーの起こした目に見えたもの、この光景は人間には出来ないものである。アッラーの

印を現した意図はその山にいる人たちにさせるためである。

6－偉大な神の明証（教え）の理解における高慢者と不信心者の高慢な振る舞いに対する懲罰（146 節～147 節）

146 節 また地上で正義を無視し、高慢である者に就いては、われが啓示から背き去らせるであろう。それでもかれらは、凡ての印を見てもこれを信じない。また公正な道を見ても、それを自分の道としない。そして邪悪な道を見れば、それこそ真の道であるとしている。これはかれらがわが印を拒否して、それを軽視しているためである。

147 節 わが印と、来世における会見を偽りであるとする者の行いは無効である。かれらが行ったこと以外に、何が報いられようか。

説明：

アッラーは高慢な心のある者には、アッラーに服従することを阻止した。また正義を無視し、人びとにたいして高慢な者にはアッラーの偉大さや律法の明証を理解することを阻止した。「それでかれらが常軌を踏みはずした時、アッラーはかれらの心を曲げられた。」（61 章 5 節）

この啓示は凡てのウンマ、個人に対するものである。たとえばフィルアウンとその民に対してアッラーはムーサーに下した印を理解させることを禁じた。かれらはいくつかの印を理解したが不義と高慢のため印を拒否した。「かれらは心の中ではそれを認めながら、不義と高慢さからこれを否認した。」（27 章 14 節）

これらの高慢者は次のような資質を持っている。

1) かれらは真実を示すどんな印も信じない。それゆえ印を理解し真実を受け入れる気のない者には印は意味のないものである。「本当に罪が深いために主の御言葉通りになった者は、信仰しないであろう。例え凡て印がかれらに齎されても、かれらが自分で痛ましい懲罰を見るまでは。」（10 章 96、97 節）

2) かれらはかれらに援助を齎す正しい導きや良識から遠のいている。これは

かれらの意図的な頑固さによるものである。またかれらの内の無知によるものである。

3) かれらはかれらに不義、墮落な道が現れるとかれらの欲望や悪の兆候で着飾ってその道へ急いで行く。そしてその結果に就いては言い訳をする。

これらの高慢者について要約してみると、アッラーはかれらを本来は不信仰者や墮落者に造られなかった。しかしかれらにかれらの行為を強制しなかった。したがって結果については、かれら自身の選択した行為で起きたことである。かれらは印を信用せず、欲望に侵され、過ちの道へ入ってしまう。また真理、正しい道、幸せと救済の行為を理解しようとししない。かれらの行く末についての啓示がある。「われは地獄のために、ジンと人間の多くを創った。かれらは心を持つがそれで悟らず、目はあるがそれで見ず、また耳はあるがそれで聞かない。かれらは家畜のようである。いやそれよりも迷っている。かれらは警告を軽視する者である。」(7章179節)

まとめ：

1) ここでは高慢者のアッラーに服従すること、他人に対することについて述べられている。かれらは最上の被造物だと言うがこれは「正義を無視し」とあるように、間違いである。かれらは高慢のため、預言者に従わず、かれの言うことを聴こうともしない。

2) アッラーの偉大さや法律や規範を示す印を、かれらの心に生まれつき備わっている思考で受け入れることができるが、アッラーはそれをかれらから排除した。そしてアッラーはかれらの愚かさ、かれらの欲望行為、かれらの真理に反する行為を放置した。

3) かれらは使徒に下った啓示を信用せず、来世の存在を否定し、すべての印を信じず、正道を放置し、不正と過ちの道に従った。

4) スンナ派は「われが啓示から背きさらせる」の意味を、アッラーがかれらに信仰を禁じ、阻止するとするが、ムウタズィラ派ではそのような意味ではない。背きさらせるの動詞が未来形になっているので、過去には不信仰であったかもしれないが、ここではアッラーの印への不信仰を意味せず、高慢と不信仰

に対する罰を意味する。なぜならばもし信仰を排除するなら他の啓示と矛盾する。「それでも、かれらが信じないのはどうした訳か。」(84 章 20 節)「一体訓戒から背き去るとは、かれらはどうしたのであろう。」(74 章 49 節)

5) アッラーからの報酬は行為の種類により、善い行為は樂園に行き、不信心で悪行は地獄へ行く。

7-サーミリーの仔牛神格化の物語 (148 節～149 節)

148 節 ムーサーの民は、かれの去った後、自分の装飾品で鳴き声の出る形だけの仔牛を造った。かれらはそれがものも言わず、また道案内も出来ないことが分らないのか。かれらはそれを神としてとり、不義を行った。

149 節 かれらは自分たちの過ちが分かり、酷く悔んだ時に言った。「本当に主が慈悲を施されず、またその御許しがなかったならば、わたしたちはきっと失敗者の仲間であった。」

説明：

これは仔牛崇拜物語の最初である。

イスラエルの子孫はムーサーがアッラーと約束したようにシナイ山へ行った後、サーミリーがコプトの装飾品で造った仔牛の形で声の出る像を崇拜した。この装飾品はアッラーがコプト人を沈めフィルアウンの民を破滅した後に、イスラエルの子孫の手に入ったものである。イスラエルの子孫はエジプト人やパレスチナ人が崇拜していたような神を置いて崇拜することについてムーサーに尋ねた。

アッラーはかれらが仔牛を神としていることについて、仔牛はかれらに話をしないし、善い方へ導かないし、幸せの道へ導かない、と答えている。「そこでかれ(サーミリー)はイスラエルの民のために、吼える仔牛の偶像を造った。そして言った。『これはあなたがたの神で、またムーサーの神です。かれは忘れたのです。』。それは、一言もかれらに答えず、またかれらに害もなく益もな

いことが分からないのであろうか。」(20章88、89節)

しかしながら、かれらは無知と盲目から真実を知ることができない。ムーサーが主と会話するためシナイ山へ来た時、アッラーがムーサーに伝えた。「かれは仰せられた。『本当にわれはあなたがたの去った後、あなたの民を試みたが、サーミリーがかれらを惑わせた。』」(20章85節)

ムーサーが戻るとイスラエルの子孫は自分たちのしたことを後悔した。仔牛の信仰が間違いであることが分かるとかれらはかれらの主に対して懺悔し、許しを乞うた。もしアッラーがかれらの懺悔と罪の御許しに慈悲をかけられなかったならば、かれらは失敗者になり、現世、来世の幸せを失ったであろう。

まとめ：

1) イスラエルの子孫は安定した状態に定着するのが難しい。もしこの不安定な状態がかれらにとって最も幸せであるならば、かれらは相矛盾した、当惑、喪失の中にいる民と言える。何をしてよいか分からず、不満と苦情が多く、アッラーからの恩恵に対しても讃美と感謝も少ない。

2) イスラエルの子孫の考え方は時々表面的には純粋でありながら、思想は伝統、因習に影響されている。たとえばかれらは偶像や像を崇拝し生活したエジプトの因習を望んでいた。

3) ムーサーは、仔牛を神としたいと思うかれらの願望と、装飾品を神とするサーミリーの賢明さを見つけた。しかしながらかれらは神としての仔牛の価値について何も考えなかった。そして自分たち自身を破滅に陥れてしまった。なぜならこの仔牛はかれらに話すことも、かれらを正しい道へ導くことも出来なかった。この仔牛は鉱物か無能な動物であり、神として相応しくなかった。かれらは自分たちの悪行に後悔、懺悔して、主の許しを願った。かれらはアッラーの許しがなかったら失敗者になっただろうことを確認した。

4) 話もできない、道案内の出来ないものが神になることは出来ない。神は命令し、禁ずることが出来るものでなければならない。話ができれば命令も禁止することも出来ない。仔牛は命令も禁止も出来ない。

8 一仔牛を神にしたハールーンに対するイーサーの激怒（150 節～151 節）

150 節 ムーサーはその民の許に帰った時、激怒して、悲しんで言った。「あなたがたが、わたしの不在中に行ったことは災いである。あなたがたは主の審判を催促するのか。」かれは板碑を投げ、かれの兄の頭の髪を掴んでぐっと引き寄せた。かれ（ハールーン）は言った。「わたしの母の子よ。本当に人びとはわたしを無力だとし、またわたしをほとんど殺さんばかりであった。だからわたしの手落ちに対し、敵を喜ばせないでくれ。またわたしを不義の人々と一緒に見なさないでくれ。」

151 節 かれ（ムーサー）は祈って言った。「主よ、わたしとわたしの兄を赦し、あなたの慈悲を浴させて下さい。本当にあなたは、慈悲深い者の中でも最も慈悲深い方です。」

説明：

仔牛崇拜物語の二回目である。

アッラーはムーサーがシナイ山にいた時、イスラエルの子孫の行動についてムーサーに知らせた。「かれは仰せられた。『本当にわれはあなたの去った後あなたの民を試みたが、サーミリーがかれらを惑わせた。』そこでムーサーは、怒り悲しんで民の許に帰り、言った。『わたしの人びとよ、あなたがたの主は善い約束をあなたがたに結ばれなかったのですか。あなたがたには余りに長い約束のように思われたのですか。それとも主からの御怒りがあなたがたに下ることを望んだのですか。だからわたしとの約束を違えたのですか。』」（20 章 85、86 節）

ムーサーはシナイ山からの帰路、大変な怒りと悲しみであった。ムーサーは自分の民に対して言った。「わたしが主と会話するためにシナイ山へ行った後、わたしの留守になんて悪いことをしてくれたのか。あなたがたは仔牛を崇拜し、サーミリーに従い、唯一神のアッラーへの信仰を放棄した。わたくしはあなたがたに唯一神の信仰をあなた方に明解に説明し、あなたがたはその信仰を心に

入れて、多神や偶像からあなたがたを清め、かつて牛の偶像に熱中していた民の過ちを警告したではないか。」

「あなたがたは主の審判を催促するのか。」ここではあなたがたは主との約束40夜を急がせ忍耐しなかったとの意味。かれらはムーサーが30夜で帰還しなかった時、死亡したと思った。サーミリーが仔牛をかれらに与えた時、ムーサーはもう戻らない、彼は死亡したと述べたと言われている。「そこでサーミリーは、イスラエルの民のために、吼える仔牛の偶像を造った。そして言った。『これはあなたがたの神で、またムーサーの神です。かれは忘れたのです。』(20章88節)

ムーサーは仔牛の話聞いた時、驚きと怒り、そして自分の宗教への情熱のあまり、手に持っていた板碑を投げつけた。ムーサーは酷い驚きで聡明さを失い、兄の頭髮を掴み前髪を自分に引き寄せた。ムーサーは、兄が代理職遂行が不十分であり、仔牛を崇拝する民を止められなかったことはかれの怠慢さからであると思った。「ムーサーは言った。『ハールーンよ、かれらが迷うのを見た時、何があなたの義務の履行を妨げたのですか。わたしに従わないのですか。わたしの命令に背くのですか。』」(20章92、93節)

ハールーンは答えて言った。「わたしの母の息子よ、わたしのアッラーに対する義務履行の怠慢さにそんなに非難し、厳しくしないで下さい。わたしはかれらを止めようとし、忠告もしたのですが、かれらはわたしの言葉に耳を傾けず、わたしを殺さんばかりであった。わたしの息子よ、かれらが喜ぶわたしの侮辱や不幸をわたしにしないで下さい。わたしに激怒しないで下さい。かれらの仲間と一緒にして懲罰を与えないで下さい。わたしが仔牛を崇拝するかれら集団の一員と信じないで下さい。」このようにハールーンがムーサーに哀願しながら言い訳をすると、ムーサーは言った。「主よ、兄に対して粗暴な言動をしたことを赦してください。またわたしの留守の任務代理中に、罪深いことをした民を諫めることができなかった兄を赦して下さい。」ハールーンの言い訳から、ハールーンに対しては、かれらが仔牛を神とした罪からの無実が判明した。ハールーンは民への忠告や戒めを怠らなかった。アッラーはかれを赦され

た。この点がハールーンはかれらのために仔牛を造ったと言うトーラの記述と異なっている。

まとめ：

1) 他人に対する対応、他人との摩擦について、人間の能力や本性は異なることが分かる。ムーサーのように厳しくて急がせる性格、真実に厳しく、行動に厳しい者、一方、ハールーンのように優しく、寛大な性格で民への戒めに努力を惜しまない者がいる。このように個人の本性は人間には支配できないものである。

2) 民がハールーンの忠告に耳を傾けず、彼を殺害しようとした。ムーサーは主からの知らせを聞いた時、事実を見た人から聞いた時のように怒らなかった。なぜならば主からの知らせは目で見たことではないからである。一般的に証人は不在者よりも強く苦痛等の影響を受けるからである。

3) ムーサーが板碑を投げたことについて、この原因はムーサーが実際に事実を確認し、驚き激怒したからで、かれの気持ちからではない。また板碑を壊す意図もなかった。

4) ムーサーがハールーンの頭を捉え、頭髮と顎鬚を引っ張ったことは預言者としての資質には問われない。なぜならばそれをしたのはハールーンを軽蔑、侮辱、軽視するためではなかった。かつてアラブ社会では男性が兄弟の顎鬚を掴むことは兄弟を尊敬し称える行為でもあった。しかしながらハールーンはイスラエルの子孫が兄弟を侮辱しているように思われないうにそのようなことはしなかった。ハールーンはムーサーより3歳年上であった。イスラエルの子孫は優しくったハールーンのほうが好きであった。ムーサーがこのような行動をとったのはハールーンがイスラエルの民の仔牛崇拜に心が傾いていると思ったからである。

5) ハールーンの言い訳で仔牛崇拜の疑惑は取れ、ムーサーはそれを受け入れて、自分と兄のためにアッラーに祈り御許しと慈悲を願った。激怒して板碑を投げた自分とイスラエルの子孫への戒めが不十分であったと思った兄への御許しと慈悲であった。

9－仔牛を神にした者たちの代償と罪の悔悟の受け入れ（152 節～153 節）

152 節 本当にこれら、仔牛を崇拝の対象とした者たちは主の激怒に触れて、この世の生活でも屈辱を受けるであろう。このようにわれは嘘いつわりを作り出す者に報いる。

153 節 しかし悪い行いをした者でも、その後に悔悟して信仰する者にたいしては、本当にあなたの主は寛容にして慈悲深くあられる。

説明：

ここの啓示は仔牛崇拝の三番目の話である。

ムーサーの留守中仔牛を神として崇拝し、仔牛を神格化しサーミリーのように仔牛を崇拝し続けたイスラエルの子孫は、かれらの主から厳しい罰を受けるであろう。このことは雌牛章にあるが、アッラーはお互いに戦い、殺し合うまで、かれらの罪は受け入れられないであろう。「その時ムーサーはその民に告げて言った。『わたしの民よ、本当にあなたがたは、仔牛を選んで、自らを罪に陥れた。だからあなたがたの創造の主の御許に悔悟して帰り、あなたがた自身を殺しなさい。そうしたら、創造の主の御目にも叶い、あなたがたのためにもよいであろう。』」こうしてかれは、あなたがたの悔悟を受け入れられた。本当にかれは、度々許される御方、慈悲深い御方であられる。」（2章54節）

またかれらには現世で屈辱、侮辱、貧困が与えられるであろう。「こうしてかれらは、屈辱と貧困にうちひしがれ、またアッラーの激怒を被った。それはかれらが、アッラーの印を拒否して信じないで、不当にも預言者たちを殺害したためである。」（2章61節）

現世でイスラエルの子孫の不正者に対して下ったこのような懲罰はいつの時代でもアッラーへの信仰を怠った民に与えられる。

クルアーンでは反対のことが述べられていることがよくある。不正者に対しての懲罰の後、悔悟者には希望の扉が開かれている。アッラーは人類にかれらの悔悟はどんな罪でも受け入れると導いている。たとえそれが不信仰、多信仰、

偽善、分裂抗争でも。

「しかし悪い行いをした者でも」の意味するところは悪行をしたり、不信仰や多神教などの宗教上の不正をした者でも懺悔して、それらを排除しアッラーの道へもどり信仰すればアッラーは御許しくださる。このことから悪行をした者はまず懺悔し、それからアッラーを崇拝し、アッラー以外に神はないことを信じる。ここでの啓示はすべての悪行は悔悟することによりアッラーからの許しを得られることを示している。これは罪人への大きな吉報である。

まとめ：

この二つの啓示は重要な二つの原則を包含している。

1) シャリーアが確立した懲罰の公平性である。ムーサーの留守中にイスラエルの子孫が行ったように他の神を崇拝した場合、その者は不正な者となり、当然アッラーの怒りを受ける。また現世では屈辱と侮辱の友となる。また他のものを崇拝する場合もアッラーへの信仰とは言えず、不信心者や不正なものと同様な懲罰を受けることになる。「このようにわれは嘘いつわりを作り出す者に報いる。」この原則は過去、現在、未来におけるすべての人に適用される。またムーサーの時代のみならず凡ての時代に起きた行為にも適用される。

2) 謀反した悔悟者へのアッラーからの慈悲。これはイスラーム諸国のみならずすべての国のひとたちへのアッラーからの偉大なる恩恵である。啓示の中にアッラーが多信仰者や不正な者の悔悟を受け入れると明確に伝えている。「しかし悪い行いをした者でも」はすべての不信仰者、反抗者、不正者を含む。アッラーはかれらが悔悟した後は御赦しになり、かれらに慈悲を与えられる。

10 一仔牛を神とした物語の最後（154 節）

154 節 ムーサーは怒りが静まると、板碑を取り上げた。その上には、主を畏れる者への導きと慈悲が記されていた。

説明：

ムーサーの怒りが静まった時、ほとんどのひとびとが悔悟したので、ムーサー

自身も平静になった。そしてトーラーが記載されている板碑を手にとった。それはかれらが仔牛を崇拜していたので激怒して投げたものであった。そこに、当惑している者への導きを見出した。また自分たちの罪深い行為に対してアッラーからの懲罰と裁判を大変に恐れて悔悟している者へのアッラーの慈悲を見出した。

まとめ：

- 1) ムーサーは自分自身が平静となり、賢明さと寛容さを取り戻した時、トーラーが記されている板碑を学んだ。そこには真理、誤り、間違いからの導き、懲罰からの慈悲の説明が記されている。またアッラーを畏れ、またアッラーからの懲罰を恐れた者に対しては良識面、善い道、改善の道への行いについて記されている。
- 2) 明らかになったアッラーの命令や律法はひとびとへ導きとなり、実施されることになった。なぜならばこれはイスラエルの預言者へ伝えられたアッラーの法律だからである。
- 3) 厳しい試練の後、この律法はムーサーの人生における物憂いを安定させるものでもあった。もしムーサーの帰還により、トーラーで啓示された忠告や導きがなかったならばムーサーの使命によるムーサーの民の信仰は永遠に失われるところであった。

第6回タフスィール研究会報告 クルアーン第7章高壁章 第155 節～179 節

武 藤 英 臣

日 時 平成 24 年 1 月 28 日

場 所 拓殖大学文京キャンパス

テーマと節

1. モーセ(ムーサー)、主との会見に自分の民から70人を選ぶ【155節】
2. 主との会見でモーセの祈願、モーセの信仰と預言者ムハンマド (ﷺ) が齎した信仰の繋がり 【156 ～ 157 節】
3. イスラーム・メッセージの一般性 【158 節】
4. モーセの民の一部は真実へ、砂漠を彷徨するイスラエルの民への主の恩寵 【159 ～ 160 節】
5. イスラエルの民へ主がくだした街(エルサレム)居住の命【161 ～ 162 節】
6. 土曜日漁撈するユダヤ人の詭計と違反者への懲罰 【163 ～ 166 節】
7. 正道者以外のユダヤ人への報い、終末の日迄貶められ、地上における離散 【167 ～ 171 節】
8. 人類に与えられた神との契約 【172 ～ 174 節】
9. バルアム物語、迷妄で不従順・虚言者の例 【175 ～ 177 節】
10. 救いと迷妄の理由 【178 ～ 179 節】

1. モーセ(ムーサー)、主との会見に自分の民から 70 人を選ぶ【155 節】

155 節 それからムーサーは、われ(との会見)の時のために自分の民を 70 人選んだ。その時大地震がかれらを襲ったので、かれは言った。「主よ、あなたがもし御好みになったならば、(このことの)前に、かれらとわ

たしを滅ぼされたでしょう。あなたはわたしたちの中の無知な者の行いのために、わたしたちを滅ぼされるのですか、これは、只あなたの試みに過ぎません。あなたは御望みの者を迷わせ、また御望みの者を導かれます。あなたはわたしたちの愛護者であります。それで、わたしたちを赦して、慈悲を施して下さい。あなたは、最も寛容な御方でいらっしゃる。

要点：

信仰者は神と向かい合うとき礼節を旨とし、無礼な言辞や行為や頑固で頑なな態度を慎み控えなければならない。

解説：

本節は、ムーサー（モーセ）が主と会見するため、ムーサーに起こった事の説明である。前節までは、ムーサーの民は主の教えに背き仔牛を崇めたこと、それに対しムーサーが怒ったこと等述べられている。

この話は、ムーサーの民が仔牛を崇める前のことで、ムーサーが主とまみえたことを人々に伝えた。それはムーサーの使徒性を示したものであり、人々はムーサーを信じなければならなかった。ムーサーが「私を信じなさい」と民のところへ戻った時、民はムーサーに対し「ムーサーよ！我々は、我々がこの目で主を確認するまであなたの話を信じられない。あなたは主と話をしたのではないですか、我々にも会わせてください」と、強くムーサーに要求した際、山が震動し大地震が起こり人々は気絶してしまった。

大地震が起こったときムーサーは自分の民を主が滅亡させるのではないかと畏れた。

142 節で「ムーサーがわれの約束した時に来て」と主は述べ、ここ 155 節「それからムーサーは、われ（との会見）の時のために自分の民を 70 人選んだ」としていることから、主が「われ（との会見）の時のため」と言っているのは、来世での主との会見ではなく現世でのことを指している。

懲罰に関し、若し、礼節に欠け、頑なで頑迷な態度が大地震の原因とするな

らば、後にムーサーの民が仔牛を崇拜したことは、もっともっと重い懲罰に値する。

ムーサーは、主に次のようにたずねた「あなたはわたしたちの中の無知な者の行いのために、わたしたちを滅ぼされるのですか」(7:155) と。

主は、ムーサーと民との話「わたしたちに、アッラーを目の当たり見せてくれ。」(4:153) と、イスラエルの民が主について言っていることを（当然主はお聞きになっておられる。ムーサーは「わが民がこのような礼儀に欠くことを言ったとしても、我々を滅亡せしめないでください」と主に祈っていた。

彼等はのちに仔牛崇拜を創作した。

2. 主との会見でモーセの祈願、モーセの信仰と預言者ムハンマド(ﷺ) が齎した信仰の繋がり【156 ～ 157 節】

156 節 またわたしたちのために、現世も来世でも、幸福を授けて下さい。本当にわたしたちは、改峻してあなたの許に戻って来ました。」かれは仰せられた。「われは、自分が欲する者に懲罰を加える。またわれの慈悲は、凡てのものにあまねくおよぶ。それ故われは、主を畏れ、喜捨をなし、またわが印を信じる者にそれを授けるであろう。

157 節 かれらは文字を知らない預言者、使徒に追従する者たちである。かれはかれらのもっている（啓典）律法と福音の中に、記され見出しされる者である。かれは正義をかれらに命じ、邪悪をかれらに禁じる。また一切の善い（清い）ものを合法〔ハラール〕となし、悪い（汚れた）ものを禁忌〔ハラーム〕とする。またかれらの重荷を除き、かれらの上の束縛を解く。それでかれ（使徒）を信じる者は、かれを尊敬し、かれを助けて、かれと共に下された御光に従う。これらの人びとこそは成功する者たちである。』

要点：

この 156 節は大地震に際し、ムーサーの願い（主への祈願）の終了部分であ

る。157 節は預言者・使徒ムハンマドの信仰

解説：

ムーサーが“アッラー以外に神は無く、アッラーは唯一である”ことを確認した後、ムーサーは「アッラーはユダヤの民（イスラエルの子孫）の愛護者であり、イスラエルの子孫に対する悪事からの保護者であり、イスラエルの子孫に利益を齎す主導者である。従って、アッラーに赦しを乞いなさい。慈悲を願いなさい。ユダヤの民の利益を願いなさい」と伝えている。更に、ユダヤの民の現世と来世におけるご利益をアッラーに乞い求めなければならないとも言っている。そしてムーサーは「我々は、遂には彼の身許に帰り行くものである」といっている。

此処の懲罰の節（156）はアッラー本来の属性をいい、特にユダヤの民のみについて言っているのではない。この節の意図は「私（アッラー）は私が望むことを実行する。私が欲することを私が裁定する。何事においても叡智と中庸で治める。次いで、全てのしもべたちへ私は慈悲を垂れる」。これらは個別のユダヤの民やイスラエルの子孫たちだけの事案では無くアッラーの属性を述べている。「主よ、あなたの慈悲と知識は、凡てのものの上にあまねく及びます。（40 ガーフイル章：7）」にあるように全てのしもべが含まれる。

次いで預言者・使徒ムハンマド（ﷺ）の信仰とメッセージについて触れ、ユダヤの民に重く負わされていた色々な戒律を外したことを述べている。

「預言者（annabi）」と「使徒（arrasuulu）」の違いは、「預言者」はアラビア語で「annabi = 神が靈感を与え、啓示を下させるが、それを伝達する義務が与えられていない者」をいう。一方「使徒」はアラビア語では「arrasuulu」と言われ、「神が靈感を与え、啓示を下させ、その上彼はその啓示を人々に伝える義務がある者」。従って、「全ての使徒（arrasuulu）は、預言者（annabi）であるが、その逆は真ならず」と言われる。これは「全ての預言者（annabi）は使徒（arrasuulu）ではない」からである。

尚、アフマド・ブン・ハンバルのハディース集に「預言者数 124,000 人、そのうち使徒は 315 人」と伝えている。

“alummi” はここでは「文字を知らない」と訳されているが「文盲」の事を言う。「文字を知らない預言者」即ち、ムハンマド (ص) のこと。

日本語の語感「文盲」は良い感じに使われない。一部には差別用語という意見がある。アラブで「alummi」は悪い語感では無い。従って、聖典クルアーン中にも何度か現れている。

例えば： 62:2 合同礼拝章「かれこそは文盲の者の間に、かれらの中から使徒を遣わし」他に 7:157、7:158、2:78、3:20、3:75（計 6 ヶ所）あり、日本語のような差別感はない。

此処の懲罰の節は主の本来の属性をいい、特にユダヤ人のみにについて言っているわけではない。即ち、「私は私が望むことを実行する。私が望むことを私が決める。何事においても叡智と中庸で治める。次いで、あらゆるしもべたちへ慈悲を垂れる。即ち、これらは個別の事案では無く神の属性を述べている。それは次の節にあるように「(40 ガーフィル章: 7)「主よ、あなたの慈悲と知識は、凡てのものの上にあまねく及びます。」

イスラームの民への主の教え；

次いでアッラーは慈悲を受ける人とは「ムハンマドの共同体の人々」かれらは；

1. 多神・不従順・罪を犯すことを畏怖し、敬神に専念する人々、
2. ザカーを支払う人々、
3. アッラーの御言葉が指し示す唯一神を信じ、シャリーアを信じ実践し、善を勧め悪を拒否し、預言者・使徒を信じる人々、

上記三つに適合する人々は、ムハンマドが伝えた宗教に従う人々である。

次の節（句）はイスラームの人々が常に口にする句である；

『アッラーは誰にも、その能力以上のものを負わせられない。（人びとは）自分の稼いだもので（自分を）益し、その稼いだもので（自分を）損う。「主よ、わたしたちがもし忘れたり、過ちを犯すことがあっても、咎めないで下さい。主よ、わたしたち以前の者に負わされたような重荷を、わたしたちに負わせな

いで下さい。主よ、わたしたちの力でかなわないものを、担わせないで下さい。わたしたちの罪障を消滅なされ、わたしたちを赦し、わたしたちに慈悲を御くだし下さい。**あなたこそわたしたちの愛護者**であられます。不信心の徒に対し、わたしたちを御助け下さい。』(2:286)』

ユダヤ人へ下された教えにおいて、アッラーの定めた規範は、その信仰、その対人行為、その懲罰について、それぞれ厳格に細目が定められている。

次いで、アッラーは、マシーフ（キリスト）を通じた教え（キリスト教）では、ユダヤ人への教えからある部分を免除したり軽減したりしている。人間の行為について緩やかにし、精神（心・魂）の事案についての規範を大変厳しく規定した。

次いでムハンマドのメッセージは、敵対行為を禁じ、助けあい、認め合い、アッラーが下した光、即ち、クルアーン、人々に下された啓示、それを信じ実践する人々は現世でも来世でも至福と成功が保証されている。

ムーサーがアッラー以外に神は無く、アッラーは唯一であることを確証した後、アッラーはユダヤの民（イスラエルの子孫）の愛護者であり、ユダヤ人に対する悪事からの保護者であり、ユダヤ人に利益を齎す主導者である。従って、アッラーに赦しを乞い、慈悲を願い、利益を願う。更に、ユダヤ人の現世と来世におけるご利益を彼に乞い求めるのだ。そして我々は、遂には彼の身許に帰り行くものであるとした。

ユダヤの律法、キリスト教の福音書に現れた預言者ムハンマド (ص) の人となり：

1. ユダヤ人の律法、キリスト教徒の福音書それぞれに、文字の解らない預言者と言う記述がある。

文字を知らない預言者であれば、その預言者は、彼が語ったメッセージを創作出来る筈が無い。それは即ち奇跡としか言いようがない。従って、聖典クルアーンに「あなたはそれ（が下る）以前は、どんな啓典も

読まなかった。またあなたの右手でそれを書き写しもしなかった。そうであったから、虚偽に従う者は疑いを抱いたであろう。」(29:4) 更に、「われは、あなたに読誦させるようにした。それであなたは忘れないであろう。」(87:6)。預言者のハディース集サヒーフに記述あるのによれば、イブン・オマルは「我々は文盲の社会であった」と語っているように、当時アラブの大部分は文盲であった。

2. 預言者ムハンマド (ﷺ) の人となりは律法と福音書に記されている。

律法や福音書にムハンマド (ﷺ) の人となりが記述されているということは、その人の預言者性と使徒性が証明されていることに他ならない。

3 & 4. 善を勧め、悪を拒絶（禁じ）する。

当時は、偶像（人工的な或いは自然な形の）を崇拝することの禁止、や子供達（特に女子）を殺すことが流行りであった。それらを禁じた。

5. 「一切の善い（清い）ものを合法[ハラール]となす」

アッラーが合法[ハラール]となしたものが原則。しかし、何が合法であるか？人間の英知では知り得ないこともある。

ここでの節の意味は「自然の環境で良さそうと思える品々で、人々が口にして美味しいと感じられる物」は「善い（清い）もの」と言えると理解される。

人間にとって有益で美味しいものは基本的に善い（清い）ものといえる。だが『イスラーム法の原則は、人類に役立つものはハラール』としている。

食品のハラール性についてはイスラーム法学派間で具体的な細目において意見が異なる場合が多い。

6. 「悪い（汚れた）ものを禁忌[ハラーム]とする」

あらゆる物で「悪い、汚（けが）らわしい、穢（きたな）いものは禁忌なもの」とされる。イスラーム法の原則は『人に害を与えるものは禁忌[ハラーム]』。啓示に記されているものは明瞭な禁忌品、だが明瞭に

記述なき場合、学者間で細目について見解が分かれている。

7. 「またかれらの重荷を除き、かれらの上の束縛を解く。それでかれ（使徒）を信じる者は、かれを尊敬し、かれを助けて、かれと共に下された御光に従う。これらの人びとこそは成功する者たちである。」

この部分は、ユダヤ人達に重く負わされていた色々な戒律を外したことをさす。

（例えば、月経時の女性が男性と同席することの禁止、殺人（過ちであっても）の刑罰は死刑、他）

3. イスラーム・メッセージの一般性【158 節】

158 節 言うてやるがいい。「人びとよ、わたしはアッラーの使徒として、あなたがた凡てに遣わされた者である。天と地の大権は、かれのものである。かれの外に神はなく、かれは生を授け死を与える御方である。だからアッラーを信じよ、御言葉を信奉する文字を知らない使徒を信頼しかれに従え。そうすればきっとあなたがたは導かれるであろう。」

要点：

預言者・使徒ムハンマド（ﷺ）が伝えたイスラームのメッセージは、今迄の誰が伝えた教えよりも広く一般的で全人類に対する教えである。従うものは、ひとしく挙って現世と来世で至福と褒賞に与（あずか）れること。

解説：

ここの 158 節には信仰の柱の三つが含まれている：①神聖な唯一神を信じること、②唯一神からの啓示を信じること、③唯一神への絶対帰依と信仰行為実践。次いで、ムハンマドが齎したメッセージへの信仰と揺ぎ無い確信、更に、死後の復活への信仰と揺ぎ無い確信である。

アッラーは、ムハンマドに『全ての人間に伝えなさい。アラブだけでなく、非アラブにも。或いは、白人だけでなく色の黒い人々にも。実に、あなたは主から遣わされた使徒であると、アラブ社会だけでなく、いつの時代にも、如何

なる時にも、そして最後の審判の時に至るまでと。』

このように、全人類の為にアッラーから遣わされたことを伝えよとムハンマドは命じられている。

クルアーンの節につぎのようにある；「われは只万有への慈悲として、あなたを遣わしただけである（21 預言者章:107）」、「われは、全人類への吉報の伝達者また警告者として、あなたを遣わした。だが人びとの多くは、それが分らない。（34 サバア章:28）」、「このクルアーンが、わたしに啓示されたのは、わたしがあなたがたそして届く限りの者に、それによって警告するためである。（6 家畜章:19）」、「万民への警告者とするために、かれのしもべに識別を下された方に祝福あれ。（25 識別章:1）」

4. モーセの民の一部は真実へ、砂漠を彷徨するイスラエルの民への主の恩寵【159～160 節】

159 節 ムーサーの民の中で、真理によって（人びとを）導き、またそれによって裁いた一団がある。

160 節 われはかれらを 12 の支部族に分けた。ムーサーの民がかれに水を求めた時、われは、「あなたの杖で岩を打て。」と啓示した。するとそこから 12 の泉が湧き出で、各支部族は自分の水飲み場を知った。われはまた（厚い）雲でかれらの上に影（の傘）を与え、マンナとウズラを下して、「われがあなたがたに授ける善いものを食べなさい。」（と告げた）。（だがかれらは背いた。）かれらはわれを害したのではない。只自分（の魂）を害しただけである。

5. イスラエルの民へ主がくだした街（エルサレム）居住の命令【161～162 節】

161 節 かれらに向ってこう仰せられた時を思え。「あなたがたはこの町に住み、勝手に自分の好むものを食べなさい。だが、『御許し下さい』と言い、頭を低くして門を入れ。われはあなたがたの罪過を赦す。善いことを

する者には、(報奨を) 加えるであろう。」

162 節 しかしかれらの中で不義を行う者は、かれらに説明されたものを外の語に言い替え、不義を繰り返したので、われは天から懲罰を下した。

要点：

シナイ半島の荒野を彷徨っていたムーサーの民を、主（アッラー）は人々が暮し易い場所（町・街）に住むよう計らった。アッラーは斯く恩寵を与えたので預言者の言葉を信じ、神の規範を守りなさいと教えた。護らなかった人々は懲罰を加えられることとなった。

6. 土曜日漁撈するユダヤ人の詭計と違反者への懲罰【163 ～ 166 節】

163 節 海岸の町（の人びと）に就いて、かれらに問え。かれらが安息日（の禁）を破った時のことを、魚群はかれらの安息日に水面に現われやって来ていた。だがかれらが安息日の禁を守らなかった時は、それらはやって来なくなったではないか。このようにわれはかれらを試みた。かれらが主の掟に背いていたためである。

164 節 かれらの中の一団がこう言った時（を思え）。「何故あなたがたは、アッラーが絶滅され、また激しい懲罰をしようとされる民に訓戒するのか。」かれら（布教者）は言った。「あなたがたの主に、罪の御許しを願うためである。そうすればかれらは主を畏れるであろう。」

165 節 それでかれらを与えられている訓戒を無視した時、われは、悪を避けた者を救い、不義を行う者には恥すべき懲罰を加えた。（それは）かれらが主の掟に背いていたためである。

166 節 それでかれらが傲慢に禁じられていることを犯した時、われはかれらに言った。「あなたがたは猿になれ。輕蔑され、嫌われてしまえ。」

要点：

ユダヤ人にとって安息日である土曜日に詭計を用いて魚を獲ることをしてい

た人について述べ、次いで彼らがアッラーの懲罰を得たことについて述べられている。

解説：

この節（166）以降 171 節まではマディーナ啓示であるが、これ以前の節はマッカ啓示である。マッカ啓示のこの章の部分でユダヤの民についていくつか述べられている。預言者は、まだマディーナへ遷都しておらずユダヤ人達と会ったこともないということを知るべきである。従ってこの章の中のユダヤ人記述は、クルアーンが奇跡であることの根拠の一つとなっている。それは、預言者は文盲であり、ユダヤ人達の歴史について書かれた文献を読んだり、それをもとに人から知ることも出来なかった。預言者の奇跡の一つでもある。従ってユダヤ人についてのこの物語は、預言者の知識からのものでなく、アッラーの啓示である証拠である。

この 163～166 節は、ユダヤ人のまた違う違反と不従順について記述している。町に入る時のユダヤ人の物語を述べた後で、ユダヤ人の魚獲り物語の詭計について述べている。この物語（詭計を用いた安息日違反の魚獲り）は、2 章（雌牛章）65 節で『あなたがたは、自分たちの中で安息日の掟を破った者に就いて知っている』と概要が述べられている。また同様に『啓典の民よ、あなたがたが持っているもの（ムーサーの律法）を確証するために、（いま）**われ**が下したもの（クルアーン）を信じなさい。**われ**があなたがたの顔を塗りつぶして、それを後ろの方にねじ回わされない前に（信じなさい）。またかつて安息日を破った者たちが、見限られたように見はなされない前に（信じなさい）。アッラーの命令は、必ず成し遂げられるのである。（4 婦人章 :47）』、『それからかれらと約束するに当たり、（シナイ）山をかれらの頭上に持ち上げ、「謙虚にこの門に入れ。」とかれらに告げ、また「安息日の戒めに背いてはならない。」と言って、**われ**はかたい約束をかれらからとった。（4 婦人章 :154）』 この物語から得られる効用は、預言者ムハンマドを信じない、預言者ムハンマドの奇跡を認めないということは、何も新しいことではなく、偽善、不信心、頑迷はずっと古くからあった。

補足：

次のように伝えられている：

ユダヤの民は我々に命じられたと同様に（一週間の中のある）一日を命じられた。その日は（我々の集合礼拝日）金曜日である。だが、ユダヤの民は金曜日を取らず土曜日を選んだ。そして土曜日の敬神日が始まった。その日（土曜日）には、漁が禁じられ、主を崇拝し敬神する日であることを命じられていた。時に、その土曜日には、太った卵持ち大魚が大挙して彼らの海に集まるのが常だった。その姿は恰も涸れ川で溺れそうな魚群であった。また余りに大群の魚で海の水が見えないほどでもあった。ところが、土曜日以外には魚はやって来なかった。魚がいない海を眺める（海岸に住む）ユダヤ人のところへイブリース（悪魔）が現れて、次のように囁いた『あなたたちは土曜日に魚を取ることを主から禁じられているではありませんか？ それなら、土曜日に大群の魚を誘い込める聖域を造っては如何ですか？ 魚といえども、主に感謝し、主を讃え、かれらも安息日は重要なのでは？ そしてそこから彼等（魚）が出られないようにしてゆっくりと安息日を過ごさせるべきでは？ そして、安息日が過ぎてから取掛れば如何ですか？』と。

一人の漁師がその詭計を受入れ、魚を土曜日に獲った。日曜日に、男の家では魚を焼いた。男の隣人が魚を焼くにおいに気付き男の家に近付き男のすることを子細に見ていた。隣人は男に『アッラーは汝を罰するに違いない！』と言った。しかし、男の身の上に何らアッラーの罰が下された形跡がなかった。そして、次の土曜日がやってきた。男は、先週の二倍の魚を聖域に追い込んで翌日（日曜日）獲り上げた。すると周囲の人々もこの漁師の様子を注意深く眺めていたが、主からの懲罰が下された気配がないことが分かった。そこで人々は、最初の男のやり方を真似て、土曜日に海の魚を安息日聖域へ追込み逃げないようにし、翌日（日曜日）漁をすることとなった。

そしてその村では人々は土曜日は魚と共に安息日とし、翌日漁撈をすることで、魚を食べ、塩漬けにし、収穫した魚を販売するようになった。このような漁撈をする人達は7万人に上ったとのことである。

次いで、この話が、町中に話題となり、町の住人達は三つのグループに分かれた。

第一グループは、主との契約をしっかりと果たすべきとし、土曜日の安息日にトリックを使うことは、主の懲罰があるとした。このグループは一万二千の仲間から成っていた。第二グループは、間違った民を気づかせようとする人々であった。第三グループは、土曜日は魚も安息日とし、自分達と同様に魚を聖域へ連れて行き、日曜日に漁をし、それを食べ、売り、商売繁盛のグループであった。

この物語を語ったムスリムは、主の懲罰を気にせず、主を畏れない人々と一緒に生活出来ないとし、ムスリム達の居住区と非ムスリム達の居住区の間には塀を造り、それぞれ一つずつ大きな門を造った。

ユダヤ人の居住区である日、第一グループの人達が集まって話していた。今日は、『魚を安息日に連れて行った人達が誰も出て来ないね』と話していた。『何かあったか?』と話をしている所へ、猿が駆け寄って来た。ユダヤ人の居住区の門を開けたところ、多数の猿が入ってきた。猿達は、人間をわかるのでそれぞれへ駆け寄っていった。人は猿達をわからない。そうしているうちに猿達は人々の衣服を掴み匂いを嗅ぎながら泣出していた。そこで、猿達に『貴方たちに禁じられたことを言ってあげたのに』と声をかけたところ、猿達は頭をこっくりしながら頷いた。それは正しく『その通り』と言っている。間違いを犯した人々のうち若者は猿に、年老いた者達は、豚にされたということです。

預言者ムハンマドへの不従順、違反者は、特に新しい問題では無く、古い昔から、先人からである。先人のこの物語のような違反者や不服従者の例を挙げるならば数知れないほどである。

主への不服従や預言者への不従順や違反者が現れるときには、必ずと言ってよいほど、人々は三つのグループに分かれる。一つは賛成するグループ、一つは警告や忠告に反対するグループ、一つは、中立と称するグループである。中立と称する人々は「人からの警告が何の役に立つのか?」、主は違反者に懲

罰を与えているので、我々が言っても始まらないとする。

この物語が意味すること；

1. この物語は預言者ムハンマドの神聖を証明する。真実性を証明している。
「ユダヤ人やキリスト教徒は言う。「わたしたちはアッラーの子であり、かれに愛でられる。」言ってみよう。「それなら何故かれは、あなたがたの罪を罰されるのか。いや、あなたがたは、かれが創られた人間に過ぎない。かれは、御望みの者を赦し、御望みの者を罰される。」天と地、そしてその間の凡てのものは、アッラーの大権に属し、またかれこそは帰り所なのである。(5:18)」
2. アッラーの規則を踏みにじり、基本原則を打ち破り、アッラーの法を越え、命令に違反することを支援する策略の利用は悪事である。
3. サッド・ザラーイア (سد الزارع)、即ち、『禁止される事やシャリーアの則を越える結果に繋がる方策ややり方の全ては禁止される』、『ハラームとなる全ての事柄、それはハラームである』、『結果がハラームであっても方策ややり方がハラームならばそれはハラームである (=イスラーム法は“結果良ければ全て善し”ということはありません)』
4. 良き事を勧め、悪しき事を拒絶するのが義務である。不実グループから辞退し、かたわらに近寄らない、若し、同一場に居合わせれば、仲間と見做される。
5. 「このようにわれはかれらを試みた」は、アッラーに忠実なものに対してはアッラーが現世においても来世においても状況を軽減し、アッラーに反抗的で不実なものに対しては、苦難と各種の困難に直面する。反抗・不服従者にはその報いしかあり得ない。

7. 正道者以外のユダヤ人への報い、終末の日迄貶められ、地上における離散【167～171 節】

167 節 あなたがたの主が、審判の日までかれら（ユダヤの民）に対し、厳し

い懲罰を負わせる者を、遣わされ、宣告された時を思え。本当に主は懲罰に迅速で、またかれは本当に寛容にして慈悲深くあられる。

168 節 われはかれらを、地上で多数の集団に分散した。そのある者は正しい人物であるが、ある者はそうではない。われは繁栄と逆境でかれらを試みた。恐らくかれらは、(われに) 戻ってくるであろう。

169 節 それから (不良の) 子孫が、かれらの後を継いで啓典を継承したが、かれらは現世の虚しい物を受けとって、「(どんなことでも) 必ずわたしたちを御赦しになろう」と言っていた。そしてもし同じような賜り物がかれらに来れば、(また) それを受け入れる。アッラーに関し真理の外、語ってはならないことは、(あなたがたの) 啓典での約束ではなかったのか。しかもかれらは、その中にあることを学んでいたではないか。主を畏れる者にとっては、来世の住まいこそ最も優れている。あなたがたは理解しないのか。

170 節 啓典によって (自分の生活を) 堅持し、礼拝の務めを守る者、本当にわれは、このような身を修める者への報奨を決して虚しくしない。

171 節 われがかれらの上で天蓋のように山を揺り動かし、かれらがそれが自分たちの上に落ちてくると考えた時を思え。(その時われは言った。)[われがあなたがたに授けたもの (啓典) を堅く守り、その中にあることを銘記せよ。そうすればあなたがたは、主を畏れるであろう。]

8. 人類に与えられた神との契約【172～174 節】

172 節 あなたがたの主が、アーダムの子孫の腰からかれらの子孫を取り出され、かれらを自らの証人となされた時を思え。(その時かれは仰せられた。)[われは、あなたがたの主ではないか。] かれらは申し上げた。「はい、わたしたちは証言いたします。」これは復活の日にああなたがたに、「わたしたちは、このことを本当に注意しませんでした。」と言わせないためである。

173 節 「また、先に神々を崇拝したのはわたしたちの祖先で、わたしたちはそ

の後の子孫です。あなたは、虚偽に従う者が行ったことのためにわたしたちを滅ぼされますか。」と言わせないためである。

174 節 このようにわれは、印を詳しく述べる。恐らくかれらは、(われに) 戻ってくるであろう。

9. バルアム物語、迷妄で不従順・虚言者の例【175 ～ 177 節】

175 節 (ムハンマドよ) われが下した印を授かりながら、それを脱ぎ捨て、それで悪魔が憑いて、邪道に導く者の仲間となった者の話をかれらに告げなさい。

176 節 もしそれがわが意志であったならば、われはそれ(印)によってかれを引きたてたであろう。だがかれは地上の事に執着して、自分の虚しい私欲に従った。それでかれを譬えてみれば犬のようなもので、もしあなたがそれを叱り付けても、舌を垂れている。また放って置いても、舌を垂れている。これはわが印を信じない者の比喻である。だからこの(昔の人びとの) 物語を告げなさい。恐らくかれらは反省するであろう。

177 節 悪いのは(この) 例のように、わが印を偽りであるとし、自らの魂を損っている者たちである。

要点：

預言者に下されたアッラーの印を嘘呼ばわりする人々の例として挙げている。イブン・アッバースやイブン・マスウードやムジャーヒド達は、この175 節はユダヤの司祭バルアム・イブン・パウライについての啓示と伝えている。バルアムはイスラエルの子孫の学者、アッラーから啓示された幾つかの啓典についての知識があるにも関わらず、それを脱ぎ去るように、不信仰と物欲へ走ったイスラエルの子孫と伝えられている。彼のアッラーの印に対する状態は犬の状態に比喻している。

解説：

この物語の目的は、預言者・使徒ムハンマドを通じて啓示されたアッラーの教えが届いているにもかかわらず、それらに文句を言ったり、反対したり、不信心だったりするすべての人間にあてはまる。

バルアム：誰か不明。一説によれば、バルアムとは、旧約民数記 22 章～24 章に記述ある、アンモンびとの国ユフラテ川のはとりにあるベトルに住む司祭ベオルの子バラムを指しているという。彼はイスラエルと戦争するモアブの王バラクの招きで、敵イスラエルを打ち負かすための呪いの祈祷をするため戦場へ呼ばれた。しかし、彼は、反対にイスラエルの民を祝福したりして、王バラクの不興をかった司祭とされる：井筒俊彦訳コーラン 1957 年版より

10. 救いと迷妄の理由【178～179 節】

178 節 アッラーが導かれる者は、正しい道の上にあり、迷わせられる者は、等しく失敗者である。

179 節 われは地獄のために、ジンと人間の多くを創った。かれらは心を持つがそれで悟らず、目はあるがそれで見ず、また耳はあるがそれで聞かない。かれらは家畜のようである。いやそれよりも迷っている。かれらは（警告を）軽視する者である。

要点：

アッラーは、宗教を拭い去り、逸脱する例を挙げ、これらの者達は迷妄（めいもう）の輩であると述べたあと、その迷妄を捨て、真理に戻る者達の“導き”と“迷妄”の原因を説明する。脳と五感を使い、人の行状は自然の導きに二種類ある：善と悪であり、聖典クルアーンに「二つの道を彼に示した」（90 - 町章：10）とある。

資料文献：ワハバ・アズ・ハイリー著「アッ=タフスィール・アル=ムニール」2003年

和訳：日亜対訳注解「聖クルアーン」（宗）日本ムスリム協会 平成16年（第8刷）

第7回タフスィール研究会報告 クルアーン第7章高壁章 第180節～206節

柏原良英

日 時 平成24年2月25日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

テーマと節区分：

1. アッラーの美名（アル＝アスマーウ・アル＝フスナー）（180節）
2. イスラームへの呼び掛けを受けた共同体の中の導かれる者とそれを拒否する者（181～186節）
3. その時（終末）の知識はアッラーの許にある（187節）
4. 全ての事柄は、唯一アッラーの手にある。ガイブ（幽玄界）の知識とリサーラ（メッセージ）の真実はアッラーに特有のものである（188節）
5. 人類の最初の創造とタウヒード（一神）の命令とシルク（多神）の否定とクルアーンへの遵守（189～193節）
6. 信仰されている偶像の実態（194～198節）
7. 社会倫理の基本とシャイターン（悪魔）の抵抗（199～202節）
8. 預言者・啓示への従順とクルアーンの特徴（203節）
9. クルアーンへの傾聴とズィクル（唱念）のやり方（204～206節）

1. アッラーの美名（アル＝アスマーウ・アル＝フスナー）（180節）
180. 最も美しい凡ての御名はアッラーに属する。それでこれら（の御名）で、かれを呼びなさい。かれの御名を冒瀆するものは放っておきなさい。かれらはその行ったことにより報いられるであろう。

啓示の背景

一部のムスリムが礼拝で「アッラーに祈る」と言ったり、「アッラヒーム（慈悲深いお方）に祈る」と言ったり、「アッラフマーン（慈愛あまねく御方）に祈る」と言っているのを見た多神教徒たちが、彼等は唯一の主だけを崇拝すると言いながらこの二つの神に祈るとはどういうことだと非難した時に、この節が下った。つまり、これらの名前は、一つの神をあらわすもので複数の神ではないという意味。

前節との関係

前節まで地獄に入る者たちの原因が、彼らに与えられた理性や感覚を正しく使ってアッラーの印を理解することを怠ったためであると語られた。その後で、アッラーは自らの名前でズィクル（念唱）を命じているのは、それが彼らの怠慢さへの治療となることを示している。

言葉の説明

最も美しい凡ての御名：アラビア語でアル＝アスマーウ・アル＝フスナーと言うが、アスマーウは、名前（イスマ）の複数形でアルフスナーは、最も良いもの（アルアフサヌ）の女性形である。この言葉は、クルアーンでは、この章の他3か所で使われている。「言ってやるがいい。**アッラー**に祈れ。慈悲深い御方に祈りなさい。どの御名で**かれ**に祈ろうとも、最も美しい御名は、**かれ**に属する。」（17章110節）、「**アッラー**、**かれ**の外に神はないのである。最も美しい御名は**かれ**に属する。」（20章8節）、「**かれ**こそは、**アッラー**であられる。造物の主、造化の主、形態を授ける（主であり）、最も美しい御名は**かれ**の有である。」（59章24節）

この名前は、アブーホライラの伝えるハディースに99述べられる。

「預言者は言われた。『アッラーには99の名前がある。それらを記憶する者は天国に入るであろう。まことに、アッラーは奇数者であられ、奇数を好まれる』」（ムスリム）

このアッラーに属する最も美しい名は、その意味において他にはない最良で完璧なものがある。これら凡ての名前は完璧さや偉大さにおいてアッラー以外にはふさわしくない。ゆえにアッラーを賞賛する時やアッラーに何かを祈願し

て祈る時には、それらの名前でアッラーに呼びかけるように言われる。

この名前は、一つ一つが独立したものではなく「名付け」で、それには自身の本質を指すものやその性質を示すものや行為などをしめすものがある。またこれらの名は、クルアーンやハディースの中で述べられているもので、そこに無いものでアッラーを呼んではならない。呼びかけるときには、単独でも良いもの（ヤー・アッラー アッラーよ！、ヤー・ラフマーン 慈悲深いお方よ！など）と、常に二つ並べて呼ばれるもの（ヤー・ムヒー・ヤームミート 生を与え死を与えるお方よ！、ヤー・ダール・ヤーナーフィウ 害を与え益を与えるお方よ！など）がある。

アフマドの編纂によるアブドッラー・ビン・マスウードの伝えるハディースでは、アッラーの名は 99 に限定されない。

「アッラーの使徒は『（次のように祈れば）誰も悲しみや悲嘆に襲われることはない。』と言われた。『アッラーよ、私はあなたの下僕（アダム）のまたあなたの下女（イブ）の息子であるあなたの下僕です。私の前髪はあなたの手にあり、あなたの決定は私に下され、あなたの裁定は公正です。私はあなた自身が名付けた名前、あるいはあなたが啓典で降された名前、あるいはあなたが誰かに教えた名前、あるいは不可視の知識で独占的に与えた名前によって、あなたが偉大なるクルアーンを私の心にとどまらせ、目の光になさるように、またあなた以外に誰も悲しみや悲嘆を取り除きそれを喜びに替えることができないお方に、悲しみを浄化し、悲嘆を消滅してくださるよう祈願します。』すると『アッラーの使徒様、私たちはこの祈りを学ばなければなりませんか？』と聞かれ、『はい、それを聞いた者は誰でもそれを学ぶべきです。』と答えられた。」

またイブヌ・アラビーは彼の著書「アフカームル・アルクルアーン」で祈りのためのアッラーの名を 176 伝えている。

かれの御名を冒瀆するものは放っておきなさい。：彼らは、アッラーの名前から自分たちの神々の名を派生させて名付け真理から逸れてしまった。例えば、ラート神は、アッラーから。ウッザー神は、アル・アズィーズ（威力ある者）から。マナート神は、アル・マンナーン（恩恵を授ける者）など。この冒瀆す

るという言葉は、アラビア語でイルハードというが、もともとの意味は意図や目的から傾いたり、逸れること。この派生語としてラハド（墓の溝）があるが、これは埋葬に際し、遺体の全体をキブラ（マッカの方角）に向け傾けるために掘られるところから名付けられた。また「放っておきなさい」は、次の「報いられるであろう」といういずれ来世での罰が下されることになるから関わる必要がないということ。

2. イスラームへの呼び掛けを受けた共同体の中の導かれる者とそれを拒否する者（181～186節）

181. またわれが創った者の中には、真理によって（人を）導き、またそれに基づき公正に行う一団がある。

言葉の説明

一団（ウンマ）：預言者ムハンマドのウンマ（共同体）のこと。ハディース「アッラーのみ使いは『私の共同体の一グループは真理の擁護者として存続するであろう。これらの人々に敵対する者も彼等に危害を及ぼすことは出来ない。これらの人々はアッラーの御命令（死）があるまでその状態を保つであろう』と申された。」

真理によって（人を）導き：彼らは、人々を真理や善へと導く。

それに基づき公正に行う：その真理によって、裁く。紛争する当事者のどちらにも傾くことなく公正に裁く。

182. わが印を拒否する者は、かれらの気付かないうちに、少しずつ（破滅に）落し入れられるであろう。

言葉の説明

わが印：クルアーン 拒否する者：マッカの住人たちでクルアーンを嘘呼ばわりする者たち。

少しずつ（破滅に）落とし入れられるであろう：アッラーは、彼らを段々と破滅へと近づける。

解説

これは第二のグループで、彼らはクルアーンを嘘だとして従わないマッカの人々で、アッラーは、彼らを迷うに任せ、彼らの知らないうちに徐々に破滅へと近づける。そのやり方は、彼らに様々な物質的恩恵を与え安楽な暮らしをさせることでそれを当然と思いアッラーに対する感謝を忘れ、罪を増やしていくこと。クルアーン「かれらは**われ**が、財宝と子女でかれらを力付けると考えるのか。**われ**はかれらのために、良いことを急いでいると思うのか。いや、かれらは（試みに）気付かない。」(23 章 55、56 節)

183. かれらには猶予が与えられる。だがわが計画は、強（く免れられな）いのである。

言葉の説明

猶予が与えられる：原文では、私の猶予が彼らにある。アッラーは彼らの罰を遅らせる。

わが計画：懲罰。元の意味は、策略。前節での少しずつ破滅に導くこととその結果。それは表面的には良いものが与えられるが、その結果が懲罰につながっていることが分からないように行われるから。

強（く免れられな）い：耐えられないくらい厳しい。

184. かれらは反省しないのか。かれらの仲間は気が狂ったのではない。かれは明らかに、一人の警告者に外ならない。

啓示の背景

預言者がイスラームの布教を公然と行うよう神からの命を受け、マッカのサファーの丘に立ってクライシュ族のそれぞれの氏族の名を挙げて、アッラーの

懲罰への警告を呼びかけ始めた。すると一人が「あなたがたの仲間のこの者は気違いだ。夜通し明け方まで奇声を上げている。」と言った。そこでこの節が降された。

言葉の説明

反省しないのか：アッラーの印についてよく考えないのだろうか？

かれらの仲間：ムハンマド。仲間という言葉により、ムハンマドが彼らの間で小さい時から一緒に暮らし彼が信頼できる人物であることを皆がよく知っていることが分かる。

気が狂った：ジン（幽精）が取り付くこと。

明らかに：警告を明らかにする。

185. かれらは天と地の大権に就いて観察し、またアッラーが創られた凡ての事物に就いて考察しないのか。またかれらに定められた時が、近くに迫っていると考えないのか。かれらはこの後に、どんな教説を信じようとするのか。

言葉の説明

大権：所有、統治。天と地の大権はアッラーの所有し統治するもの。

アッラーが創られた凡ての事物：アッラーによって造られたどんなに小さなものまで。これはアッラーの創造主としての力を示し。大権は、アッラーの統治する力を示す。

考察しないのか：この疑問は、驚きと非難を表す。それらを見たときにアッラーの力が理解できないことはないはずだ。

定められた時：寿命、あるいは罰が下されるとき。

近くに迫っている：文法的には未来完了の形で、彼らの寿命が近くまで来てしまっていることになる。

この後：クルアーンの下された後で、それを信じないなら、どんな言葉を信じればいいのか。クルアーンより信じるに相応しい言葉があるだろうか？

解説

ここではアッラーの創造について見て、考えることが求められると同時に、

寿命が近づいていることへの警告が語られる。もしそこにアッラーの力を
見出すなら、不信仰として亡くなる前に信仰へと急ぐように警告する。警告者
としての預言者ムハンマドにアッラーの許からもたらされたクルアーン以外に
信じるにたるものはないのだから。

186. アッラーが迷わせられた者に導きはない。かれは、かれらの傲慢さ故に、
当てもなく迷うに任せられる。

言葉の説明

迷わせられた者：アッラーが迷うと決めた者。

導きはない：一人も彼を導く者はない。

傲慢さ故に：不信仰や反抗の中に。

当てもなく迷うに任せられる：アッラーは、彼らを混乱し迷っている状態で放
置する。

3. その時（終末）の知識はアッラーの許にある（187 節）

187. かれらは（最後の審判の）時に就いて、何時それがやって来るのかとあ
なたに問うであろう。言ってやるがいい。「それを知る方は、只わたしの主だ
けである。その時（最後の審判）を知らせて下さるのはかれの外にはない。そ
れ（時）は、天でも地でも重い（重大事となる）。全く突然あなたがたにやっ
て来る。」かれらはあなたが、それに就いて熟知しているかのように尋ねるで
あろう。言ってやるがいい。「それを知る方は、唯アッラーだけである。」だが
人びとの多くは分らない。

啓示の背景

かつてユダヤ人たちは、預言者に「もしあなたが預言者ならその時について
いつそれが起きるのか教えてくれ」と尋ねていた。また別の伝承では、多神
教徒たちがそのように聞いていたと伝える。イブヌ・カスィールは、彼のタフ

スィールで、この節はクライシュ族の人々に下されたとする。なぜならこの節はマッカ啓示であり、彼らは、その時についてそれが起きることを遠ざけたり、その存在を否定するために預言者に尋ねていた。クルアーン「それ（時）を信じない者はそれを催促するが、信仰する者は、それが真理であることを知っているので、恐れる。本当に時に就いて論議する者は、遠く迷っている者たちである。」（42章18節）

前節との関係

前節で人の終わりの時である寿命について語られ、この節では、世界の終末であるその時（サーア）について語られ、そのことに注意を喚起させられる。さらにそれがいつ来るかアッラー以外に誰にもわからないことが明かされる。

言葉の説明

時（アッサーア）：キヤーマ（復活）の別名。その時、天使イスラフィーールによって第一のラッパが吹かれ、世界が終り、地上の生き物はすべて死亡する。クルアーンでは、この「時」にはアラビア語の定冠詞が付いて用いられ、定冠詞が付いていない時（サーア）には一般的な時間を表す。時間と名付けられた理由は、サーアには早いという意味があり、審判が素早く行われるから。

やって来る：アラビア語では、元の意味は、船が錨を投げて停泊するという表現で、それが定まる時はいつかという表現。それは世界の動きの停止を示唆する。

その時（最後の審判）を知らせて下さるのはかれの外にはない。：ここでは時は、別の単語（ワクト）で表わされ「アッサーア」の起きる時間（ワクト）をかれ（アッラー）以外には明らかにしない。

天でも地でも重い：天と地にいる者にとってそれは重大になる。

熟知している：詳しく尋ねたり、探求する者。

それを知る方は、只わたしの主だけである：原文では、その知識はアッラーの許にしかない。預言者の役目はそれが起きることへの警告であって、その時間を特定することではない。

解説

預言者に、マッカの人々は終末の時についてそれがいつ来るか聞く時、アッ

ラーは預言者にその知識は、自分にしかなく預言者にもそばにいる天使にも分からないと告げる。それについて知識が隠されていることはそれぞれの心に重くのしかかる「それ（時）は、天でも地でも重い（重大事となる）」。また別の解釈では、それがいつやって来るか分からないために、常にその恐怖に怯えることになり、天と地の者にとって重大事となる。そしてそれは、突然やって来る。

ハディース「“最後の時” は、雌ラクダの乳をしぼっている男が、容器のへりまでそのミルクをまだしぼり切らない状態の時突然始まる。また、衣類の売買をしている二人の男が、その商談を終えないうちに“最後の時” は始まる。更にまた、水桶をそろえている男が、まだその仕事を終えないうちに、“最後の時” は始まる。」

ここでは、その「時」について2回繰り返して尋ねられる。最初の質問は、その起きる時間についてであり、二度目の質問はその強さや恐ろしさの度合いについて尋ねている。また最初の答えでは、それを知るのが「私の主(ラッビー)」と言っているのは、それをいつ起こすかを支配するものとしての意味。二度目では、アッラーの許にその知識があると言っているのは、そのものの程度や内容そのものについての知識を持つ者を意味する。そしてそのことを知る者は少ない。それを知る者は、それを伝えるクルアーンを信じる信者だけだ。しかしそれが起きる近さについて、ハディースでは、「私が遣わされたこととその時はこの二つのようなものだ。」と言って、人差し指と隣の指の間をくっつけてみせた。」とあり、クルアーンでは、「(審判の) 時の決定は、瞬き一つのようなもの。またはそれよりもっと短い(であろう)。」(16章77節)とある。

その時が人間に明かされていないことの意義は、人間に改悛や義務や善行へと急がせることにある。

終末の前兆は3つ：(1) 既に起きていることで、ユダヤ人との戦い。エルサレムとコンスタンチノーブルの開城。(2) 一部は起きて、未だに続いていること。多くの紛争、多くのダッジャール(偽キリスト)、多くの姦通、多くの女性の男性化、不信仰や無神論や多神の広まり。(3) 時が近づいたときに現れる印。女奴隷が主人の子供を産む、裸足の羊飼いが高層の建物をきそって立

てる、太陽が西から昇る。

4. 全ての事柄は、唯一アッラーの手にある。ガイブ（幽玄界）の知識とリサーラ（メッセージ）の真実はアッラーに特有のものである（188節）

188. 言ってやるがいい。「わたしはアッラーが御好みにならない限り、自分自身のための利害すら自由に出来ない。わたしがもし幽玄界を知っているならば、わたしは善いことを増し、また災厄に会わなかったであろう。わたしは只の一人の警告者で、信仰する者への吉報を知らせる一人の伝達者に過ぎない。

啓示の背景

マッカの人々が、預言者に「ムハンマドよ、お前の主は我々が商売して儲かるように、物の値段の高いとか安いを教えてくれないのか？また我々が実り豊かな土地に行けるよう不作の土地を教えてくれないのか？」と言ったときにこの啓示が降ろされた。

言葉の説明

幽玄界：アラビア語でガイブという。それは我々に隠されているもので、アッラー以外には知らないものと預言者や使徒などがアッラーからの知らせによって知り得るものがある。

善いこと（ハイル）：人が一般的に益となり欲しいと願う、お金などの物質的なものや知識などの概念的なもの。

災厄（スーウ）：貧困など人がその害によって嫌うもの。

警告者（ナズィール）：不信者に対する地獄の警告者。警告には不信仰や反抗による懲罰の恐怖を伝えることが含まれる。

吉報を知らせる一人の伝達者（バシール）：信者に対して天国の吉報を伝える者。吉報には信仰と善行による報酬を切望するように伝えることが含まれる。

前節との関係

前節においてその時（終末）がいつ起きるかはアッラー以外には知る者がい

ないと語られた。そこでここではアッラーは預言者に、すべての事柄はアッラーの手にだけ握られていること、ガイブの知識はアッラーしか知り得ないこと、預言者にはアッラーが望まない限り何の力もなく、ただの警告者に過ぎないことを人々に伝えるよう命じた。

解説

アッラーは、預言者にすべての事柄を委ねるよう命じる。そして預言者自身については、彼がガイブについて何も知らないし、アッラーが明かしたこと以外は知りようがないと告げるように命じる。クルアーン「**かれ**（だけ）が幽玄界（ガイブ）を知っておられ、その秘密を誰にも漏されはしない。**かれ**の御氣に召した使徒以外には。」（72 章 26、27 節）

アッラーは預言者に対し人々に「私は、アッラーが望まれない限り、自分にもまた自分以外にもどんな益をもたらす力もないし、いかなる害でも防ぐこともできない」と言えと命じる。これは、預言者がアッラーへの崇拝の表明を示すものであり、ガイブの知識をひけらかす者と一線を画す者であることを示す。また使徒の役割はアッラーからの啓示を人々に伝えることで正しく導くことである。それ以外は他の人と同じ人間である。クルアーン「言ってやるがいい。「わたしはあなたがたと同じ、只の人間に過ぎない。あなたがたの神は、唯一の神（アッラー）であることが、わたしに啓示されたのである。」（18 章 110 節）

節から理解されるもの

この節は、イスラーム教理の基本を明らかにする。それは預言者の役割が支配者ではなく啓示の伝達者であること。彼はアッラーからもたらされたものによる行いにおいて人々の正しい規範であるが、彼にはアッラーに備わる属性も行為もない。また物事における影響力の権威もない。益もなければ害もない。善もなければ悪もない。信仰もなければ不信仰もない。それらを決めるのは全てアッラーの望むままである。

5. 人類の最初の創造とタウヒード（一神）の命令とシルク（多神）の否定とクルアーンへの遵守（189～193 節）

189. かれこそは、一個の魂（アーダム）からあなたがたを創り、互いに慰安を得るため、その妻（ハワー）を創られた御方であられる。かれがかの女と交わると、かの女は体内に軽い荷を負ったがそれでもかの女は（容易に）往来していた。そのうち重さが加わるようになると、かれらは兩人の主、アッラーに祈って（言う）。「もしあなたが良い子をわたしたちに御授けになれば、わたしたちはきっと感謝を捧げます。」

言葉の説明

互いに慰安を得るため：アーダムが、彼女と親しくなるために、

交わる：アラビア語は、彼が彼女を覆うとか包むという表現で比喩的に表現している。

軽い荷：これは、ヌトファ（妊娠の最初の段階の胎盤に着床したばかりの状態）で、女性はまだその痛みも重さも感じない段階。

往来していた：いつものように日常活動を困難もなく続けた。

重さが加わるようになる：お腹の子供が大きくなり重くなり、出産の時になると。

かれら：夫婦。この二人は多神教徒。

祈って（言う）：誓う。

良い子：どこにも欠陥がない健康な子。

感謝を捧げます。：あなたの恩恵に感謝する者になります。

解説

アッラーは、人間を最初是一个の魂（アーダム）から創り、そのアーダムから妻のハワーを創り、その二人から人々が広まっていった。クルアーン「人びとよ、われは一人の男と一人の女からあなたがたを創り、種族と部族に分けた。これはあなたがたを、互いに知り合うようにさせるためである。」（49 章 13 節）、「人びとよ、あなたがたの主を畏れなさい。**かれ**はひとつの魂からあなたがたを創り、またその魂から配偶者を創り、兩人から、無数の男と女を増やし広められた方であられる。」（4 章 1 節）

またこの魂を一つの種（ジンス）からと解釈する説もある。同じ種から対に作られた。クルアーン「またわれは、凡てのものを両性に創った。」(51 章 49 節)

190. だがかれが兩人に良い（子）を御授けになれば、かれら二人に授けられたことに対して、二人はかれに同位の者を立てた。だがアッラーは、かれらが立てたものの上に高くおられる。

言葉の説明

良い（子）：身体も本性も正常な子供。

同位の者を立てる：アッラーが二人に与えたことについて、それに参加した仲間（神々）を置く。

かれらが立てたもの：マッカの人々が仲間に加えた偶像たち。

高くおられる：離れていて、関わりがない。この文は前節の「あなたがたを創り」に繋げられる。

解説

ここの二人についての解釈で、いくつかの解釈がある。

- ① スューティーのような一部のタフスィール学者は、この二人はアードムとハワーを指すとする。その根拠に伝承の弱いとされる次のハディースを上げる。預言者が語った。「ハワーが子供を生んだとき、悪魔の頭領イブリースが彼女の周りを周り、彼女に「アブドル・ハーリス（ハーリスの僕）と名付けなさい。そうすればその子は長生きしますよ。」と言った。その時、彼女には子供が早死していた。またイドリースは、天使の間でハーリスと呼ばれていた。そこで彼女は、その名前を付けた。その子は成長した。」しかし、これは悪魔の囁きであり、彼の命令である。この話はイスラエルの伝承でも見られるが根拠がない。またこのことは預言者には相応しくない。
- ② アル・ハサンヌルバスリーは、これはアードムとハワーの子孫でユダヤ教徒とキリスト教徒とする。また解釈学者のイブヌ・カスィールは、

この説を支持する。

- ③ この二人は、アードムとハワーではなく、その子孫のなかの多神教徒を指している。そのために「かれらが立てたもの」の部分では主語が複数形になっている。アードムとハワーが最初に語られるのは、二人の後に出てくるものに対する導入のようなものである。これはクルアーンに見られる個から種（ジンス）へ記述が移るイステイルダードの規則とおなじものである。例「かれは灯明（星）をもって、最下層の天を飾り、悪魔たちに対する礫（流星）とした」（67章5節）ここで灯明（ランプ）と言うのは天を飾る星々のことであり、その個別の星を悪魔に投げつけるたわけではなく星一般を投げたことになる。

要約すると、多神がアードムとハワーに帰されているが、その意図するところはユダヤ教徒やキリスト教徒や多神教徒などの二人の子孫である。なぜなら二人は多神教徒でなかったからである。またザマフシャリーは、二人とあるのは、本来は「二人の子孫は」でるが子孫が省略された形であるとしている。そのために「かれらが立てたものの上に高くおられる。」の主語が複数形になっていることを理由に上げる。

191. かれら（多神教徒たち）は、何物も創造し得ないただの被造物に過ぎないものを（アッラーに並べて）崇拝するのか。

言葉の説明

崇拝するのか：多神をたてるのだろうか。この疑問は、非難の疑問文。

被造物に過ぎないもの：その時、彼ら自身は作られている状況にある。

解説

前節の最後の言葉を直後に非難の疑問の形で繰り返すことで、アッラーは、彼らの多神を強く否定する。その根拠が、彼らのシルク（多神）をするものが、何も創造できないばかりか、自らがアッラーによって造られたものであるため。クルアーン「本当にあなたがたがアッラーの外に祈るものは、仮令かれらが束

になっても、一匹の蠅（さえ）も創れない。また蠅がかれらから何か奪い去っても、それを取り戻すことも出来ない。祈る者も、祈られる者も、全く力が無いのである。」(22 章 73 節)

192. それらはかれらを助けられず、自分自身（さえ）も助けられない。

解説

それらの偶像は、彼らの信者を援助することも助けることもできないばかりか、彼ら自身に投げられる侮辱も彼らに供えられた宝も守ることもできない。それらは見ることも聞くことも話すこともできない。話したり聴いたり見たりすることができる信者の方が彼らよりすぐれているのではないか？

193. 仮令あなたがたが導きのため、それらに呼びかけても、あなたがたに従わないであろう。あなたがたがそれらに呼びかけてもまた黙っていても、あなたがたにとっては同じことである。

言葉の説明

導きのため：導き、信仰へ。

従わないであろう：応えないであろう。

黙っていても：この文は、アラビア語では名詞文といい。前の「呼びかけても」が動詞で表現されていることと表現を変えているのは、名詞文は、継続を表すため。それは彼らが危機的状況に落ちいったときには、偶像ではなくアッラーに祈り、偶像に対しては沈黙を続けることになるから。

解説

あなたがたが偶像に導きを求めて祈るか、彼らがあなたがたの望むものへと導くために祈っても、彼らは、アッラーが応えるように応えてくれないだろう。何故なら彼らはあなたがたの声を聞くこともできず祈りを理解することもできないからである。それであなたがたが、偶像に祈っても、沈黙しても同じことである。

これらの節から理解されるもの

(1) アッラーは、母親に妊娠の困難さを、段階的に重くして、突然困難がやって来ないようにした。

(2) 妊娠は、その事柄の重大性から、それによる死亡は殉教になるとしている。ハディース「聖戦を除いて殉教になるのは7つある。伝染病で亡くなった者、溺死した者、肋膜炎で亡くなった者、腸の病気で亡くなった者、火災で亡くなった者、物の崩壊で亡くなった者、妊娠して亡くなった女性である。」

(3) スンニー派は、「**かれら（多神教徒たち）は、何物も創造し得ないただの被造物に過ぎないものを（アッラーに並べて）崇拝するのか。**」（191節）を人は何も作ることはないし、自分の行為も作り出せないことの根拠とし、それが出来る者が神であるとする。

6. 信仰されている偶像の実態（194～198節）

194. 本当にアッラーを差し置いて、あなたがたが祈るものは、あなたがたと同じようにかれのしもべである。もしあなたがたが真実なら、それらを呼んであなたがたの祈りに答えさせなさい。」

言葉の説明

あなたがたと同じようにかれのしもべ：あなた方と同じ創られたもの。むしろ人間のほうがそれらの偶像より聞くことも話すことも出来る分完全である。ここで偶像を物ではなく人と同じ扱いをしているのは、多神教徒たち信仰にあわせているから。

もしあなたがたが真実なら：もしあなたがたが主張する偶像たちが神であることが本当なら。

答えさせなさい：この命令は、相手の無能を明らかにするためのもの。

前節との関係

これらの節は、前節で明らかになった偶像が神としてふさわしくないことを確実にし、多神を心から一掃しタウヒード（一神）を植え付けることにある。

195. それらは歩く足があるのか。持つ手があるのか。また見る目があるのか。聞く耳があるのか。言ってやるがいい。「あなたがたは（かれに配する）神々を呼べ。直ぐわたしに向かって策謀してみよ。躊躇することはない。

言葉の説明

それら：偶像たち。

あるのか：非難の疑問を繰り返すことで非難の誇張になる。

持つ手：攻撃する手

神々を呼べ：私を滅ぼすために

躊躇することはない：私に猶予を与えるな。私はお前たちのことなど気にしていないのだから。

啓示の背景

多神教徒達が、預言者を彼らの神々で「我々は、我らの神々の怒りからあなたのことを心配しています」と言って脅した時、アッラーは、預言者にこのように応えるよう命じた。「言ってやれ・・・」

解説

前節で、偶像が崇拜するのにふさわしくない理由としてそれらがあなたがと同じアッラーによって創られたものであり、アッラーの定めに逆らうことができない者たちであることが語られ、ここでは彼らが人間よりもむしろ劣っていることを明かす。彼らは、歩くことも見ることも聞くこともできない。人よりも能力に劣るものが崇拜の対象にふさわしいであろうか。それらは益をもたらすことも害から防ぐこともできないただの石ころである。中にはお菓子で出来た偶像もあった。ハニーファ族の偶像はお菓子だったので飢饉の時には食べられたという詩まで残されている。「ハニーファ族は神を食べてしまった。飢饉と干ばつの年に」このような状況の中で、預言者はこれらの多神教徒たちに言ってやれとアッラーは命じる。「私のことでお前たちの神々に助けを求め、協力してわたしに今すぐ策謀しなさい。一瞬もそれを延ばすことはない。」

196. 本当にアッラーはわたしの愛護者であり、啓典を啓示された方である。かれは正義の徒を愛護なされる。

言葉の説明

啓典を啓示された：私にクルアーンを下した。

正義の徒：アラビア語ではサーリフというが、信仰深く善行を行う者。

前節との関係

前節で預言者が、多神教徒たちに預言者に対する策謀をするよう挑発したのは、そこにアッラーによる庇護の信頼があるからである。そこでこの節で、アッラーは預言者を含めた信仰深い者たちを守っていると語られる。

解説

原文の表現では、私（預言者）の保護者は、経典を下したアッラーであるとなっていて、そのことで啓典（クルアーン）を下した相手が自分であることが分かる。また原文では次の文は状況の接続詞「ワ」で繋がっているので、その時かれ（アッラー）は、正しい人たちを保護しているとなり、預言者もその中に入っていることが分かる。またアッラーに対する信仰が義務となる理由として、アッラーが宗教と現世の益とを手に入れることに責任を持っているからとする。宗教についてはクルアーンを啓示したことであり、現世については正しい人々を守ることによる。この節を身をもって実現した例として、公正さで知られるカリフ・ウマル・ブヌ・アブドルアズィーズがある。彼が自分の子供たちのために何も蓄えなかったのも、その訳を尋ねられたとき、こう言った。「私の子供は、サーリフ（正しい人）か、罪人かのどちらかになる。もし正しい人なら彼の保護者はアッラーになる。アッラーが保護者であるなら、私のお金は必要ないはずだ。もし罪人になるのであれば、アッラーはおっしゃった「わたしは、もう決して罪を犯す者たちの味方にはなりません。」（28章18節）

197. だがあなたがたがかれを差し置いて祈るものは、あなたがたを助けることも、自分自身（さえ）も助けることは出来ない。」

解説

ここでアッラーは更に多神教徒たちへの偶像たちの援助の失敗を確認する。それらはあなたがたを助けることも自分たちに降りかかる侮辱を振り払い、自分たちに供えられたものが盗まれるのを止めることもできないのだ。イブラーヒームはかつて偶像を壊した。クルアーン「そこでかれは、かれら（偶像）を右手で打った。」（37章92節）「こうしてかれは、必ずかれらがそこに返って来るであろうと（思って）、唯一体の巨像を除きそれらを叩き壊した。」（21章58節）

198. もしあなたがかれら（クライシュ族）を正道に招いても、かれらは聞かない。あなたはかれらが、あなたを見守っているのを見よう。だがかれらは見てはいないのである。

言葉の説明

あなたがかれら（クライシュ族）を正道に招いても：原文では、主語はあなたがたでかれらは偶像たちと解釈され、意味はあなたたちが偶像があなたたちを正しい道に道いてくれることを祈ってもとなる。また別の解釈では、この和訳のように彼らはクライシュ族の多神教徒とする。

あなたは：読者。

解釈

前節までに偶像の無力が証明され、援助も望めないことが語られ、ここでは更に神の基本である正しい導きもできないことが明かされる。彼らには元々聞く耳がないからである。また彼らには目があるがそれは作り物で何も見えていないのである。聴覚と視覚がない者に助けも報復も出来る訳がないのである。

7. 社会倫理の基本とシャイターン（悪魔）の抵抗（199～202節）

199. （ムハンマドよ）寛容を守り、道理にかなったことを勧め、無知の者から遠ざかれ。

言葉の説明

寛容（アフウ）を守り：人との交際で寛大で容易さを取るように命じる。

道理にかなったこと：ウルフ、アッラーが命じるものや、人々が善と認めるもの、人に対する善行や親切。

前節との関係

前節では、偶像の力のなさを明かされ、ここでは人との付き合いにおける正しいあり方を明らかにする。それは一神教の教理が明快になった後にくる法規則の基本になる美徳である。

解説

この節では、3つの美徳について明かされる。

（1）寛容（アフウ）：これは人の行為や倫理において困難さよりも容易さをとることである。ハディース「容易に行い、困難にしないようにしなさい。吉報をつたえて、恐怖を伝えないようにしなさい」

クルアーン「あなたがもしも薄情で心が荒々しかったならば、かれらはあなたの周囲から離れ去ったであろう。だからかれら（の過失）を許し、かれらのために（アッラーの）御赦しを請いなさい。」（3章 159 節）また同様のこの中には、優しく宗教へ呼びかけることがある。クルアーン「英知と良い話し方で、（凡ての者を）あなたの主の道に招け。最善の態度でかれらと議論しなさい。」（16章 125 節）

（2）善行を勧める（アムル・ビルマアルーフ）：これはアッラーが命じることと、人が互いに善と認めること、理性あるものが良いと認めることなどを行うことである。クルアーンではマアルーフは重要な規則についてのみ述べられている。クルアーン「あなたがたは一団となり、（人びとを）善いことに招き、公正なことを命じ、邪悪なことを禁じるようにしなさい。」（3章 104 節）

（3）無知な者から離れる：彼らとの交わりを避けて彼らの害から自分を守ること。また彼らの害に耐えること。もし彼らが話しかけてきたら、寛容な態度で接する。クルアーン「怒りを押えて人びとを寛容する者、本当にアッラーは、善い行いをなす者を愛でられる。」（3章 134 節）

200. また悪魔からの中傷があなたを悩ました時は、アッラーに加護を求めなさい。本当にかれは全聴にして全知であられる。

言葉の説明

中傷：原文はナズグという。これは針のような尖ったものを皮膚に刺し込むことで、ここでは人間を不信仰へそそのかす悪魔のささやきを比喩的に言っている。

あなたを悩ました時：あなたに降りかかった時。

前節との関係

人との関わりの基本として、寛容な態度をとり善行を行うように命じられたが、悪魔はそれでも人惑わそうと囁きで心に忍び込もうとする。その時は、アッラーに助けを求めることが求められる。

解説

このアッラーに助けを求めることは、イスティアーザ（アウーズビッラーヒ・ミナッシャイターニッラジームと唱えること）というが、クルアーンを読む最初に唱えることが求められている。クルアーン「あなたがクルアーンを読唱する時は、忌まわしきシャイターンに対して、アッラーの御加護を祈れ。信仰して主に縋る者に対しては、（悪魔）はどんな権威も持たない。」（16章98、99節）

201. 本当に主を畏れる者は、悪魔がかれらを悩ますとき、（アッラーを）念ずればたちどころに（真理に）眼が開くだろう。

言葉の説明

悪魔がかれらを悩ますとき：原文では、悪魔のさ迷うあるいは回るもの（ささやき）が彼らに触れる時と表現され、前節では中に刺さって入ると表現され、ここでは表面に触るとなっている。

念ずれば：アッラーの罰と報酬を思い出す。

眼が開くだろう：真理に目覚め、われに帰る。

202. だがかれら（悪魔）の兄弟たちは、もっと深くかれらを誤りに引き込もうとして、決して手を緩めない。

言葉の説明

兄弟たち：不信者たち。

誤りに引き込もうとして：悪魔たちは彼ら（不信者たち）を迷わせることで協力する

手を緩めない：迷わせることを控えたり、止めない。

8. 預言者・啓示への従順とクルアーンの特徴（203節）

203. あなたが一つの印をもかれらに齎さなかった時、かれらは言う。「あなたは何故それを（自分で）選ばないのか。」言ってやるがいい。「わたしは、只主からわたしに啓示されることに従うだけです。」それは、あなたがたへの主からの啓蒙であり、また信仰する者への導きであり、慈悲である。」

言葉の説明

一つの印：奇跡やクルアーンの一節。マッカの人々がムハンマドに提案し求めた目に見える奇跡など。

選ばないのか：自分で作り出さないのか。人々は嘲笑して言う。

啓示されることに従うだけです：自分でそれを作り出すものではない。

それは啓蒙であり：それ（クルアーン）は、心に真理が見えるようにするもの、それによって真理を理解させるもので明瞭な証拠である。

前節との関係

前節でアッラーはシャイターンが人々をそそのかして誤った方へ導こうとしていることについて語った。ここでは、その一つの方法を明らかにする。それは人々が目に見える奇跡を求めることで、例えばクルアーンの他の節で、「かれらは言う。『わたしたちのために、あなたが地から泉を湧き出させるまでは、あなたを信じないであろう。またはあなたがナツメヤシやブドウの園を所有し、

その間を通して豊かに川を流れさすまでは。』(17章90、91節)というようなことを求める。それでそれが出来ないときに、あなたは何で自分でそれを創らないのかと嘲笑する。それは彼らがクルアーンは、ムハンマドが自分で作り出したものと主張しているからである。「これは只捏造した、作りごとである。」(34章43節)

解説

アッラーは、使徒に言う。あなたがマッカの人たちに彼らの求める奇跡やクルアーンの一節を持ってこなかったときには彼らは言った。「何であなたは自分で創らないのか」それは彼らがクルアーンはムハンマドが勝手に創ったものであり、彼は本当の使徒ならムーサーのように目に見える奇跡を持ってくることができる主張しているからだ。あるいは、あなたが必要なものは持ってきてくれるアッラーに何で頼まないのかと言った。彼らに言ってやりなさい。「私は主の下す啓示に従うだけで、奇跡を起こすこともクルアーンの一節を作り出すことも出来ない」

そしてアッラーは、彼らをこのクルアーンこそ最も重大な奇跡であることへ導く。なぜならそれは心が真理を見えるようにするものであるからだ。

9. クルアーンへの傾聴とズィクル(唱念)のやり方(204～206節)

204. それでクルアーンが読誦される時は、それを謹んで聴き、また静粛にしなさい。恐らくあなたがたは慈悲を受けるであろう。

言葉の説明

謹んで聴き：聞く意図をもって耳を傾けなさい。

静粛にしなさい：周りに気をそらすことなしに静かに聞きなさい。

啓示の背景

多くのハディースが伝えるところは、預言者の後ろで礼拝をしているときに、大きな声で続けて読んだり、話したりしていたのでこの節が降りた。また別のハディースでは、マッカの多神教徒たちが礼拝している預言者の所にやってき

て互いに「クルアーンに耳を傾けてはなりません。そしてその（読誦）中にしゃべりまくりなさい。そうすればあなたがたは圧倒出来ます。」(41章26節)と言って邪魔した時に、この節が降りた。

前節との関係

先に、アッラーはクルアーンが人々への指針であり、信者に対する明証であり、慈悲であり導きであると語った。ここではそのクルアーンが朗唱される時には、それに敬意と畏敬を示すために静かに傾聴するようアッラーは命じる。この朗唱に対する傾聴は、礼拝ばかりでなくいかなる状況でも求められる。礼拝の時については、アブー・ムサー・アルアシュアリーの伝えるハディースでアッラーの使徒は「イマームが礼拝で先導している時、彼が「アッラーフアクバル（アッラーは偉大なり）」と言ったときには、同じように言いなさい。しかしクルアーンを朗誦した時は、傾聴しなさい。」と語った。

クルアーン朗誦に関して：①集会でのクルアーン朗誦に傾聴しないことは、マクルーフ（好ましくないこと）である。②クルアーン朗誦は、タルティール（早くもなく遅くもない速さ）で、気取ったり、音を延ばしすぎたりしないこと。③朗誦に傾聴する報酬は、クルアーン朗誦の報酬と同じ。ハディース「アッラーの啓典の一節に耳を傾ける者は、倍の報酬が記される。またそれを朗誦する者には、審判の日、彼には光がある。」

イマームの後ろで礼拝をするとき声を出すことについて3つの見解

(1) ハナフィー派：この節により、イマームが声をだしてクルアーンを読む礼拝でも出さない礼拝でも、後ろの信者はクルアーンを読まない。それがアッラーが傾聴と沈黙を求めた意味だから。声を出さない礼拝でも、イマームはクルアーンを読んでいる訳だから、それを静かに聞くべきである。これはサハーバ（教友）の多くが行なったことだった。

(2) マーリキー派、ハンバリー派：声を出さない礼拝では、各自が心でクルアーンを読み、イマームが声を出すときはそれを聞き読まない。アブーフライらが伝えたハディース「アッラーの使徒が、クルアーンを声に出して朗唱する礼拝を終えて退出するとき『さっき誰かクルアーンを読みましたか？』とおっしゃっ

た。『はい』と誰かが答えた。すると使徒は、『私にはクルアーンで競うものはないと言っておきます』と言われたので、人々は、それ以来、使徒がクルアーンを声に出す礼拝では、詠むことを止めた。」

(3) シャーフィイー派：クルアーンのファーティハ（第1章）はいつも読む。それはイマームでもそれ以外の人でも同じである。クルアーン「だからあなたがたは、クルアーンを無理にならない程度に読め。」(73 章 20 節) ハディース「クルアーンのファーティハを読まない者の礼拝はない。」

205. またあなたがたは朝夕、魂を込めて謙虚に、恐れ謹んで、言葉は大声でなく、あなたの主を唱念しなさい。おろそかな者の仲間となってはならない。

言葉の説明

大声でなく：大きすぎず、小さすぎないちょうど良い。

朝夕：朝（アラビア語のグドゥーウ）は、ファジュルの礼拝から日の出までの間。夕（アーサール）は、アスルから日没の間で、昼の初めから終わりまでとなり、その意味するところは全ての時間で。

魂を込めて：心の中で密かに、心から。

おろそかな者の仲間となってはならない：唱念の命令の確認。アッラーを唱念することを怠らず常に心はアッラーと繋がっていること。人がそれを怠ったとき、心はアッラーに対する恐れを感じ。

解説

ここでアッラーは、昼の初めと終わりに彼を唱念するよう命じる。クルアーン「太陽の登る前と沈む前にあなたの主の栄光を称賛しなさい」(50 章 39 節) その時は、密かに心の中で心からアッラーの名前を唱えたり、罪の赦しを求めて祈る。また謙虚に恐れてアッラーの恩恵を願って、声に出して祈るときには、大きくもなく小さくもない声で祈る。クルアーン「礼拝の折には、声高に唱えてはならない。また（余り）低く唱えてもいけない。その中間の道をとれ。」(17 章 110 節) アブームーサー・アルアシュアリーの伝えるハディース「私たちが、

預言者と共に旅をしていた時、人々が大声でタクビール（アッラーフ・アクバル！）を唱えだした。預言者は、その折『人々よ、声を低めなさい。あなたたちは、つんぽや不在者を呼んでいるわけではありません。あなたたちの近くに一緒にいて、なんでもお聞きになる方のお呼びしているのです』と言われた。」

206. 本当にあなたの主の側近にいる者は、かれを崇めるのに慢心することなく、かれの栄光を讃えて唱念し、かれにサジダする。〔サジダ〕

言葉の説明

主の側近にいる者：天使達。

かれを崇めるのに慢心することなく：アッラーの崇拝において傲慢にならない。

かれの栄光を讃えて唱念し：アッラーを称賛する。

サジダする：アッラーにだけ服従し崇拝して祈る。

解説

これは天使達の常にアッラーを称え、崇拝する行動によってそれを手本とするように念を押した節で、この章は終わる。またこの節のサジダ（額づく）マークは、クルアーンで最初に出てくるものである。このマークが出てきた時には、読み手も聞き手も共にサジダをするのがイジュマー（合意）によって決められた。この節を読んだり聞いた者は、サジダをすることが求められる。このスジュード・テラーワ（朗誦のサジダ）は、それを拒否した多神教徒には強制させ、天使に倣うものとして規定される。ハディース「アーダムの息子はこのサジダを読むとサジダする。シャイターンは泣いて離れる。彼は言う。『なんと惨めなことか。アーダムの息子はサジダを命じられるとサジダして、彼には天国が与えられた。しかし私はそれを命じられて拒否したので地獄が与えられた。』」

スジュード・テラーワの義務について見解の相違

（1）マーリキー派、シャーフイー派、ハンバリー派は、それは義務ではないとする。ハディース「預言者は、ミンバル（説教台）のうえでサジダがある節を読んだとき、そこから降りてサジダをした。それで人々も一緒にサジダし

た。その後、別のジウムアでそれを読んだとき、人々はサジダの準備をした。すると預言者は、『皆さん、慌てないでください。アッラーは、私たちがそれを望まない限り義務としていないのです。』とおっしゃいました。それはサハーバの前で起きたことです。

(2) ハナフィー派は、義務とする。何故なら前のアードムの息子のハディースは、サジダが命じられているから。

(3) 相違がないのは、サジダは礼拝するときに求められる。それは、礼拝には、清浄やニーヤ（意思決定）やヤキブラ（マッカの方角）などの条件が求められることと同じである。

サジダをする人は、タクビールと両手を上げることが求められるか？

(1) シャーフィイー派とハンバリー派は、必要とする。それは預言者が、サジダするとき手を挙げるときタクビールをし、サジダするときタクビールをしたから。

(2) マーリキー派は、礼拝のとき、頭を下げる時と上げるときにタクビールをするが、礼拝以外については相違が見られる。

(3) サラームについては、大勢は行わないが、シャーフィイー派は行う。ハディース「礼拝の鍵は、清浄であり、その神聖さはタクビールであり、その解放はタスリーム（サラームの挨拶）である。」

2012 年 9 月 25 日発行 第 9 号

発 行 所 拓殖大学イスラーム研究所
〒112-8585 東京都文京区小日向 3-4-14
電話 03 (3947) 9414 (代)

編集委員 柏原良英

発 行 者 福田勝幸

印 刷 所 共信印刷(株)